厅議(政策	マ調 登	:会議)	桑竹	F#	込書					申込	.日	令和元	元 年	10	月	28	日
案件名	第2次	て相模原	市市民協	多動	惟進基本計	画の	策定は	こつい	τ								
所 管	市	ī民	局区		市民	劦働扌	進進	課担	当者				内線				
概 要	第2%	欠相模原ī	原市市民協働推進基本計画の策定について諮るもの														
審議内容 (論点)	第2	第2次相模原市市民協働推進基本計画(案)について															
実施計画の位置付け	あり 施策番号及び 施策48 皆で担うまちづくりの推進																
	関係課	•			年 10	月	11	日	政策	調整	会議	令和元	T 年	11	月	5	日
普藤口	局·区政	效策会議			年	月		日	政策	決定	会議		年		月		日
	条例等	の調整		な	:し 議会_	上程時	期						報道	への情報	提供	な	b
日程等	パブリッ	クコメント	あ	IJ	時期	令和法	元年12	月~令	和2年1	月譜	会へ	の情報提	供	部会	令	和元年 ²	12月
阴监争权			な	し	個人	情報の	目的タ	卜利用	等	なし	J						
	2,3,			関	係部局名等				部	整項	■			調	整状況	,	
	関係部	8局との	各区役所	ſΣΙ	対策課及び地	域振興	課 (言	(計画)全体の記述				調整済					
	調整		生涯学習課					(計画)公民館に関する記述 調整済									
			職員研修所					(計画)市職員の研修に関する記述 調整済									
									の紹	過							
1441601006	月	日	88/万±田 B														
陝 討						の諮問									平 利寺	レンり	(
														-3/			
						回)		次期市民協働推進基本計画について 中間支援組織、若者活動団体、NPO法人、企業へのヒアリングを実施									
					[] + ML									企業へ(リヒアリ	ソクを	美肔
							「協	働の実践	者に聞く	多様な	主体が活	5躍するさがみ	はら」をテ		ネルディス	カッションで	を実施
# #	R1.	10.4	市民協働	b推定	進審議会か	ら答申	次	期市日	民協働	推進基	基本計	画につい	て(答	‡)			
		压曲之			L ÷7 + +4	b		7			,	T <i>L ///</i> 2±E					
関係課長会議 の結果等		原業を			上部厅憩	₹ ∕\151	譲9	ට ,			(以東調	全 会	譲			
		総務法	制課		企	画政領	き ほうしゅう こうしゅ こうしゅ こうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅう しゅう			経	営監	理課		財	務課		
関係課長会議																	
### # # # # # # # # # # # # # # # # #																	
जिल्ला					消	本計画の策定について	民協任	民協働推進課									
	【関係課		<u> </u>														
	基本放	色策1の反															
						以他の江	生梦小	(兀守)	を刨余	・し 古十 1川	19 0	ここを	早一可吃	即の推進		C10)	2
			Eな取組「	ユニ	コムプラザる	さがみに	まらの	活性化	ムにつ	いては	は、賑	わいづくり	に寄り	する収値	或美術	品の展	示も
			展示は試	行的	に実施して	いるもの	りで、 ፮	実施状	況に。	よって?	女めて	提案した	l I。				
	○基本が	色策6の反	以果指標「	住ん										だけでは	なく、「	を かいりゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう	の数
			. 19.41.17)	٠,													
	車級車	**	> ≛盖1														
				制度	及び協働事	業提案	制度	の効果	!的な	運用は	:、市(D財政負担	旦の増加	加を含む	のか。		
	市の則	財政負担 (の増加を	意図	するものでは	はなく、	既存制	度を									
	各事業	業において	て協働を近	≣める	ることを目的	とし、音			幹級	以上の	職員	を想定して	ているだ	が、具体的	りな内	容は市	民協
	働推進名	会議を通し	どで協議さ	せて	いただきた	ι I.											

事案の具体的な内容

第2次相模原市市民協働推進基本計画(案)について

(1)事案の概要

平成26年3月に策定した「相模原市市民協働推進基本計画」について、今年度を持って計画 期間が満了することから、新たに策定する「第2次市民協働推進基本計画(案)」について諮る もの

- (2)計画の位置付け
 - ア 相模原市市民協働推進条例で定める基本計画
 - イ 次期相模原市総合計画の部門別計画
- (3)計画期間

8年間(令和2年度から令和9年度まで)

(4)計画期間の目標(目指す姿)

「一人ひとりが地域の課題を自分事として考え、活動し、協力して取り組むことができる社会」

- (5)策定のポイント
 - ア 市民等に「協働」がより伝わるように、次の内容を新たに掲載
 - ・条例に定める「協働の定義」及び「協働の基本原則」の具体的な説明
 - ・協働の取組により期待される主な効果
 - ・協働により効果が期待される事業(協働に適した事業)
 - ・条例で目指す「皆で担う地域社会」の具体的な姿
 - イ 「情報の発信」と「活動に参加する者」「協働による活動をけん引する者」の協働の担い手 増加につながる取組を積極的に進めることとした。
 - ウ 若者の視点を踏まえ、市ホームページや広報紙以外の媒体も活用し、興味を喚起する情報発信に取り組むこととし、また、誰でも自由に集まれる場・仕組み等の検討を新規の取組として 位置付けた。
- (6)新規の取組及び重点的な取組(:新規:重点)

連携した活動を促進するための情報の収集・発信

(仮称)協働ニュースの発信、表彰制度の創設など

市民のスキルを生かす仕組みづくりの検討

ビジネススキルを生かした団体運営の支援など

協働に関する取組を推進するための意識の向上

(仮称)協働推進担当職員の配置など

新たな協働が生まれる場・仕組み等の検討

誰でも自由に集まれる場等(フリースポット)の創出など

自治会運営への支援の在り方等の検討

自治会の意義や役割の整理など

さがみはら地域づくり大学事業の充実

コーディネーターズサークル登録者へのスキルアップ機会の提供など

地域活性化事業交付金制度の効果的な運用

事業評価の手法の検討など

協働事業提案制度の効果的な運用

評価・検証における市民意見の聴取・反映方法の検討など

(7)今後のスケジュール

令和元年12月 議会説明(部会)

12月~1月 パブリックコメント実施

令和2年 3月 第2次市民協働推進基本計画の策定

第2次相模原市市民協働推進基本計画(案)

目 次

計画の目的と取組の基本的な方向 第1章 計画の目的 ------ 1 1 2 計画の位置付け ------ 1 3 持続可能な開発目標(SDGs)と本計画との関係 ------ 2 計画の期間 ----- 3 4 「協働」とは ------ 4 5 協働の基本原則 ------5 6 7 協働の取組により期待される主な効果 ------ 6 8 協働により効果が期待される事業 ------ 7 9 目指す姿 10 取組の方向 本市の現状と課題 第2章 本市を取り巻く社会情勢等 ------12 協働に関する意識調査等 ------15 2 3 関係団体等へのヒアリング -----28 協働啓発シンポジウム「皆で担うさがみはらの未来」 4 協働の主体となる団体等の状況 ------32 課題のまとめ ------第3章 協働を推進するための取組 計画期間の目標と成果指標 ------基本施策1 協働に関する情報の収集及び発信 -------44 基本施策 2 協働に関する学習機会の提供 ------46 基本施策3 協働により実施する事業への財政的支援 ------48 基本施策4 協働を推進する拠点となる場の提供 -----50 協働により実施する事業を提案できる機会の提供 - 52 基本施策5 基本施策6 地域の特色を生かした協働のまちづくり ------54 第4章 計画の推進に向けて 推進体制 1 実効性の確保 ------

第1章 計画の目的と取組の基本的な方向

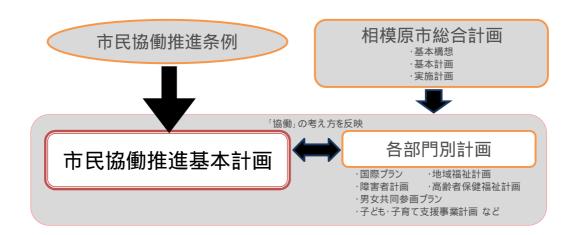
1 計画の目的

本市では、市民と市の協働及び市民と市民の協働を推進し、協働による市民の力を生かした創意と工夫があふれる皆で担う地域社会を実現するため、平成24年3月に「相模原市市民協働推進条例(平成24年相模原市条例第6号。以下「条例」という。)」を制定しました。

この条例の目的の達成を目指し、協働に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和2年度をスタートとする「第2次相模原市市民協働推進基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、条例第8条の規定に基づく市民協働推進基本計画です。また、本計画は「相模原市総合計画」部門別計画に位置付けられており、協働に関する施策を推進するための方向性や取組を明らかにするもので、分野ごとに策定された他の部門別計画とも関連しています。



相模原市総合計画の基本構想の「3 実現に向けた基本姿勢」においては、全ての政策に共通する市の基本的な取組の姿勢として、「協働によるまちづくりの推進」を定めています。

3 持続可能な開発目標(SDGs)と本計画との関係

持続可能な開発目標(SDGs)は、平成 27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの国際目標です。持続可能で多様性 と包摂性のある社会を実現するための 17 のゴールから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。

SUSTAINABLE GALS



SDGsの17のゴール

「協働」に関連するゴールは 1 から 17 までの全てですが、本計画において

出典:国際連合広報センターWEB サイト

特に目指すゴールは、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」となります。 持続可能な社会の実現には、行政のみならず、市民、地域活動団体、市民活動団体、大学、企業等の多様な主体が、それぞれのレベルに応じて課題解決に

向けて参画することが重要です。

パートナーシップを活性化し、協働を推進することにより、「 1 から 16 までのゴール」を達成することにもつながります。

4 計画の期間

本計画の期間は、相模原市総合計画と整合を図るため、令和2年度から令和9年度までの8年間とします。

また、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直します。

5 「協働」とは

条例第2条で「協働」を「市民と市及び市民と市民が、目的を共有してそれぞれの役割及び責任の下で、相互の立場を尊重し、協力して、公共の利益を実現するために活動すること」としています。

この「協働」を、より分かりやすく説明すると次のようになります。

「協働」の説明

多様な主体が、目的を共有してお互いの役割や責任を理解し、その特性や強みを生かしながら、対等の立場で協力して、地域社会の課題を解決するなど、皆がくらしやすいまちを実現するために、共に考え、活動すること。

定義

相模原市市民協働推進条例では、以下のとおり用語を定義しています。

1 市民

市内に居住する者、市内に通勤し、又は通学する者及び地域活動団体^{注 1}、 市民活動団体^{注 2}、大学、企業その他の市内で活動をするものをいいます。

2 協働

市民と市及び市民と市民が、目的を共有してそれぞれの役割及び責任の下で、相互の立場を尊重し、協力して、公共の利益を実現するために活動することをいいます。

3 地域活動

地縁を基礎として一定の区域を活動の場とする団体等が、公共の課題の解 決を目的として取り組む活動をいいます。

4 市民活動

市民が、営利を主たる目的とせず、自発的、自主的に公共の課題の解決を目的として取り組む活動をいいます。ただし、宗教、政治及び選挙に関する活動を除きます。

注1:地域活動団体の例

自治会、子ども会、老人クラブ、PTA、消防団等

注2:市民活動団体の例

NPO、ボランティア団体等

6 協働の基本原則

条例第4条では、協働を行う上での5つの基本原則を定めています。立場の異なる多様な主体が連携し、共通の目的を実現するためには、それぞれがこの基本原則を十分に理解することが大切です。この基本原則の共通理解をさらに促進するため、より分かりやすく説明すると次のとおりとなります。

また、協働を進めるに当たっては、「協働」それ自体が目的ではなく、目的を達成するための手法の一つであることを、活動する双方が共通認識を持つことが重要です。

(1)相互理解

立場の異なる組織等では、価値観や行動原理が異なるため、協働を進める中では、互いに誤解や不満を生じることも多くなります。相手の立場を十分に尊重し、相手との違いを認め、長所や短所などの特性も含めて、相互に理解し合うことが必要です。

(2)目的共有

協働には、「地域や社会の課題解決など、皆がくらしやすいまちを実現する」という全体の目的と、協働の各取組・事業における「課題認識」や「達成すべき個別の目的」があります。まずは、互いにこうした協働の目的を明確にし、共有することが必要です。

(3)役割合意と協力

互いの役割分担や費用分担、責任の所在について、適切な機会を設け相互の合意により決定し、活動の場における対等な協力関係を形成することが必要です。一方が主導し、他方が従属するのではなく、活動の場においては、双方が対等な関係であることを互いに常に認識して、取組を進めることが重要です。

(4)自立

地域や社会の課題を解決する協働のパートナーに相応しく、互いに依存することなく独自の事業が展開できる団体等が数多く育ち、双方が常に自立した存在として取組を進められることが必要です。また、地域等の課題に迅速かつ弾力的に対応するなど、各主体の持つ特性を生かし自主的に行動することが重要です。

(5)透明性の確保

公共サービスの提供者として、常に相互の関係や協働の内容を外から見 えるよう基本的事項を明らかにし、透明性を確保することが必要です。

7 協働の取組により期待される主な効果

多様な主体との協働を推進することで「市民サービスの向上」、「市民主体のまちづくりの推進」、「持続可能な都市経営」につながることが期待されます。

期待される主な効果

(1)市民サービスの向上

(2)市民主体の まちづくりの推進 (3)持続可能な 都市経営

(1)市民サービスの向上

社会や地域の課題が複雑化し、また、市民ニーズが多様化する中、これまでの行政による公平で均一的なサービスの提供では、十分な対応が困難になってきています。

多様な主体が協働することで、それぞれの特性や得意分野を生かしながら、自発的・自主性に基づく活動により相互に補完し合うことにより相乗効果が生まれ、市民ニーズへのきめ細かい迅速な対応につながることが期待されます。

また、単独の取組だけでは、気が付かなかった発想や新たな視点が生まれるなど、質の高いサービスの提供につながることが期待されます。

(2)市民主体のまちづくりの推進

一緒にまちづくりを担う多様な主体が、より自発的・自主的に地域の課題解決に向けた取組に関わることで、それぞれの視点が具体的にまちづくりに反映されるほか、ともにまちづくりを担う主体間のネットワークが広がることで幅広い事業が展開されるなど、市民主体のまちづくりにつながることが期待されます。

(3)持続可能な都市経営

多様な主体が公共サービスを提供するため、行政は市民感覚を意識することになり、コスト面や効率性の観点から改善が期待されます。また、協働に当たり各主体との役割分担を行うため、行政が担うべき公共サービスの範囲が明確になるほか、職員の協働に対する意識や理解が深まるため、行政組織内の連携強化が図られ、限られた人材や財源をより効果的に活用することで持続可能な都市経営につながることが期待されます。

8 協働により効果が期待される事業

協働により効果が期待される事業(協働に適した事業)を整理すると次のとおりとなります。ただし、これらの事業については、固定的に捉えるものではなく、社会情勢や市民ニーズの変化により協働に適しているか検討する必要があります。

	協働により効果が期待される事業(協働に適した事業)
1	多くの市民の参加や協力を求める事業 (イベント、講演会、啓発事業等)
2	個々の状況に応じたきめ細かく柔軟な対応が求められる事業 (子育て支援事業、高齢者支援事業、障害者支援事業等)
3	地域の実情を踏まえて実施する事業 (地域防災・防犯事業、環境保全事業、道路や公園等の清掃等)
4	各主体が当事者性を発揮し、主体的に活動する事業 (景観保全事業、環境保全事業等)
5	特定分野において専門性が求められる事業 (教育・芸術・文化・スポーツ活動、国際交流活動等)

個々の事業において上記分類のどれか一つに当てはまるとは限りません。 複数の分類に関係する場合もあります。

9 目指す姿

「皆で担う地域社会」として目指す姿は、以下のとおりです。

【皆で担う地域社会のイメージ】

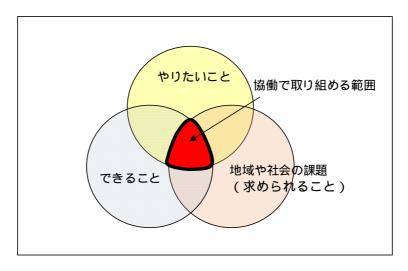
「一人ひとりが地域の課題を自分事として考え、 活動し、協力して取り組むことができる社会」

【具体的な目指す姿】

こんな「ヒト」が増えているとイイナ

- ・地域や社会における課題や問題に関心を持っている市民
- ・地域活動や市民活動に参加する市民
- ・参加している活動に周りの人を巻き込める市民
- ・地域活動や市民活動を継続している市民

<市内に在住・在勤・在学・在活する人が協働で取り組める範囲>



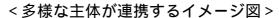
この3つの重なりが「協働で取り組める範囲」で、この範囲を拡大していくことが大切です。

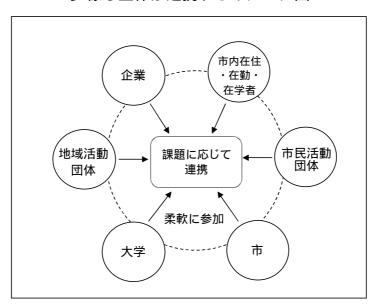
こんな「コト」「モノ」ができているとイイナ

- ・まちづくりや協働に関する実際の活動などの情報が集まり、多様な媒体 で提供され、誰でも知ることができる。
- ・多様な主体が定期的に活動できる場所があり、まちづくりや協働に関する情報が活動場所に集まっている。
- ・活動を発展させるリーダーやファシリテーターからいつでもアドバイス が受けられる。
- ・地域活動や市民活動を始めたり、継続するための担い手づくりや財政的 な支援の体制が整っている。

こんな「つながり」が続いているとイイナ

- ・多様な主体が積極的に結びつく仕組みがあり、お互いを高め合うことで より良いものを生み出している。
- ・多様な主体が地域の課題を発見・共有し、話し合い、一緒に解決している。





こんな「まち」になっているとイイナ

- ・地域の特色を生かしたまちづくりが進み、地域の魅力が向上している。
- ・地域活動や市民活動を通じて、やりがいを感じ、地域への愛着が増して いる。

10 取組の方向

目指す姿である「皆で担う地域社会」を実現するため、令和2年度から令和9年度までの8年間において、市民及び市がそれぞれの役割を果たしながら取組を進めていく必要があります。

それぞれの役割を分かりやすく説明すると、市民の役割(期待すること)は「自らがまちづくりの主体であることを認識し、活動すること」、市の役割は「協働を推進するとともに、そのための環境を整備すること」といえます。

取組の方向として、協働による活動の発展事例を段階別(4分類)に整理すると、スタート段階として、「(1)協働の概要を知り、知識等を学び、理解を深める」、その上で、できることから「(2)実際に活動してみる」、さらには「(3)人材が集まったり、資金を自前で調達するなど、活動が自立・継続する」、そして、最終的に「(4)多様な主体同士が連携・協働することで、強みを生かし、活動が活発化する」というイメージです。

(1)から(3)までについては、協働を始めてから活動が軌道に乗るまでの流れですが、(4)については、連携・協働することにより、新たな地域課題に気付いたり、より良いサービスを提供できたり、情報をみんなで共有することにより一緒に活動するメンバーが増えたりするなど、全ての段階に関連することが想定されます。

【基本的な役割】

《市民の役割(期待すること)》

自らがまちづくりの主体であることを認識し、活動すること。 《市の役割》

協働を推進するとともに、そのための環境を整備すること。

【協働による活動の発展事例】

(1)協働を知り、学ぶための取組

前期民	自らがまちづくりの担い手であることを理解
待すること)	(自覚)し、地域のことを学び、支え合う意
ら割	識を持つ。
	協働に関する情報の収集発信を行い、学べる
	体制を整える。
市	・様々な団体等のまちづくりに関する情報の
の	収集・蓄積
役	・定期的な情報提供と効果的な情報提供体制
割	の確立
	・地域活動や市民活動の体験など市職員研修
	の充実



(2)実際に活動するための取組

市民の役割	負担なく、できることから活動を始めていく。
	地域活動や市民活動が活発に行われる環境を
	つくる。
市	・活動を始めるための講座の開催
の 役	・多様な主体の参加促進及び参加・活動しや
	すい制度の構築
割	・企業や大学等の地域活動・市民活動の促進



(3)自立して継続的に活動するための取組

市民の役割	・個人の積極的なスキルアップと団体等の財
	源確保を図る。
ごと割	・仲間を巻き込み、活動規模を拡大する。
	自立して継続的に活動できる環境や仕組みを
市	つくる。
の	・財政的な支援及び活動拠点の整備・機能強
役	化
割	・専門的な知識を学び、生かせる環境の整備
	・モチベーション向上に資する仕組みの検討



(4)多様な主体同士が連携・協働し、 強みを生かすための取組

(期待すること) 市民の役割

- ・多様な主体が集まるイベント、 報告会等の交流の場に参加する。
- ・連携・協働する環境(制度・場)を最大限に活用する。

市の役

割

多様な主体が連携・協働する環境 を整える。

- ・多様な主体が交流する機会の提供
- ・各課や機関又は拠点間における 定期的な情報交換及び情報共有体 制の確立
- ・既存制度の活用促進及び効果的な制度設計への見直し・検証



協働の種類は多様であるため、段階別に 分類できない場合があります。

第2章 本市の現状と課題

1 本市を取り巻く社会情勢等

(1)人口

将来人口については、2015 年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計 (平成30年2月)において2019年の723,056人をピークに減少に転じ、50 年後である2065年には現在の3/4となる536,958人まで減少すると推計 しています。人口減少が進行する中では、より一層、地域の担い手の育成・ 確保に努める必要があります。

相模原市の将来人口の推移

項目	2015年	人口ピーク	2060年	2065年
今回推計	720,780人	723,056人	566 101 J	E26.050 J
(2015年)	国勢調査確報値	2019年	566,191人	536,958人

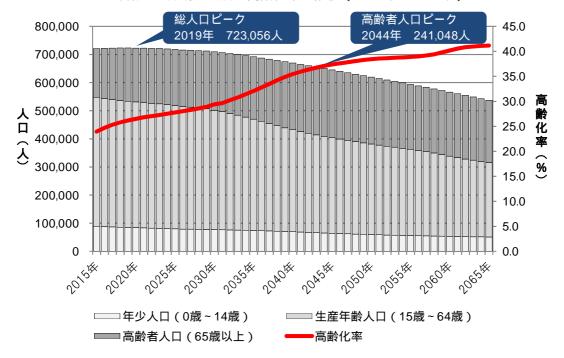


年齢3区分(年少人口(0歳~14歳) 生産年齢人口(15歳~64歳) 高齢者人口(65歳以上))別では、年少人口及び生産年齢人口は、今後一貫して減少しますが、高齢者人口は2044年まで増加を続け、241,048人をピークに減少に転じる見込みとなっています。

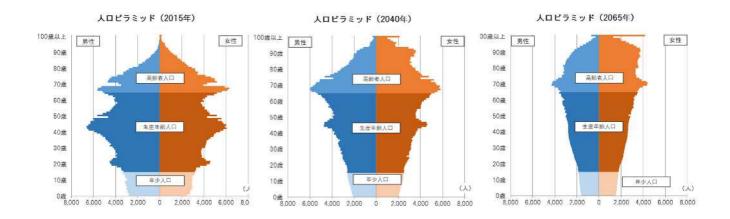
高齢者人口比率は、2015年の数字では24.0%となっていますが、高齢者人口のピークの2044年には37.1%に達し、以後一貫して上昇傾向であり、2065年には41.2%まで増加する見込みとなっています。

限られた人材を有効に活用するためには、若い世代の参加を促す環境及び 高齢者の力を生かせる環境を作っていくことが必要です。

年齢3区分別人口及び高齢化率の推移(2015年~2065年)



		実数・	(人)		比率(%)				
	総人口	年少 人口	生産年齢 人口	高齢者 人口	年少 人口	生産年齢 人口	高齢者 人口		
2015年	720,780	89,020	459,097	172,663	12.4	63.7	24.0		
2020年	722,774	84,548	446,653	191,573	11.7	61.8	26.5		
2025年	717,831	80,090	438,366	199,375	11.2	61.1	27.8		
2030年	709,632	77,530	423,502	208,600	10.9	59.7	29.4		
2035年	691,653	74,195	395,754	221,704	10.7	57.2	32.1		
2040年	669,523	69,852	362,337	237,334	10.4	54.1	35.4		
2045年	645,067	64,443	339,579	241,045	10.0	52.6	37.4		
2050年	619,842	59,692	321,915	238,235	9.6	51.9	38.4		
2055年	593,662	56,147	306,636	230,879	9.5	51.7	38.9		
2060年	566,191	53,435	285,287	227,469	9.4	50.4	40.2		
2065年	536,958	50,960	264,950	221,048	9.5	49.3	41.2		

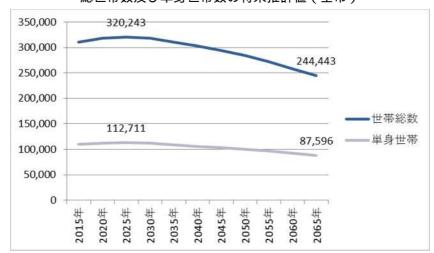


(2)世帯

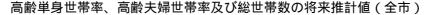
総世帯数は、相模原市総合計画基礎フレーム報告書(平成30年3月)に おいて2025年に320,243世帯でピークを迎え、以降は減少し2065年には 244,443世帯となり、単身世帯数もおおむね同様の傾向で推移し、2065年に は87,596世帯となる見込みとなっています。

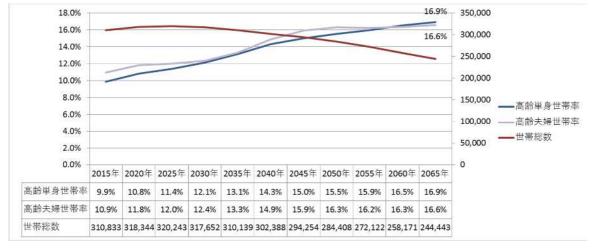
また、高齢者のみ世帯については、高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯が総世帯数に占める比率はともに一貫して増加し、2065年にはそれぞれ16.9%、16.6%となる見込みとなっています。

高齢者のみの世帯の比率が増加する中では、地域住民同士の関係が固定化・希薄化し、地域力の低下が懸念されるため、高齢者のみならず若い世代の自治会への加入促進をはじめ、地域活動への参加を促す取組が必要です。



総世帯数及び単身世帯数の将来推計値(全市)





注)高齢単身世帯率(高齢単身世帯数/総世帯数)高齢夫婦世帯率(高齢夫婦世帯数/総世帯数)

2 協働に関する意識調査等

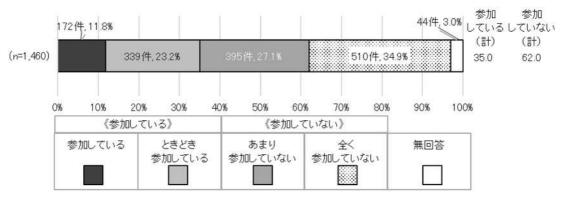
(1)市政に関する世論調査

ア 地域活動への参加状況

地域活動への参加状況では、「全く参加していない」(35%)が最も高く、次いで高かった「あまり参加していない」(27%)を合わせた『参加していない』という回答は、6割を超えています。

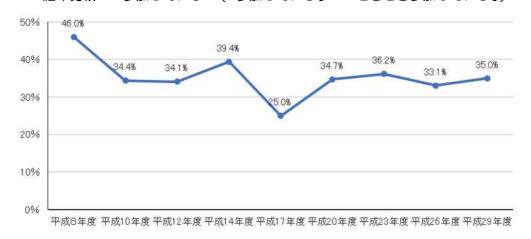
一方で、「参加している」(12%)と「ときどき参加している」(23%)を合わせた『参加している』という回答は、3割台半ばとなっています。

過去の調査との比較でも、平成 20 年度以降は『参加している』という 回答が3割台半ばで推移し、大きな変化はみられず、依然として参加し ていない割合が6割を超えているため、地域活動への参加を促す取組が 必要になります。



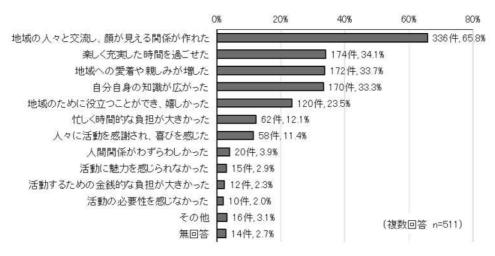
グラフ中のnは、回答者数を表します。

〈経年比較〉 参加している (「参加している」+「ときどき参加している」)



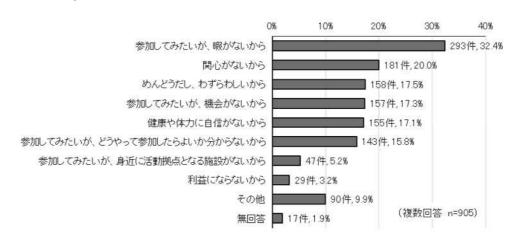
イ 地域活動に参加して感じたこと

地域活動に「参加している」又は「ときどき参加している」と回答した人に参加した感想について尋ねたところ、「地域の人々と交流し、顔が見える関係が作れた」(66%)が最も高く、次いで「楽しく充実した時間を過ごせた」(34%)、「地域への愛着や親しみが増した」(34%)、「自分自身の知識が広がった」(33%)が続いています。地域活動への参加が有意義であったと感じている人も多く、地域活動への参加を促すには、参加によって得られた有意義な経験等についても周知に努める必要があります。



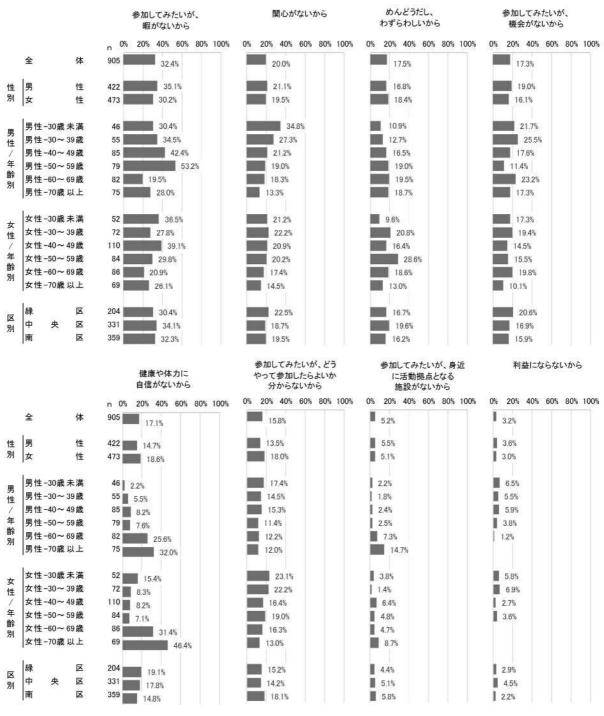
ウ 地域活動に参加していない理由

地域活動に「あまり参加していない」又は「全く参加していない」と回答した人にその理由を尋ねたところ、「参加してみたいが、暇がないから」(32%)が最も高く、次いで「関心がないから」(20%)、「めんどうだし、わずらわしいから」(18%)、「参加してみたいが、機会がないから」(17%)が続いています。地域活動に関心がない人、機会がないから参加していない人を活動に巻き込むためには、興味を喚起する情報発信に努める必要があります。



性別では、「参加してみたいが、暇がないから」は、男性が女性より5ポイント高く、「参加してみたいが、どうやって参加したらよいか分からないから」は、女性が男性より5ポイント高くなっています。

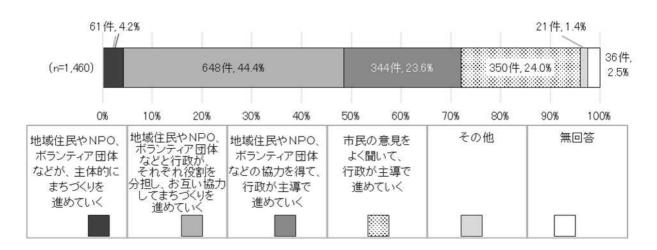
性別・年齢別にみると、「参加してみたいが、暇がないから」が、男性50歳~59歳で5割強と高く、「健康や体力に自信がないから」は、女性70歳以上で4割台後半、「関心がないから」は、男性30歳未満で3割以上と高く、参加していない理由が異なっている様子が伺えます。



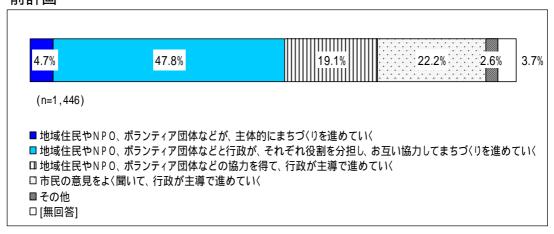
エ 市民協働のまちづくりの進め方

地域の特色を生かしたまちづくりを進めるために、市民や行政がどのように取り組むことが重要と考えるかについて尋ねたところ、「地域住民やNPO、ボランティア団体などと行政が、それぞれ役割を分担し、お互い協力してまちづくりを進めていく」(44%)が最も高く、次いで「市民の意見をよく聞いて、行政が主導で進めていく」(24%)「地域住民やNPO、ボランティア団体などの協力を得て、行政が主導で進めていく」(24%)が続いています。

平成 25 年度の調査結果と比較すると、『行政が主導で進めていく』(41%)は6ポイント増加し、協働の理解が浸透していないことから、協働の必要性や効果などの普及啓発に努める必要があります。

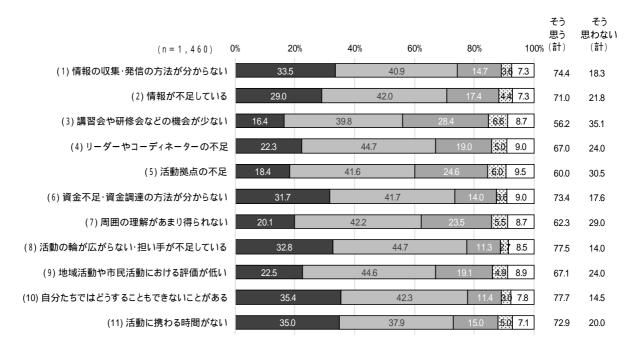


前計画



オ 地域活動や市民活動を進める上での課題

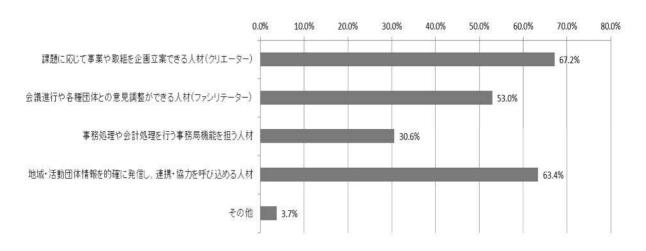
地域活動や市民活動を進める上での課題について尋ねたところ、「(8)活動の輪が広がらない・担い手が不足している」(78%)、「(6)資金不足・資金調達の方法が分からない」(73%)、「(2)情報が不足している」(71%)ことについて、「そう思う」と「どちらかというとそう思う」を合わせた『そう思う』が7割を超え、これらの対策が必要です。



(そう!	思う》	(そう思わ		
そう思う	どちらかといえ ばそう思う	どちらかといえ ばそう思わない	そう思わない	無回答
			3333 3333	

(2)市政モニターアンケート

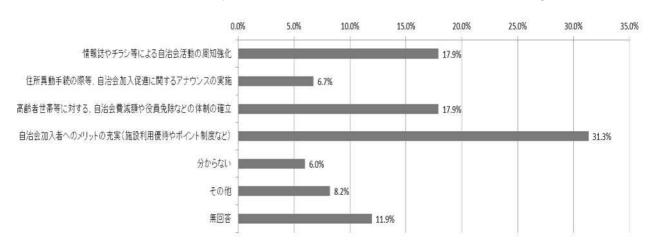
ア 地域活動団体や市民活動団体のリーダー等に必要な能力 地域活動団体や市民活動団体のリーダー等に必要な能力について尋ね たところ、「課題に応じて事業や取組を企画立案できる」(67%)が最も高 く、「地域・活動団体情報を的確に発信し、連携・協力を呼び込める(63%) 「会議進行や各種団体との意見調整ができる」(53%)が続いています。 地域活動や市民活動が活性化するためには、こうした能力・専門知識を 身に付けることができる環境や人材支援体制の構築などが必要です。



イ 自治会に加入する世帯を増やす対策

自治会に加入する世帯数を増やしていくために必要なことについて尋ねたところ、「自治会加入者へのメリットの充実(施設利用優待やポイント制度など)」(31%)が最も高く、「情報誌やチラシ等による自治会活動の周知強化」(18%)と「高齢者世帯等に対する自治会費減額や役員免除などの体制の確立」(18%)が続いています。

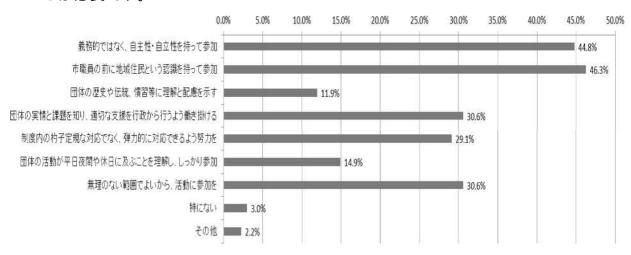
自治会への加入促進に当たっては、加入することのメリットや負担軽減を検討するとともに、自治会活動の周知に努める必要があります。



ウ 市職員が地域活動や市民活動に参加する際に望むこと

市職員が地域活動や市民活動に参加する際に望むことについて尋ねたところ、「市職員の前に地域住民という認識を持って参加」(46%)と「義務的ではなく、自主性・自立性を持って参加」(45%)が高くなっています。

市職員においても、地域活動や市民活動を理解し、積極的に参加することが必要です。



エ 市民協働のまちづくりについての意見や要望(自由回答抜粋)

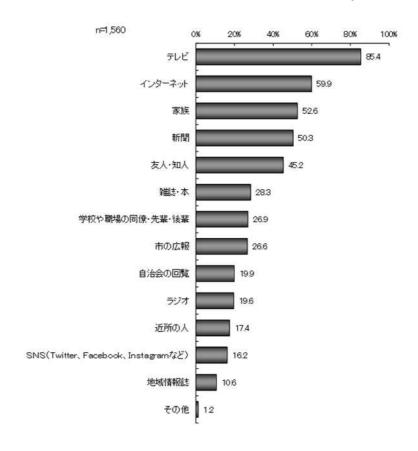
- ・自治会・子ども会など、面倒で加入しない人が多い。災害時は地域での助け合いが必要なので、より多くの人に必要性をアピールした方が良い。
- ・活動の担い手になりたい人は、私も含め多い気がする。その思いを形にできる場所(研修やコミュニティ)を作って欲しい。
- ・子どもが在学中は地域活動に参加しやすいが、卒業するとなかなか参加で きない。まちづくりにボランティアポイント制度を作ったらどうか。
- ・新しい人にも自治会等に参加してもらい、ワンパターンにならないように して欲しい。自治会加入者の特典を増やし、加入を促進した方が良い。

(3) 相模原市地域福祉計画の策定にかかるアンケート調査

ア 生活上の情報源

生活する上で必要となる情報をどこから集めているかについて尋ねたところ、「テレビ」(85%)が最も高く、「インターネット」(60%)「家族」(53%)「新聞」(50%)が続いています。

また、「市の広報」(27%)や「自治会の回覧」(20%)、「近所の人」(17%)から情報を集めている人も一定程度で確認できます。



イ 生活上の情報源(性別・年齢別)

生活する上で必要となる情報をどこから集めているかについて性別・年齢別にみると、男女ともに 40 歳代までは「インターネット」が 8 割を超え、「市の広報」は 3 割以下となっています。また、女性においては、「家族」と「友人・知人」が 5 割~6 割と高く、男女ともに 18 歳~29 歳までは「SNS」が 5割~7割となっています。

性別・年齢別に情報収集の手段が異なるため、情報の受け手となる世代の特性を踏まえた情報発信に努める必要があります。

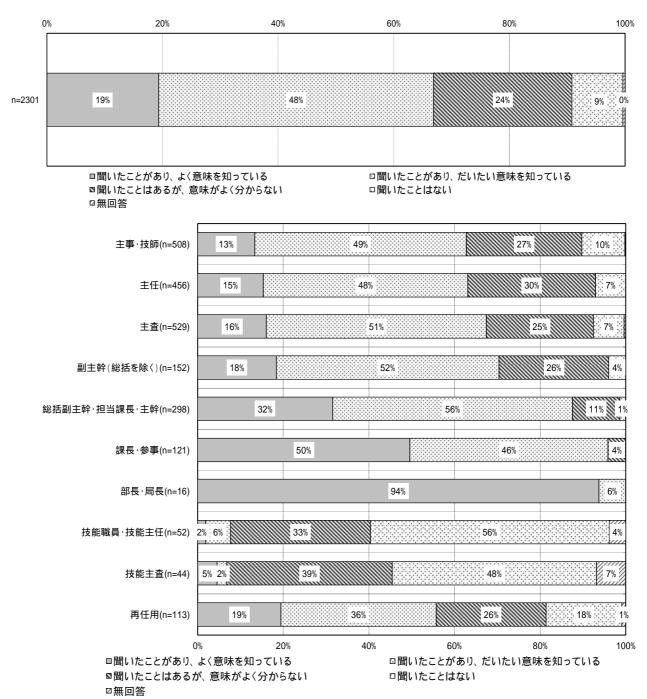
																(%)
		n	新聞	テレビ	ラジオ	雑誌・本	家族	近所の人	友人・知人	後輩学校や職場の同僚・先輩・	インターネット	tagrabook、Ins	市の広報	自治会の回覧	地域情報誌	その他
性	男性	690	52.5	82.8	23.9	26.4	44.1	13.2	33.8	28.4	65.8	14.2	21.6	19.0	8.3	0.9
別	女性	839	48.0	87.8	16.0	29.8	59.7	20.9	54.5	26.1	56.6	18.1	30.6	20.5	12.6	1.3
男	18~29歳	67	22.4	71.6	17.9	23.9	40.3	6.0	38.8	49.3	86.6	52.2	4.5	3.0	1.5	-
性	30歳代	65	13.8	60.0	15.4	18.5	52.3	7.7	26.2	41.5	84.6	36.9	4.6	4.6	4.6	1.5
•	40歳代	101	27.7	80.2	17.8	24.8	42.6	6.9	30.7	44.6	88.1	18.8	12.9	9.9	4.0	-
年	50歳代	112	48.2	83.9	25.0	22.3	34.8	8.0	34.8	42.0	80.4	10.7	13.4	11.6	6.3	1.8
齢別	60歳代	150	70.0	90.7	29.3	34.0	44.7	14.0	37.3	25.3	65.3	4.0	30.7	22.0	11.3	0.7
נימ	70歳以上	194	77.8	89.2	27.3	27.3	48.5	23.2	33.0	2.6	32.5	1.0	35.6	36.1	12.9	1.0
女	18~29歳	64	1.6	81.3	4.7	29.7	68.8	4.7	59.4	31.3	90.6	71.9	6.3	3.1	3.1	-
性	30歳代	100	15.0	82.0	10.0	33.0	60.0	22.0	59.0	49.0	89.0	45.0	23.0	14.0	11.0	-
1:	40歳代	155	29.7	85.2	12.3	27.1	54.2	15.5	58.1	41.9	84.5	20.0	27.7	12.3	12.3	1.3
年	50歳代	143	53.8	88.8	15.4	37.1	61.5	17.5	58.7	36.4	72.0	15.4	24.5	16.1	13.3	0.7
齢別	60歳代	139	65.5	95.0	23.0	35.3	65.5	30.2	56.1	20.1	48.9	2.2	40.3	29.5	18.0	2.2
נימ	70歳以上	235	72.8	89.4	20.4	23.0	56.2	24.7	45.5	2.1	10.6	2.1	40.9	31.1	12.8	2.1

(4)市民協働に関する職員アンケート

ア 「協働」に関する知識

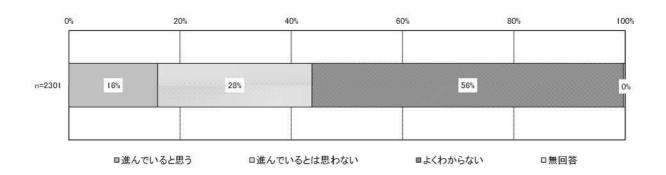
市の職員に「協働」に関する知識について尋ねたところ、「聞いたことがあり、だいたい意味を知っている」(48%)が最も高く、「聞いたことがあり、よく意味を知っている」(19%)を合わせた『知っている』は約7割となっています。また、職位が上がるにつれて、知識レベルが高くなっています。

協働の取組を推進していくためには、市職員の協働に対する知識の向上に努める必要があります。



イ 個人、地域活動団体や市民活動団体と市との協働の推進状況の評価 個人、地域活動団体や市民活動団体と市との協働の推進状況について尋ねたところ、「よくわからない」(56%)が最も高く、「進んでいると思わない」(28%)を合わせると、8割を超えています。

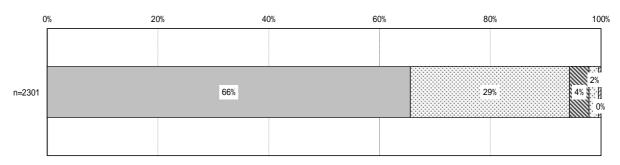
協働に関する理解度が低い職員が少なからずいることや、既存の取組が 協働であることに気が付いていない場合もあるため、市職員に対しても、 協働の基礎知識や既存の協働の取組を広く周知する必要があります。



ウ 協働や地域活動・市民活動に関する研修等の受講実績

協働や地域活動・市民活動に関する研修等の受講実績について尋ねたところ、「今まで受けたことはない」(66%)が最も高く、「 $1 \sim 2$ 回受けたことがある」(29%)が続いています。

研修を受けたことがない職員が6割を超えているため、受講していない 職員に対する研修が必要です。

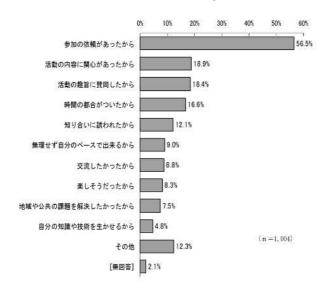


□今までに受けたことはない □1~2回受けたことがある □3~4回受けたことがある □5回以上受けたことがある □無回答

(5)市民協働のまちづくりに関する意識調査

ア 地域活動に参加した理由

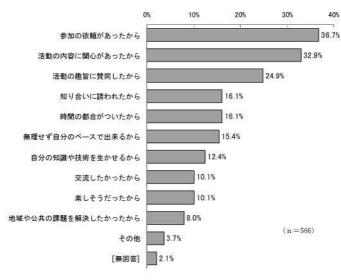
地域活動に参加した理由について尋ねたところ、「参加の依頼があったから」(57%)が最も高く、「活動の内容に関心があったから」(19%)と「活動の趣旨に賛同したから(18%)「時間の都合がついたから(17%)「知り合いに誘われたから」(12%)が続いており、直接依頼することが参加のきっかけとなることが伺えます。



イ 市民活動に参加した理由

市民活動に参加した理由について尋ねたところ、「参加の依頼があったから」(37%)が最も高く、「活動の内容に関心があったから」(33%)が続き、以下「活動の趣旨に賛同したから」(25%)、「知り合いに誘われたから」(16%)、「時間の都合がついたから」(16%)となっています。

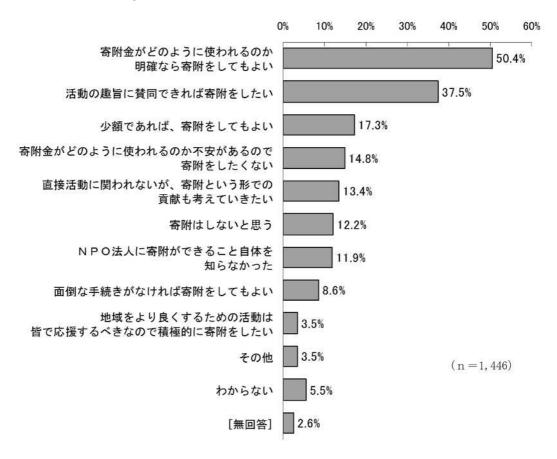
地域活動と同様に、直接依頼することが参加のきっかけとなっている ほか、個人の活動への興味が参加の理由となっていることも伺えます。



ウ NPO法人への寄附について

NPO法人への寄附について尋ねたところ、「寄附金がどのように使われているのか明確なら寄附をしてもよい」(50%)がもっとも高く、続いては、「活動の趣旨に賛同できれば寄附したい」(38%)となる一方で、「寄附はしないと思う」(12%)が約1割となっています。

実際の寄附につながるようNPO法人の活動等に関する情報を周知する必要があります。



3 関係団体等へのヒアリング

本計画を検討するに当たり、団体等の活動における課題等を把握するため、中間支援組織^{注3}、若者活動団体、NPO法人及び企業へのヒアリングを実施しました。

団体等のそれぞれの活動を進める上での課題等としては、継続的な発展のための自己資金の増加や、団体運営等への若い世代の参画、事業化に向けたアドバイスやファシリテーション能力を有する人材の確保などが挙げられ、専門知識を学べる環境の整備や、活動の担い手の確保・育成をはじめとした人材支援体制の構築が必要です。

協働を進める上での課題等としては、既存の協働に関する取組の周知や、 団体間の顔が見える関係の構築などが挙げられ、協働に関する活動事例等の 情報提供や、異なる団体等が交流できる機会の創出が必要です。

学生を中心とした若い世代においては、市ホームページや広報紙ではなく、 大学の授業やポスター、友人から情報を得ていることが多く、また、地域活動の内容が分かりにくいといった声もあるため、情報発信においては、様々な媒体を活用し、情報の受け手の興味を喚起する工夫が必要です。

また、地域の活性化と企業の成長が密接に関連すると認識している企業もあり、CSR活動^{注4}に積極的に取り組んでいる様子も伺え、それらの活動を広く周知することで、さらなる活動の発展も期待できます。

注3:中間支援組織

多元的社会における共生と協働という目標に向かって、地域社会とNPOの変化やニーズを把握し、人材、資金、情報等の資源提供者とNPOの仲立ちをしたり、また、広義の意味では各種サービスの需要と供給をコーディネートする組織 平成 14年 内閣府「中間支援組織の現状と課題に関する調査報告」より)。なお、英国等では、住民と行政の中間的な組織というよりは、活動の基盤を構築するという意味で「インフラストラクチャー」組織と称する場合もある。

注4: CSR (Corporate Social Responsibility):「企業の社会的責任」

企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任 をとる企業行動であり、企業を取り巻く様々なステークホルダーからの信頼を得るため の企業の在り方をいう。

【ヒアリングにおける主な意見等】

中間支援組織

【活動を進める上での課題等】

- ・活動を継続して発展させるためには、自己資金を増やす必要がある。
- ・労務面などの事務局体制を若い世代に担ってもらいたい。
- ・中間支援組織の活動が理解されにくい。
- ・異なる組織同士が交流できる機会があるとよい。
- ・事業化に向けたアドバイス、ファシリテーションができる人材が必要
- ・NPOの申請事務、定款作成等事務的なことができる人材が必要

【協働を進める上での課題等】

- ・考え方が皆違うので大変だった。
- ・ルール等があり、活動の範囲が狭められていると感じることもある。
- ・協働していることに気が付かないこともある。まずは協働の周知が必要
- ・市民自身が行政に何かしてもらえることを期待している。

若者活動団体

【活動を知ったきっかけ、普段の情報収集等】

- ・大学での授業等や掲示ポスターで活動を知った。
- ・団体に入る前から、友人の手伝いで作業をしていた。
- ・SNSメールは確認するが、何かをやりたい時に、SNSで情報は探さない。
- ・相模原市のホームページや広報紙は見ない。

【活動を通じてのやりがい】

- ・普段、関わらない人と関わることができ、社会に出る前の勉強になる(プチ社会人の体験)。
- ・地域の人とつながり、単発事業ではなく長い目で活動ができる。

【集まれる場所に望むこと】

- ・うるさくしてはいけない場所には集まらない。
- ・キッズルーム併設型のワーキングスペースは良い。
- ・公共施設のスペースを改良しても固い印象があるから集まらない。

【地域活動や市民活動の印象】

- ・自治会活動は、古いポリシーを持っていて、話を聞いてもらえない印象がある。
- ・自治会活動は、どのようなことをやっているのか分かりにくい。
- ・NPO活動はテーマが決まっているので、若い人が参加しやすい。

NPO法人(協働事業提案制度実施終了団体)

【活動を進める上で大切にしていることや課題等】

- ・コミュニケーションをとって、人の輪を大切にしている。
- ・活動の目的等を共有し、「できる時に、できる事を行う活動」にしている。
- ・上から一方的に指示する人、コントロールする人がいてはいけない。
- ・事業収入をどこまで見込めるかが課題
- ・若い世代の後継者が必要である。仕事をしている60代が増えている。
- ・イベントの周知については、ターゲットを絞って行う方がよい。

【協働を進める上での課題等】

- ・異なる分野の団体と連携する場合の橋渡しを行政に担ってもらいたい。
- ・協働事業提案制度は事業内容により必要な期間が異なるが、3年が短いといった考えはない。

企業

【なぜCSR活動をしているのか。】

- ・企業は社会の公器(公共のためになる存在)であるため
- ・地域が元気でなければいずれ仕事もなくなってしまうため

【協働を進める上での課題等】

- ・顔が見える関係でなければ、他の団体と連携することはできない。
- ・CSR活動に積極的に取り組む企業を市が認証することも、企業の信頼性及び安心感を高めることにつながる。
- ・CSR活動に積極的な企業は、新しく上手くいっている他社の活動を自社に取り入れることが多い。CSR活動を市がホームページ等で周知することで、その取組が広がる可能性がある。
- ・企業の規模により行えるCSR活動の内容が異なる。

4 協働啓発シンポジウム「皆で担うさがみはらの未来」

本計画の策定に向けて、皆で一緒に協働によるまちづくりを考える場として、「協働の輪をさらに広げるために」をテーマとした基調講演や、協働の実践者によるパネルディスカッションなどで構成するシンポジウムを開催しました。

協働の実践者の中には、活動そのものにやりがいを感じ、評価されることでさらに達成感を得ているとの意見があり、広く活動が評価される仕組みを構築することで継続的な活動に寄与するほか、活動内容や実践者の生の声を周知することにより、新たな担い手の確保につながることが期待されます。

また、多世代が集う場が担い手の育成につながっているといった意見があり、担い手の確保に向けて、多世代が気軽に集まれる場の創出が必要です。

基調講演 テーマ:「協働の輪をさらに広げるために」

- ・目的の共有化が「協働」の一番のポイント
- ・協働といった実際の行動を起こすためには、個人等の意識が変わる必要がある。その ためには、「都市に対する誇り」や「当事者意識に基づく自負心」を示すシビックプラ イドが求められる。
- ・協働の輪をさらに広げるために行政としては、シビックプライドの醸成に強く取り組む必要がある。シビックプライドは、市民主体又は行政主体のイベントを増やすことで高まる傾向があり、イベントの結果より、過程という経験を積み重ねることが大切。市民が簡単にできることは、相模原の良いところを口コミで伝えていくこと。

パネルディスカッション テーマ:「協働の実践者に聞く 多様な主体が活躍するさがみはら」

【活動を通じてのやりがいや大切にしていること】

- ・自分一人では出来ないことも、たくさんの人がいる自治会では出来ることがある。何かをすると多くの人が集まり、活動に対してお礼を言われることで達成感を感じている人も多い。
- ・この人は「何を大切にしているのか」を理解することと、「思い」を共有することを一番大切にしている。
- ・自分たちの企画したイベントが形になり評価してもらえることに、とてもやりがいを 感じている。

【活動している人が増えるために必要なこと】

- ・リーダーは寛容でなければならない。
- ・多世代が集う場をつくることが、担い手の育成につながっている。
- ・まちづくりや地域参加による達成感、やりがい及び経験値は身につくものであって、 見えるものではない。得られるものが見えづらいと他の人に勧めにくい。見える活動や 具体的な活動が必要だと思う。

5 協働の主体となる団体等の状況

(1)自治会活動

自治会は、地域住民の自主的・自立的な組織として、地域コミュニティの 形成を図るとともに、防災、防犯、環境美化、福祉等、身近な課題解決に向 けた地域活動の中心的な役割を担っています。

しかしながら、市内全世帯数に対する自治会への加入率は、年々低下傾向にあり、近年は6割を下回っている状況にあります。この要因としては、学生等賃貸マンションやアパートに居住する単身世帯が増加し、居住年数も短いこと等から地域とのつながりが持ちにくい傾向にあることが考えられます。また、最近では、高齢により役員を引き受けることが困難であるという理由から自治会を脱会する世帯も増えています。

このような加入率の低下傾向が継続すると、自治会がその役割を十分に 発揮できなくなることが懸念され、身近な地域活動の活性化にも大きく影響 してくることから、未加入者に対して積極的に自治会活動の情報提供を行い、 加入を促進する必要があります。

一方で、社会情勢等の変化から自治会加入率を飛躍的に向上させることは難しい現実を踏まえ、自治会未加入者との関わり方や地域の多様な主体とのさらなる連携の在り方など、時代に応じたまちづくりについても検討する必要があります。地域のまちづくりを進めていく上では、市民一人ひとりが地域の構成員であり、地域の課題は地域住民自身で解決していくという意識を持つことも必要です。

過去 10 年間の人口、世帯数及び世帯人数

(各年度4月1日現在)

資料: 各年版相模原市統計書

年度	人口	世帯数	平均世帯人員
平成 21 年度	710,336	296,789	2.39
22	712,604	299,634	2.38
23	717,684	304,177	2.36
24	718,695	307,300	2.34
25	718,602	309,946	2.32
26	721,178	314,209	2.30
27	722,534	317,785	2.27
28	721,078	313,319	2.30
29	720,986	316,648	2.28
30	722,334	321,067	2.25

平均世帯人員 = 人口 / 世帯数

過去 10 年間の自治会加入率及び加入世帯数

(各年度4月1日現在)

年度	加入率	加入世帯数	世帯数
平成 21 年度	60.7%	180,204	296,789
22	60.1%	180,211	299,634
23	59.1%	179,737	304,177
24	58.3%	179,039	307,300
25	57.8%	179,231	309,946
26	56.7%	178,290	314,209
27	55.8%	177,218	317,785
28	56.3%	176,438	313,365
29	55.3%	175,238	316,648
30	54.0%	173,362	321,067

資料:市民局市民協働推進課調べ



資料:市民局市民協働推進課調べ

(2)市内のNPO及びNPO法人数の推移

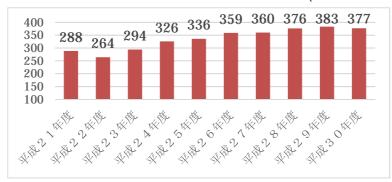
本市では、平成 14 年 10 月に「さがみはら市民活動サポートセンター」を設置しました。同センターには、一般に利用できるオープンスペースや登録団体が使用できる会議室等があります。登録団体数は、平成 23 年度以降は年々増加し、近年は横ばい傾向であるものの、市民活動が活発化していることが伺えます。

また、平成 10 年 12 月の「特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第7号)」の施行以来、市内のNPO法人注5数も増加傾向であり、平成 22 年 4 月の政令指定都市移行時からは、本市において認証等を行っています。

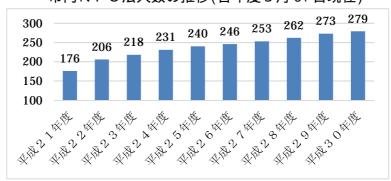
毎年、新たに法人格を取得する団体がある一方で、中心的に活動を行っていた人物が活動できなくなった等の理由により解散をする法人もあります。 団体が活動を継続させていくためには、学んだスキルを生かす仕組みや活動の情報発信による担い手の確保、後継者の育成等が求められます。

市民活動団体は、団体の規模による差も大きいですが、一般に活動資金等で苦労していることが少なくなく、市民活動が活発に行われるためには、活動する拠点等の確保や財政面においても安定的に活動できる環境を整えることが必要です。

さがみはら市民活動サポートセンター登録団体数の推移(各年度3月31日現在)



市内NPO法人数の推移(各年度3月31日現在)



資料:市民局市民協働推進課調べ

注 5 : N P O 法人(特定非営利活動法人)

NPOのうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人

(3)大学・企業の活動

本市には、高度な専門性や豊富な人材を有する大学・短期大学・専修学 校・各種学校が13校立地しています。事業所は、個人事業主を含め2万3,526 所(平成 26 年経済センサス - 基礎調査結果より)あり、このうち従業員が 50 人以上の事業所は688所に上ります。

大学・企業は、それぞれの特徴を生かし、地域貢献に取り組むなど地域 の一員として不可欠な存在であり、市内の全ての大学や一部の企業は、環境、 美化、文化、災害、防犯等の各分野において本市と協定を締結し、取組を進 めている例もあります。こうした大学や企業の地域貢献の取組を促進するこ とも大切です。

本市は、大学、NPO、企業、行政等の多様な主体が連携し、協働を通 じて魅力あふれる地域社会を創造することを目的としている「相模原・町田 大学地域コンソーシアム」に正会員として加盟し、連携した取組を進めてい ます。

一方で、地域活動団体や市民活動団体が、大学や企業と連携をしている 事例は多くないため、活動事例等の情報を発信することや知り合うための機 会を設けることも重要です。

従業者規模別事業所数及び従業者数(民営)

【平成26年経済センサス-基礎調査 結果】 (平成26年7月1日現在)

総	総 数 1~4人		4人	5~9人		10~19人		
事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	
(所)	(人)	(所)	(人)	(所)	(人)	(所)	(人)	
23,526	248,495	13,472	28,641	4,528	29,728	2,878	38,907	
20 ~ 3	29 人	30 ~ 4	30~49 人		50~99 人		100 人以上	
事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	
(所)	(人)	(所)	(人)	(所)	(人)	(所)	(人)	
1,122	26,550	758	28,433	435	29,777	253	66,459	

資料:平成30年版相模原市統計書

公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム

本市と町田市を生活圏とする大学、NPO、企業、行政等の多様な主体が連携し、 それぞれの特性を生かした協働を通じて、魅力あふれる地域社会を創造することを目 的に設立された組織です。

多彩な学びの場を市民に提供する「教育学習事業」。 まちづくりの担い手を育成す る「人材育成事業」及び新たな文化・福祉・産業の発展に寄与する「地域発展事業」 を事業の柱とし、参加機関それぞれの得意分野を生かしながら様々な事業を展開して います。

(4)地域のまちづくりの活動

本市では、平成 22 年 4 月の政令指定都市移行時に区制を導入し、緑区・中央区・南区の 3 区を設置するとともに、本市の歴史や特性を考慮して 22 のまちづくり区域を定めました。

各地区には、大規模なマンションや商業施設が立ち並ぶ地域もあれば、森林や湖等の豊かな自然を持つ地域、歴史的建造物や遺跡がある地域、工業団地等の産業集積地域、商業地域、大学等がある地域等もあります。また、昔から相模原に住んでいる人が多い地域、子育て世代が多い地域、学生が多く集まる地域、余暇を楽しむために訪れる人が多い地域等、地域に集まる人々にも様々な特色がみられます。こうした特色を生かしたまちづくりを進めるため、区民会議やまちづくり会議等を通じて、市民と市が地域の課題や魅力等を共有しています。

また、市内には地域の学びの拠点として 32 館の公民館が運営されています。各館では、利用者による文化・スポーツ等の様々な取組をはじめ、公民館の主催事業も盛んに催され、社会教育活動の拠点として機能しています。こうした活動で育成された人材が地域で活躍できるようにすることも必要です。

まちづくり区域と区役所等の配置



小山地区、清新地区、横山地区、中央地区、星が丘地区及び光が丘地区のまちづくりセンター機能は、中央区役所地域振興課本庁地域まちづくりセンターが担当します。

まちづくり区域の名称及び人口・面積 (平成31年4月1日現在)

緑区(6地区)			中央区(9地区)			南区(7地区)			
(171,17	3人/253	.93 K㎡)	(271,6	696人/36	5.87 Km²)	(279,04	(279,041人/38.11 K㎡)		
地区名	(人)	面積(K m²)	地区名	(人)	面積(Km²)	地区名	(人)	面積(Km²)	
橋本	73,953	7.75	小山	20,754	3.58	大野中	63,294	8.02	
大沢	32,946	7.62	清新	30,382	2.83	大野南	78,526	5.49	
城山	23,253	19.91	横山	14,516	1.82	麻溝	18,148	8.18	
津久井	24,373	122.10	中央	35,719	3.43	新磯	13,166	6.03	
相模湖	7,982	31.61	星が丘	17,600	1.39	相模台	45,414	5.70	
藤野	8,666	64.94	光が丘	26,456	2.48	相武台	19,274	1.72	
			大野北	62,613	6.45	東林	41,219	2.97	
			田名	30,247	9.68				
			上溝	33,409	5.21				

<u> 資料:月報統計さがみはら及び市民協働推進課</u>

公民館の利用状況

	左曲叫	公民		施設利用	延べ利用	延べ利用	1館当たり1日
	年 度 別	館数	開館日数	日 数	団 体 数	者 数	平均利用者数
3	平成 28 年度	32	10,473	9,974	132,606	1,693,232	169.8
	29	32	10,379	9,952	130,137	1,658,133	166.6
	30	32	10,431	9,696	114,221	1,431,375	147.6
	緑区	12	3,802	3,084	28,459	341,156	110.6
	中央区	10	3,173	3,173	39,379	509,900	160.7
	南区	10	3,456	3,439	46,383	580,319	168.7

1 館当たり 1 日平均利用者数は、延べ利用者数を施設利用日数で除したものである。

資料:各年度公民館資料

6 課題のまとめ

「1 本市を取り巻く社会情勢等」から「5 協働の主体となる団体等の状況」を踏まえ、相模原市市民協働推進条例第7条の基本施策ごとに課題を整理すると次のとおりとなります。

(1)協働に関する情報の収集及び発信

地域活動団体、市民活動団体、大学、企業等のまちづくりに関する情報を 収集・発信し、協働のまちづくりに必要な情報を得ることができるように 取り組みます。

地域活動や市民活動に自ら参加したり、市民と市が手を取り合って連携 するためには、まずお互いのことを知る必要があります。

地域活動団体、市民活動団体、大学及び企業のまちづくりに関する活動 内容等を市民と共有するには、それらの情報を蓄積し、提供できる体制を 確立することが重要です。

情報発信に当たっては、情報の受け手となる世代の特性を踏まえ、情報紙、チラシ、ポスター、回覧等の紙媒体や、インターネットのホームページ、SNS等、様々な手段を併用して、情報が広く届くように工夫するとともに、情報の受け手の興味を喚起するよう、メッセージ性のある内容の発信に努める必要があります。

また、これまで一定の成果を上げているさがみはら地域ポータルサイト (通称:さがポ)のさらなる充実を図り、アクセス件数を増やすほか、活動の拠点となる中間支援組織や公民館などが連携して情報を発信するなど、地域活動や市民活動に少しでも関心のある市民の意欲を掻き立て、参加を促進する必要があります。

日頃の様々な活動の中には、知らぬ間に協働の取組をしている場合があります。市民及び市の職員がそのことに気付くことで、「協働」への理解・関心が深まり、新たな活動につながったり、既存の活動が活性化する可能性もあるため、その「気付き」を促す活動事例等の情報発信も必要です。

(2) 協働に関する学習機会の提供

地域活動や市民活動への参加方法を知り、活動に結びつけ、さらに活動を けん引する担い手づくりを進めます。

地域活動や市民活動の継続や発展のためには、活動を行う担い手づくりが重要です。活動を始めてみたい人や活動を発展させたい人等、様々なニーズに応えられるよう、基礎講座から応用講座まで、幅広く開催していく必要があります。

協働を推進するために必要なファシリテーション能力やコミュニケーシ

ョン能力等、専門的な知識について学べる環境も必要となります。

そして、これらを学んだ担い手が成果を発揮する場を用意するなど各種 活動を展開する上での効果的な仕組みを構築していく必要があります。

また、市の職員も市民と連携していくため、座学形式の入門編から体験型の実践編までの研修を受講し、協働への理解を深めていく必要があります。

(3) 協働により実施する事業への財政的支援

寄附や補助金等により地域課題や社会課題に取り組む団体の活動を支える 意識を醸成し、活動の創造や発展を財政的に支援し、自立した活動へつなげ ます。

公共的な課題の解決や、地域を活性化するための活動を活発にするためには、活動の初期や発展期を財政的に支えるだけでなく、団体が自立して活動を継続できる仕組みも重要です。

このため、団体活動への補助金や助成金といった行政からの直接的な支援のほか、皆で活動を支える寄附文化の醸成を促進するため、情報発信や制度の検討、さらに安心して活動するための保険の加入等、間接的な支援も必要となります。

(4) 活動を推進する拠点となる場の提供

地域活動団体や市民活動団体が自主的に活動する場や、多様な主体が有機的に連携する拠点を整備し、さらなる活動の活性化につなげます。

地域活動や市民活動を行うためには、定期的に集まって打合せや作業をする場所が必要であり、また、関連する情報がその場に集積されたり、専門的なアドバイザーがいることで、さらなる活動の活性化が期待できます。

実際に、地縁を基に活動する地域活動団体に比べ、市民活動団体が活動できる場所が少なく、公民館の会議室等の公共施設も地域によって利用のしやすさに差があります。また、現在、市民活動の支援において中心的な役割を担っているさがみはら市民活動サポートセンター等の拠点が中央区に集中しているため、各区への同様の機能を有する拠点等の整備の検討や、拠点の機能を補う出張講座の開催等の工夫が必要です。

また、各種支援等を行う中間支援組織の認知度の向上による利用の拡大が市民活動の活発化に寄与します。

さらには、担い手の確保が課題となる中、地域活動や市民活動をしていない人や、それらの活動に興味のない人の参加を促すことも大切です。子どもから高齢者までが気軽に集まり、そこから新たな活動に発展するきっかけとなるような場等を提供することも重要です。

(5) 協働により実施する事業を提案できる機会の提供

個人、地域活動団体、市民活動団体、大学、企業、市等の主体同士が協働で きる機会を提供し、お互いの活動の発展や、地域の活性化につなげます。

個人、地域活動団体、市民活動団体、大学、企業、市等が、それぞれの特性を生かして連携し、協力することで、新しい発想を得られ、活動の幅が広がり、効果的に事業を行えることがあります。また、一緒に活動することで、なかなか見つからなかった地域課題の解決方法を導き出せる可能性もあります。

そのため、市民活動団体を支援する各種「中間支援組織」が連携し、他の団体と交流する機会を提供するほか、協働の取組を進める仕組みである協働事業提案制度の活用がさらに進むよう周知を図るとともに、運用方法の見直しを適宜行い、効果的な制度となるよう検証する必要があります。

市の職員についても協働に関する知識や理解を深め、市民のアイデアや 技術、ノウハウ等をまちづくりに生かすことが重要です。

(6) 地域の特色を生かした協働のまちづくり

地域を構成する個人、地域活動団体、市民活動団体、大学、企業等の主体が 皆で課題を共有し、課題解決や地域の魅力づくりに取り組みます。

本市には、商業施設やマンション等が立ち並ぶ都市部から水や緑に恵まれた山間部まで様々な地域があるため、それぞれ魅力や課題は異なり、地域の特色を生かしたまちづくりを行う必要があります。

このため、より多くの人が地域の課題を共有し、地域資源(自然資源や人的資源等)を生かした魅力づくりをすることが重要であることから、多様な主体の参画を促すとともに、各区に設置された区民会議や22地区に設けられたまちづくり会議の持つ役割や機能を最大限に生かす必要があります。

また、地域活動の中心的な役割を担う自治会の活動を振り返り、改めて 意義や役割を整理し、中長期的な視点で自治会運営への支援の在り方を検 討する必要があります。当然ながら、これまでどおり自治会の加入促進を 進める一方で、社会情勢等の変化から、飛躍的に自治会の加入率を向上さ せることが難しい現実を踏まえたまちづくりについても検討する必要があ ります。

第3章 協働を推進するための取組

本市では、協働を推進するため、これまで取り組んできた事業の成果や課題を踏まえて、相模原市市民協働推進条例に掲げる基本施策を実施し、「皆で担う地域社会」の実現を図ります。

「協働」という文言が使われ始めてから 20 年以上が経過しています。これまでにも協働の取組を進めてきましたが、協働に対する理解や認識が十分に浸透しているとは言えない状況に鑑み、本計画では、情報の発信とともに協働の担い手の輩出を重要課題と捉え、また「相模原市人権施策推進指針」なども踏まえ、「活動に参加する者」及び「協働による活動をけん引する者」の増加につながる取組を積極的に進めます。

基本施策に掲載する主な取組については、前計画の内容を見直し、新たに実施するものを「新規の取組」、重点的に取り組むものを「重点的な取組」として位置付け実施します。

計画期間の目標と成果指標

本計画期間である、令和2年度から令和9年度までの8年間の取組の目標を 以下のとおり設定します。

【目標(目指す姿)】「一人ひとりが地域の課題を自分事として考え、 活動し、協力して取り組むことができる社会」

協働を推進するためには、活動の担い手の確保と多様な主体による連携が重要となります。本計画期間においては、個人一人ひとりが地域の課題を自分の事として考え、活動し、様々な人と協力して取り組むことができる社会を目指します。

成果指標

目標の達成度については、相模原市総合計画の成果指標を活用し、「地域活動・市民活動に参加している市民の割合」、「市が多様な主体と協働により取り組んでいる事業などの数」、「市内のNPO法人数」の3つを成果指標とするほか、各基本施策において個別に成果指標を設定し、検証します。

【相模原市総合計画の成果指標】

	指標	基準値 (平成 3 0 年度)	中間目標値 (令和5年度)	最終目標値 (令和9年度)
1	地域活動・市民活動に参加している 市民の割合	50.7%	5 4 . 7 %	58.7%
2	市が多様な主体と協働により取り組 んでいる事業などの数	183件	2 1 6 件	2 4 4 件
3	市内のNPO法人数	2 7 9 団体	3 0 4 団体	3 2 4 団体

総合計画の検討状況により変更になる場合があります。

「皆で担う地域社会」

目指す姿

【皆で担う地域社会のイメージ】

一人ひとりが地域の課題を自分事として考え、 活動し、協力して取り組むことができる社会

【具体的な目指す姿】

こんな「ヒト」が 増えているとイイナ

- ・地域や社会における課題や問題に関心を持っている市民
- ・地域活動や市民活動に参加する市民 など

こんな「コト」「モノ」 ができているとイイナ

- ・まちづくりや協働に関する情報が集まり、多様な 媒体で提供され、誰でも知ることができる。
- ・多様な主体が定期的に活動できる場所がある。
- ・地域活動や市民活動を始めたり、継続するための 担い手づくりや財政的な支援の体制が整っている。

など

こんな「つながり」 が続いているとイイナ

- ・多様な主体が積極的に結びつく仕組みがあり、お 互いを高め合うことでより良いものを生み出して いる。
- ・多様な主体が地域の課題を発見・共有し、話し合い、一緒に解決している。

こんな「まち」に なっているとイイナ

- ・地域の特色を生かしたまちづくりが進み、地域の 魅力が向上している。
- ・地域活動や市民活動を通じて、やりがいを感じ、 地域への愛着が増している。

基本的な役割

【市民の役割(期待すること)】

自らがまちづくりの主体であることを認識し、活動すること。

【市の役割】

協働を推進するとともに、そのための環境を整備すること。

を実現するために

取組の方向

協働を知り、学ぶための取組

実際に活動 するため の取組

自立して継 続的に活動 するための 取組

多様な主体 同士が連携・ 協働し、強み を生かすため の取組

基本施策と主な取組

基本施策1 協働に関する情報の収集及び発信

- ・地域活動に関する情報の収集・発信
- ・市民活動に関する情報の収集・発信
- ・【新規】連携した活動を促進するための情報の収集・発信

基本施策2 協働に関する学習機会の提供

- ・【重点】さがみはら地域づくり大学事業の充実
- ・【新規】市民のスキルを生かす仕組みづくりの検討
- ・【新規】協働に関する取組を推進するための意識の向上
- ・地域活動及び市民活動に関する講座等の充実

基本施策3 協働により実施する事業への財政的支援

- ・団体の活動を支える寄附文化の醸成
- ・市民・行政協働運営型市民ファンドの運営
- ・【重点】地域活性化事業交付金制度の効果的な運用
- ・自治会活動への支援
- ・街美化アダプト制度の推進

基本施策4 協働を推進する拠点となる場の提供

- ・さがみはら市民活動サポートセンターの充実
- ・ユニコムプラザさがみはらの活性化
- ・自治会集会所の整備促進
- ・【新規】新たな協働が生まれる場・仕組み等の検討

基本施策 5 協働により実施する事業を提案できる機会の提供

- ・【重点】協働事業提案制度の効果的な運用
- ・協働推進拠点間の連携及び団体間の交流機会の創出

基本施策6 地域の特色を生かした協働のまちづくり

- ・区の特徴を生かしたまちづくりの推進
- ・まちづくり区域の特徴を生かしたまちづくりの推進
- ・【新規】自治会運営への支援の在り方等の検討

基本施策1 協働に関する情報の収集及び発信

説明

地域活動団体、市民活動団体、大学、企業等のまちづくりに関する情報を収集・発信し、協働のまちづくりに必要な情報を得ることができるように取り組みます。

【施策の方向性】

- ・地域活動団体、市民活動団体、大学、企業のまちづくりに関する活動内容 等の情報を蓄積し、提供できる体制の確立に向けて取り組みます。
- ・情報の受け手となる世代の特性を踏まえ、様々な媒体を利用しつつ、興味 を喚起するメッセージ性のある情報発信に取り組みます。また、さがみは ら地域ポータルサイト(通称:さがポ)のさらなる充実に取り組みます。
- ・地域活動や市民活動に少しでも関心のある市民の意欲を掻き立て、参加を 促進するため、活動の拠点となる中間支援組織や公民館などが連携して情報の発信に取り組みます。
- ・知らぬ間に協働の取組をしている場合があるため、市民及び市の職員がそ のことに気が付くような活動事例等の情報発信に取り組みます。

【主な取組】

地域活動に関する情報の収集・発信

各区役所において、地域情報を収集し、広報紙やホームページ等、様々な 媒体により発信します。

また、各地区で取り組む地域活動の情報発信や地区自治会連合会が発行する地域情報紙の発行を支援します。

市民活動に関する情報の収集・発信

さがみはら市民活動サポートセンターのホームページや情報紙、メールマガジン^{注6}、相模原市市民活動中間支援施設連絡会(通称:相模ボラディア)が運営する「市民活動団体情報検索システム」等を通じて、団体情報、助成金情報、講座情報等を提供します。また、情報提供に当たっては、公民館や中間支援組織と連携し充実に取り組みます。

注6:メールマガジン

発信者が定期的にメールで情報を流し、読みたい人が購読するようなメールの配信の一 形態

新規 連携した活動を促進するための情報の収集・発信

地域活動団体、市民活動団体、大学、企業等多様な主体が連携した活動の情報を収集し、「(仮称)協働ニュース」としてまとめて発信するほか、新たな表彰制度を創設し、広報紙やホームページも活用しながら好事例を広く紹介します。

また、大学や企業の地域貢献活動を促進するため、活動事例を紹介します。 さらに、地域活動、市民活動、行政などの活動の情報を共有するほか、掲 示板機能や市民活動団体・地域活動団体のための無料のホームページの提供 等、様々な機能を持つ「さがみはら地域ポータルサイト」の更なる充実を図 ります。

成果指標

	指標	基準値 (平成30年度)	中間目標値 (令和5年度)	最終目標値 (令和9年度)
1	さがみはら地域ポータルサイトへの 年間アクセス (ページビュー)数	480,458 件	740,000 件	1,000,000 件
2	(仮称)協働ニュースの 年間発信回数		2回以上	2回以上

「地域活動に関する情報の収集・発信」及び「市民活動に関する情報の収集・発信」の内容については、すでに様々な媒体を活用し情報発信を行っているため、個々の成果指標は設定せず、地域活動及び市民活動を含めた総合的な情報発信機能を有するさがみはら地域ポータルサイトへの年間アクセス数を成果指標とします。

「でいらボー」 さがみはら地域ポータルサイト

(通称:さがポ)マスコットキャラクター

URL http://www.sagami-portal.com/

基本施策2 協働に関する学習機会の提供

説明

地域活動や市民活動への参加方法を知り、活動に結びつけ、さらに活動をけん引する担い手づくりを進めます。

【施策の方向性】

- ・地域活動や市民活動の継続や発展のため、活動を行う担い手づくりに取り 組みます。
- ・活動を始めてみたい人や活動を発展させたい人等の様々なニーズに応えられるよう、基礎講座から応用講座まで幅広く講座内容の充実を図ります。
- ・協働を推進するために必要なファシリテーション能力やコミュニケーション能力等、専門的な知識について学べる環境の整備に取り組みます。
- ・学んだ担い手が成果を発揮する場を用意するなど各種活動を展開する上で の効果的な仕組みの構築に取り組みます。
- ・市職員の協働への理解を深めるため、座学形式の入門編から体験型の実践 編まで幅広く研修に取り組みます。

【主な取組】

重点 さがみはら地域づくり大学事業の充実

さがみはら地域づくり大学運営委員会(市設置)の意見等を基に、ユニコムプラザさがみはらにおいて、受講者ニーズ等を踏まえ、受講内容やカリキュラム等の検討を行うなど充実を図り、協働の担い手づくりに取り組みます。

また、さがみはら地域づくり大学で学び、コーディネーターズサークルに 登録した者のスキルアップにつながる機会を提供します。

新規 市民のスキルを生かす仕組みづくりの検討

様々な企業等で働く多様なバックグランドを持つ市民が仕事で培った経験やスキルを生かし、地域活動団体や市民活動団体等の業務改善や事業戦略など運営面での支援を行う体制を検討します。

新規 協働に関する取組を推進するための意識の向上

地域活動や市民活動を始める動機付け・契機となる取組を検討するほか、 市職員に対しては、(仮称)協働推進担当職員の配置や体験研修の実施、協 働の手引等の充実により協働への理解を深め、協働に関する取組を推進しま す。

地域活動及び市民活動に関する講座等の充実

さがみはら市民活動サポートセンター等において、初めて活動を行う人の ための講座や、活動を発展させていくための会計、広報、マネジメント等の 講座など段階に応じた学習機会を充実します。

また、様々な世代の人がボランティアを体験できる機会を充実します。

成果指標

	指 標	基準値 (平成 3 0 年度)	中間目標値 (令和 5 年度)	最終目標値 (令和9年度)
1	さがみはら地域づくり大学の	1 2人	2 0 人	2 4人
1	年間コース受講者数	12人	20人	247
2	市職員の協働に対する認知度	6 7 %	8 0 %	9 0 %
3	さがみはら市民活動サポートセンター	1 2 0 1	160人	200人
3	講座の年間延べ受講者数	120人		

「市民のスキルを生かす仕組みづくりの検討」の内容については、成果 指標に馴染まないため指標を設定しないこととします。

さがみはら市民活動サポートセンター

多様化する市民ニーズに応えて、個性豊かなまちづくりを行うために、NPOなどの市民活動団体等と行政が、協働してまちづくりを進めることが重要であり、その活動を支援する拠点となっています。

同センターでは、会議や打合せ、作業等の場の提供や活動に役立つ情報の収集・ 発信、市民活動活性化講座や市民活動フェスタの開催、さらにこれから団体を立ち 上げるに当たっての運営等の相談等を行っていて、NPO法人が管理運営をしています。



(平成 14 年 10 月開所)

基本施策3 協働により実施する事業への財政的支援

説明

寄附や補助金等により地域課題や社会課題に取り組む団体の活動を支える意識を醸成し、活動の創造や発展を財政的に支援し、自立した活動へつなげます。

【施策の方向性】

- ・公共的な課題の解決や、地域を活性化するための活動を活発にするためには、活動の初期や発展期を財政的に支えるだけでなく、団体が自立して活動を継続できる仕組みの構築に取り組みます。
- ・団体活動への補助金や助成金といった行政からの直接的な支援のほか、 皆で活動を支える寄附文化の醸成を促進するため、情報発信や制度の検 討、さらに安心して活動するための保険の加入等、間接的な支援にも取 り組みます。

【主な取組】

団体の活動を支える寄附文化の醸成

地域課題や社会的課題の解決に取り組む団体の活動を寄附により支えていくという市民意識を高めるため、市民と団体の交流の場をはじめ、NPO法人の指定制度や認定制度について、ホームページや広報紙等を利用した周知を図るなど、様々な機会を通じて、団体の活動に対する理解を深めます。

市民・行政協働運営型市民ファンドの運営

市との協働によりファンド^{注7}の運営を行う団体が、個人や企業等からの寄附金及び集められた寄附金と同額の市の負担金を財源として、市民活動団体等の公益的活動に対し助成金を交付します。

また、寄附金を継続的に集められるよう、助成金を交付された事業の成果や効果等をホームページや広報紙等を通じて周知を図り、市民の寄附意識を一層高めます。

重点 地域活性化事業交付金制度の効果的な運用

多くの市民の参加と協働による地域の活性化を目指し、市民による自主的な課題解決に取り組む事業に対し、まちづくり区域を単位とする交付金制度について、引き続き事業評価の手法を検討し、必要に応じて見直しを行うなど効果的な運用を図ります。

自治会活動への支援

地域活動の中心的な役割を担う自治会が取り組む防災、防犯、環境美化や福祉等の活動を支援するとともに、活動の拠点となる集会所の整備を促進します。

また、相模原市自治会連合会と連携し、加入促進に取り組むなど、自治会の自主的・自立的な活動を支援します。

街美化アダプト制度の推進

市民と市の協働による取組として、市民が自主的・自発的に行う公園、緑道、道路や河川敷等の公共スペースの美化活動に対し、市はその活動に必要な費用等の支援を行います。また、活動事例の紹介をはじめ制度の普及に取り組みます。

成果指標

	指標	基準値 (平成30年度)	中間目標値 (令和5年度)	最終目標値 (令和9年度)	
1	指定NPO法人への	1 1 件	2.0#	3 0 件	
1	年間平均寄附件数(1法人当たり)	1 1 1+	20件	3 0 1+	
2	市民・行政協働運営型	2 1件	1 6 # N F	1 6 件以上	
2	市民ファンドによる年間助成事業数	2 1 1+	1 6 件以上		
3	街美化アダプト制度の	7 0 9 箇所	700筒紙以上	700年5月上	
3	年間実施箇所数	/ 0 9 国別	700箇所以上	700箇所以上	

- 2 「市民・行政協働運営型市民ファンドによる年間助成事業数」については、年度により応募事業数に差異があるため、平成 28 年度から平成 30 年度までの平均助成事業数以上を目標値として設定します。
- 3「街美化アダプト制度の年間実施箇所数」については、アダプト活動を停止する団体があることを踏まえ、現状の実施箇所数を維持することを目標値として設定します。

「地域活性化事業交付金制度の効果的な運用」及び「自治会活動への支援」の内容については、成果指標に馴染まないため指標を設定しないこととします。

基本施策4 協働を推進する拠点となる場の提供



地域活動団体や市民活動団体が自主的に活動する場や、多様な 主体が有機的に連携する拠点を整備し、さらなる活動の活性化に つなげます。

【施策の方向性】

- ・地域活動や市民活動を行うため、定期的に集まり、打合せや作業をする 場の提供に取り組みます。
- ・関連する情報の集積や専門的なアドバイザーの設置等に取り組みます。
- ・さがみはら市民活動サポートセンターと同様の機能を有する拠点等の整備の検討や、拠点の機能を補う出張講座の開催等に取り組みます。
- ・中間支援組織の認知度の向上による利用の拡大に取り組みます。
- ・地域活動や市民活動をしていない人や、それらの活動に興味のない人の 参加を促すきっかけとなるような場等の提供に取り組みます。

【主な取組】

さがみはら市民活動サポートセンターの充実

市民活動の支援や活性化を図るため、NPO法人等との協働によりさがみはら市民活動サポートセンターを運営し、活動の場の提供、相談・助言、ネットワークの強化を行います。また、機能の強化や新たな活動の場の設置等について検討します。

ユニコムプラザさがみはらの活性化

市民と大学との連携により、地域の課題の解決及び地域の活性化を図るため、交流・発信機能、学習・研究機能及び橋渡し機能を充実するとともに、スペースの有効活用を図るなど施設の活性化に取り組みます。

自治会集会所の整備促進

地域住民によるコミュニティ組織の拠点となる自治会集会所の整備を促進します。

新規 新たな協働が生まれる場・仕組み等の検討

活動していない人や興味のない人の参加を促進するため、空き家や空き店舗、公共施設等を活用し、誰でも自由に集まれる場・スポットを創出し、そ

こで生まれたつながりから新たな協働がスタートする仕組み等を検討します。

成果指標

	指標	基準値 (平成 3 0 年度)	中間目標値 (令和5年度)	最終目標値 (令和9年度)
1	さがみはら市民活動サポートセンター 年間相談件数	3 1 6件	3 5 0件	400件
2	ユニコムプラザさがみはらによる 大学への年間橋渡し件数	2 6件	2 8件	3 0 件

「自治会集会所の整備促進」及び「新たな協働が生まれる場・仕組み等の検討」の内容については、成果指標に馴染まないため指標を設定しないこととします。

市民・大学交流センター(愛称:ユニコムプラザさがみはら)

地域活動や市民活動を行う市民と高度な専門性や豊富な人材を有する大学が連携して、福祉、健康、環境等、様々な分野に関する地域の課題解決や活性化を図り、新たな地域活動や市民活動を創造するための拠点がユニコムプラザさがみはらです。

ユニコムプラザさがみはらには、市民と大学が交流する場の提供や大学等の研究・教育活動・地域連携の取組等を発信する「交流・発信機能」、市民が地域課題の解決等につながる専門的な知識や技術を学習したり、市民と大学が共同して研究する機会を提供する「学習・研究機能」、市民と大学が連携を強化し、課題解決等に取り組むための「リエゾン(橋渡し)機能」があります。

大学情報コーナー:教育・研究活動や地域貢献活動等、様々な大学の情報を発信します。



(平成25年3月開所)

基本施策5 協働により実施する事業を提案できる機会の提供

説明

個人、地域活動団体、市民活動団体、大学、企業、市等の主体 同士が協働できる機会を提供し、お互いの活動の発展や、地域の 活性化につなげます。

【施策の方向性】

- ・個人、地域活動団体、市民活動団体、大学、企業、市等が、それぞれの 特性を生かして連携及び協力ができる機会を提供し、新しい発想を得られ、活動の幅が広がるなど効果的に事業を行えるよう取り組みます。
- ・市民活動団体を支援する各種「中間支援組織」が連携し、他の団体との 交流機会の提供に取り組みます。
- ・協働の取組を進める仕組みである協働事業提案制度の活用がさらに進むよう周知を図るとともに、運用方法の見直しを適宜行い、効果的な制度となるよう検証します。

【主な取組】

重点協働事業提案制度の効果的な運用

市民と市が互いの持つ資源(知識、経験、人材、情報、資金等)を結集し、 地域課題や社会的課題の解決に向け、協働により効果的に取り組む仕組みで ある協働事業提案制度について、3年後の事業継続の在り方や協働事業の評 価・検証における市民意見の聴取・反映方法の検討等を行うとともに、制度 を検証し、より効果的な運用を図ります。

協働事業提案制度

市民と市の双方からの提案に基づき、協働して地域の課題や公共的な課題の解決を図る仕組み。市民が課題を自由に設定し、自由な発想で企画提案して行う市民提案型協働事業と、市があらかじめテーマ、計画、事業等の概要を提案し、その概要書を基に、市民が具体的な協働事業の内容を企画提案して行う行政提案型協働事業があります。

協働推進拠点間の連携及び団体間の交流機会の創出

さがみはら市民活動サポートセンターやユニコムプラザさがみはら、公民 館等の各施設における機能や特性、活動情報等の共有を図ることで、多様な 主体が連携できるネットワークの構築に取り組みます。また、各施設におい ても、団体間の交流の場を設け、相互の活動紹介や情報交換等が行える機会 を創出することにより、協働による取組を促進します。

成果指標

	指標	基準値 (平成 3 0 年度)	中間目標値 (令和 5 年度)	最終目標値 (令和9年度)
1	協働事業提案制度の 年間事前相談件数	6件	1 0 件	1 0 件以上
2	団体間の交流機会の 年間開催回数	9 回	12回	15回

基本施策6 地域の特色を生かした協働のまちづくり

説明

地域を構成する個人、地域活動団体、市民活動団体、大学、企業等の主体が皆で課題を共有し、課題解決や地域の魅力づくりに取り組みます。

【施策の方向性】

- ・より多くの人が地域の課題を共有し、地域資源(自然資源や人的資源等) を生かした魅力づくりを行うため、多様な主体の参画を促すとともに、各 区に設置された区民会議や22地区に設けられたまちづくり会議の持つ 役割や機能を最大限に生かします。
- ・中長期的な視点で自治会運営への支援の在り方を検討します。また、自治会の加入率が飛躍的に上がらないことを踏まえたまちづくりについても検討します。

【主な取組】

区の特徴を生かしたまちづくりの推進

区の課題やまちづくりの方向性について協議する場として設置された「区民会議」を運営します。また、区民同士の一体感を育みながら、区への愛着や誇り等の意識の醸成を図るため、区民交流イベントなどに取り組むとともに、区独自の魅力を再発見し、新たな魅力として区内外に情報発信する等の「区の魅力づくり」に向けた事業を実施します。

まちづくり区域の特徴を生かしたまちづくりの推進

地域資源の発見、課題解決の方法等について自主的に話し合う場である「まちづくり会議」の運営を支援します。また、まちづくり会議の委員と市が、地域の活性化や課題解決に向け、協働の視点から意見交換や情報共有等を行う「まちづくりを考える懇談会」を開催するなど、市民と市の協働によるまちづくりを推進します。

新規 自治会運営への支援の在り方等の検討

地域活動の中心的な役割を担う自治会の活動を振り返り、改めて意義や 役割を整理するなど、中長期的な視点で自治会運営への支援の在り方を検討 します。また、自治会と市民活動団体等との新たな連携の在り方を検討する ほか、自治会に加入していない市民のまちづくりへの参加を促す方策や、地 域活動を担う新たな主体の形成の可能性について検討します。

区民会議

各区に設置した、区のまちづくりの方向性や地域活動を活性化するための方策等を 話し合う会議。区内のまちづくり会議から推薦された者、区内の公益的活動を行う団 体から推薦された者、区内の住民、学識経験のある者等で構成されています。

まちづくり会議

各地区のまちづくりの課題を自主的に話し合い、課題解決に向けた活動に構成団体等が協働して取り組むための会議。自治会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、公民館、PTA等、各地区で活動している団体等で構成されています。

成果指標

	指標		基準値 (平成 3 0 年度)	中間目標値 (令和 5 年度)	最終目標値 (令和9年度)
		緑区	78.6% (令和元年)	8 1 . 8 %	85.0%
1	住んでいる地域に愛着を 感じている市民の割合	中央区	79.4% (令和元年)	82.2%	85.0%
		南区	8 0 . 9 % (令和元年)	82.9%	85.0%

基本施策6については、独自に成果指標を設定することが難しいため、 相模原市総合計画の施策「区制を生かした魅力あるまちづくりの推進」 と同様の指標を設定し、進行管理の一助とします。

総合計画の検討状況により変更になる場合があります。

第4章 計画の推進に向けて

1 推進体制

本計画の施策を総合的かつ計画的に推進するため、学識経験者、関係団体代表者及び公募市民で構成する「相模原市市民協働推進審議会」に意見を求めるとともに、市の庁内組織の「市民協働推進会議」において、横断的な総合調整を行います。

2 実効性の確保

本計画における施策の実施に当たっては、次の取組により実効性を確保し、着実に推進します。

令和2年度から令和8年度(本計画終了年度の前年度)まで

毎年度、成果指標に基づき評価します。なお、評価に当たっては、 成果指標が設定されていない取組や成果指標が馴染まない取組の 進捗状況等を勘案します。

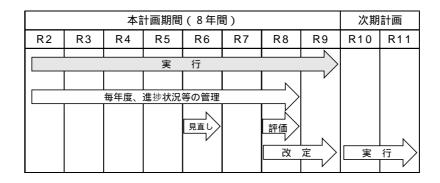
評価結果及び進捗状況等を広報紙やホームページ等を通じて市 民に情報提供します。

令和5年度までの各施策の進捗状況や社会情勢の変化を踏ま え、必要に応じて成果指標等の見直しを行います。

令和8年度から令和9年度まで

本計画に掲載した内容について、本計画終了年度の前年度である 令和8年度に全体の評価を行います。

社会環境の変化とまちづくりに関わる市民及び市の状況に応じた見直しを行います。



庁議(政策調整会議) 案件申込書

令和元 年 10 月 申込日 28 日 第3次さがみは6男女共同参画プランの策定について 市民 部 人権·男女共同参画 課 担当者 内線 所 平成24年3月に策定した「第2次さがみは6男女共同参画プラン21」の計画期間が令和元年度に終了するが、男女共同 概 要 参画社会の実現に向けた取組は、今後も本市の重要課題であり、引き続き各種施策の推進を図っていく必要があるため、 新たに「第3次さがみはら男女共同参画プラン」を策定するもの。 審議内容 第3次さがみは6男女共同参画プラン(案)について (論点) 実施計画の 施策番号、施策名称 22 人権尊重・男女共同参画の推進・人権啓発事業 あり 位置付け 及び事業名 関係課長会議 令和元 年 10 17 В 政策調整会議 令和元 11 5 月 月 н 審議日 局·区政策会議 日 月 日 政策決定会議 資料提供 条例等の調整 なし 議会 上程時期 報道への情報提供 日程等 パプリックコメント 時期 令和元年12月~令和2年1月 議会への情報提供 部会 令和元年12月 あり 調整事項 審議会等、協議 なし 個人情報の目的外利用等 なし 会等の設置 関係部局名等 調整項目 調整状況 関係部局との 調整 打合せ・会議の経過 B 会議名等 H30.5.10 関係課長会議 次期さがみはら男女共同参画プランの策定に係る検討体制等について さがみは6男女共同参画ブラン21改定作業部会 次期さがみは6男女共同参画プランについて 検討経過等 H30.5.16 男女共同参画・女性活躍推進会議 次期さがみはら男女共同参画プランについて H30.5.30 H30.7.4 次期さがみはら男女共同参画プランについて 男女共同参画審議会 H30.10.23 男女共同参画・女性活躍推進会議 次期さがみはら男女共同参画プランについて H30.11.7 男女共同参画審議会 次期さがみは6男女共同参画プランの策定について(諮問) H30.11.15~H31.4.15 | さがみは6男女共同参画プラン21改定作業部会 | 次期さがみは6男女共同参画プランについて(3回) H30.11.30~R1.8.22|男女共同参画·女性活躍推進会議|次期さがみは6男女共同参画プランについて(5回) H30.12.25~R1.9.17 男女共同参画審議会 次期さがみはら男女共同参画プランについて(5回) 次期さがみはら男女共同参画プランの策定について(答申) 男女共同参画審議会 R1.10.1 借 考 原案を 上部庁議へ付議する。 政策調整会議 関係課長会議 の結果等 市民局次長 職員課 企画政策課(代) 財務課(代) 危機管理課 健康福祉総務室(代) 地域福祉課 高齢政策課 関係課長会議 こども・若者政策課 環境経済総務室 産業政策課 雇用政策課 の出席課・ 都市建設総務室 緑区役所区政策課 中央区役所区政策課 南区役所区政策課 機関等 学校教育課(代) 教育総務室 消防総務課 区政支援課 人権·男女共同参画課 【関係課長会議】 計画の位置付けにおいて示されている本計画と関連する計画の記載順序については何か規則性はあるのか。 規則性を明確にした上で、記載順序を修正する。 推進体制について、DVに関しては「相模原市配偶者暴力相談支援センター」のみの記載となっているが、具体的な相談 場所等の名称は記載しないのか。 相談場所も含め、DV施策に関する様々な機能を総括して、「相模原市配偶者暴力相談支援センター」としている。 男女共同参画の推進に当たっては、広く市民全般に働きかけていくことが必要となると思うが、どのような手法を用いる ソレイユさがみを中心に、セミナーやイベント等を実施し、啓発を行っていくことが主となる。 (事務事業調整会議) 「職場におけるハラスメント防止のための啓発」を拡充施策としているが、どのような観点から拡充施策としたのか。 女性活躍推進法の改正によるハラスメント対策の強化を踏まえ、明確に施策として位置付け、より一層啓発を推進してい (という意図で拡充施策としている これまでの 男女の別を前提としている施策と、性の多様性に関する施策という相矛盾する施策が併存しているが、どのような整理と 庁議での しているのか。 主な意見 管理職に占める女性の割合など、女性の参画の拡大に向けた施策においては、男女の別を前提とする必要がある一 方、性の多様性に関する施策が必要な現状もあるため、両施策とも進めていく必要がある。 性的少数者は社会的弱者として支援を受けるべき対象なのか。 性的少数者を社会的弱者とした上での支援ではなく、性の多様性に関する社会的な理解不足等により、自己受容ができずに悩んでいる方のために相談体制を充実させる等、生きづらさの解消に向けた取組を支援と捉えている。 指標番号2「市職員における管理職(課長級以上)に占める女性の割合(教職員を除く。)」には、消防吏員も含まれてい るのか。 含まれている。 女性管理職の割合に係る指標において、教職員を除く市職員と教職員を分けた理由は何か。 基準値に開きがあるため、開きのある現状を明示する意味も含めて、成果指標を分けている。

事案の具体的な内容

(1)事案の概要

平成24年3月に策定した「第2次さがみはら男女共同参画プラン21」の計画期間が令和元年度に終了するが、男女共同参画社会の実現に向けた取組は、今後も本市の重要課題であり、引き続き各種施策の推進を図っていく必要があるため、新たに「第3次さがみはら男女共同参画プラン」を策定するもの。

(2)計画の位置付け

- ア 相模原市総合計画の部門別計画
- イ さがみはら男女共同参画推進条例で定める基本計画
- ウ 男女共同参画社会基本法で定める市町村男女共同参画計画
- エ [新]女性の職業生活における活躍の推進に関する法律で定める市町村推進計画
- オ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律で定める市町村基本計画

(3)計画期間

8年間(令和2年度から令和9年度まで)

(4) 策定のポイント

ア 新たに整備された法令との整合

- ・平成27年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」で定める市町村推進計画として新たに位置づけた。
- ・平成30年に制定された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を踏まえた施策を新たに 掲げた。
- イ 社会情勢の変化に伴う施策の位置づけ
 - ・多様な性のあり方に関する課題の顕在化や、働く場における女性の活躍推進など、社会情勢の変化に伴い、 新たな施策を掲げるとともに、既存施策の拡充を行った。

(5)新規・拡充施策

【新規】

- ・政治・行政分野の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ・消防防災分野への女性の参画の拡大
- ・性的少数者への理解促進と支援に向けた取組の推進
- ・若年層を対象とした性的ビジネス被害の防止に向けた啓発の推進

【拡充】

- ・雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進
- ・職場におけるハラスメント防止のための啓発

(6)計画の体系

基本方針 あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策の基本方向 1 多様な価値観の反映による男女共同参画の推進【 重点項目】

基本方針 男女共同参画の視点に立った安心な暮らしの実現

施策の基本方向2 誰もがいきいきと暮らせる環境づくり【 重点項目】

施策の基本方向3 生涯を通じた健康保持増進への支援

基本方針 男女共同参画の実現に向けた意識改革

施策の基本方向4 男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと意識の改革 【 重点項目】

施策の基本方向5 教育・学習の場における男女の人権尊重と男女平等の推進

基本方針 働〈場における女性の活躍推進 【さがみはら女性活躍推進プラン】

施策の基本方向1 民間における女性のキャリア形成の支援

施策の基本方向2 男女がともに働きやすい環境づくり 【 重点項目】

施策の基本方向3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 【 重点項目】

基本方針
配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援(さがみはらDV対策プラン)

施策の基本方向1 DVに関する相談及び保護体制の充実 【 重点項目】

施策の基本方向2 関係機関・団体との連携・協力及び自立支援の充実

施策の基本方向3 DV根絶に向けた取組の推進

(7)今後のスケジュール

令和元年11月 シンポジウム

12月~1月 部会説明、パブリックコメント実施

令和2年 3月 第3次さがみはら男女共同参画プランの策定

第3次さがみはら 男女共同参画プラン(案)

目 次

第 1	草	計画策	Eに当たって
	1	経緯	2 -
	2	背 景.	2 -
	3	男女共同	同参画を取り巻く本市の現状と課題 3 -
第2	章	計画の基	基本的な考え方
	1	目的	15 -
	2	基本理念	डे 15 -
	3	位置付占	t 16 -
	4	計画期間	引 17 -
	5	基本方針	† 18 -
	6	重点項目	≣ 18 -
	7	計画の体	本系 20 -
第3	章	計画の内	内容
	基本	方針	あらゆる分野における男女共同参画の推進 21 -
	基本	方針	男女共同参画の視点に立った安心な暮らしの実現24 -
	基本	方針	男女共同参画の実現に向けた意識改革 29 -
	基本	方針	働く場における女性の活躍推進【さがみはら女性活躍推進プラン】 33 -
	基本	方針	配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援【さがみはらDV対策プラン】 39 -
第4	章	計画の推	推進に当たって
	1	推進体制	ij 44 -
	2	占権・討	平価 - 45 -

第1章 計画策定に当たって

1 経緯

本市では、男女がともに輝き、自分らしく生きることのできる男女共同参画社会の実現のため、「男女共同参画社会基本法」(平成11年法律第78号)に基づく計画として、平成13年3月に「さがみはら男女共同参画プラン21」(以下「第1次プラン」といいます。)を策定しました。

また、平成16年には、「さがみはら男女共同参画推進条例」(平成16年相模原市条例第1号) (以下「条例」といいます。)を制定し、男女共同参画社会の実現のため、条例の理念に基づき、様々な施策に取り組んできました。

平成24年3月には第1次プランの見直しを行い、新たに「第2次さがみはら男女共同参画プラン21」(以下「第2次プラン」といいます。)を策定し、様々な分野にわたり男女共同参画を推進するための施策に取り組んできたところです。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識や性差に関する偏見、働く場における女性の活躍、配偶者等に対する暴力等、多くの課題が依然として存在しています。

こうした中、第2次プランの計画期間が令和元年度に終了しますが、男女共同参画社会の実現に向けた取組は、今後も本市の重要課題であることから、新たに「第3次さがみはら男女共同参画プラン」(以下「本計画」という。)を策定します。

2 背景

国では、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、翌年には同法に基づき、男女共同参画社会の形成を促進するための基本的方向や具体的な取組を示す「男女共同参画基本計画」を策定しました。平成27年には「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「推進体制の整備・強化」に向けた取組が進められています。

また、平成13年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号。以下「DV防止法」といいます。)は、平成25年の一部改正において、配偶者からの暴力だけでなく、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても適用対象とし、より広い対象範囲での暴力の防止及び被害者の保護を図ることとなりました。

平成27年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」といいます。)は、女性の採用、登用、能力開発等のための事業主行動計画の策定義務などを定めていますが、令和元年の一部改正において、行動計画を策定する事業主の範囲が拡大されたことによって、働く場における女性のより一層の活躍が推進されることとなりました。

また、平成30年に制定された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」は、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則に掲げ、自治体の責務として、実態の調査及び情報の収集、啓発活動、環境整備、人材の育成等を定めています。

一方、国際的には、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、17のゴールと169のターゲットからなる「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)」が国際目標として掲げられました。17のゴールの中には、「5 ジェンダー平等を実現しよう」が明記されており、「政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参加及び平等なリーダーシップの機会を確保する」など、様々なジェンダー課題への対応が求められています。

このように、国内外を問わず、性別にかかわりなく、全ての個人が互いに人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

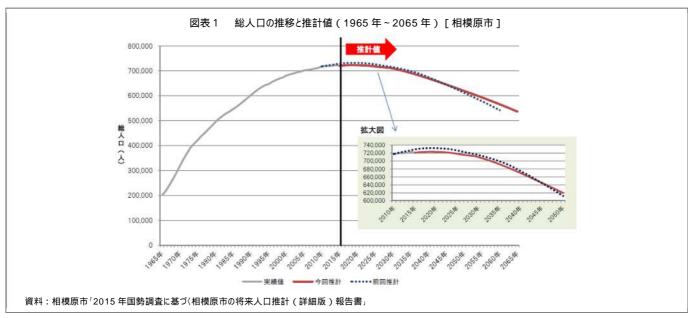
(1)相模原市の人口動向

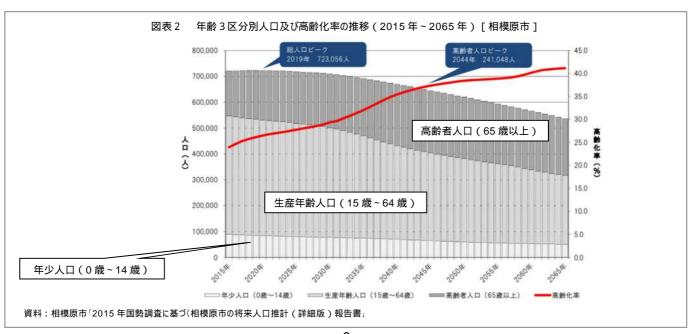
本市の人口は、令和元年(2019年)をピークに減少に転じ、令和47年(2065年)には 現在の約4分の3となる536,958人に減少する見込みです【図表1】。

また、年少人口(0歳~14歳)及び生産年齢人口(15歳~64歳)についても、今後、一貫して減少することが見込まれます【図表2】。

一方、総人口に占める高齢者(65歳以上)の割合である高齢化率は、今後も上昇を続け、本市はこれから急速な高齢化を迎える見込みです【図表2】。

少子高齢化の進行、生産年齢人口の減少などの人口構造の変化により、市の経済活力や地域活力が低下することが懸念される中、本市、ひいては日本経済が持続的に発展し、活力を維持していくためには、性別等にかかわらず、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、活躍することのできる社会の構築が必要となります。





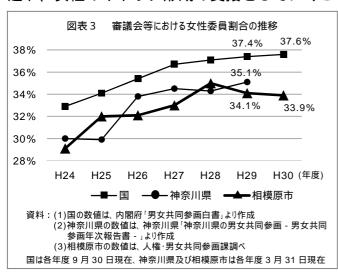
(2)政策・方針決定過程への女性の参画をめぐる状況

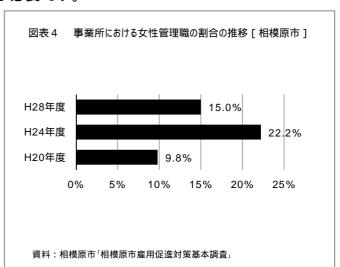
本市では、第2次プランに基づき、あらゆる分野の政策・方針決定過程における女性の参画を拡大する施策を推進してきました。

本市の審議会等の委員に占める女性の割合は平成28年度をピークに減少傾向にあり、平成30年度においては、33.9%となっています【図表3】。また、事業所の管理職や市職員の管理職(課長級以上。教職員にあっては校長・副校長)に占める女性の割合については、おおむね上昇してきていますが【図表4・5】、多くの分野において、政策・方針決定過程への女性の参画が十分であるとはいえない状況です。

また、女性が役職等への就任を依頼された場合、半数以上が断る状況にあり、女性の役職等への 就任意識の低さが伺われます【図表 6 】。

こうしたことから、あらゆる分野の政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくため、その重要性に関する理解を促進するとともに、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進や、女性のキャリア形成の支援をしていくことが必要です。

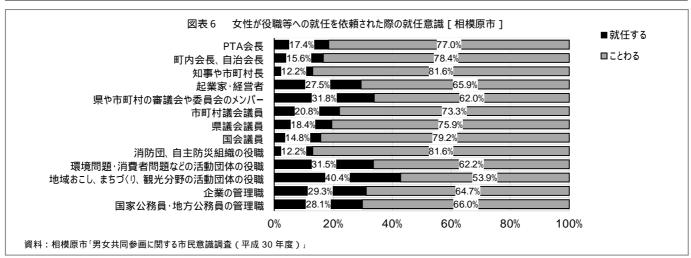




図表 5	市職員の管理職に占める女性の割合の推移 [相模原市]

	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31年
市職員の管理職(課長級以上)に占める女性の割合(教職員除(。)	15.4%	16.5%	17.3%	17.3%	18.8%
教職員の管理職 (校長・副校長)に占める女性の割合	33.8%	36.2%	35.5%	34.5%	35.5%

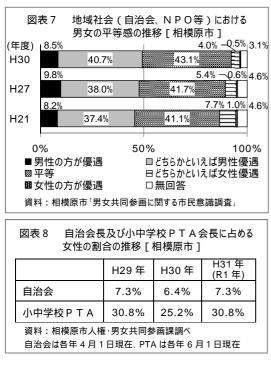
資料:相模原市人権・男女共同参画課調べ 各年4月1日現在

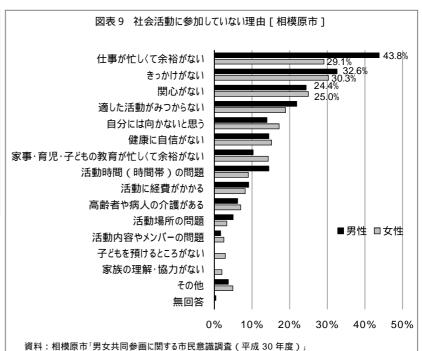


(3)地域や消防防災分野における状況

地域における男女共同参画

本市では、地域社会(自治会、NPO等)において男女が「平等」と考える市民の割合が増加している一方、「男性の方が優遇」、「どちらかといえば男性優遇」と考える市民の割合も増加しています【図表7】。自治会長及び小中学校PTA会長に占める女性の割合については、おおむね横ばいで推移しています【図表8】。また、社会活動(趣味等のサークル活動、自治会活動、ボランティア活動等)に参加していない理由として、男女ともに「仕事が忙しくて余裕がない」、「きっかけがない」が上位を占めています【図表9】。





消防防災分野における男女共同参画

災害時には、平時における社会の課題が、一層顕著になって現れる傾向にあります。例えば、家事や子育て、介護等の家庭的責任が女性に集中し、ストレスや心身の不調を抱えやすい一方、男性においては、「家族を経済的に支え、守るのは自分の役割である」との意識が強く、その責任を抱え込み追い詰められやすいこと等が挙げられます。加えて、男女のニーズの違い、子育てや介護を必要とする家庭の事情等が十分配慮されず、必要な支援や物資が提供されないといった問題も明らかになっています。

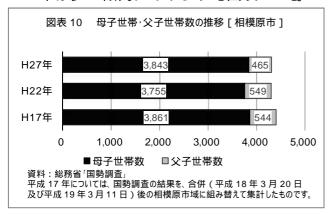
また、災害発生時の現場において、消火や救助、救急活動等を行う消防吏員の女性の割合は、全国的に増加傾向にあり、本市では3.3%(平成30年度)となっています。これは、全国の2.7%(平成30年度)と比較して高い割合ではありますが、さらにその割合を高めていく必要があります。

こうしたことから、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進、地域における活動に関する情報提供や相談体制の充実等により、多様な住民の地域における様々な活動の参画を促進するとともに、自治会やPTA等の地域団体における会長等の役職への女性の就任を促進していく必要があります。また、女性と男性では災害から受ける影響に違いがあることに留意しつつ、男女共同参画の視点から、事前の備えや避難所運営、被災者支援等を行うとともに、災害発生時の現場における様々な活動への女性の参画を推進していく必要があります。

(4)支援を必要とする市民をめぐる状況

ひとり親家庭を取りまく状況

本市におけるひとり親世帯の数はおおむね横ばいで推移しており、そのうち、母子世帯が約9割を占めています【図表10】。また、母子世帯は父子世帯に比べて収入が低く、経済的に困難な世帯が多い傾向にあります【図表11】。

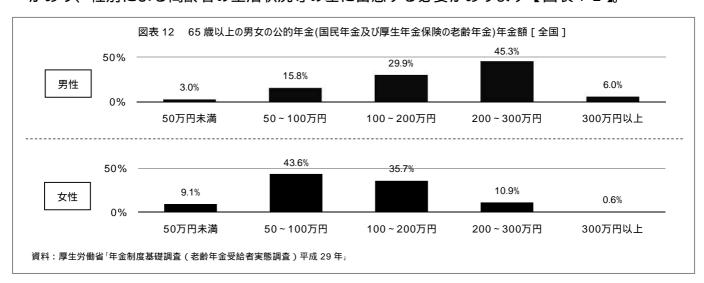


図表 11 ひとり親世帯の年収 [全国]			
	母子世帯	父子世帯	
平均年間収入 [母又は父自身の収入]	243 万円	420 万円	
平均年間就労収入 [母又は父自身の就労収入]	200 万円	398 万円	
平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入]	348 万円	573 万円	

資料:厚生労働省「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査」 「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成 2 7年の1年間の収入

高齢者を取りまく状況

高齢化が進行する中、厚生労働省が平成29年に実施した「年金制度基礎調査(老齢年金受給者実態調査)」によると、65歳以上の女性の公的年金額の平均額が男性より76万円低い状況等があり、性別による高齢者の生活状況等の差に留意する必要があります【図表12】。



障害のある人を取りまく状況

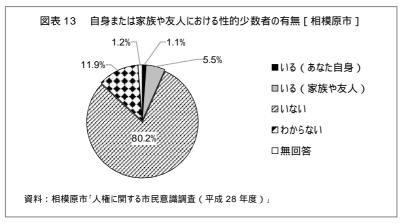
本市の障害者手帳等所持者数は平成31年4月現在39,552人ですが、令和5年には44,623人にまで増加することが見込まれ、総人口に対する割合についても増加していくことが見込まれています。

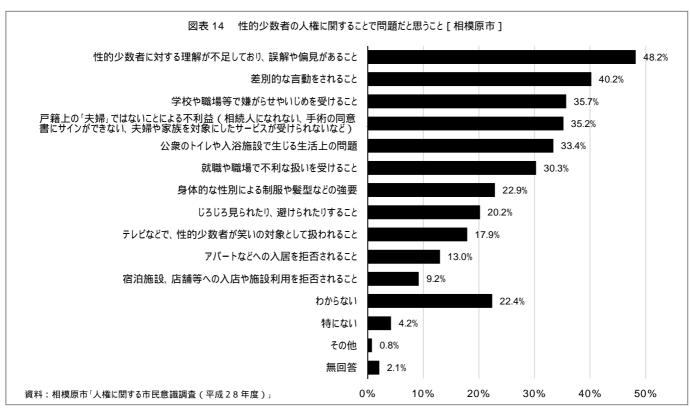
外国人市民を取りまく状況

外国人市民が増加傾向にある中、平成31年4月に出入国管理及び難民認定法が改正され、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するための新たな在留資格が創設されました。このことによって、本市においても、生活者としての外国人市民の一層の増加が見込まれています。

性的少数者を取りまく状況

本市が平成28年度に実施した「人権に関する市民意識調査」によると、「自分を含めて身近に性的少数者がいる」と答えた市民の割合は6.6%となっています【図表13】。また、性的少数者の人権に関して問題だと思うことについては、「性的少数者に対する理解が不足しており、誤解や偏見があること」が48.2%で最も多くなっています【図表14】。



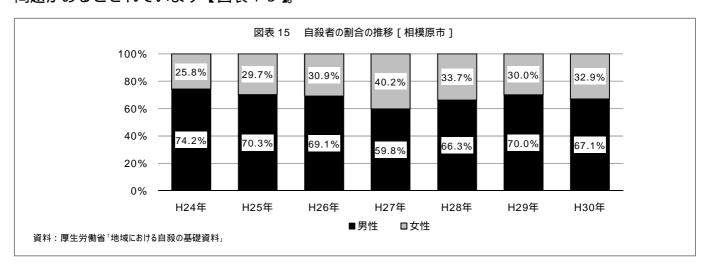


こうしたことから、性別をはじめ、年齢や障害の有無、国籍等にかかわらず、誰もが家庭や地域で安心して暮らせる環境を整備するためには、各人が置かれた状況により、課題やニーズが異なることに留意しながら、施策を進めていく必要があります。

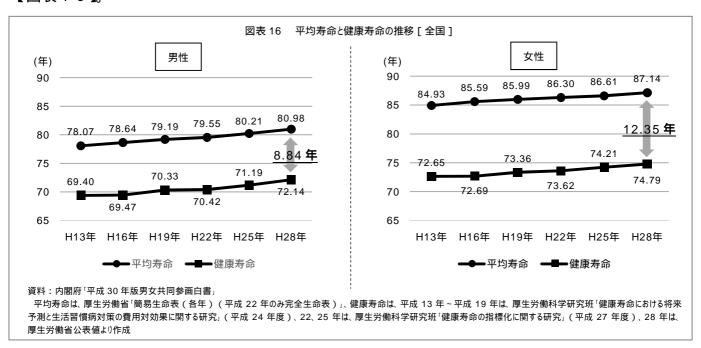
(5)男女の健康をめぐる状況

女性は、妊娠や出産といった特有の身体的な機能があること等から、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。

一方、男性については、女性に比べて肥満者や喫煙・飲酒をする者の割合が高くなっています。 さらに、自殺者は、女性の約2倍となっており、その背景には、健康問題や家庭問題、経済・生活 問題があるとされています【図表15】。



また、男女ともに健康で自立した生活を営み、豊かな老後を実現するためには、健康寿命(日常生活に制限のない期間)を延ばすことが重要となりますが、女性が男性よりも長生きである一方、健康上の問題から日常生活に制限のある期間は、男性の1.4倍程度となっている現状もあります【図表16】

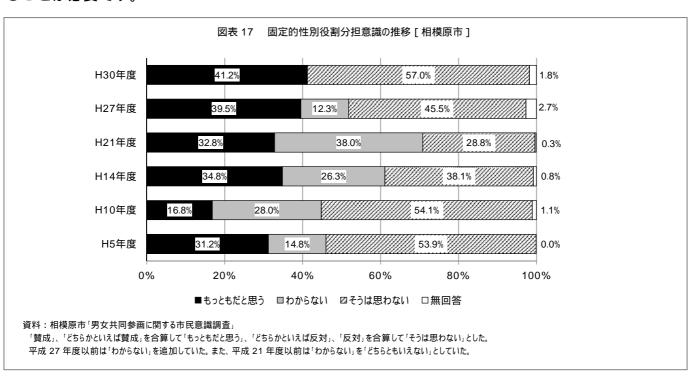


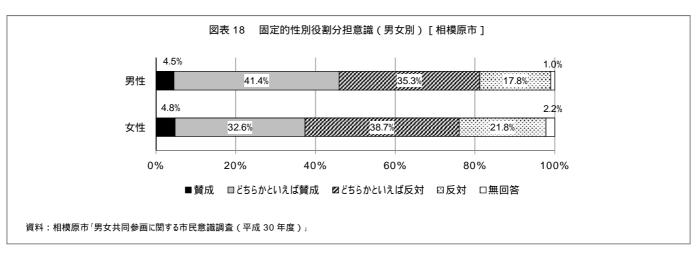
こうしたことから、男女の身体や生活習慣の違いに留意しつつ、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」の視点も踏まえながら、生涯を通じて男女の健康を支援する取組や、性差に応じた健康を支援する取組を推進する必要があります。

(6)性別による固定的な役割分担意識

本市では、様々な機会を捉えて、男性や若年層を含むあらゆる層に対する啓発等を行ってきましたが、平成30年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査によると、"男は仕事"、"女は家庭"といった性別によって役割を固定化するような考え方に反対する市民の割合が増加傾向にある一方で、4割の市民が未だ賛成しているとともにその割合も増加傾向にあり【図表17】、特に男性の固定的性別役割分担意識が強くなっています【図表18】。また、性別によって役割を固定化するような考え方に賛成する理由については、「家事・育児・介護と両立しながら、妻が働き続けることは大変だと思うから」、「妻が家庭を守った方が、子どもの成長などにとって良いと思うから」が6割を超えています。これらの背景には、妻が家事や育児等を行った方がよいという価値観が引き続き存在しているとともに、仕事と家庭の両立が容易ではないという社会の問題が存在していることが伺えます。

こうしたことから、長い時間をかけて形作られてきた性別による固定的な役割分担意識を解消し、 男女共同参画への認識を深め、定着させるため、より一層、情報発信や啓発事業の内容を充実させ ることが必要です。

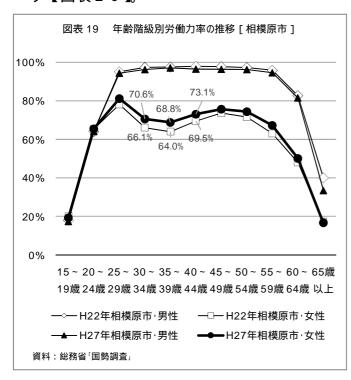


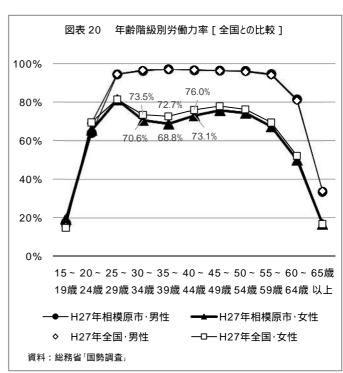


(7)男女の就業をめぐる状況

労働力率の状況

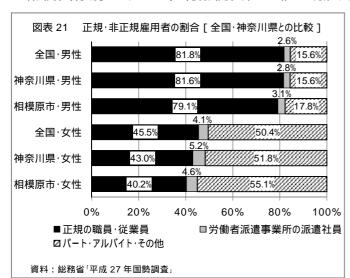
本市における女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)は、15歳~19歳及び65歳以上を除く全ての年齢階級において、平成22年と比較し、平成27年では上昇していますが、結婚・出産・育児期に当たる年代においては一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」を描いています【図表19】。また、15歳~19歳及び65歳以上を除く全ての年齢階級において、全国よりも女性の労働力率が低い状況となっています【図表20】

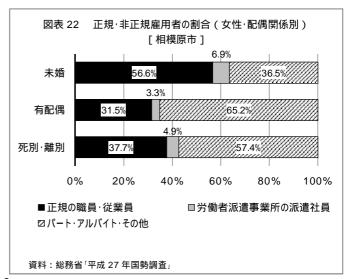




就業の状況

全国的に、男性に比べ、女性の方が非正規雇用の割合が高い状況にあるとともに、本市においては、全国及び神奈川県よりも、非正規雇用の女性の割合が高くなっています【図表21】。また、配偶関係別にみると、有配偶女性の非正規雇用の割合が高くなっています【図表22】。

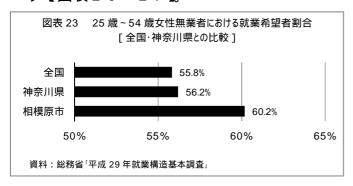


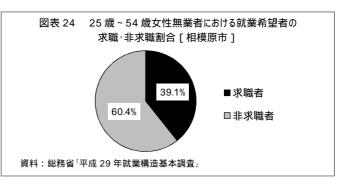


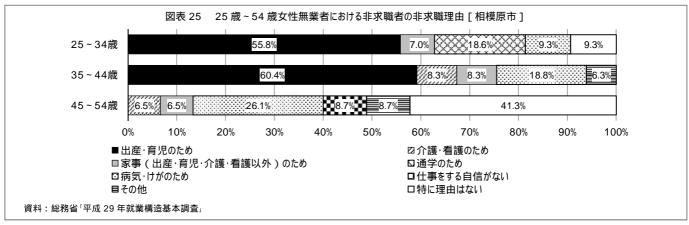
就業希望者の状況

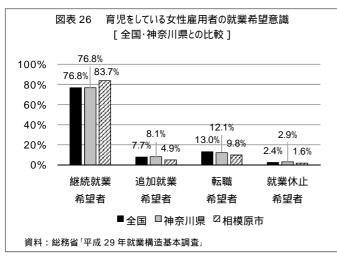
25歳~54歳の女性の無業者のうち、本市における就業希望者の割合は、全国及び神奈川県よりも高い60.2%となっていますが、そのうち、実際の求職者は39.1%に留まっており、非求職者の非求職理由をみると、「出産・育児のため」、「病気・けがのため」といった理由の割合が高くなっています【図表23~25】。

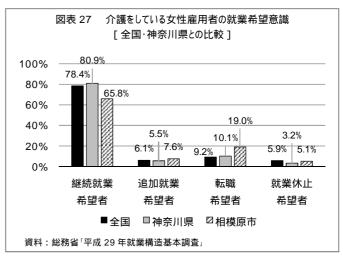
また、育児や介護をしながら働いている女性の多くが、継続して就業することを希望しています【図表26・27】。







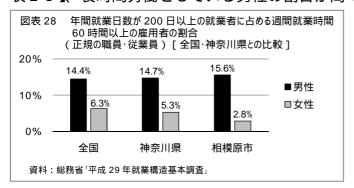


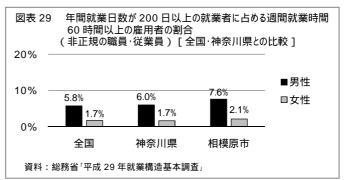


このように、本市には、就業を希望しているにもかかわらず、出産・育児等を理由として求職活動をしていない女性が多くいることや、育児や介護をしながら働いている女性の多くが、継続して就業することを希望していることから、より一層、男女がともに働きやすい環境づくりへの支援を推進していくとともに、子育て環境や介護を支える環境を整備し、女性の多様な働き方を支援していく必要があります。

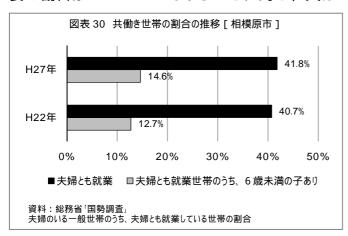
(8)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・パランス)をめぐる状況

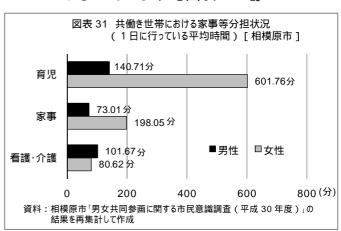
本市は、全国に比べて、長時間労働をしている男女の割合の差が大きくなっているとともに【図表28】、長時間労働をしている男性の割合が高くなっています【図表29】。

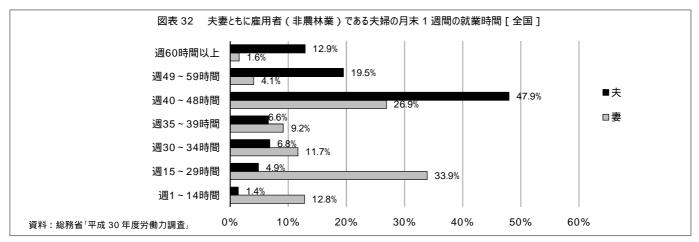




また、共働き世帯数が増加している中【図表30】、1日における育児の平均時間は女性が男性の約4.3倍、家事については女性が男性の約2.7倍となっており、女性に負担が偏っている状況です【図表31】。共働き世帯の月末1週間の就業時間をみると、週40時間以上の労働をしている妻の割合が32.6%であることに対し、夫は80.3%となっています【図表32】。







こうしたことから、本市は全国に比べ、特に男性が長時間労働となっている傾向があり、共働き世帯においては、妻と夫の労働時間の差が、家事等の分担の偏りに繋がっていると考えられるため、男性の働き方・暮らし方の見直しが重要となります。また、男女がともに仕事と生活を両立し、バランスのとれた生活を送ることができるよう、事業所等に対し、より一層の啓発を行っていく必要があります。

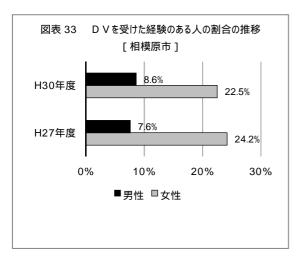
(9)配偶者等からの暴力をめぐる状況

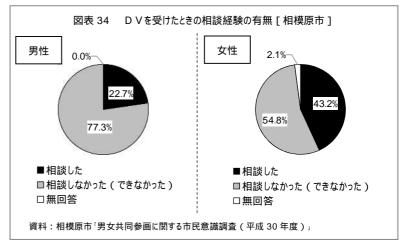
DV被害者·加害者の状況

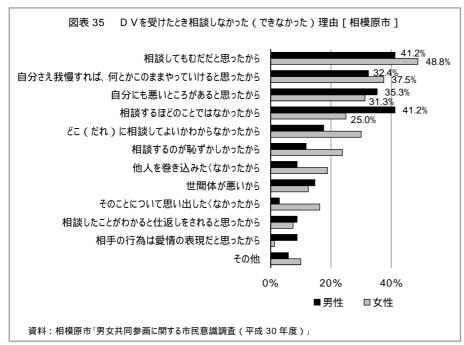
DVを受けた経験がある市民の割合はおおむね横ばいで推移しており、平成30年度における 女性の被害経験者は、男性の約2.6倍となっています【図表33】

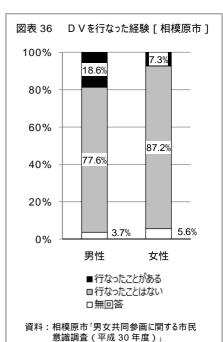
また、DVを受けた経験がある市民のうち、男女ともに半数以上が相談しなかった(できなかった)状況にあり、性別でみると、男性が相談しなかった(できなかった)割合が高くなっています【図表34】。DVを受けたとき相談しなかった(できなかった)理由として、男性は「相談してもむだだと思ったから」「相談するほどのことではなかったから」が41.2%で最も高く、女性は「相談してもむだだと思ったから」が48.8%と最も高くなっています【図表35】。

一方、配偶者やパートナー、交際相手に対してDVを行ったことのある市民の割合は、男性が女性の約2.5倍となっており、男性の方が加害経験のある者の割合が高い状況となっています【図表36】。





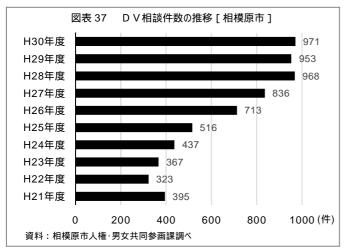


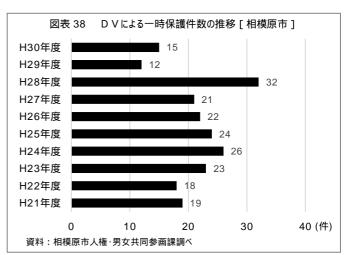


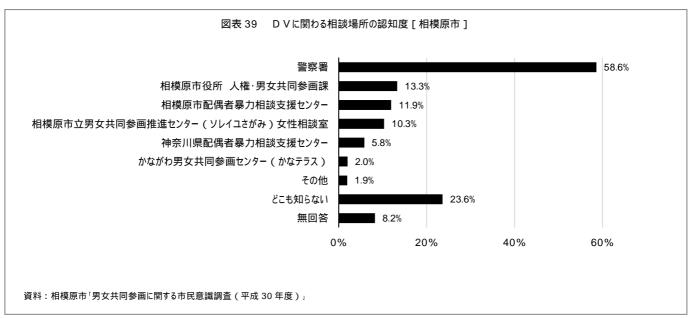
DVの相談件数と相談場所の認知度

本市の配偶者暴力相談支援センターにおけるDVの相談件数は増加傾向にあり、平成24年度と比較すると、平成30年度においては約2倍となっています【図表37(図表38は参考)】。また、平成30年4月から平成31年1月までに受けた相談のうち、42.8%のDV被害者に未成年の子どもがおり、このうち、子どもへの虐待(子どもの目の前での家族に対する暴力「面前DV」を含む。)があると疑われたケースは、73.7%となっています。

DVに関わる相談場所の認知度については、ほとんどの相談場所において上昇してきており、「どこも知らない」という市民の割合は減少しているものの、配偶者暴力相談支援センター等、市民にとって身近な相談窓口として機能すべき市の相談窓口の認知度は低い状況にあります【図表39】。







こうしたことから、男女を問わず、DV被害者が安心して身近な相談窓口に相談できるよう、相談窓口をより一層周知していくとともに、相談支援の内容を充実させることが必要となります。

また、被害者の中には、外国人、高齢者、障害のある人等、様々な背景を有する者が含まれていることや、児童虐待や貧困等の問題を抱えている者もいることから、被害者の置かれている状況や希望する支援内容が多様化・複雑化してきていることにも留意しながら、関係機関や民間団体等との連携・協力を密にし、支援をしていく必要があります。

第2章 計画の基本的な考え方

1 目 的

本計画は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、条例第3条に定められた7つの基本理念に基づき、本市の男女共同参画の推進に関する施策の方向性と内容を明らかにし、本市が取り組む施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定します。

2 基本理念

本計画は、条例第3条に掲げられた7つの理念を基本理念とします。

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮できる機会が確保されることその他の男女の人権が平等に尊重されること。

7 国内及び国際社会における 取組との協調

男女共同参画社会の実現が、国内及び 国際社会における様々な取組と密接に 関連していることから、それらの取組と協 調して行われること。

6 女性の生涯にわたる性と 生殖に関する健康の保持

男女が互いの性に関する理解を深め、女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康が保持されること。

基本理念

[第3条] 男女共同参画を 推進するための 7本の柱

2 政策·方針の立案及び 決定への参画

男女が、社会の対等な構成員として、市 の政策又は民間の団体における方針の 立案及び決定に共同して参画する機会 が確保されること。

3 社会における制度又は 慣行についての配慮

社会の制度又は慣行が、性別による固定的な役割分業意識を反映して、男女の活動を制限することのないよう、又は自らの意思による多様な生き方の選択に影響を及ぼすことのないように配慮されること

5 家庭生活における活動と 他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と 社会の支援の下に、子育て、介護等の 家庭生活における活動について家族の一 員としての役割を果たし、かつ、家庭生活 における活動以外の活動を行うことができ るようにすること。

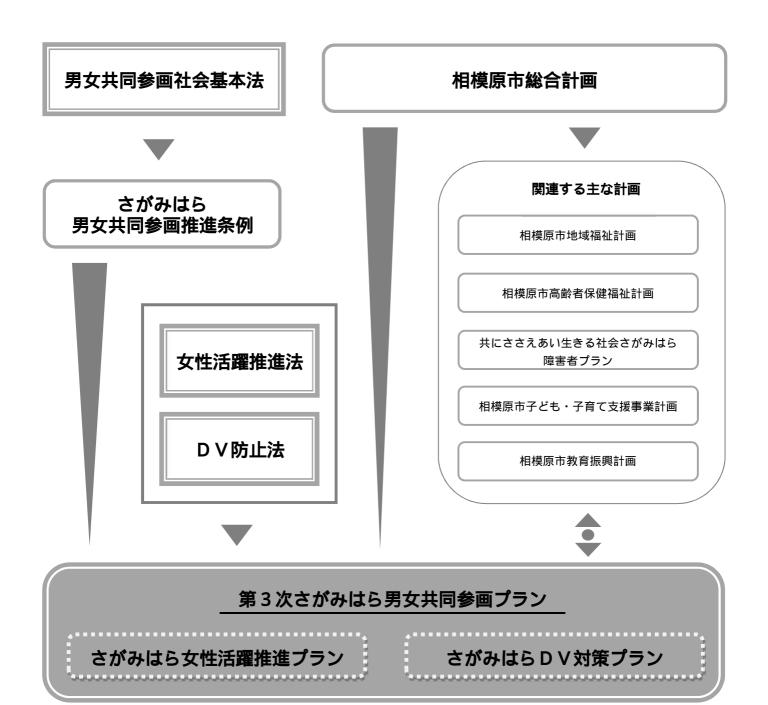
4 教育における男女平等の推進

家庭、地域、学校、職場その他のあらゆる場において、男女平等の意識が浸透し、性別にかかわりなく、一人ひとりの個性と能力を尊重した教育が行われること。

3 位置付け

本計画は、条例第10条に基づく基本計画であり、次の各法律で規定された計画を包含するものです。また、「相模原市総合計画」の部門別計画として策定します。

- (1)男女共同参画社会基本法に規定された市町村男女共同参画計画
- (2)女性活躍推進法に規定された市町村推進計画
- (3) D V 防止法に規定された市町村基本計画



持続可能な開発目標(SDGs)と本計画の関連について

持続可能な開発目標(SDGs)は、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択 された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28(2016) 年から令和12(2030)年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会 を実現するための17のゴールから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind)ことを誓っています。

本計画においては、SDGsに掲げられた17のゴールのうち、「5 ジェンダー平等を 実現しよう」を主な目標として見据え、性別にかかわりなく全ての個人がその個性と能力を 十分に発揮できる社会の実現を目指します。

なお、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、「ジェンダー平等の実現 と女性のエンパワーメントは、全てのゴールとターゲットに大きく寄与する」との宣言がさ れており、あらゆる施策にジェンダーの視点を取り入れていくことの重要性が国際的にも再 認識されています。



計画期間 4

本計画の計画期間は、本市の上位計画である「次期相模原市総合計画」と合わせ、令和2年度か ら令和9年度までの8年間とします。

なお、計画期間中に実施する男女共同参画に関する市民意識・事業所調査の結果や、社会情勢等 の変化により、必要に応じて見直しを行います。

5 基本方針

本計画では、条例第3条に掲げる基本理念に基づき、次の5つの基本方針を設定し、男女共同参画に関する施策を推進していきます。

あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点に立った安心な暮らしの実現

男女共同参画の実現に向けた意識改革

働〈場における女性の活躍推進【さがみはら女性活躍推進プラン】

配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援【さがみはらDV対策プラン】

6 重点項目

本計画では、男女共同参画を取り巻く本市の現状と課題を踏まえ、特に重点的に取り組むべき内容を重点項目として設定します。

[1]多様な価値観の反映による男女共同参画の推進・・・・・・・(基本方針 - 施策の基本方向 1)

政策・方針決定過程等への女性の参画を拡大することは、多様な価値観が反映された豊かで活力ある社会の実現に繋がるという観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保するという観点から重要であるため、積極的に取組を進めます。

背 景

事業所の管理職や市職員の管理職(課長級以上。教職員にあっては校長・副校長)に占める女性の割合は上昇傾向にありますが、自治会や小中学校PTAにおける女性会長の割合はおおむね横ばいで推移しており、また、審議会等の委員に占める女性の割合については、平成28年度をピークに減少傾向にあるなど、多くの分野において、政策・方針決定過程等への女性の参画は十分であるとはいえない状況です。

[2]誰もがいきいきと暮らせる環境づくり・・・・・・・・・・・・・・ (基本方針 - 施策の基本方向2)

男女共同参画社会の実現に向けては、性別をはじめ、年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず、誰もが自立して社会に参画し、家庭や地域で安心して生活できることが重要となるため、誰もがいきいきと暮らせる環境づくりに積極的に取り組みます。

<u>背</u>景

本市のひとり親世帯の9割を母子世帯が占めている中、母子世帯は父子世帯に比べて経済的に困難な世帯が多い傾向にあります。また、高齢化の進行、障害のある人や外国人市民の増加に加え、近年では、性的少数者への理解が十分に進んでいないこと等により、その多くが日常生活において困難を抱えている実態が明らかになってきているなど、個々の抱える問題は多様化しています。

[3]男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと意識の改革

・・・・・・・・・〔基本方針 - 施策の基本方向 4〕

男女共同参画社会の実現に向けては、人々の意識の中に根付いた性別による固定的な役割分担意識や性差に関する偏見の解消が必要不可欠であるため、男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと意識の改革に積極的に取り組みます。

背 景

本市では、"男は仕事"、"女は家庭"といった性別によって役割を固定化するような考え方に反対する市民の割合は年々増加してきていますが、依然として4割の市民が現在もこの考え方に賛成しています。

「41男女がともに働きやすい環境づくり

・・・・・・・・・〔基本方針 さがみはら女性活躍推進プラン - 施策の基本方向 2 〕

働きたい人が性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる環境づくりは、本市の経済の持続的な発展や、企業の活性化という観点から重要であるため、男女がともに働きやすい環境づくりに積極的に取り組みます。

背 景

本市には、就業を希望しているにもかかわらず、出産・育児等を理由として求職活動をしていない女性が多くいます。また、育児や介護をしながら働いている女性の多くが、継続して就業することを希望しています。

[5]仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

・・・・・・・・・〔基本方針 さがみはら女性活躍推進プラン - 施策の基本方向3〕

男女がともに仕事と生活を両立し、バランスのとれた生活を送ることは、個人の仕事と生活への充足感につながるとともに、企業においては、生産性の向上や人材の確保が期待されるなど経営戦略としても重要であるため、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に積極的に取り組みます。

背 景

本市は全国に比べ、特に男性が長時間労働となっている傾向があります。また、共働き世帯においては、妻に家事等の分担が偏っている傾向があり、これは、妻と夫の労働時間の差が一因となっていると考えられます。

[6]DVに関する相談及び保護体制の充実

・・・・・・・・・・〔基本方針 さがみはらDV対策プラン・施策の基本方向1〕

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、命に関わる危険を伴う問題でもあるため、被害者の置かれた様々な状況に配慮し、性別や国籍等に関わりなく安心して相談できる体制を充実させるとともに、被害者の状況に応じた保護体制の充実に取り組みます。

背 景

本市の配偶者暴力相談支援センターにおけるDVの相談件数は増加傾向にありますが、依然として、DVを受けた経験がある市民のうち、男女ともに半数以上が相談しなかった(できなかった)状況にあります。また、被害者の中には、外国人、高齢者、障害のある人等、様々な背景を有する者が含まれていることや、児童虐待や貧困等の問題を抱えている者もおり、被害者の置かれている状況や希望する支援内容は多様化・複雑化しています。

7 計画の体系

基本方針	施策の基本方向	施策
あらゆる分野	1 多様な価値観の反映	政治・行政分野の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
における男女	による男女共同参画	民間における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
共同参画の	の推進	地域や団体における方針決定過程への女性の参画の拡大
推進	【 直点】	男女の地域活動・市民活動への参画促進
		消防防災分野への女性の参画の拡大
男女共同参画	2 誰もがいきいきと	ひとり親家庭の生活安定と自立支援
の視点に立っ	暮らせる環境づくり	高齢者や障害のある人の生活安定と自立支援
た安心な暮ら	【重点】	市民の多文化理解の促進と外国人市民が暮らしやすい環境づくり
しの実現		性的少数者への理解促進と支援に向けた取組の推進
	3 生涯を通じた健康	生涯を通じた健康づくりの支援
	保持増進への支援	妊娠・出産に関する健康支援
		健康をおびやかす問題への対策の推進
男女共同参画	4 男女共同参画の視点	男女共同参画の意識形成に向けた広報・啓発の推進
の実現に向け	に立った社会慣行の	多様な主体と連携した広報・啓発の推進
た意識改革	見直しと意識の改革	> Moralli areas a comment and a second
7276344074		
	5 教育・学習の場に	教育・学習による男女平等の推進
	おける男女の人権	多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実
	尊重と男女平等の	性の理解・尊重のための教育・啓発の推進
	推進	若年層を対象とした性的ビジネス被害の防止に向けた啓発の推進
	JE/E	メディア・リテラシーの向上
		プライン ブンブン の日土
働く場におけ	1 民間における女性の	民間における女性のキャリア形成の支援
る女性の活躍	キャリア形成の支援	
推進	111111111111111111111111111111111111111	
,	2 男女がともに働き	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進
 【さがみはら	サオい環境づくり	職場におけるハラスメント防止のための啓発
女性活躍推進	【重点】	多様な働き方への支援
プラン】	1 ± m 1	シ1がな間に月 ベンス1次
, , , ,	3 仕事と生活の調和	男女がともに仕事と生活を両立できる環境づくり
	(ワーク・ライフ・	子育で環境の充実
	バランス)の推進	介護を支える環境の整備・充実
	【 重点】	/ 限で文化の機能の定用 / 九大
	1 里州】	
配偶者等に	1 DVに関する相談	相談支援の充実
対する暴力の	ひ V に関する相談 及び保護体制の充実	外国人・高齢者・障害のある人等への配慮
根絶と被害者	及び保護体制の元美	デロス・同歌名・障害のめる人等への配慮 一時保護支援と安全確保の充実
依紀と依書名 への支援		・ ・
ハの又抜	つ 関係機関・団体レの	関係機関・団体との連集・物力体制の強化
『 ナがユー・ロソ	2 関係機関・団体との	関係機関・団体との連携・協力体制の強化
【さがみはらDV	連携・協力及び自立	関係機関・団体との連携による自立支援の充実
対策プラン】	支援の充実	
	2 5 1/17/6/	D 1/40 / 1.1.4 *** *** *** *** *** * 10.14
	3 D V 根絶に向けた	DV根絶に向けた意識啓発等の推進
	取組の推進	デートDV防止に向けた意識啓発の推進

第3章 計画の内容

基本方針 あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策の基本方向

1 多様な価値観の反映による男女共同参画の推進 【重点項目】

基本的な考え方

男女が社会の対等な構成員として、政治、行政、民間、地域、消防防災分野等、あらゆる分野に 共同して参画することは、将来にわたり豊かで活力ある社会を実現していくために重要なこととな りますが、多くの分野において、女性の参画が十分であるとはいえない状況です。

このため、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、多様な価値観をあらゆる分野に反映させていくことが必要となります。

地域社会においては、男女ともに多様な住民が様々な活動に参画し、協力して地域の課題等を解決していくことが、地域の活性化につながるものと期待されます。また、一人ひとりが安心して暮らすことのできる地域社会を実現するためには、災害による影響を様々な立場から考慮した消防・防災体制を確立することが重要となります。

成果指標

指標 番号	指標項目	基準値 (年度)	目標値 (R9 年度)
1	市の審議会等における女性の割合	33.9% (H30)	40.0%
2	市職員における管理職(課長級以上)に占める女性の割合(教職員を除く。)	18.8% (H31)	30.0%
3	教職員の管理職(校長・副校長)に占める女性の割合	35.5% (H31)	40.0%
4	自治会長に占める女性の割合	6.4% (H30)	10.0%

多様な価値観の反映による男女共同参画の推進 【重点項目】

社会のあらゆる分野の指導的地位に占める女性の割合を増やすための取組を推進し、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図ります。

また、男女ともに様々な地域活動・市民活動への参画を促進するとともに、災害時における男女のニーズの違い等に配慮するといった男女共同参画の視点に立った消防・防災体制の充実を図ります。

▮施策1 政治・行政分野の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

多様な意思を政治・行政分野の政策・方針決定過程へ反映させることにより、市民ニーズのきめ細かな把握や、新しい発想による対応が可能となり、行政サービスのより一層の向上が期待できます。このため、市は積極的に、審議会等や管理職等への女性の登用を推進するとともに、政治分野における男女共同参画の推進に努めます。

No.	内容	主な所管局
1	市の審議会等への女性の積極的登用 審議会等の設置・改選時における女性登用に係る協議や、開催時における保育や日時等への配慮などにより、女性の積極的な登用を推進します。	市民局
2	女性職員の管理職等への登用推進 ワーク・ライフ・バランスの推進、相談体制の整備、研修の充実、幅広 い職域への配置等により、本市女性職員のキャリア形成の支援や管理職 等への登用を推進します。	総務局 教育局
3	政治分野における男女共同参画の推進 政治分野への女性の参画に関する啓発等を行うとともに、市議会にお ける仕事と生活の両立のための環境づくり等に努めます。	市民局

施策2 民間における政策·方針決定過程への女性の参画の拡大

女性の活躍の重要性に関する理解促進や、女性のキャリア形成の支援を通じて、民間の事業所等における女性の管理職等への登用を促進します。

No.	内容	主な所管局
4	女性の活躍に対する事業所等の理解促進 経営者や管理職等を対象とするセミナーの開催などを通じて、事業所 等における女性の活躍の重要性に関する理解を促進します。	市民局 環境経済局
5	事業所等における女性のキャリア形成の支援 研修支援やセミナーの開催等を通じて、働く女性のキャリア形成を支援します。	市民局 環境経済局

施策3 地域や団体における方針決定過程への女性の参画の拡大

自治会等の地域に根差した組織や団体の活動において、リーダーとしての女性の参画拡大を図ります。

No.	内容	主な所管局
6	地域や団体における方針決定過程への女性の参画の拡大 様々な機会を捉えた働きかけを通じて、自治会をはじめとした地域活 動団体における会長等の役職への女性の就任を促進します。	市民局 教育局 各区役所

■施策4 男女の地域活動・市民活動への参画促進

性別や年齢等の偏りにより、地域における様々な活動の役割が固定化されることのないよう、男女ともに 多様な年齢層の地域活動・市民活動への参画を促進します。

No.	内容	主な所管局
7	男女の地域活動・市民活動への参画促進 自治会活動や、NPO活動、ボランティア活動等に関する啓発を行う とともに、学習機会や情報の提供、相談体制の充実を図ります。	市民局 健康福祉局

施策5 消防防災分野への女性の参画の拡大

災害による影響は、性別や年齢、障害の有無等、様々な社会的立場によって異なるため、様々な立場にある人の多様な視点を反映し、災害時における男女のニーズの違い等に配慮した消防・防災体制の充実を図ります。

No.	内容	主な所管局
8	消防における女性の参画拡大 消防吏員について、意欲のある女性がその能力を発揮して役割を十分 に果たすことができるよう、女性の採用に向けた積極的な情報発信を行 うとともに、職場環境の整備に努めます。 また、地域に根差した消防・防災を担う消防団活動への理解を広め、 男女を問わない多様な人材の消防団への参画を促進します。	消防局
9	防災施策への男女共同参画の視点の反映 男女共同参画の視点を地域防災計画に反映するとともに、避難所や自 主防災組織の運営への女性の積極的な参画を促進し、多様な視点を反映 した防災施策の充実を図ります。	危機管理局

基本方針 男女共同参画の視点に立った安心な暮らしの実現

施策の基本方向

- 2 誰もがいきいきと暮らせる環境づくり【重点項目】
- 3 生涯を通じた健康保持増進への支援

基本的な考え方

男女共同参画社会の実現に向けては、性別をはじめ、年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず、誰もが自立して社会に参画し、家庭や地域で安心して生活できることが重要となります。

このため、一人ひとりが置かれた状況により、課題やニーズが異なることに留意しながら、誰もがいきいきと暮らせる環境を充実させていくことが必要となります。

また、男女が互いの人権を尊重しつつ、性差に応じた健康について十分に理解し合い、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の実現に当たっての前提となります。このため、男女の身体や生活習慣の違いに留意し、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」の視点も踏まえながら、生涯を通じて男女の健康を支援する取組や、性差に応じた健康を支援する取組を推進する必要があります。

成果指標

指標 番号	指標項目	基準値 (年度)	目標値 (R9 年度)
5	児童扶養手当の受給開始後5年経過者の就労している割合	84.1% (H30)	86.0%
6	自分が健康であると感じている市民の割合	81.4% (R1)	84.3%

誰もがいきいきと暮らせる環境づくり【重点項目】

それぞれの人が置かれた状況により、課題やニーズが異なることに留意しながら、ひとり親家庭や、高齢者、障害のある人、外国人市民、性的少数者に対する支援等を行い、誰もがいきいきと暮らせる環境の整備を図ります。

▮施策6 ひとり親家庭の生活安定と自立支援

男女による課題やニーズの違いに留意しながら、世帯や子どもの実情に応じた支援の充実を図ります。

No.	内容	主な所管局
10	ひとり親家庭の親子が安心して暮らせる環境の整備 安心して子育てをしながら生活ができるよう、就業支援や子どもへの 学習支援、経済的支援を行うとともに、各種支援制度等の情報提供や、 日常生活等に関する相談支援体制の充実を図ります。	健康福祉局 こども・若者未来局 環境経済局 都市建設局 教育局

施策7 高齢者や障害のある人の生活安定と自立支援

高齢期に達するまでの働き方やライフスタイルにおける男女の置かれた状況の違いが、生涯所得や健康状況等に現れることに留意し、高齢者が安心して暮らせる環境の整備を図ります。

また、障害に加えて女性であることにより、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合があることに 留意して、障害のある人が安心して暮らせる環境の整備を図ります。

No.	内容	主な所管局
11	高齢者や障害のある人が安心して暮らせる環境の整備 就業支援や生活支援を実施するとともに、保健や福祉等に関する相談 支援体制の充実を図ります。	健康福祉局 環境経済局 都市建設局
12	高齢者や障害のある人の社会参加の促進 ボランティアや地域活動等を通じて、高齢者の社会参加や生きがいづ くりを促進するとともに、各種講座等の開催により、障害に対する理解 促進を図り、障害のある人が社会参加しやすい環境の整備を図ります。	健康福祉局

施策8 市民の多文化理解の促進と外国人市民が暮らしやすい環境づくり

言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加えて、女性であることによりさらに複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、多様な文化や価値観への理解の促進や、外国人市民が安心して暮らせる環境の整備を図ります。

No.	内容	主な所管局
13	多文化理解・国際交流の促進 様々なイベントを通した世界の国々の文化や伝統の紹介、学校、公民 館等における異文化紹介の授業などにより、多文化理解・国際交流を促 進します。	総務局 市民局 教育局
14	外国人市民が安心して暮らせる環境の整備 多言語での情報提供や相談支援体制の充実、外国人市民が市役所や医療機関を訪問する際のボランティア通訳の派遣、日本の文化、制度等について学ぶ機会や情報の提供などにより、外国人市民も暮らしやすい環境づくりを推進します。	総務局 市民局 こども・若者未来局
15	外国につながる子どもへの学習支援 日本語を母語としない児童・生徒への学習支援の充実を図ります。	教育局

■施策9 性的少数者への理解促進と支援に向けた取組の推進

多様な性のあり方を理解し、個性を尊重する教育や啓発の推進を図ります。

また、性的少数者の人たちが自分らしく生活できるよう、生きづらさを解消するための支援体制の充実を図ります。

No.	内容	主な所管局
16	性自認や性的指向に関する理解の促進 性自認や性的指向に関する理解を促進するため、正しい認識が深まるよう啓発を行うとともに、性に関する理解を深め、多様な価値観を認め合う教育を推進します。	市民局 教育局
17	性的少数者への支援体制の充実 性自認や性的指向に関する相談体制を充実させるとともに、当事者の 視点に立った支援を行います。	市民局

生涯を通じた健康保持増進への支援

男女がともに、自分の健康状態に応じた自己管理やライフステージに応じた適切な健康の保持増進ができるよう、総合的な対策を推進し、健康のための情報提供を行うとともに、相談支援体制の充実を図ります。 特に女性については、妊娠・出産期における健康支援の充実を図ります。

■施策10 生涯を通じた健康づくりの支援

身体的性差等により、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意し、ライフステージに応じた健康の保持増進への支援を行うとともに、生涯を通じた健康づくりのための身体活動を促進します。

No.	内容	主な所管局
18	ライフステージに応じた保健事業の充実 健康増進に対する意識の向上と、自発的な健康づくりの活動の支援を 行うなど、保健事業の充実により、生涯を通じて心とからだの健康づく りを促進します。	市民局健康福祉局
19	スポーツ活動等の支援と充実 健康増進のため、スポーツ活動やレクリエーション活動の支援を行う とともに、その機会の充実を図ります。	教育局

施策11 妊娠・出産に関する健康支援

妊娠・出産期は、女性の健康にとっての大きな節目であるため、地域において安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産・子育てにわたり切れ目のない支援体制の充実を図ります。

No.	内容	主な所管局
20	妊娠・出産・子育てにおける支援の充実 妊娠・出産期における健康診査等の支援、相談体制の充実を図るとと もに、出産後の育児に関する情報の提供や相談体制の充実を図ります。	こども・若者未来局
21	不妊・不育に関する支援 不妊治療に関する経済的支援を行うとともに、不妊・不育に関する相 談体制の充実を図ります。	市民局こども・若者未来局

施策12 健康をおびやかす問題への対策の推進

男女ともに、心身の健康に影響を及ぼすHIV(エイズ)や性感染症、薬物の使用等を防止するための教育や啓発等を推進するとともに、それらの健康をおびやかす問題に対する相談体制の充実を図ります。

No.	内容	主な所管局
22	HIV(エイズ)及び性感染症予防対策の推進 HIV(エイズ)及び性感染症予防対策のための体制の充実や、正しい知識の普及を図ります。	健康福祉局 教育局
23	健康をおびやかす問題に関する教育・啓発の充実 喫煙や飲酒、薬物乱用に関する正しい知識の普及を図ります。	健康福祉局 教育局

基本方針 男女共同参画の実現に向けた意識改革

施策の基本方向

- 4 男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと意識の改革 【重点項目】
- 5 教育・学習の場における男女の人権尊重と男女平等の推進

基本的な考え方

男女共同参画社会の実現に向けては、人々の意識の中に根付いた性別による固定的な役割分担意識や性差に関する偏見を解消し、人権尊重を基盤とする男女平等意識の醸成を図るとともに、男女共同参画に関する理解を促進していくことが必要不可欠です。

本市では、様々な機会を捉えた啓発を行ってきましたが、長い時間をかけて形成された性別による固定的な役割分担意識は引き続き存在しており、その解消は容易ではありません。

このため、男女間での意識の差も踏まえ、男性を対象とした啓発事業を重点的に実施するなど、 これまで以上に情報発信や啓発事業の内容を充実させる必要があります。また、家庭、学校、地域 等あらゆる場において、男女共同参画に対する意識の醸成を図っていくことも必要となります。

成果指標

指標	指標項目	基準値	目標値
番号		(年度)	(R9 年度)
7	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方に反対する 市民の割合	57.0% (H30)	80.0%

男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと意識の改革 【重点項目】

男性や若年層を含むあらゆる層に対する情報発信や意識啓発活動を通じて、男女共同参画に関する意識を醸成し、性別によって役割を分担するなどといった社会慣行の見直しや意識の改革を図ります。

▮施策13 男女共同参画の意識形成に向けた広報・啓発の推進

性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画に関する理解を促進するための広報・啓発活動の推進を図ります。

No.	内容	主な所管局
24	男女共同参画意識の醸成 市民等を対象に、研修、講座等を実施するとともに、啓発誌やリーフレット、市ホームページ等の各種広報手段を活用して、男女共同参画に関する意識啓発を図ります。	市民局
25	市職員の意識向上の促進 市職員を対象に研修等を実施し、男女共同参画に対する意識の向上を 図ります。	市民局

■施策14 多様な主体と連携した広報・啓発の推進

あらゆる人が男女共同参画の意義を理解し、その必要性について共感できるよう、多様な主体と連携した 様々な広報・啓発活動の推進を図ります。

No.	内容	主な所管局
26	多様な主体と連携した広報・啓発の推進 市民や地域団体等と連携した広報・啓発活動を推進します。	市民局

教育・学習の場における男女の人権尊重と男女平等の推進

男女が互いの性を理解し、尊重しあうことができるよう、また、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、主体的に自分自身の生き方を選択できるよう、学校教育や生涯学習の場等において、人権尊重とジェンダーの視点からの男女平等に関する教育の推進や学習機会の提供を図ります。

■施策15 教育·学習による男女平等の推進

学校教育において、男女平等の理念を推進する教育の充実を図ります。

No.	内容	主な所管局
27	学校教育における男女平等教育の充実 男女平等の視点に基づく教育・指導の充実や、性差によらない教育環境の充実を図ります。	市民局 教育局
28	教育関係者への研修・啓発の充実 男女平等の理念を推進する教育環境の充実に向けて、教職員等を対象 とした研修や啓発活動を推進します。	教育局

■施策16 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、主体的に自分自身の生き方を選択することができるよう、 男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育の充実や学習機会の提供を図ります。

No.	内容	主な所管局
29	キャリア教育の充実 子どもの頃から男女共同参画の視点に立ち、社会の基本的な仕組みや ワーク・ライフ・バランス等の理解を含めた自らの生き方を考え、自立 に必要な力を育むキャリア教育の充実を図ります。	教育局
30	多様な学習機会の提供 生涯学習の場において、男女共同参画に関する講座等の学習機会を提供するとともに、市民の自主的な学習や調査・研究活動の支援を行います。	市民局 教育局

■施策17 性の理解·尊重のための教育·啓発の推進

次世代を担う子どもたちが、男女ともに互いの性を理解し、尊重し合い、相手を思いやることができるように、発達段階に応じた適切な性教育の推進を図ります。

No.	内容	主な所管局
31	学校、家庭等における性教育の充実 教育読本の発行や教育活動への指導・助言等を通じて、学校、家庭等 における性教育の充実を図ります。	教育局
32	思春期における性教育及び相談体制の充実 性に関わる態度や行動について自ら考えることのできる学習機会や、 心身が著しく成長する思春期の悩み、不安に関する相談を気軽にできる 体制等の充実を図ります。	こども・若者未来局 教育局

施策18 若年層を対象とした性的ビジネス被害の防止に向けた啓発の推進

若年層を対象とした性的ビジネスは、被害者の心身に深い傷を残しかねない人権侵害となることから、 様々な機会や媒体を通じて、防止に向けた啓発を推進します。

No.	内容	主な所管局
33	性的ビジネス被害の防止に向けた啓発の推進 出会い系サイトやSNS等に起因する売買春や、若年女性の性を売り物とするアダルトビデオ出演強要問題、JKビジネス問題などによる被害を防止するため、様々な機会や媒体を通じた啓発を推進します。	市民局 教育局

施策19 メディア・リテラシーの向上

インターネット等のメディアによる性差別情報が、男女平等を妨げる要因となり得ることを踏まえ、メディア・リテラシーの向上を促進します。

No.	内容	主な所管局
34	メディア・リテラシーの向上 情報安全モラル教育等を通じて、メディアからの様々な情報を主体的 に収集し、判断する能力や、適切に発信する能力の向上を促進します。	市民局教育局

基本方針 働〈場における女性の活躍推進 【さがみはら女性活躍推進プラン】

施策の基本方向

- 1 民間における女性のキャリア形成の支援
- 2 男女がともに働きやすい環境づくり【重点項目】
- 3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 【重点項目】

基本的な考え方

本市が持続的に発展し、活力を維持していくためには、性別等にかかわらず、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、職場や家庭等あらゆる場面において活躍することのできる社会の構築が必要となります。

また、就業を希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう、社会全体として取り組んでいくことが重要となります。

しかし、本市では、就業を希望しているにもかかわらず、出産、育児等を理由として求職活動を していない女性が多くいます。また、育児や介護をしながら働いている女性の多くが、継続して就 業することを希望しています。

こうしたことから、より一層、男女がともに働きやすい環境づくりへの支援や、子育て環境や介護を支える環境の整備、女性の多様な働き方の支援を推進していく必要があります。

また、男女がともに仕事と生活を両立し、バランスのとれた生活を送ることができるよう、事業 所等に対し、さらなる意識啓発を図っていく必要があります。

成果指標

指標	指標項目	基準値	目標値
番号		(年度)	(R9 年度)
8	事業所における女性管理職の割合	15.0% (H28)	22.0%
9	職場環境における男女の地位が平等になっていると感じている市民の 割合	18.8% (H30)	30.0%
10	男性の育児·介護休業の取得について、取得した方がよいと考える市民の	90.2%	基準値を
	割合	(H30)	上回る

民間における女性のキャリア形成の支援

働く場における女性の活躍を推進するため、事業所等における女性の働き方に関する意識改革や女性のキャリア形成の支援を図ります。

▶施策1 民間における女性のキャリア形成の支援

事業所等における女性の活躍が推進されるよう、女性の活躍の重要性に関する理解促進や、キャリア形成に関わる支援を図ります。

No.	内容	主な所管局
35	女性の活躍に対する事業所等の理解促進【再掲】 経営者や管理職等を対象とするセミナーの開催などを通じて、事業所 等における女性の活躍の重要性に関する理解を促進します。	市民局環境経済局
36	事業所等における女性のキャリア形成の支援【再掲】 研修支援やセミナーの開催等を通じて、働く女性のキャリア形成の支援を行います。	市民局 環境経済局

男女がともに働きやすい環境づくり【重点項目】

働きたい人が性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進や、ハラスメント防止のための啓発、多様な働き方への支援を図ります。

▮施策2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進

労働関係法令についての周知や、女性活躍に取り組む事業所への支援等により、男女ともに働きやすい環境づくりを促進するとともに、雇用の分野における問題解決のための相談体制の充実を図ります。

No.	内容	主な所管局
37	働く場における男女共同参画への理解促進 労働者や雇用主に対し、労働関係法令の周知とその利用を促すととも に、研修支援、情報提供、セミナーの開催等を通じて、働く場における 男女共同参画及び女性の活躍推進を図ります。	市民局 環境経済局
38	労働実態調査の実施 労働環境の改善に向けた支援策を検討するため、働く場における男女 の実態調査を行います。	市民局 環境経済局
39	事業所の女性活躍推進等に関する取組の促進 女性活躍推進等に取り組む事業所に対する支援を行うとともに、公共 調達における受注機会の増大を図り、事業所の自主的な取組を促進しま す。	企画財政局 環境経済局
40	関係団体等との連携による女性の活躍推進 事業所を含む関係団体等との積極的な連携により、女性の活躍推進に 関する協議の実施や、情報、課題等の共有を図ります。	市民局環境経済局
41	相談支援体制の充実 関係機関と連携し、労働問題の解決のための援助や相談支援体制の充 実を図ります。	市民局 環境経済局

■施策3 職場におけるハラスメント防止のための啓発

男女ともに個人の尊厳が守られ、対等に働き続けられる職場づくりを推進するため、各種ハラスメントの 防止に向けた啓発等を推進します。

No.	内 容	主な所管局
42	職場におけるハラスメント防止のための啓発の推進 セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ ハラスメント等の各種ハラスメントを防止するための啓発活動を推進す るとともに、事業所等における研修への支援を行います。	市民局

施策4 多様な働き方への支援

女性がその個性と能力を十分に発揮できるよう、就業や再就職、起業といった多様な就業ニーズに応じた支援を図ります。

No.	内容	主な所管局
43	就業・再就職支援のための講座等の開催 講座等の開催により、就業や再就職、キャリアアップを希望する女性 の知識や技能の向上を支援します。	市民局 環境経済局
44	就業・再就職を希望する女性への情報提供・相談体制の充実 関係機関と連携し、就業・再就職に関する情報提供を行うとともに、 求職に関わる相談や職業紹介等による支援の充実を図ります。	市民局環境経済局
45	女性の起業に向けた支援 起業に関する情報や学習機会を提供するなど、事業の立上げに必要な 支援を行います。	市民局環境経済局

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 【重点項目】

事業所等に対する啓発や情報提供、特に男性に対する働きかけや、子育て環境や介護を支える環境の整備・ 充実により、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進を図ります。

■施策5 男女がともに仕事と生活を両立できる環境づ⟨リ

男女がともに仕事と生活を両立できる環境づくりを促進するため、事業所等への働きかけを行うとともに、男性の積極的な家事・育児・介護への参画を促進します。

No.	内容	主な所管局
46	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の促進 仕事と生活の両立に積極的に取り組んでいる企業の表彰や、セミナー の開催等による意識啓発や情報提供を行うとともに、事業所等における 研修の支援などを通じて、事業所等のワーク・ライフ・バランスの実現 に向けた取組を促進します。	市民局環境経済局
47	男性の積極的な家事・育児・介護への参画の促進 男性が参加しやすい家事・育児・介護に関する学習機会や情報の提供 により、男性の積極的な家事・育児・介護への参画を促進します。	市民局

施策6 子育て環境の充実

安心して子育てができ、男女がともに仕事や家庭に関する責任を担えるよう、多様な保育サービスの提供などを図ります。

No.	内容	主な所管局
48	多様なニーズに応じた保育サービスの提供 保育を必要とする児童の受入枠の拡大等により、待機児童の解消を図 るとともに、利用者のニーズに応じた延長保育や夜間保育、病児・病後 児保育等の多様な保育サービスの提供を図ります。	こども・若者未来局
49	子育て支援策の充実 多様化するニーズに応じた子育て支援サービスや、子育てに関する 様々な悩みを相談できる体制の充実を図ります。	市民局 健康福祉局 こども・若者未来局 教育局
50	子育て情報の提供と学習機会の充実 情報誌の発行等による子育て情報の提供を行うとともに、講座や研修 会の開催を通じた学習機会の充実を図ります。	市民局 こども・若者未来局 教育局

施策7 介護を支える環境の整備・充実

介護による負担を軽減し、男女がともに仕事や家庭に関する責任を担えるよう、介護に関する相談体制や介護サービス等の充実を図ります。

No.	内容	主な所管局
51	介護に関する相談と情報提供の充実 介護に対する負担感や不安の軽減・解消を図るため、介護に関する相 談や情報提供、学習機会の充実を図ります。	市民局 健康福祉局
52	介護サービスの充実 介護サービス基盤の適切な整備や、介護サービスの質の向上を促進す るとともに、仕事と生活を両立できる環境づくりへの支援を行います。	健康福祉局

基本方針 配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援 【さがみはらDV対策プラン】

施策の基本方向

- 1 DVに関する相談及び保護体制の充実 【重点項目】
- 2 関係機関・団体との連携・協力及び自立支援の充実
- 3 DV根絶に向けた取組の推進

基本的な考え方

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女が社会の対等なパートナーとして、様々な分野で活躍することを目指す男女共同参画社会の実現を大きく妨げるものです。

このため、DV根絶に向け、あらゆる世代への意識啓発を図るなど、暴力を容認しない社会を目指す必要があります。

また、男女を問わず、被害者が安心して身近な相談窓口で相談できるよう、DV相談窓口をより 一層周知するとともに、相談支援の内容を充実させることが必要となります。

さらに、被害者の中には、外国人、高齢者、障害のある人等、様々な背景を有する者が含まれていることや、児童虐待、貧困等の問題を抱えている者もいることから、被害者の置かれている状況や希望する支援内容が多様化・複雑化してきていることにも留意しながら、関係機関や団体等との連携・協力を密にし、支援を行う必要があります。

成果指標

指標 番号	指標項目	基準値 (年度)	目標値 (R9 年度)
11	夫婦(パートナー)間・交際相手間における次のような行為を暴力と認識する人の割合 【身体的暴力】 平手で打つ 【精神的暴力】 何を言っても長時間無視し続ける 【社会的暴力】 交友関係や電話・メールなどを細か〈監視する 【経済的暴力】 家計に必要な生活費を渡さない 【性的暴力】 見た〈ないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる いやがっているのに性的な行為を強要する	74.2% 48.9% 55.7% 70.6% 70.7% 84.7% (H30)	90.0% 65.0% 70.0% 85.0% 85.0% 95.0%
12	DVに関わる相談場所を知っている市民の割合	68.2% (H30)	76.0%
13	DV被害にあった際、相談した市民の割合	37.6% (H30)	50.0%

DVに関する相談及び保護体制の充実 【重点項目】

被害者の置かれた様々な状況に配慮し、性別や国籍等にかかわらず安心して相談できる体制や、被害者の状況に応じた一時保護支援と安全確保の充実を図ります。

施策1 相談支援の充実

関係機関との緊密な連携や、相談員への研修実施による質の高い相談支援の充実のほか、暴力の被害が個人的な問題として潜在化しないよう、相談窓口のより一層の周知を図ります。

No.	内容	主な所管局
53	相談支援の充実 相模原市配偶者暴力相談支援センターにおいて、被害者支援のための相談 のほか、加害者からの相談を実施するとともに、関係機関が緊密に連携し、 相談者に対する適切な助言や情報提供等の支援を行います。	市民局
54	相談窓口の周知 市のホームページ、リーフレット等様々な媒体を活用し、被害者に配慮し た相談窓口のより一層の周知を図ります。	市民局
55	職員のスキルアップ 相談窓口において、被害者、加害者等を問わず、相談内容に応じた適切な 対応ができるよう、関係機関が実施する研修への参加等により、相談員のス キルアップを図ります。 また、被害者に対する適切な対応により、二次的被害を防止するため、被 害者の支援に携わる関係部局の職員への研修の充実を図ります。	市民局

■施策2 外国人·高齢者·障害のある人等への配慮

外国人、高齢者、障害のある人等、様々な被害者へ配慮した支援を図ります。

No.	内容	主な所管局
56	外国人被害者への配慮 市民相談等を行う窓口において、多言語に対応した相談支援を行います。	市民局
57	高齢者や障害のある人への配慮 高齢者や障害のある人が適切な支援を受けられるよう、関係機関が連携 し、迅速な対応を行います。	健康福祉局
58	男性被害者等への配慮 相模原市配偶者暴力相談支援センターにおいて、性別を限定せず相談支援 を行います。	市民局
59	性的少数者への配慮 相模原市配偶者暴力相談支援センターにおいて、同性同士を含むパートナー間におけるDV被害への相談支援を行います。	市民局

施策3 一時保護支援と安全確保の充実

被害者の状況に応じた一時保護支援と安全確保の充実を図ります。

No.	内容	主な所管局
60	一時保護支援と安全確保の充実 被害者に緊急避難の必要があると認められた場合には、神奈川県配偶者暴力相談支援センターや警察との連携・協力により、一時保護による被害者の安全確保を図るほか、被害者に子どもがいる場合は、相模原市配偶者暴力相談支援センターと児童相談所の連携等により、子どもの安全確保を図ります。	市民局
61	住民登録等の支援 住民基本台帳事務における支援措置等により、被害者の保護を図ります。	市民局 区役所

関係機関・団体との連携・協力及び自立支援の充実

子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうことは、児童に対する心理的虐待に当たるとされており、DVと児童虐待は深く関連しています。また、高齢者に対するDVは高齢者虐待とも関連しているなど、DVは他の様々な問題と関連しています。このため、被害者が適切な支援を受けられるよう、関係機関・団体との連携・協力を図ります。

施策4 関係機関・団体との連携・協力体制の強化

DV対策の充実に向け、関係機関・団体との連携・協力体制の強化を図ります。

No.	内容	主な所管局
62	関係機関・団体との連携・協力体制の強化 被害者の保護及び自立支援の充実のため、会議や意見交換会といった機会を 通じて、市、関係機関・団体の連携・協力体制の強化を図ります。	市民局
63	民生委員・児童委員等への研修・情報提供 被害者を早期に発見し、相談や保護につなげるため、地域に密着した活動を している民生委員・児童委員等へ、DVに関する研修や情報提供を行います。	市民局

■施策5 関係機関·団体との連携による自立支援の充実

被害者の状況に応じて、関係機関・団体との連携による自立支援の充実を図ります。

No.	内容	主な所管局
64	関係機関・団体との連携による自立支援の充実 関係機関・団体との連携により、住居の確保や就労支援等、被害者の状況 に応じた切れ目のない支援を行うとともに、必要かつ適切な情報を提供しま す。	市民局

施策の基本方向3

DV根絶に向けた取組の推進

思春期や青年期といった若い世代を含めたあらゆる世代、あらゆる人に対し、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること等の意識啓発を図り、DV根絶に向けた取組を推進します。

施策6 DV根絶に向けた意識啓発等の推進

D V は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるため、その根絶に向けた意識啓発等を図ります。

No.	内容	主な所管局
65	D V 根絶に向けた意識啓発の推進 D V に対する正しい理解を広めるため、多様な機会や媒体を通じて、市民 への意識啓発を図ります。	市民局
66	D V 対策の充実に向けた情報収集 D V 対策の充実のため、被害者支援や加害者対策に関する国や他自治体、 民間団体等の調査研究、取組状況等の把握に努めます。	市民局

施策7 デートDV防止に向けた意識啓発の推進

思春期や青年期の若い世代を対象に、デートDV防止に向けた意識啓発を図ります。

No.	内容	主な所管局
67	デートDV防止に向けた意識啓発の推進 デートDVの防止に向け、様々な機会や媒体を通じて、思春期や青年期の 若い世代への意識啓発を図ります。	市民局

第4章 計画の推進に当たって

1 推進体制

(1)推進拠点·機能

相模原市立男女共同参画推進センター(愛称:ソレイユさがみ)

男女共同参画社会の実現を図るための拠点施設です。

市民等に対し、広く男女共同参画を推進するために、講座、講演会等の開催、市民団体の活動支援、相談事業等、様々な事業を実施します。

相模原市配偶者暴力相談支援センター

配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援を行うための総合機能です。

関係機関・団体と連携し、DVに関する相談支援や、研修、啓発活動等を行います。

相模原市男女共同参画専門員

市長から委嘱され、男女共同参画に関する意見等の申出への対応を行う非常勤特別職です。

本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策、男女共同参画の推進に影響を及ぼす施策等について、市民等からの意見や相談等の申出を受け付け、必要な調査を行い、必要に応じて助言や是正の要望等を行います。

(2)附属機関・庁内の推進体制

相模原市男女共同参画審議会

学識経験者、公募市民及び関係団体の代表者により構成される市の附属機関です。

条例第10条に規定する基本計画の策定や男女共同参画の推進に関する重要な事項について、 市長の諮問に応じて調査審議等を行います。また、施策の実施状況等について本審議会へ意見を 求めながら、本計画をより効果的に推進していきます。

男女共同参画·女性活躍推進会議

関係各課・機関の所属長等により構成される庁内会議です。

関係部局間の総合調整や、連携の強化を図りながら、本計画の考え方を本市のあらゆる施策に 反映させ、本市における男女共同参画関連施策を総合的かつ効果的に推進します。

人権·男女共同参画職場推進員

全所属長を人権・男女共同参画職場推進員に位置付け、所属職員への意識啓発をはじめ、市政のあらゆる分野の施策や事業等への積極的な人権及び男女共同参画の視点の導入を推進します。

(3)多様な主体との連携・協働

特定非営利活動法人男女共同参画さがみはらをはじめ、市民や事業者、NPO、大学等の多様な主体と連携・協働することにより、それぞれの特性や情報、資源を活用した施策展開を進めます。

(1)事業の点検・評価・公表

毎年、本計画に基づく施策の進捗状況について報告書を作成し、相模原市男女共同参画審議会から評価等を受けた上で、これを公表します。

(2)数値目標

男女共同参画社会の実現に向けて、本計画をより実効性のあるものとし、施策の推進状況をより明確にするため、基本方針ごとに成果指標を設定します。

基本方針	指標 番号	指標項目	基準値 (年度)	目標値 (R9 年度)		
	1	市の審議会等における女性の割合	33.9% (H30)	40.0%		
基本方針	2	市職員における管理職(課長級以上)に占める女性の割合(教職員を除く。)	18.8% (H31)	30.0%		
あらゆる分野における 男女共同参画の推進	3	教職員の管理職(校長・副校長)に占める女性の割合	35.5% (H31)	40.0%		
	4	自治会長に占める女性の割合	6.4% (H30)	10.0%		
基本方針 男女共同参画の視点	5	児童扶養手当の受給開始後5年経過者の就労している割合	84.1% (H30)	86.0%		
に立った安心な暮らし の実現	に立った安心な暮らし					
基本方針 男女共同参画の実現 に向けた意識改革	7	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方に反対する市民の割合	57.0% (H30)	80.0%		
基本方針	8	事業所における女性管理職の割合	15.0% (H28)	22.0%		
働く場における女性の活躍推進	9	職場環境における男女の地位が平等になっていると感じている市民の割合	18.8% (H30)	30.0%		
【さがみはら女性活躍 推進プラン】	10	男性の育児・介護休業の取得について、取得した方がよいと考える市民の割合	90.2% (H30)	基準値を 上回る		
基本方針 配偶者等に対する 暴力の根絶と 被害者への支援	11	夫婦(パートナー)間・交際相手間における次のような行為を暴力と認識する人の割合 【身体的暴力】 平手で打つ 【精神的暴力】 何を言っても長時間無視し続ける 【社会的暴力】 交友関係や電話・メールなどを細か〈監視する 【経済的暴力】 家計に必要な生活費を渡さない 【性 的 暴 力】 見た〈ないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる いやがっているのに性的な行為を強要する	74.2% 48.9% 55.7% 70.6% 70.7% 84.7% (H30)	90.0% 65.0% 70.0% 85.0% 85.0% 95.0%		
【さがみはらDV 対策プラン】	12	DVに関わる相談場所を知っている市民の割合	68.2% (H30)	76.0%		
	13	DV被害にあった際、相談した市民の割合	37.6% (H30)	50.0%		

第3次さがみはら男女共同参画プラン 推進体制図

男女共同参画社会の実現



『第3次さがみはら男女共同参画プラン』の推進

施策の実施

点検・評価 年次報告書の作成

••••

公表

施策へのフィードバック

相模原市

相模原市男女共同参画審議会

諮問・報告等



答申·評価等

事務局 (人権・男女共同参画課)

< 庁内体制 >

男女共同参画・ 女性活躍推進会議

人権・男女共同参画 職場推進員 < 相模原市立男女共同参画推進センター > (愛称: ソレイユさがみ)

男女共同参画推進の拠点施設

< 相模原市配偶者暴力相談支援センター>

DVに関わる相談支援等

<相模原市男女共同参画専門員>

有識者等による男女共同参画施策の 相談・意見受付

協働・連携・協力

市民・事業所・NPO・大学等

国・神奈川県・関係機関等

申込日 令和元 年 10 月 25 ⊟ 第2次相模原市消費生活基本計画の策定について 案 件 名 課担当者 所 管 市民 消費生活総合センター 内線 X 平成24年3月に策定した消費生活基本計画は計画期間が令和元年度で終了となるが、引き続き安全・安心な消費生活に 要 榧 系る取組を推進するために策定する第2次相模原市消費生活基本計画(案)について諮るもの。 審議内容 第2次相模原市消費生活基本計画(案)について (論点) 施策番号及び 実施計画の あり 13 市民生活の安全・安心の確保 位置付け 実施計画事業名 関係課長会議 令和元 年 10 9 日 政策調整会議 令和元 11 月 5 日 月 審議日 局·区政策会議 日 政策決定会議 年 月 年 月 B なし 報道への情報提供 条例等の調整 議会上程時期 なし 日程等 パプリックコメント あり 時期 令和元年12月~令和2年1月 議会への情報提供 部会 令和元年12月 調整事項 審議会等、協議 なし 個人情報の目的外利用等 なし 会等の設置 関係部局との 関係部局名等 調整項目 調整状況 調整 せ・会議の経過 会議名等 消費生活推進会議兼関係課長会議 検討体制及びスケジュールについて H30.6.8 H30.7.13 消費生活審議会 第2次基本計画の策定について(諮問) 消費生活基本計画改定作業部会 部会の役割、スケジュール、現計画の確認と次期計画策定の課題 H30.7.27 H30.8.24 消費生活基本計画改定作業部会 施策及び取り組みの検討について 消費生活審議会消費生活基本計画検討部会規計画の確認、市民意識調査の結果について H30.8.27 H30.9.24 消費生活基本計画改定作業部会 施策及び取組の検討について H30.10.29 消費生活審議会消費生活基本計画検討部会 課題の抽出、施策の方向性について H30.11.13 消費生活推進会議 施策の方向性について 施策の方向性について H30.11.16 消費生活審議会 H31.1.31 |消費生活基本計画改定作業部会 | 視点及び具体的な取組について 検討経過等 H31.2.4 消費生活基本計画改定作業部会 | 骨子(案)及び施策の方向性について H31.2.21 消費生活審議会消費生活基本計画検討部会 骨子(案)及び施策の方向性について 消費生活基本計画改定作業部会 具体的な取組について H31.3.8 消費生活推進会議 H31.3.22 骨子(案)及び施策の体系について R1.5.27 消費生活審議会消費生活基本計画検討部会 計画(素案)及び施策の方向性について R1.5.31 消費生活基本計画改定作業部会 現計画の確認、具体的な取組について 計画(素案)及び施策の方向性について 消費生活推進会議 R1.6.6 計画(素案)及び施策の方向性について R1614 消費生活審議会 消費生活審議会消費生活基本計画検討部会 計画(素案)及び施策の方向性について R1.7.22 消費生活基本計画改定作業部会 計画(素案)及び具体的な取組について R1.8.8 R1.8.22 消費生活推進会議 計画(答申案)について 消費生活審議会 R1 9 13 計画(答申案)について R1.10.4 答申 審議会会長から答申 消費生活推進会議兼関係課長会議 計画(案)について R1.10.9 計画(案)に R1.10.24 事務事業調整会議 関係課長会議 上部庁議へ付議する。 原案を 政策調整会議 の結果等 市民局次長 企画政策課 地域福祉課 障害政策課 障害福祉サービス課 高齢政策課 地域包括ケア推進課代 介護保険課代 関係課長会議 中央高齢者相談課 地域保健課 生活衛生課代 衛生研究所代 の出席課・ 健康増進課代 保育課 商業観光課代 農政課 機関等 環境政策課 廃棄物政策課 資源循環推進課 建築・住まい政策課 生涯学習課(代) 区政支援課 消費生活総合センタ・ 教育センタ・ 【関係課長会議】 ○数値目標の「消費生活に対する満足度」は設問が漠然としており分かりづらい。 調査の際に分かりやすい表現となるよう検討する。 第2次計画の必要な視点に記載されている「高齢者夫婦あるいは高齢者単身世帯の増加」、「高齢者夫婦世帯及び高齢者 独居世帯の増加」の表現については、高齢者保健福祉計画との整合を図られたい。 承知した これまでの ○施策&において「関係部局と連携した見守りの推進」とあるが、市の取組としては当然のことであり、掲載の必要はないので 庁議での はないか。 主な意見 削除する。 【事務事業調整会議】 学校における消費者教育の担い手育成について、教職員を対象とした研修はどのようなものか。 事例としては、現在、(独)国民生活センターが夏休み期間中に開催している研修があり、今年度の研修内容は若年者の 消費者被害の現状、学校における消費者教育の取組紹介と授業の実践に向けたグループワークとなっており、本市の教職 員の参加を呼びかけていく。

事案の具体的な内容

1計画の概要

(1)計画の位置付け

相模原市総合計画の部門別計画

相模原市消費生活条例で定める計画

消費者教育の推進に関する法律で定める消費者教育推進計画

(2)計画の基本的な考え方

ア 基本理念

「相模原市消費生活条例」第2条を基本理念とする

- イ 関連する法令や計画との整合性を図るとともに、現計画の理念及び方針と継続性を持たせた 計画とする
- ウ 平成29年度「市民意識調査」、平成30年度「ジュニア市政モニターアンケート」の結果を 反映させる
- エ 現計画策定後の変化に即した、新たな消費者問題や民法改正による成年年齢引き下げ等への 対応を図る

(3)計画期間

8年間(令和2年度から令和9年度まで)

(4)経過

平成30年3月 消費生活に関する市民意識調査

平成30年6月 関係課長会議(兼消費生活推進会議)

平成30年6月~令和元年8月 消費生活推進会議(5回)

平成30年7月~令和元年8月 消費生活基本計画改定作業部会(8回)

平成30年7月~令和元年9月 消費生活審議会(4回)

平成30年8月~令和元年5月 消費生活審議会消費生活基本計画検討部会(5回)

(5)計画の構成

第1章 計画策定にあたって

1 趣旨 2 背景・経緯 3 相模原市消費生活条例 4 計画の位置付け 5 計画期間 6 持続可能な開発目標 (SDGs)と本計画の関連

第2章 消費生活をめぐる現状と課題

1 消費者を取り巻く環境の変化 2 国の消費者行政の動き 3 相模原市の人口

5 消費生活に関する市民意識の調査 4 消費生活相談の現状

第3章 これまでの取組と今後の方向性

1 第1次基本計画の検証 2 第2次基本計画に向けて

第4章 第2次基本計画の方針

2 必要な視点 3 基本施策 4 計画の体系 1 基本理念

第5章 各施策の具体的な取組

1 施策の体系 2 具体的な取組 3 重点的に取り組む施策

第6章 計画の推進のために

1 計画の推進体制 2 計画の進行管理と評価

(6)市民への周知

令和元年11月 シンポジウムの開催(予定)

2 事業実施による効果(計画策定の趣旨)

消費者の利益の擁護及び増進と消費者の自立が促進され、市民が安全で安心できる消費生活を 確保するとともに、持続可能な社会の形成に向けた行動を推進する。

3 今後のスケジュール

令和元年10月~11月 庁議

11月 シンポジウム

12月 議会への情報提供(部会)

12月~ 1月 パブリックコメントの実施

令和2年 3月 第2次消費生活基本計画策定

第2次 相模原市消費生活基本計画(案) 令和2年度~令和9年度

相模原市

はじめに

【目 次】

第~	量	章	計画策	定に	あた	つ	₹.											•						•	• 1
1		趣	当・・					•										•							. 1
2		背	『景・経緯	<u> </u>																					
(1)	相模原市	の消費	貴者行	页政				-															. 2
(2)	相談内容	・件数	女のお	状況				-															. 3
(3)	啓発・教	育の状	犬況·					-								•							. 3
3		框	模原市消	費生活	舌条例	削.				-															. 4
(1)	相模原市	消費生	上活 条	€例	の施	行		-															. 4
(2)	消費生活	条例σ	り基本	理	念·	•										•							• 5
(3)	消費生活	条例に	こおけ	ける	消費	者	の1	役割	削と	事	業	者	及7	び行	丁匹	מל	責	務					. 6
4		計	画の位置	付け・						-															. 7
5		計	画期間					•										•							. 8
6		持	続可能な	:開発目]標((S	D G	S)	とマ	信才	画	لح	の	翼ì	車									. 9
			消費生																						
			費者を取																						
			消費者向																						
(2)	電子マネ	· 一 等0.	D決済	手	段の	多	樣	化		٠			•			•	٠	•		•			11
(3)	悪質商法	の複雑	催化・	多	樣化	΄, •	•			•	•					•	٠			•	•	•	11
2		玉	の消費者	行政σ	り動き	<u> </u>		٠	•			•	•					•	٠			•	•	•	13
(1)	消費者行	政の紹	圣緯と	:体	制の	整	備			٠			•			•	٠	•		•			13
(2)	「消費者基	基本計	画」	の領	定	•				٠			•			•	٠	•		•			13
			消費生活																						
			消費者ホ																						
(学習指導																						
3		框	模原市の	人口.		•		•				٠			•			•	٠	•		•			15
4		消	費生活相	談の現	見状·	•		٠	•			•	•					•	٠			•	•	•	16
(1)	消費生活	相談件	‡数σ)推	移•	•				٠			•			•	٠	•		•			16
			消費生活																						
			契約当事																						
(4)	販売購入	.形態の	D推移	多.		•		•								•							19
(5)	架空請求	に関す	する相	目談	件数	の	推	移								•				•			20
5		消	費生活に	関する	3市日	意	識の	調	查	•								•				•			21
(1)	消費生活	に関す	ナる市	5民	意識	調	查																21

(2)ジュニア・市政モニターアンケート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
第3章 これまでの取組と今後の方向性 ·············	2.5
# 3 章 C16 Cの 収組 C 7 後 の 月 回 E · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(1)第1次基本計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (1)第1次基本計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2) 第 1 次基本計画における設定指標に対する結果 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(2) 第1次基本計画にのける設定指標に対する結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
· · ·	
(4)重点施策と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2 第2次基本計画に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 /
第4章 第2次基本計画の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
1 基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2 必要な視点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3 基本施策 ····································	
4 計画の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
· HIMOS FISA	0.
第5章 各施策の具体的な取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
1 施策の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
2 具体的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
3 重点的に取り組む施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
第6章 計画の推進のために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
(1)計画の推進にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2)多様な主体との連携・協働・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
2 計画の進行管理と評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
(1)計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
(2)数値目標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
<資料編>	
検討経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
諮問書	
答申書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
相模原市消費生活審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
相模原市消費生活条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
相模原市消費生活条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	07

第1章 計画策定にあたって

1 趣旨

消費生活基本計画は、市民の消費者としての権利の確立と自立を支援するとともに、 市民が安全で安心できる消費生活を確保できるよう、消費生活に関する施策を総合的 かつ計画的に推進するため、平成31年度までの8年間を計画期間として、平成24 年3月に初めての消費生活に係る基本計画として策定しました。

平成27年度には、計画策定から4年間の計画前半期間における取組を評価するとともに、社会情勢や国における法律や政策の変化を踏まえ、平成31年度までの残り4年間について計画の一部見直しを進め、平成28年3月に改訂を行いました。

本計画は、これまでの8年間にわたる第1次となる消費生活基本計画(以下、「第1次基本計画」という。)の理念と方針を継承しつつ、第2次相模原市消費生活基本計画(以下、「第2次基本計画」という。)として、相模原市消費生活条例(以下、「消費生活条例」という。)第2条に掲げる「消費者の利益の擁護及び増進と消費者の自立支援」をさらに推進するとともに、2015年(平成27年)に国連サミットで採択された国際的な目標である「持続可能な開発目標」(SDGs)も踏まえ、日々の暮らしにおける自らの選択が世界に影響を及ぼすことを消費者自身が理解し、持続可能な社会の形成に向けて行動するためのきっかけとなるよう、令和2年度から施行する計画として策定するものです。

2 背景・経緯

(1)相模原市の消費者行政

本市では昭和46年、商工課に「消費経済係」を設置し、以後は、主に消費生活相談に対する取組の強化に努めてきました。

昭和61年に南市民相談室で常設の消費生活相談を開始(平成19年に南消費生活センターへ改組)し、平成9年には相模原消費生活センター、平成12年には北消費生活センターを開所して、市内に3ヶ所の相談拠点を設置し、これまで相談体制の充実を図ってきました。

その後、消費者問題の複雑化・多様化の中、平成21年、消費者の消費生活における安全を確保することを目的に、国においては消費者庁が発足しました。また、消費者安全法(以下、「安全法」という。)が施行され、自治体における消費生活相談の実施、消費生活センターの設置、消費者の安全確保に関する施策を総合的に策定することとされました。本市では、これに伴い、平成22年に消費生活条例を施行し、消費生活基本計画の策定を明確に位置づけ、平成24年度から、第1次基本計画に基づく施策を実施してきたところです。

また、国では、平成24年に社会や経済、環境等の変化に的確に対応できる自立した消費者の育成にかかる教育の必要性から、消費者教育の推進に関する法律(以下、「消費者教育推進法」という。)が施行されました。さらに、高齢者や障害者等の判断能力が十分ではない消費者の見守りが重要視されたことを受けて、平成26年に安全法が改正されました。

こうした中において、本市では高齢化の進行や高度情報化の進展等に伴い、一層複雑化・多様化する消費者問題に対し的確に対応するため、これまでの消費生活センター機能を強化し、消費者被害の防止や消費者教育の推進拠点として位置づけ、増加する電話相談への対応強化と来所相談の充実及び各市内3ヶ所の消費生活センターの機能整理を目的に組織の見直しを行い、平成28年度から消費生活総合センターを開所して電話相談窓口を一元化し、北消費生活センター及び南消費生活センターは予約制による来所相談窓口に特化することとしました。また、相談機能と啓発・教育機能を消費生活総合センターに集約することにより、相談から得られる知見を啓発講座等に連動させることとしました。

このことにより、相談対応時間延長のほか、消費生活相談員による出前講座の回数 増加など、消費者行政の一層の強化を図ってきました。

(2)相談内容・件数の状況

消費生活センターに寄せられた苦情相談件数は、架空請求が社会問題となった平成 16年度(12,449件)をピークに、以降は毎年減少傾向にありましたが、近年 は、毎年度5,500件前後で推移し、高止まりの状況にありました。しかしながら、 平成30年度は主にはがき等による架空請求が多数発生したことにより、 例年の5,500件から約1,700件、約32%増加の約7,200件と大幅に増加しています。はがき等による架空請求は全国的に発生しており、相談件数の増加は全国的な傾向となっています。

相談内容については、第1次基本計画の開始期間である平成24年度以降、情報化社会の進展を反映し、インターネットを介した情報サービス等に関するトラブルや電子メールによる架空請求といったデジタルコンテンツが1位となっていましたが、平成30年度ははがき等による架空請求の急増に伴い、商品一般が前年度比1,770件増の2,406件となり、デジタルコンテンツを抜いて1位となりました。

苦情相談における契約当事者の年代別推移については、平成24年度以降は70歳以上の契約者が最も多く、平成25年度以降は全体の約20%を占め、平成30年度は約27%となっています。

一方で、30歳未満の契約者においては、平成24年度から平成26年度までは年間600件以上の相談がありましたが、平成27年度以降は500件台と相談件数は減少傾向にあります。年代別人口構成比と相談件数を比較すると、平成29年度以前は高齢者及び若年者とも人口比と同様の件数の変化を示していますが、平成30年度は高齢者では急激な相談件数の伸びを示し、逆に若年者では急激に減少しました。

(3) 啓発・教育の状況

消費者の自立に向けた啓発・教育については、従来から消費者問題を題材に、消費者意識の向上や消費者被害の未然防止などを目的に、各ライフステージにあわせた消費生活相談員による出前講座や、学習会等を実施してきました。平成24年には消費者教育推進法が施行され、消費者の自立に向けた啓発・教育の重要性が一層高まりました。平成27年度からは学校現場との連携を開始し、一部の小中学校及び高等学校の授業に消費生活相談員が参画するようになりました。

平成30年に成年年齢を18歳に引き下げる民法の改正が成立したことを踏まえ、令和元年度からは協働事業提案制度を活用し、高等学校における金融教育を開始しました。

3 相模原市消費生活条例

(1)相模原市消費生活条例の施行

相模原市消費生活条例(以下、「消費生活条例」という。)は、市民の消費生活について、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、消費者の権利の確立及び自立のため、市が実施する施策について必要な事項を定めるとともに、市及び事業者の責務並びに消費者の役割を明確にし、それぞれの責任を果たすことにより、市民が安全で安心できる消費生活を確保し、もって将来にわたりその安定と向上を図ることを目的とするものです。

平成22年度から施行し、消費生活条例第9条に基づき、消費生活計画を策定しています。

(2)消費生活条例の基本理念

すべての市民が安全で安心できる消費生活を確保するため、消費者の利益の擁護及び増進に関する市の総合的施策は、消費者の自立を支援するとともに、次に掲げる消費者の権利を尊重して行われなければならないことを消費生活条例の第2条に基本理念として掲げ、次の8つを消費者の権利としています。

<消費者の8つの権利>

商品又はサービスによって消費者の生命、身体又は財産が侵されない権利

適正な表示等により消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利

不適正な取引行為により消費者が被害を受けない権利

消費者被害から適切かつ速やかに救済される権利

消費者に必要な情報が速やかに提供される権利

自立した消費者となるために消費者教育を受ける権利

多重債務問題から救済される権利

消費者の意見が市の施策に反映される権利

(3)消費生活条例における消費者の役割と事業者及び行政の責務

消費者の権利の確立と自立の支援に向けて、消費生活条例に示されているそれぞれの役割と責務は、次のとおりです。

第2次基本計画では、消費者・事業者・市の役割及び責務を踏まえた上で、市と消費者、市と事業者といった関係に限定されることなく、各主体間の相互の連携・協働を一層推進していきます。

消費者の役割(第6条)

自ら進んで情報収集し、知識を習得し、及び積極的に意見を述べ、責任 を持って行動する。

著作権等の知的財産権の適正な保 護に努める。

商品等の適切かつ安全な使用・利用 に努める。

環境保全に配慮する。

消費者団体の役割(第7条)

消費生活に関する情報の収集と積極的な提供を行い、意見を述べる。 消費者の権利拡充と自主的・合理的な行動を推進するための啓発・教育の支援を行う。

事業者の責務(第4条)

消費者の安全及び公正な取引を確保する。

消費者に必要な情報を分かりやす く提供する。

消費者の年齢、知識、経験、経済状況に配慮した取引を実施する。

苦情等への適切かつ速やかな対応 と、そのための体制づくりに努め る。

環境保全に配慮する。

事業者団体の責務(第5条)

苦情等の処理の体制の整備、消費者 の信頼を得るための自主的な活動 を推進する。

市の施策に積極的に協力する。





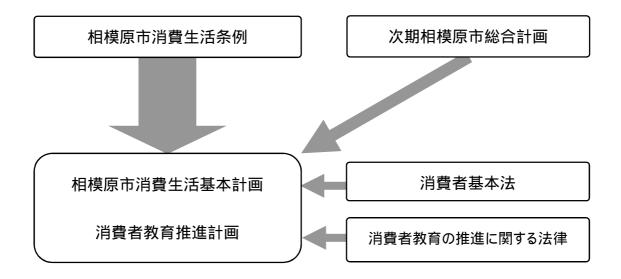
市の責務(第3条)

基本理念にのっとり、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する。

消費者、消費者団体、事業者、事業者団体と協働で施策を実施するよう努める。

4 計画の位置付け

本計画は、消費生活条例第9条に基づく計画です。また、消費生活に関連する施策を一体的、総合的に推進するため、次期相模原市総合計画の部門別計画(市民生活の安全・安心の確保)として位置付け、消費者の保護と自立の支援に向けた具体的な取組を明らかにするもので、あわせて消費者基本法に定める地方公共団体の責務を果たすものです。なお、本計画は、第1次基本計画においても消費者教育推進法第10条第2項に基づく消費者教育推進計画として位置付けており、第2次基本計画においても、引き続き同様に位置付けるものとします。



5 計画期間

第2次基本計画の計画期間は、次期相模原市総合計画の期間と整合を図り、令和2年度から令和9年度までの8年間としています。

ただし、各施策の具体的な取組については、4年後を目処に検証し、必要に応じて見直しを行います。

第1次基本計画(平成24年度~平成31年度)

		_ ` ` ` ` ` ` `									
	本計画期間(8年間)										
H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31				
							(R				
							元)				
			実行								
			中間 検討			評価 見直し	改定				

第2次基本計画(令和2年度~令和9年度)

			次期							
R2	R3	R4	k計画期間 R5	引(8年間 R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
			実行				,			
			検証			評価 見直し	改定		実行	

6 持続可能な開発目標(SDGs)と本計画との関連

持続可能な開発目標(SDGs)は、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。

本市も国際社会の一員であることから、目標達成に向けて積極的に取り組む必要があり、また、国の策定した「SDGs実施指針」においては、地方自治体の役割として、各種計画にSDGsの要素を最大限に反映させることを奨励しています。

これらのことから、第2次基本計画においては、SDGsの理念や、ゴール「12 つくる責任 つかう責任」を筆頭に、「4 質の高い教育をみんなに」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」などを踏まえて策定しており、この計画を推進することで、持続可能な生産と消費の形態を確保し、誰もが安全・安心で豊かに暮らすことができる「誰一人取り残さない社会」の実現を目指します。

SUSTAINABLE GALS



第2章 消費生活をめぐる現状と課題

1 消費者を取り巻く環境の変化

近年の急速な情報化の進展による流通形態の変化や決済手段の多様化は、新たな商品やサービスを生み出し、消費者の消費行動に変化を与えているほか、それに伴う契約トラブルの増加、悪質商法の複雑化・多様化など、これまでに想定されなかった消費者問題を生み出しています。

また、世界中の商品やサービスを購入することができる現代において、日々の暮ら しにおける自らの消費行動が世界に与える影響を考え、商品等を選択することが、持 続可能な社会形成につながることを意識することが求められています。

(1)消費者向け電子商取引の増加

消費者向けの電子商取引の市場規模は平成28年度に15兆円を超え、年々増加しているとともに、EC化率も増加しており、今後もインターネットを用いた商品・サービスの購入は増加していくことが予想されます。

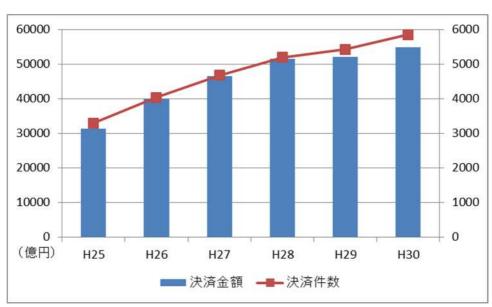
200000 6.00% 5.00% 150000 4.00% 100000 3.00% 2.00% 50000 1.00% 0 0.00% (億円) H24 H25 H26 H27 H28 H29 ■電子商取引市場規模 → EC化率

【消費者向け電子商取引市場規模の推移】

【出典】「平成 29 年度我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備(電子商取引に関する市場調査)」(経済産業省)

(2)電子マネー等の決済手段の多様化

電子マネーの決済金額と決済件数は、平成25年と比較すると平成30年においては約1.7倍に増加しており、現金以外の手段で、商品・サービスを購入する機会が増加しています。また、今後も同様の取引は増加していくことが予想されます。



【電子マネーの決済金額と決済数の推移】

【出典】「決済動向」(日本銀行)から作成

(3)悪質商法の複雑化・多様化

特殊詐欺の認知件数及び被害額は平成27年度に減少に転じたものの、以降増加しており、平成29年度は平成27年度と比較すると認知件数は約2.2倍、被害額は約1.4倍と被害が急増しています。以前は息子をかたり金銭を騙し取るオレオレ詐欺が主流でしたが、近年はオレオレ詐欺に加え、架空請求詐欺や還付金詐欺など複雑化・多様化するとともに巧妙化しています。

【特殊詐欺の認知件数と被害額】



【出典】神奈川県警公表資料から作成

2 国の消費者行政の動き

(1)消費者行政の経緯と体制の整備

国は、昭和43年に消費者保護基本法を制定して消費者保護の取組を開始しましたが、消費者を取り巻く環境の大きな変化に伴い、平成16年にこれを改正して消費者基本法とし、消費者の位置付けを「保護される者」から「自立した主体」に改め、消費者の権利の尊重と自立の支援を国及び地方公共団体の責務としました。

平成21年9月には、消費者保護に関して、商品やサービスごとに担当省庁が異なるこれまでの縦割り行政から、消費者行政を統一的・一元的に推進する指令塔として、消費者庁を発足するとともに、消費者行政に関連する中央省庁の監視機能を持つ独立した第三者機関として、内閣府に消費者委員会を設置し、消費者被害や事故の防止に向けてさまざまな法令等の制定・改正や地方における消費者行政の体制整備などが進められてきました。

(2) 「消費者基本計画」の策定

平成16年の消費者基本法の制定に伴い、平成17年度に第1期消費者基本計画が策定され、平成27年3月に平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間とする「第3期消費者基本計画」が策定されました。

同計画では、消費者施策を推進する上で考慮すべき視点として、多くの主体の連携や地域の体制・取組の充実などを示し、取り組むべき施策を着実に推進するため、施策の内容、スケジュール、担当府省等を示した「工程表」を作成し、5年間の取組予定を明確化したほか、効果把握のために施策ごとに評価指標を設定しています。

令和2年度以降は第4期消費者基本計画による施策が推進される予定です。

(3) 消費生活に関連する法律の制定・改正

平成24年12月から令和元年6月まで、消費生活に関連する主な法律は次のとおり制定または改正(最新の改正のみ記載)されました。

平成24年12月 「消費者教育の推進に 関する法律」	消費者自身が消費者被害に遭わないための消費者教育にとどまらず、自立した消費者の育成を目指すため制定された。
平成25年6月 「消費者教育の推進に 関する基本的な方針」	消費者教育推進法に基づき、誰もが、どこに住んでいても、生涯 を通じて、様々な場で、消費者教育を受けることができる機会を 提供し、消費者教育を体系的・総合的に推進するための指針とし て制定された。
平成27年4月	食品を摂取する際の安全性及び消費者の自主的かつ合理的な食

「食品表示法」	品選択の機会を確保するために、食品衛生法、健康増進法及びJ
	AS法に分かれていた食品の表示に関する規定を統合し、食品
	表示制度を包括的かつ一元的に規定するために制定された。
平成28年4月	「消費生活相談体制の強化」「消費生活相談員の法定化」「地域の
「消費者安全法」改正	見守りネットワークの構築」など、自治体の消費者行政の推進体
	制の強化を目的に改正された。
平成29年12月 「特定商取引に関する 法律」改正	訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売への規制の強化や、所在不明の違反事業者への対応などが追加された。
令和元年6月 「消費者契約法」改正	消費者契約に関する被害事例等を踏まえ、社会生活上の経験不 足や判断能力の低下など、契約の取消しと無効等の条項が追加 された。
令和元年10月	食品ロスの削減に関して、国や地方公共団体の責務を明らかに
「食品ロス削減の推進	するとともに、基本方針等を定め、食品ロスの削減を総合的に推
に関する法律」	進するために制定された。

(4) 消費者ホットライン「188」の開始

平成27年7月から、消費者トラブル等について、相談窓口がわからない場合においても、全国共通の電話番号「188(いやや!)番」にかけることで、最寄りの消費生活相談窓口につながる消費者ホットライン188の運用が開始されました。

また、令和元年度から5月18日を消費者ホットライン188の日と制定し、一層の 普及啓発を図ることとされました。

(5) 学習指導要領の改訂

平成29年3月、社会の変化を見据えて小学校及び中学校学習指導要領が全面改訂されました。今回の改訂では、社会の変化が大きい時代を生きていくための教育について「学びを通じて何ができるようになるのか」という視点が重要視されています。令和4年度から成年年齢が引き下げられることにより、18歳から一人で有効な契約ができるようになる一方で、未成年者の契約取消権の適用が18歳未満までとなることから、自立した消費者を育成するため、契約の重要性や消費者の権利と責任などについて学習する消費者教育の充実が示唆されました。

一部の学習内容が中学校から小学校に移行され、小学校家庭科において売買契約の基礎、中学校技術・家庭科では、計画的な金銭管理や消費者被害への対応が盛り込まれ、消費者教育の充実を図ることとしています。

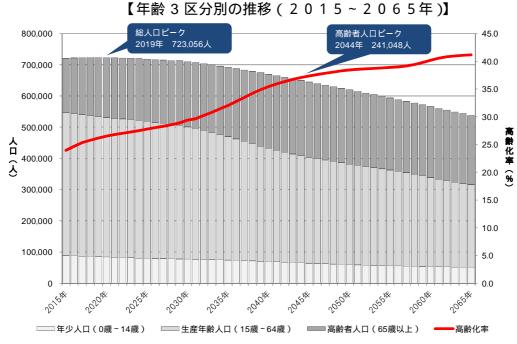
新しい学習指導要領は、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面 実施されます。

3 相模原市の人口

2015年国勢調査に基づく2065年までの本市の将来人口推計の結果を年齢3 区分(年少人口(0歳~14歳)、生産年齢人口(15歳~64歳)、高齢者人口(65歳以上)別に見ると、年少人口及び生産年齢人口は、今後、一貫して減少しますが、高齢者人口は2044年まで増加を続け、241,048人をピークに減少に転じると推計されています。

一方で、高齢者人口比率(以下「高齢化率」という。)は、2015年現在24.0%ですが、今後一貫して上昇し、2065年には41.2%となる見込みであるとともに、単身世帯の人口比率も上昇する見通しです。

また、推計期間を前半(2015年~2040年)と後半(2041年~2065年)に分けて、高齢化率を見ると、前半は11.4ポイント上昇(24.0% 35.4%)後半は5.8ポイント上昇(35.4% 41.2%)となっており、団塊の世代よりも団塊ジュニア世代の人口が多い本市は、これから急速な高齢化を迎えます。



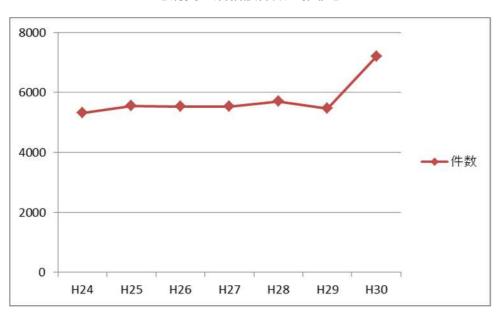
【出典】2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計

4 消費生活相談の現状

(1)消費生活相談件数の推移

市内の消費生活センターでは、一定の資格を有する消費生活相談員を配置し、電話及 び面接による消費生活相談を行っています。

消費生活相談の件数は、架空請求が社会問題となった平成16年度をピークとして、 暫時減少の傾向がありましたが、平成25年度以降は微増し、年間5,500件程度で 推移していました。しかし、はがき等による架空請求に関する相談が多く寄せられたこ とにより、平成30年度は相談件数が急激に増加し、7,195件となりました。



【消費生活相談件数の推移】

年度	苦情相談(件)	問い合わせ (件)	相談合計(件)	前年度比(%)
H 2 4	4,840	473	5,313	97.8
H 2 5	5,193	3 6 1	5,554	104.5
H 2 6	5,194	3 4 1	5,535	99.7
H 2 7	5,154	3 7 2	5,526	99.8
H 2 8	5,225	4 7 5	5,700	103.1
H 2 9	5,009	4 5 8	5,467	95.9
H 3 0	6,602	5 9 3	7,195	131.6

(2)消費生活相談内容(苦情相談)の推移

平成29年度までの相談内容は、インターネットを介した情報サービス等に関するトラブルや電子メールによる架空請求といったデジタルコンテンツが1位となっていましたが、平成30年度は、はがき等による架空請求に関する相談が多く寄せられたことにより、商品一般が1位となっています。

【消費生活相談内容の推移】 (単位:件)

年 度	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
H 2 4	デジタルコンテンツ	不動産貸借	フリーローン・サラ金	工事・建築	、商品一般
(4,840)	(884)	(277)	(261)	(18	37)
H 2 5	デジタルコンテンツ	不動産貸借	商品一般	工事・建築	フリーローン・サラ金
(5,193)	(847)	(258)	(246)	(238)	(187)
H 2 6	デジタルコンテンツ	商品一般	不動産貸借	工事・建築	フリーローン・サラ金
(5,194)	(1,064)	(280)	(239)	(215)	(182)
H 2 7	デジタルコンテンツ	商品一般	不動産貸借	工事・建築	フリーローン・サラ金
(5,154)	(1,162)	(292)	(242)	(221)	(153)
H 2 8	デジタルコンテンツ	商品一般	不動産貸借	工事・建築	インターネット接続回線
(5,225)	(1,019)	(325)	(281)	(197)	(153)
H 2 9	デジタルコンテンツ	商品一般	不動産貸借	工事・建築	インターネット接続回線
(5,009)	(720)	(629)	(235)	(185)	(131)
H30	商品一般	デジタルコンテンツ	不動産貸借	工事・建築	携帯電話サービス インターネット接続回線
(6,602)	(2,406)	(593)	(235)	(207)	(116)

(3)契約当事者の年齢別推移

消費生活相談のうち、問い合わせを除く苦情相談における契約当事者の年齢別内訳については、70歳以上からの相談が最も多く、60歳代を合わせた年代からの相談は、例年全体の約3分の1を占めていましたが、平成30年度は約半数が60歳代以上からの相談となっています。

20歳未満及び30歳代では、相談件数が減少の傾向にありますが、20歳代では減少がみられません。

また、平成30年度に多く寄せられたはがき等による架空請求は、50歳代以上の女性をターゲットにしていたことから、これらの年代からの相談件数が大幅に増加しました。

【契約当事者の年齢別内訳(件数及び構成割合)】 (単位:上段は件、下段は%)

The state of the s						
H 2 4	H25	H26	H27	H28	H29	H30
166	148	148	129	113	87	114
(3.4)	(2.8)	(2.8)	(2.5)	(2.1)	(1.7)	(1.7)
499	471	496	469	438	503	460
(10.3)	(9.1)	(9.5)	(9.1)	(8.4)	(10.0)	(7.0)
699	700	647	604	616	514	480
(14.4)	(13.5)	(12.5)	(11.7)	(11.8)	(10.3)	(7.3)
802	818	917	892	950	796	768
(16.6)	(15.7)	(17.7)	(17.3)	(18.2)	(15.9)	(11.6)
591	586	602	649	766	754	981
(12.2)	(11.3)	(11.6)	(12.6)	(14.7)	(15.1)	(14.9)
750	808	828	775	773	828	1,439
(15.5)	(15.6)	(15.9)	(15.0)	(14.8)	(16.5)	(21.8)
823	1,086	1,053	1,059	1,021	1,044	1,804
(17.0)	(20.9)	(20.3)	(20.5)	(19.5)	(20.8)	(27.3)
510	576	503	577	548	483	556
(10.5)	(11.1)	(9.7)	(11.2)	(10.5)	(9.6)	(8.4)
4,840	5,193	5,194	5,154	5,225	5,009	6,602
	166 (3.4) 499 (10.3) 699 (14.4) 802 (16.6) 591 (12.2) 750 (15.5) 823 (17.0) 510 (10.5)	166 148 (3.4) (2.8) 499 471 (10.3) (9.1) 699 700 (14.4) (13.5) 802 818 (16.6) (15.7) 591 586 (12.2) (11.3) 750 808 (15.5) (15.6) 823 1,086 (17.0) (20.9) 510 576 (10.5) (11.1)	166 148 148 (3.4) (2.8) (2.8) 499 471 496 (10.3) (9.1) (9.5) 699 700 647 (14.4) (13.5) (12.5) 802 818 917 (16.6) (15.7) (17.7) 591 586 602 (12.2) (11.3) (11.6) 750 808 828 (15.5) (15.6) (15.9) 823 1,086 1,053 (17.0) (20.9) (20.3) 510 576 503 (10.5) (11.1) (9.7)	166 148 148 129 (3.4) (2.8) (2.8) (2.5) 499 471 496 469 (10.3) (9.1) (9.5) (9.1) 699 700 647 604 (14.4) (13.5) (12.5) (11.7) 802 818 917 892 (16.6) (15.7) (17.7) (17.3) 591 586 602 649 (12.2) (11.3) (11.6) (12.6) 750 808 828 775 (15.5) (15.6) (15.9) (15.0) 823 1,086 1,053 1,059 (17.0) (20.9) (20.3) (20.5) 510 576 503 577 (10.5) (11.1) (9.7) (11.2)	166 148 148 129 113 (3.4) (2.8) (2.8) (2.5) (2.1) 499 471 496 469 438 (10.3) (9.1) (9.5) (9.1) (8.4) 699 700 647 604 616 (14.4) (13.5) (12.5) (11.7) (11.8) 802 818 917 892 950 (16.6) (15.7) (17.7) (17.3) (18.2) 591 586 602 649 766 (12.2) (11.3) (11.6) (12.6) (14.7) 750 808 828 775 773 (15.5) (15.6) (15.9) (15.0) (14.8) 823 1,086 1,053 1,059 1,021 (17.0) (20.9) (20.3) (20.5) (19.5) 510 576 503 577 548 (10.5) (11.1) (9.7) (11.2) (10.5)	166 148 148 129 113 87 (3.4) (2.8) (2.8) (2.5) (2.1) (1.7) 499 471 496 469 438 503 (10.3) (9.1) (9.5) (9.1) (8.4) (10.0) 699 700 647 604 616 514 (14.4) (13.5) (12.5) (11.7) (11.8) (10.3) 802 818 917 892 950 796 (16.6) (15.7) (17.7) (17.3) (18.2) (15.9) 591 586 602 649 766 754 (12.2) (11.3) (11.6) (12.6) (14.7) (15.1) 750 808 828 775 773 828 (15.5) (15.6) (15.9) (15.0) (14.8) (16.5) 823 1,086 1,053 1,059 1,021 1,044 (17.0) (20.9) (20.3) (20.5) (19.5) (20.8) 510 576

(4)販売購入形態の推移

消費生活相談のうち、問い合わせを除く苦情相談の販売購入形態については、店舗購入に関する相談件数が徐々に減少しています。不明・無関係を除くと通信販売に関する相談件数は毎年度最も多く、はがき等による架空請求が急増した平成30年度を除き、全体の約30%前後で推移しています。インターネットの普及に伴い電子商取引が拡大し、利便性が向上していることから、今後も通信販売に関する相談件数が増加していくことが予想されます。

平成30年度において不明・無関係が急増している背景には、はがき等による架空請求に関する相談が増加したことが挙げられます。

【販売購入形態の内訳(件数及び構成割合)】 (単位:上段は件、下段は%)

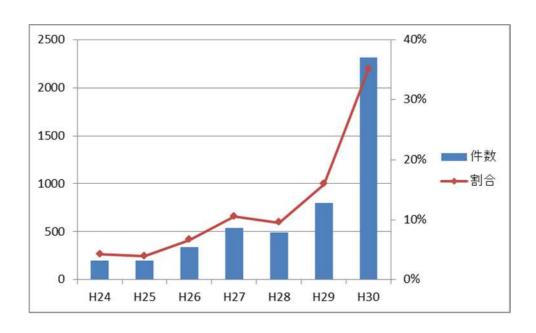
販売購入形態	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
店舗購入	1,206	1,332	1,267	1,197	1,131	1,073	968
	(24.9)	(25.6)	(24.4)	(23.2)	(21.6)	(21.4)	(14.7)
訪問販売	577	582	521	541	553	544	546
	(11.9)	(11.2)	(10.0)	(10.5)	(10.6)	(10.9)	(8.3)
`A.今叱士	1,432	1,501	1,715	1,844	1,890	1,560	1,491
通信販売	(29.6)	(28.9)	(33.0)	(35.8)	(36.2)	(31.1)	(22.6)
フルチ・フルチ±がい	50	52	53	61	56	57	68
マルチ・マルチまがい	(1.0)	(0.1)	(1.0)	(1.2)	(1.1)	(1.1)	(1.0)
電話紙	139	262	241	198	202	178	180
電話勧誘	(2.9)	(5.0)	(4.6)	(3.8)	(3.9)	(3.6)	(2.7)
ナガニノブ・ナブション	6	20	4	5	11	8	3
ネガティブ・オプション	(0.1)	(0.4)	(0.1)	(0.1)	(0.2)	(0.1)	(0.0)
訪問購入	0	52	68	5 1	56	58	39
初四無人	(0.0)	(1.0)	(1.3)	(1.0)	(1.0)	(1.2)	(0.6)
その他無店舗	31	32	32	24	30	28	20
	(0.6)	(0.6)	(0.6)	(0.5)	(0.6)	(0.6)	(0.3)
不明・無関係	1,399	1,360	1,293	1,233	1,296	1,503	3,287
	(28.9)	(26.2)	(24.9)	(23.9)	(24.8)	(30.0)	(49.8)
合 計	4,840	5,193	5,194	5,154	5,225	5,009	6,602

(5)架空請求に関する相談件数の推移

はがきや電子メールを用いて不特定多数に身に覚えのない請求を送りつけ金銭を支払わせる手口や、アダルトサイトなどの登録料等の名目で高額な金銭を支払わせる手口に関する相談が多く寄せられています。特に平成30年度は実在しない行政機関の名称を騙り、大量かつ繰り返しはがき等を送りつける架空請求に関する相談が大幅に増加しました。

【架空請求に関する相談件数の推移】

年度	相談件数(件)	全相談に占める割合
H 2 4	202	4.2%
H 2 5	202	3.9%
H 2 6	342	6.6%
H 2 7	540	10.5%
H 2 8	495	9.5%
H 2 9	798	15.9%
H 3 0	2,313	35.0%



5 消費生活に関する市民意識の調査

(1)消費生活に関する市民意識調査

平成29年度に市民の消費生活に対する意識、意見、要望等を把握し、第2次基本計画の基礎調査とするとともに、効果的な施策を推進するための市民意識調査を実施しました。

この調査結果について、次ページ以降に一部抜粋した内容を掲載します。

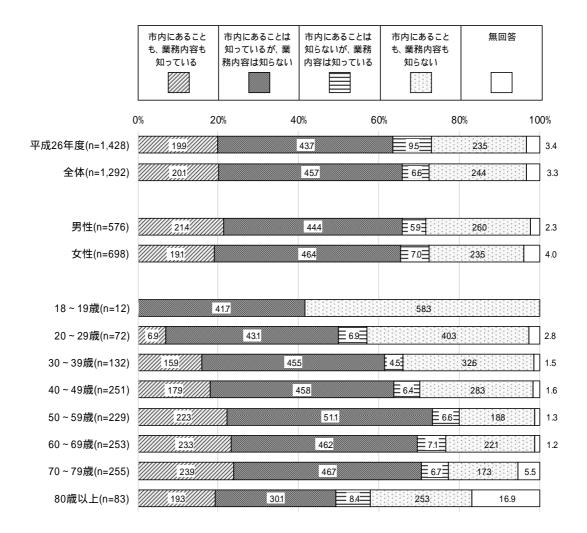
【調査概要】

調査地域	相模原市全域
調査対象	相模原市在住の18歳以上の男女
標本数	3,000人
抽出方法	住民基本台帳(外国人を含む。)から無作為抽出
調査方法	郵送法 (郵送配布 - 郵送回収)(回答者は無記名)
調査時期	平成30年1月12日から1月31日まで
有効回収数(回収率)	1,292件(43.1%)

集計における端数処理の関係で、回答者数の合計が100%とならない項目があります。 グラフの中のnは、回答者数を表します。

市内の消費生活センターの認知度

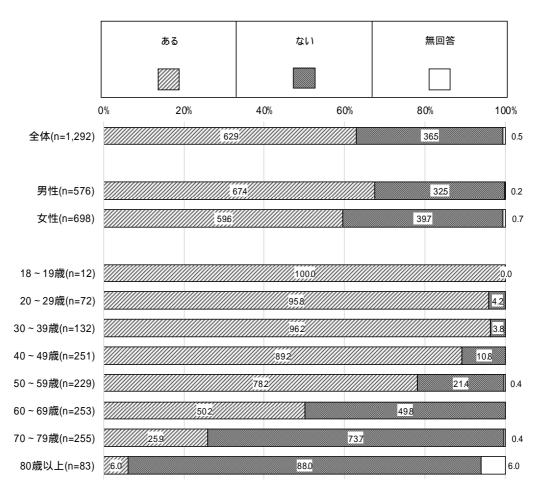
市内に消費生活センターがあることを知っているか尋ねた結果、「市内にあることも、業務内容も知っている」または「市内にあることは知っているが、業務内容は知らない」と回答した割合の合計は65.8%でした。年代別でみると、30歳未満の若年者の認知度が低いことから、若年者への消費生活センターの周知に力を入れる必要があります。



上記グラフ中、「平成26年度」は平成26年度に実施した同様調査の全体の結果、「全体」 は平成29年度調査の全体の結果を指します。

インターネットを利用した商品購入やサービス利用について

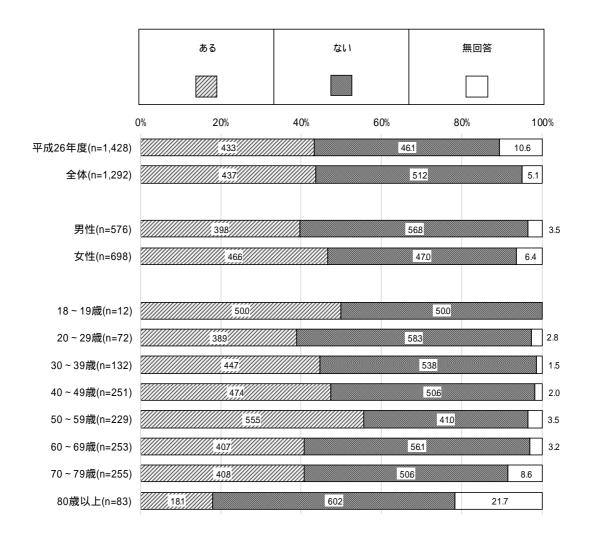
インターネットによる商品購入やサービスの利用があるか尋ねた結果、「ある」(62.9%)、「ない」(36.5%)となっています。年代別でみると、50歳代までは約8割が利用したことがあると回答しています。電子商取引の利用は今後も増加していくことが予想されており、消費者の利便性が向上している一方で、通信販売の消費者トラブルは多いことから、今後も消費者トラブルの未然防止を図る取組を実施していく必要があります。また、複雑化する商品・サービスのトラブルに対応できる消費生活相談員を育成していくほか、消費者トラブルに巻き込まれない自立した消費者を育成する取組も必要です。



この項目は、平成29年度調査から追加したものです。

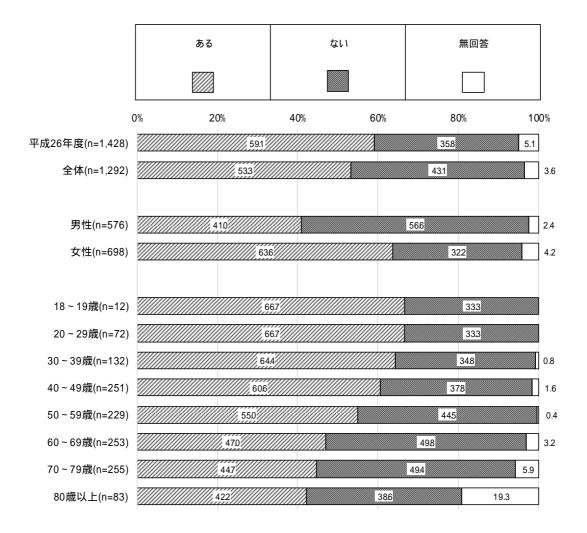
消費者トラブルにあった際に相談できるところについて

消費者トラブルの際に相談できるところの有無を尋ねた結果、「ある」と回答した割合は43.7%でした。50歳代以上の年齢で年齢が高くなるほど相談できるところがないと回答する割合が増加することから、高齢者に対して消費生活センターの周知を引き続き実施していくとともに、高齢者を見守る主体と連携した取組を実施する必要があります。



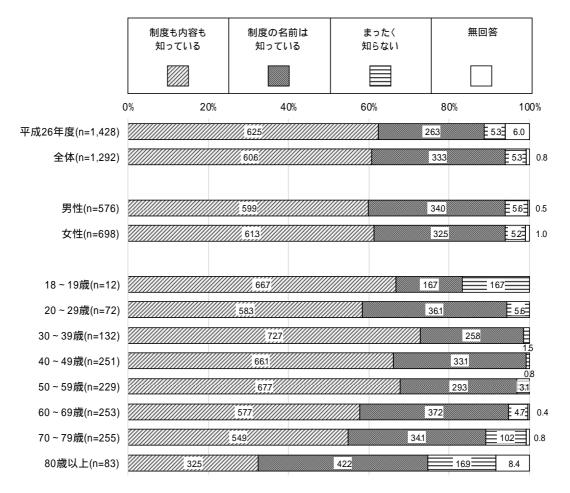
消費者トラブルにあった際に相談できる人について

消費者トラブルの際にいつでも相談できる人の有無を尋ねた結果、「いる」と回答した割合は53.3%でした。高齢になるほど相談できる人がいると答えた割合が低くなることから、独居の高齢者を中心に重点的に見守りを行い、消費者トラブルの未然防止及び早期発見、拡大防止に努める必要があります。



クーリング・オフ制度の認知度

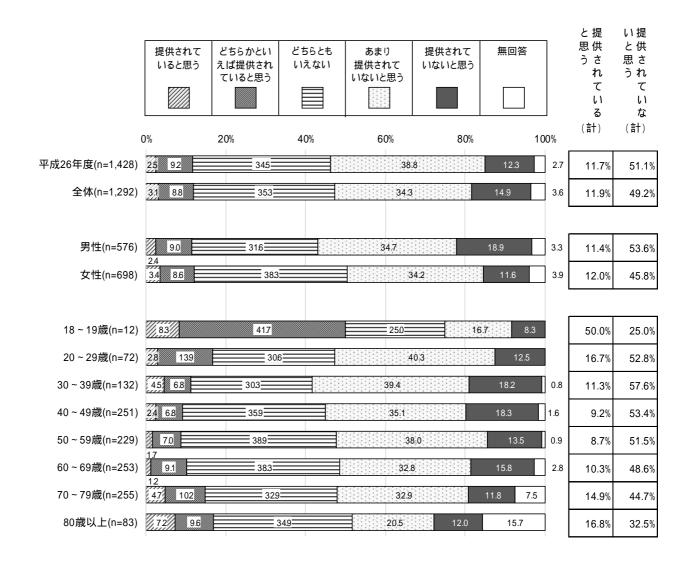
訪問販売や電話勧誘販売等において、契約した後で冷静に考え直す時間を与え、一定期間内であれば無条件に解約できるクーリング・オフ制度について、「制度も内容も知っている」と回答した割合は60.6%でした。年齢が高くなるほど認知度が低くなっているほか、30歳未満の若年者の認知度も低いことから、高齢者及び若年者への消費者教育に力を入れる必要があります。また、高齢者を見守る主体に対しても消費者教育を実施し、高齢者の消費者被害の拡大防止に取り組む必要があります。



上記グラフ中、「平成26年度」は平成26年度に実施した同様調査の全体の結果、「全体」は平成29年度調査の全体の結果を指します。

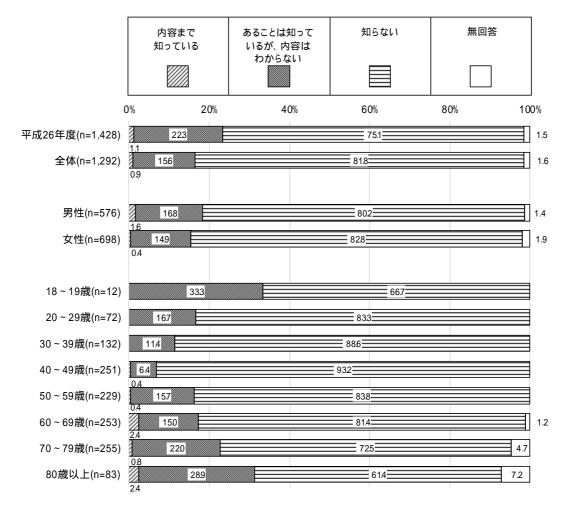
消費者教育や学習の機会提供

消費者教育や学習の機会が提供されているか尋ねた結果、「提供されている」と回答した割合は3.1%でした。今後も消費者教育の機会を充実させていくとともに、消費者トラブルに対する知識を身に付けることや、自分の行動が社会に及ぼす影響を考えて行動できる消費者になることだけが消費者教育だけでなく、環境教育や金融教育等も広義の消費者教育であることから、消費者教育に対する理解を深めていく必要があります。



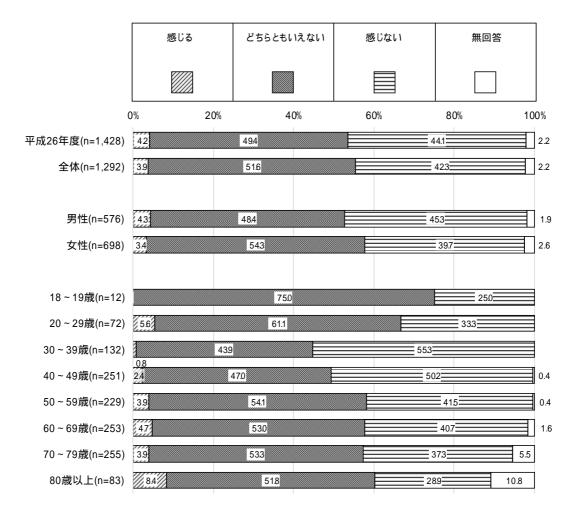
相模原市消費生活条例の認知度

市に消費生活条例があることを知っているか尋ねた結果、「内容まで知っている」または「あることは知っているが、内容は分からない」と回答した割合の合計は16.5%でした。市民の消費生活の安定と向上を図ることを目的とした消費生活条例について、認知度向上に向けた取組を進めていく必要があります。



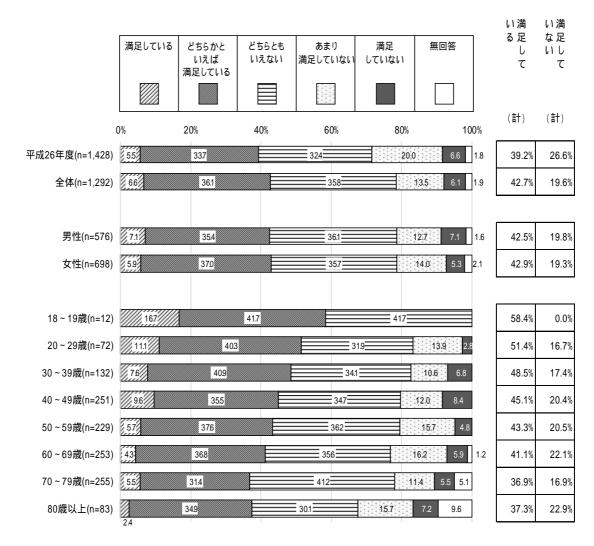
消費生活の安定や向上に向けた取組について

消費生活の安定や向上に向けた取組が進んでいると感じるか尋ねた結果、「感じる」と回答した割合は3.9%でした。相模原市総合計画に市民生活の安全・安心の確保が謳われていることから、今後も市民の消費生活の安定や向上に向けた取組を実施していく必要があります。



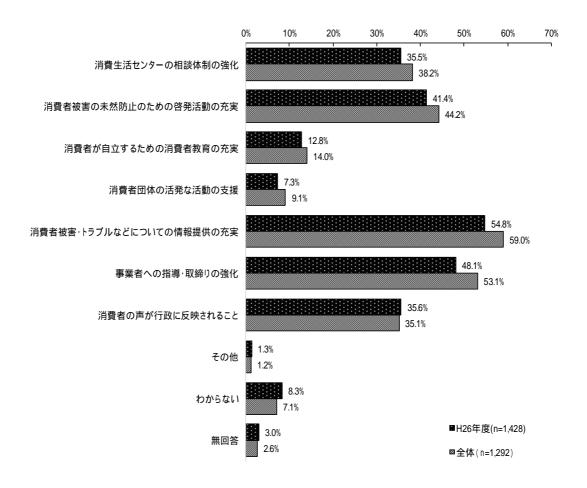
消費生活に対する満足度

消費生活全般に満足しているか尋ねた結果、「満足している」または「どちらかといえば満足している」と回答した割合の合計は42.7%でした。今後も市民の消費生活の満足度を向上させる取組を実施していく必要があります。



市の取組として期待すること

消費生活の安定や向上のために、市の取組として期待することを尋ねた結果、「消費者被害・トラブルなどについての情報提供の充実」が最も比率が高く、59.0%となりました。次いで「事業者への指導・取締りの強化」、「消費者被害の未然防止のための啓発活動の充実」が高くなっています。前回の調査から割合が上昇した項目が多く、市の取組が求められていることから、今後も消費生活相談や消費者教育、啓発に力を入れていく必要があります。



(2)ジュニア・市政モニターアンケート

平成30年度にジュニア・市政モニターに登録している中学・高校生を対象に、消費 生活に対する意識、意見等を把握し、第2次基本計画の基礎調査とするとともに、効果 的な施策を推進するためのアンケート調査を実施しました。

この調査結果について、次ページ以降に一部抜粋した内容を掲載します。

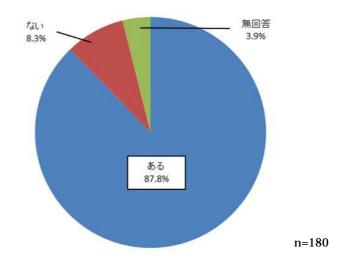
【調査概要】

調査対象	ジュニア・市政モニター
登録者数	334人(平成30年度)
調査時期	平成30年11月9日から12月4日まで
有効回収数(回収	180人(53.9%)
率)	

集計における端数処理の関係で、回答者数の合計が 100%とならない項目があります。 グラフの中のnは、回答者数を表します。

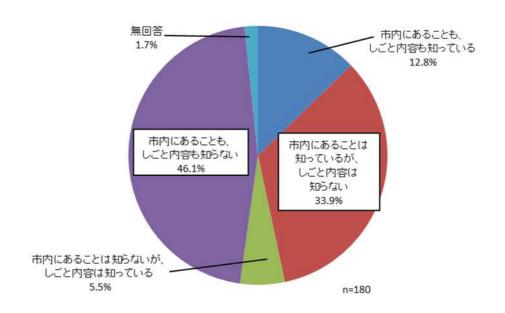
契約トラブルにあった際に助けてくれる人

契約トラブルの際に、解決のために助けてくれる人や方法があるか尋ねた結果、「ある」と回答した割合は87.8%でした。助けてくれる人としては「親・親戚」が最も多かったことから、若年者の消費者トラブルの未然防止、早期発見及び拡大防止を図るために、家庭での消費者教育を充実させていくことが求められています。



市内の消費生活センターの認知度

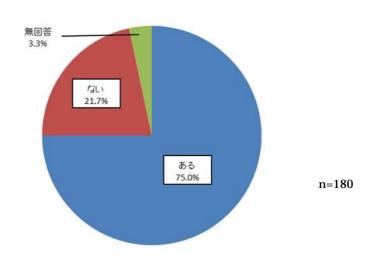
市内に消費生活センターがあることを知っているか尋ねた結果、「市内にあることも、 しごと内容も知っている」または「市内にあることは知っているが、しごと内容は知ら ない」と回答した割合の合計は46.7%でした。消費生活センターを知ったきっかけ としては学校の授業が最も多かったことから、今後も学校での消費者教育を充実させ ていく必要があります。



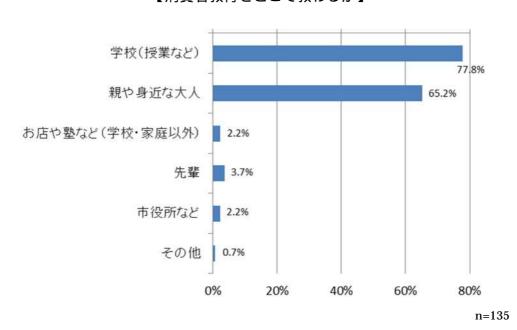
消費者教育の機会

お金の使い方や、商品・サービスの選択について自分で考え、自ら選択できる「自立した消費者」になるための知識を教えてもらう機会があるか尋ねた結果、「ある」と回答した割合は75.0%でした。消費者教育をどこで教わるかを聞いた結果、「学校」が最も多く、次いで親や身近な大人であったことから、学校や家庭での消費者教育を充実させていく必要があります。

【消費者教育の機会の有無】



【消費者教育をどこで教わるか】



第3章 これまでの取組と今後の方向性

1 第1次基本計画の検証

(1)第1次基本計画の概要

平成24年3月に策定した第1次基本計画では、基本施策として下記の5つの柱を設定し、それぞれに応じた17の具体的な施策に取り組むことにより、消費者の権利の擁護と自らが判断し合理的な選択のできる消費者の育成を図りました。

基本施策 「消費者の安全の確保」

具体的施策: 1商品・サービスの安全性の確保 2食の安全性の確保

3 住まいと居住環境の安全性の確保

4消費者取引の適正化 5表示の適正化 6計量の適正化

基本施策 「消費者被害の救済体制の強化」

具体的施策: 7消費生活相談の充実 8消費者被害の救済

9 多重債務問題への取組

基本施策 「迅速な情報提供と消費者教育の強化」

具体的施策:10消費生活情報の充実 11消費者教育及び啓発

12学習機会の提供

基本施策 「環境に配慮した消費生活の推進」

具体的施策:13包装とごみの減量化に対する取組

14環境の保全と地球温暖化の防止に対する取組

基本施策 「消費者意見の反映と連携の強化」

具体的施策: 15消費者意見の反映 16消費者団体等との連携及び育成

17事業者団体等との連携

(2)第1次基本計画における設定指標に対する結果

(ア)総合計画の成果指標

第1次基本計画は、新・相模原市総合計画の部門別計画に位置付けられており、施策13「市民生活の安全・安心の確保」の成果指標として、「消費者被害に遭わないように注意している市民の割合」を指標として設定していました。消費者被害に遭わないようにしている市民の割合は高く、目標値を達成することができました。

消費者被害に遭わないように注意している市民の割合

	基準値(H	H 2 4 年度	H 2 7 年度	H 3 1年度
	20)			
目標値	59.9%	62.4%	63.9%	66.0%
実績値	_	47.4%	83.7%	90.8%

平成27年度から回答の選択肢を2択に変更。

(イ)市民意識調査における数値目標

第1次基本計画の達成度を図る指標として、市民意識調査における7つの項目を設定していましたが、全ての項目において目標値を達成することはできませんでした。目標値の見直しを行うとともに、引き続き数値向上に向けた取組を推進する必要があります。

クーリング・オフ制度の認知度

H 2 2 年度調査	H 2 6 年度調査	H 2 9 年度調査	目標値
65.7%	62.5%	60.6%	7 5 %

消費者トラブルにあった際、「相談できるところ」の有無

H 2 2 年度調査	H 2 6 年度調査	H 2 9 年度調査	目標値
44.5%	43.3%	43.7%	5 5 %

市内の消費生活センターの認知度

H 2 2 年度調査	H 2 6 年度調査	H 2 9 年度調査	目標値
64.5%	63.6%	65.8%	90%

消費者教育や学習の機会提供の有無

2.1% 2.5%	3 . 1 %	1 5 %
-----------	---------	-------

相模原市消費生活条例の認知度

H 2 2 年度調査	年度調査 H 2 6 年度調査 H 2 9 年度調査		目標値
20.2%	23.4%	16.5%	5 0 %

消費生活の安定や向上に向けた取組が進んでいると感じる割合

H 2 2 年度調査	2 年度調査 H 2 6 年度調査 H 2 9 年度調査		目標値
3 . 6 %	4.2%	3 . 9 %	1 0 %

消費生活に対する満足度

H 2 2 年度調査	H 2 6 年度調査	年度調査 H 2 9 年度調査 目標値	
35.6%	39.2%	42.7%	5 0 %

(ウ)年次報告による事業の進捗

第1次基本計画は毎年度、各施策の事業数や進捗状況等をまとめ、消費生活 審議会に報告するとともに、市ホームページ等で公表をしていました。

計画策定時と比較し、より多くの事業に取り組むことができました。また、 実施した事業に対して高い効果を得られた(評価A)とする事業数も増加させ ることができました。

実施した事業数と評価をAとした事業の割合

	H 2 4	H25	H26	H27	H28	H29	H30
事業数	71	73	82	75	84	84	88
評価A	51	55	63	58	71	76	79
達成率	71.8%	75.3%	76.8%	77.3%	84.5%	90.5%	89.8%

評価の基準 A:高い効果を得られた、B:一定の効果が得られた、C:あまり効果が無かった

(3)各基本施策の取組と課題

基本施策 「消費者の安全の確保」

【主な取組】

1 商品・サービスの安全性の確保

消費者庁及び神奈川県等と随時情報交換を行い、商品及びサービスに関する危害情報・危険情報の収集を行うとともに、情報の内容に応じてホームページ等を通じて情報提供を行いました。

旅館業、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所の環境衛生営業 施設等に対し、法令に基づく監視指導を行いました。

プール施設において管理運営の徹底を図り、危険防止のための監視指導を実施しました。

2 食の安全性の確保

市内に流通する食品及び市内産農畜産物や市民から依頼のあった食品について、放射性物質検査を実施し、その結果をホームページ等を通じて情報提供しました。

食品衛生関係施設への立入検査を実施し、法令に基づく衛生指導を行いました。 食の安全・安心に係るリスクコミュニケーションを推進するため、消費者団体、 食品等事業者、学識経験者、市民で構成する「相模原市食の安全・安心懇話会」 を開催し、情報提供及び意見交換を行いました。

3 住まいと居住環境の安全性の確保

建築物の耐震に関する相談を受け付け、補助制度などについて情報提供するとともに、専門家による巡回相談を行いました。

シックハウス症候群や居住環境の不安に関する相談を受け付け、情報提供を行い、必要に応じて室内空気環境を測定しました。また、特定建築物の維持管理に関する監視指導を行いました。

土砂災害ハザードマップ、洪水ハザードマップ、浸水(内水)ハザードマップ を作成し、全世帯及び事業所に配付するとともに、関係各課・機関に配架した ほか、ホームページにおいても情報提供を行いました。

4 消費者取引の適正化

神奈川県等との連絡会議により、不適正な取引行為を行う事業者の情報交換等を行いました。

神奈川県と合同で不適正な取引行為の疑いがある事業者に対して指導を行いました。

5 表示の適正化

家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、 並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、製 品に関する安全性の表示等についての立入検査を行いました。 食品表示に関して関係各課に寄せられた相談事例の共有及び情報交換を行いました。

食品関連事業者等に対して栄養成分表示の表示方法や表示内容、食品の広告内容に関する指導を行いました。

6 計量の適正化

計量法に基づき、取引行為に使用される計量器について、定期検査を行いました。

計量器の適正な使用及び管理状況を確認するため、事業者への立入検査を行いました。

- ・消費者の安全・安心を確保するために、製品や食品の安全等に関わる法律や制度 の情報について、市民及び事業者へ今後も継続的な周知・啓発が必要です。
- ・専門的な検査体制の充実を図り、効果的な運用が求められます。
- ・社会情勢等に応じた検査内容の見直しを図る必要があります。
- ・不適正な事業者に対する継続的な是正指導、監視が必要です。

基本施策 「消費者被害の救済体制の強化」

【主な取組】

7 消費生活相談の充実

市内公共交通機関(JR 横浜線、神奈川中央交通)等において動画広告を放映したほか、市内公共施設の食堂トレーに啓発シールを貼付するなど相談窓口である消費生活センターについて周知を図りました。

消費生活相談員の相談対応力向上のため、研修機会を充実しました。

8 消費者被害の救済

成年後見制度の利用により、判断能力が十分でなく身寄りがない方に、本人に 代わって市長が審判申立ての手続きを行いました。

市民としての感覚や立場で活動ができる市民後見人の養成研修を実施しました。また選任された市民後見人に対して活動支援を行いました。

日常生活において財産の保全又は管理が困難な高齢者・障害者の権利を擁護し、 在宅生活の安定を図るために社会福祉協議会が実施している財産保全・管理サ ービスへの支援を行いました。

相談件数が多い高齢者等の消費者被害の未然防止と早期発見と救済を図るため、高齢者支援センターや民生委員・児童委員などの地域における多様な主体と連携を図り、被害防止キャンペーンの開催などを通して広く市民に見守りを呼びかけました。

9 多重債務問題への取組

多重債務問題の早期解決を図るため、神奈川県弁護士会、神奈川県司法書士会 の協力により、弁護士・司法書士による多重債務の専門相談を行いました。

- ・消費生活相談については、社会情勢の変化とともに相談内容も複雑化・巧妙化しているため、さらなる消費生活相談員の対応能力向上が求められています。
- ・判断能力が十分でない高齢者や障害者等は悪質事業者に狙われやすい傾向にあるため、関係機関・団体と連携・協働した見守りによる消費者被害の救済及び未 然防止の取組について、一層の推進が必要です。
- ・さらなる高齢社会の進行に伴い、判断能力が十分でない高齢者等の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用による権利擁護の重要性が増しており、成年後見人の確保や育成が必要です。また、地域の見守りの担い手等の確保や育成も必要です。
- ・若年者からの消費生活相談件数が減少している中、成年年齢の引き下げにより、 悪質事業者に狙われるリスクが高まることが見込まれており、若年者が消費生活 相談をしやすい環境を整えることが必要です。

基本施策 「迅速な情報提供と消費者教育の強化」

【主な取組】

10 消費生活情報の充実

消費生活情報紙「すぱいす」を年4回発行し、市内公共施設や高齢者支援センター等に配架しました。

5月の消費者月間や9月の高齢者被害防止キャンペーン月間、1~3月の若者向け悪質商法被害防止キャンペーン月間にあわせて、「広報さがみはら」に特集記事を掲載し、広く消費生活情報を提供しました。

メールマガジンを活用して、トラブル事例の紹介及び注意喚起情報を配信しました。

11 消費者教育及び啓発

小学校の家庭科、中学校の家庭分野で、金銭の計画的な使い方やものの適切な 購入の仕方などを学習し、中学校では特に消費生活のさまざまなトラブルを知 り、その防止方法や消費者の権利と責任について学習しました。

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学及び専門学校の授業において、 消費生活相談員が消費者トラブルの実例などを挙げながら被害の未然防止な どについて学習する出前授業を開催しました。

若年層に被害が多発している消費者トラブルに関する注意喚起のチラシを、市内の高校、大学及び専門学校に配布しました。

市内大学、専門学校の学生担当者と消費生活センター職員及び消費生活相談員による懇談会を実施し、消費者被害の実態や消費者行政についての情報提供と意見交換を行いました。

消費者団体や大学、企業等の協力により、「みんなの消費生活展」を開催しました。

「魅力とうるおいのある都市農業をめざして」をテーマに、市民が本市農業に 対する理解と親しみを深める「農業まつり」を開催しました。

相模女子大学の学生と協力し、文部科学省が提供する「かいものすごろく」を 活用した消費者教育プログラムを作成し、小学校高学年向けの事業を行いました。

事業者と協力した「消費者と事業者の暮らしの問題交流会」を開催しました。 地域の多様な主体と連携し、悪質商法追放及び高齢者の見守りに関する街頭キャンペーンを行いました。

12 学習機会の提供

市民向けの消費生活学習事業として「消費者月間講演会」「夏休み子ども消費者教室」「消費者と事業者の暮らしの問題交流会」等を開催しました。

地域団体の開催する消費生活講座に対し、講師として消費生活相談員を派遣しました。

公民館の高齢者学級等の一講座として、消費者教育講座を実施しました。

ふるさとの生活技術指導士を講師として、収穫したての野菜を使った子ども向けの食育教室を実施しました。

- ・消費者教育の実施において、自分自身のことである意識を持たせるためにも、ライフステージに沿った教育が必要です。
- ・ライフステージ別の消費者教育を行うため、教育機関等との連携について、より 一層の取組を進めることが必要です。
- ・契約には権利とともに責任が伴うことなど、基本的な知識についてはなるべく早期に認識してもらう必要があり、学校だけではなく家庭においても消費者教育が 実践できる仕組みづくりが必要です。
- ・成年年齢の引き下げにより、若年者が悪質事業者に狙われるリスクが高まることが見込まれており、消費者トラブルの未然防止に向け、自ら考え判断することができる自立した消費者の育成が必要です。
- ・消費生活に係る情報は鮮度が重要であるため、社会情勢の変化など常にアンテナ を張り対応できる準備が必要です。
- ・消費生活情報紙やホームページ等による情報提供をより充実させながら、社会の 状況に合わせた新たな啓発手法についても検討が必要です。

基本施策 「環境に配慮した消費生活の推進」

【主な取組】

13 包装とごみの減量化に対する取組

4 R 推進運動として、スーパーマーケット等におけるキャンペーン、ごみ・資源に関する相談会、小学校等への出前講座、中小事業者への個別訪問指導を実施しました。

廃棄される食品の削減に向け、講演会の開催やフードドライブ活動を実施するなど、食品ロスの削減に係る啓発を実施したほか、学校給食から発生する食品 残渣を飼料化する取組を行いました。

14 環境の保全と地球温暖化の防止に対する取組

市民等の環境に係る関心を高め、環境の保全等に係る活動を促進するため、地域で活動する市民、事業者、大学及び行政の協働による「さがみはら環境まつり」を開催しました。

再生可能エネルギーの利用及び省エネルギー設備の普及を促進するため、住宅に太陽光発電システム、太陽熱利用システム、エネファーム、リチウムイオン 蓄電池などを設置した市民に対し、奨励金を交付しました。

次世代クリーンエネルギー自動車の普及を促進するため、燃料電池自動車の購入者に対し、奨励金を交付しました。

- ・持続可能な社会の形成に向けて、消費者の行動が社会及び環境に密接につながっているという認識を広く市民に普及啓発することが必要です。
- ・ごみの減量を含めた環境負荷の低減、省エネルギー等に配慮した暮らしへの転換 を促す事業について、今後も継続が必要です。
- ・再生可能エネルギーの利用設備や次世代クリーンエネルギー自動車への奨励制 度については、市場の動向などを見ながら今後も継続が必要です。

基本施策 「消費者意見の反映と連携の強化」

【主な取組】

15 消費者意見の反映

市民の消費生活の現状や消費者行政に関する意見などについて調査する「消費生活に関する市民意識調査」を市民3,000人を対象に実施し、第2次基本計画の策定の参考としました。

ジュニア・市政モニターアンケート制度を活用し、中高生を対象に暮らしや消費者意識に関する調査を行い、第2次基本計画の策定の参考としました。

市民向け講座やみんなの消費生活展において、来場者等に対するアンケート調査を行い、実施事業に反映させました。

16 消費者団体等との連携及び育成

市内の消費者団体であるさがみはら消費者の会の定例会への参加を中心に、情報交換や事業共催等の活動協力を通じて、消費者団体の支援と育成に努めました。

17 事業者団体等との連携

「消費者と事業者の暮らしの問題交流会」など、事業者と協力して多様なテーマで消費者への啓発講座を開催しました。

相模原食品衛生協会との共催により食中毒予防キャンペーン、ノロウイルス食中毒予防キャンペーンを実施しました。

- ・市民意識調査やアンケートの結果については、的確に分析を行い、施策や実施事業に反映させることが必要です。
- ・消費者団体及び事業者団体等との連携をさらに進め、より一層効果的な事業を展開していくことが必要です。
- ・事業を実施するにあたり、行政だけでは限界もあるため、包括連携協定や事業者 団体等が実施している取組を積極的に活用し、連携・協働した取組のより一層の 推進が必要です。

(4) 重点施策と課題

第1次基本計画では、具体的な施策のうち、次の4つを重点的に取り組むべき 施策として指定し、新規事業の開拓など各種事業を実施しました。

消費生活情報の充実

消費生活情報や消費者問題について、広報紙、ホームページ等の多様な媒体を 活用することにより、迅速かつ適切に発信する。

【課題等】

・身近な情報発信手法として、公共交通機関における動画放映やメールマガジンの 発信など、新たに開始した取組もありますが情報発信媒体及び手法を充実させて も、情報が届かない市民もいることから、更なる周知方法の検討が必要です。

消費者教育及び啓発・学習機会の提供

消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるなど、消費者の自立に向け、主催事業や共催事業の実施、学校や地域主催事業、消費者団体事業への講師派遣等の様々な手段により、消費者教育の充実に努めるとともに、ライフステージ別のプログラムについて研究し、実践する。

【課題等】

・国民生活センターとの共催事業の実施や教育機関における消費生活相談員による 授業を開始するとともに、高齢者等の見守りを行う地域の団体等との連携による 消費者被害防止キャンペーンや出前講座の実施など事業の充実を図ってきた一 方で、既存の手法では、消費者被害は自分には関係ないと考える市民もいること から、自分自身のこととして消費者問題を考えることができるような手法の工夫 が必要です。

高齢者等に対する見守りの推進

高齢者支援センターや民生委員・児童委員、自治会、事業者団体など地域における多様な主体と連携を図り、消費者被害の未然防止及び早期の発見と救済を図る。

【課題等】

・日ごろから高齢者等との接点が多い地区民生委員・児童委員協議会や高齢者支援 センターのほか、新たに看護・介護系事業所や障害者関連事業所など、多様な団 体・事業所等との連携を図り、消費者トラブル防止に係る見守り強化を図ってき たところですが、今後も高齢社会の進行に伴い、判断能力が十分でない高齢者等 の増加が見込まれており、更なる取組の推進が必要です。

消費生活相談の充実

消費生活相談に対する窓口の整備を行い、より迅速かつ的確な相談体制を確立するとともに、関係機関等と情報交換や迅速な情報提供による被害の未然防止と救済体制の強化を図る。

【課題等】

・社会経済の動向と密接に関わる消費生活相談に対しては、電話相談窓口の一元化 や相談時間の延長等の消費生活センター機能の強化を図るとともに、消費生活相 談員の研修機会の確保や近隣自治体の消費生活相談員も参加可能な合同研修会 の開催など、常に最新の情報に対峙し、複雑化・多様化する消費生活相談への対 応を図ってきました。今後も情報化社会の進展をはじめとした社会の変化に即応 し、決済手段の多様化や悪質商法の巧妙化などに対応できる消費生活相談員の相 談対応能力の向上が求められます。

2 第2次基本計画に向けて

各施策の今後の方向性

日旭朱の子伎の川門は					
基本施策	具体的施策	今後の 方向性	修正・拡充する内容		
	1商品・サービスの安全性の確保	継続			
	2 食の安全性の確保	継続			
基本施策 「消費者の	3 住まいと居住環境の安 全性の確保	継続			
安全の確保」	4 消費者取引の適正化	継続			
	5 表示の適正化	継続			
	6 計量の適正化	継続			
基本施策	7 消費生活相談の充実	<u>拡充</u>	・利便性の向上 ・消費生活相談員の相談対 応能力の向上		
「消費者被 害の救済体 制の強化」	8 消費者被害の救済	<u>拡充</u>	・見守りによる早期発見と 未然防止		
T 171 XEL CA CAL	9多重債務問題への取組	継続			
基本施策	10消費生活情報の充実	拡充	・発信媒体の充実		
「迅速な情報提供と消費者教育の	1 1 消費者教育及び啓発	拡充	・ライフステージ別の消費 者教育の推進		
強化」	12学習機会の提供	拡充	・消費者教育の担い手の育成		
基本施策 「 環 境 に 配	13包装とごみの減量化 に対する取組	継続			
慮した消費生活の推進」	1 4 環境の保全と地球温 暖化の防止に対する取組	継続			
基本施策	15消費者意見の反映	継続			
「消費者意 見の反映と	16消費者団体等との連携及び育成	継続			
連携の強化」	17事業者団体等との連携	<u>拡充</u>	・多様な主体との連携の検討		

消費者の安全・安心の確保に向けた取組を引き続き実施するほか、消費者被害の早期発見・未然防止に係る「見守り」体制の強化を図るとともに、自立した消費者を育成するための消費者教育をより一層推進する。

第4章 第2次基本計画の方針

1 基本理念

市の消費生活に係る施策は、消費生活条例第2条に基づき、安全で安心できる消費生活を確保することを基本理念とし、次に掲げる8つの消費者の権利を尊重することとしています。

<消費者の8つの権利>

商品又はサービスによって消費者の生命、身体又は財産が侵されない権利

適正な表示等により消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利

不適正な取引行為により消費者が被害を受けない権利

消費者被害から適切かつ速やかに救済される権利

消費者に必要な情報が速やかに提供される権利

自立した消費者となるために消費者教育を受ける権利

多重債務問題から救済される権利

消費者の意見が市の施策に反映される権利

消費生活条例第9条に基づき策定する第2次基本計画においては、この基本 理念及び消費者の権利を踏まえつつ、3つの必要な視点に基づき、第1次基本計 画において培った連携体制を活用し、継続して実施する施策を着実に推進する ため、5つの基本施策を設定します。

2 必要な視点

高齢社会の進行に伴うひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加、成年年齢の引き下げに伴う若年者の消費者被害の増加、高度情報化、グローバル経済社会の進展といった消費者を取り巻く環境の変化により、従来のライフステージに合わせた消費者教育の充実を図りつつ、特に見守り体制の強化や教育現場における教員、生徒に対する消費者教育の取組の強化が求められています。

また、消費者が自ら判断し消費者被害を未然に防ぐための知識と判断力を身につけ、さらには持続可能な社会を形成するための消費行動を選択できるよう、第2次基本計画では、以下の視点に基づき消費者施策を展開していく必要があります。

視点 1 高齢社会等への対応

- ・高齢社会の進行によるひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に対し、行政、民間、警察等のほか、地域全体の相互連携による見守り体制の充実と情報共有を進め、高齢者に対する悪質商法の未然防止及び早期解決を図る。
- ・高齢者の悪質商法被害については親族の関与を促すことにより迅速な解決を 図るとともに、見守りについても理解と協力を求めていく。
- ・判断能力が十分でない高齢者については、関係機関の協力により成年後見制 度等の活用を促していく。
- ・判断能力が十分でない障害者や日本語の理解が十分でない外国人市民においても同様である。

視点2 自立した消費者の育成

- ・消費者が消費生活の多様性を相互に尊重し、公正かつ持続可能な社会等の意 義を理解し実践するための情報提供・啓発及び教育活動を行う。
- ・消費者が自ら進んで消費生活に必要な知識と情報を取得し、自ら積極的に学習するための機会を提供する。
- ・消費者自身が悪質商法等の手口を理解し、消費者被害に遭わないよう自ら判断し行動するための啓発活動等を行う。

視点3 多様な主体との連携による取組の強化

- ・消費生活の分野だけでなく多様な活動主体と幅広い連携を展開し、消費者問題の認知度と問題解決能力を高めていく。
- ・関係機関・団体等活動主体間の連携による相互補完を進める。

3 基本施策

わたしたち消費者を取り巻く環境は、第2章で掲げた国における消費者行政の動きや人口動態、消費生活相談の現状などが示すとおり、高齢化の進行や、情報化・国際化の進展により急速に変化しています。

悪質商法をはじめとする消費者問題は社会情勢の変化に応じて生じるため、 消費者行政における施策は最新かつ柔軟な対応が求められています。その一方 で、自立した消費者の育成や消費者被害の防止体制の整備など、着実に取り組む べき施策もあることから、次に掲げる5つの基本施策を設定します。

基本施策 「消費者の安全の確保」

消費者の安全・安心と自主的かつ合理的な選択の機会を確保するために、身近な生活 用品、食品等に対する調査を実施し、原材料、含有成分、使用上の注意、内容量等の表 示及び計量の適正化に向けた指導及び啓発を行います。

施策1 商品・サービスの安全性の確保

施策2 食の安全性の確保

施策3 住まいと居住環境の安全性の確保

施策4 消費者取引の適正化

施策5 表示の適正化

施策6 計量の適正化

【関連するSDGsの目標】

- ・3「すべての人に健康と福祉を」
- ・12「つくる責任 つかう責任」
- ・16「平和と公正をすべての人に」







基本施策 「消費者被害の未然防止と救済体制の強化」

消費生活相談窓口の周知や相談機能の充実、消費生活相談員の対応能力向上に係る取組を行い、より迅速かつ的確な相談体制を確立するとともに、関係機関との情報交換や迅速な情報提供による被害の未然防止と救済体制の強化を図ります。

特に、判断能力が十分でないことにより、消費者被害に巻き込まれやすい高齢者や障害者等に対しては、高齢者支援センターや民生委員・児童委員、自治会、事業者団体など関係団体と連携・協働した見守りを実施し、被害の未然防止と救済体制の強化を図ります。

施策7 消費生活相談の充実

施策8 消費者被害の未然防止と救済

【関連するSDGsの目標】

- ・10「人や国の不平等をなくそう」
- ・12「つくる責任 つかう責任」
- ・16「平和と公正をすべての人に」
- ・17「パートナーシップで目標を達成しよう」









基本施策 「消費者教育の推進と情報提供の充実」

自分自身の行動が社会に及ぼす影響や、主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解し、自主的かつ合理的な判断や選択ができる自立した消費者を育成するため、ライフステージに応じた事業の実施及び学校や地域主催事業などへの講師派遣等により消費者教育を推進するとともに、消費者教育または消費者をサポートする役割を担う人材を育成することで、学校や家庭、地域などさまざまな場面において消費者教育や啓発を行う機会の拡充を図ります。

特に、民法改正により成年年齢が18歳に引き下げられ、契約の機会が増加することから、消費者被害の未然防止について学校と連携した事前の対策を進めます。

また、消費生活情報や消費者問題について、広報紙、ホームページ等の多様な媒体を活用することにより、情報を迅速かつ適切に発信、啓発を行います。

施策9 ライフステージ別の消費者教育の推進

施策10 消費者教育の担い手の育成

施策11 消費生活情報の提供・啓発

【関連するSDGsの目標】

- ・4「質の高い教育をみんなに」
- ・12「つくる責任 つかう責任」
- ・17「パートナーシップで目標を達成しよう」







基本施策 「環境に配慮した消費行動の推進」

グローバル経済社会の現在において、消費者が自らの選択が世界へ及ぼす影響を自覚し、より良い消費行動をとおして持続可能な社会の形成に参画することの理解と関心を深めるため、資源の循環や環境の保全をはじめ、社会への主体的な行動に向けた周知や啓発、関係機関等との協働等による事業を推進します。

施策12 より良い消費行動の促進

施策13 環境負荷の低減に向けた基盤の整備

【関連するSDGsの目標】

- ・7「エネルギーをみんなに そしてクリーンに」
- ・11「住み続けられるまちづくりを」
- ・12「つくる責任 つかう責任」
- ・13「気候変動に具体的な対策を」
- ・14「海の豊かさを守ろう」
- ・15「陸の豊かさも守ろう」













基本施策 「消費者意見の反映と連携の強化」

市民に対する意識調査等の結果を分析することにより、消費生活に関する市民意見の把握に努め、消費者施策への適切な反映を図ります。

また、消費者団体や事業者団体等の様々な団体との情報交換や連携、協働により、それぞれの強みを活かした消費者施策の推進に努めます。

施策14 消費者意見の反映

施策15 消費者団体等との連携及び育成

施策16 事業者団体等との連携

【関連するSDGsの目標】

17「パートナーシップで目標を達成しよう」



4 計画の体系

安全で安心できる消費生活の確保

基本施策 消費者の安全の確保

施策1 商品・サービスの安全性の確保

施策2 食の安全性の確保

施策3 住まいと居住環境の安全性の確保

施策4 消費者取引の適正化

施策 5 表示の適正化

施策 6 計量の適正化

基本施策 消費者被害の未然防止と救済体制の強化

施策7 消費生活相談の充実

施策 8 消費者被害の未然防止と救済

基本施策 消費者教育の推進と情報提供の充実

施策 9 ライフステージ別の消費者教育の推進

施策10 消費者教育の担い手の育成

施策11 消費生活情報の提供・啓発

基本施策 環境に配慮した消費行動の推進

施策12 より良い消費行動の促進

施策13 環境負荷の低減に向けた基盤の整備

基本施策 消費者意見の反映と連携の強化

施策14 消費者意見の反映

施策15 消費者団体等との連携及び育成

施策16 事業者団体等との連携



消費者の8つの権利

- 1 商品又はサービスによって消費者の生命、身体又は 財産が侵されない権利
- 2 適正な表示等により消費者の自主的かつ合理的な 選択の機会が確保される権利
- 3 不適正な取引行為により消費者が被害を受けない権利
- 4 消費者被害から適切かつ速やかに救済される権利
- 5 消費者に必要な情報が速やかに提供される権利
- 6 自立した消費者となるために消費者教育を受ける権利
- 7 多重債務問題から救済される権利
- 8 消費者の意見が市の施策に反映される権利



必要な視点

- 1 高齢社会等への対応
- 2 自立した消費者の育成
- 3 多様な主体との連携による 取組の強化

第5章 各施策の具体的な取組

1 施策の体系

基本施策	施策	主な取組		
消費者の安全の確保				
	1 商品・サービスの安全性の確 保	(1)危害情報・危険情報の収集及び提供の推進		
		(2)環境衛生営業施設等の監視指導の徹底		
	2 食の安全性の確保	(1)危害情報の収集及び提供の推進		
		(2)食品衛生関係施設の監視指導の徹底		
		(3)飲料水の安全性の確保		
		(4)食の安全・安心に係るリスクコミュニケーション		
		の推進		
	3 住まいと居住環境の安全性の 確保	(1)建築物の耐震化の促進		
		(2)健康的な居住環境の確保		
		(3)ハザードマップによる情報提供の推進		
	 4 消費者取引の適正化	(1)不適正な取引事業者に対する指導		
	4 冯莫有取引处炮止化	(2)事業者等に対する消費生活に係る取組の周知		
		(1)家庭用品品質表示法及び製品安全 4 法に基づく 適正表示の確保		
		(2)食品表示の適正化に向けた取組の推進		
		ア 食品表示に係る相談事例等の情報共有		
	。 ま二の流工化	イ アレルギー物質等の食品表示の適正確保		
	5 表示の適正化	ウ 栄養成分表示及び誇大広告等の禁止についての 指導		
		エ 栄養成分表示の普及啓発		
		オ 産地等にかかる適正表示の確保【新規】		
		(3)健康づくり応援店の普及啓発		
	6 計量の適正化	(1)特定計量器の定期検査の実施による適正な計量 表示の推進		
		(2)事業者への啓発指導の推進		
		(3)適正な計量管理の推進		

消費者被害の未然防止と救済体	4000000000000000000000000000000000000
	(1)消費生活相談の推進
	(2)消費生活センターの機能強化
7 消費生活相談の充実	(3)消費生活センター及び相談事業の周知
	(4)多重債務相談の推進
	(5)関係機関との連携による多重債務問題への対象
	(6)消費生活相談員の人材育成
	(1)成年後見制度の利用支援の推進
	(2)高齢者に対する見守りの推進
	(3)障害者等に対する見守りの推進
	(4)事業者団体等と連携した見守りの推進【新規
8 消費者被害の未然防止	と救済 (5)県内自治体との連携
	(6)被害救済部会の運営
	(7)消費者被害救済貸付金制度の運用
	(8)消費者団体訴訟への支援
	(8)消費者団体訴訟への支援 (9)警察との連携
消費者教育の推進と情報提供の	(9)警察との連携
消費者教育の推進と情報提供の	(9)警察との連携
消費者教育の推進と情報提供の	(9)警察との連携 の充実 (1)小・中学校等における消費者教育の推進
消費者教育の推進と情報提供の	(9)警察との連携 の充実 (1)小・中学校等における消費者教育の推進 (2)高等学校・専門学校・大学における消費者教育の推進
消費者教育の推進と情報提供の	(9)警察との連携 の充実 (1)小・中学校等における消費者教育の推進 (2)高等学校・専門学校・大学における消費者教育の推進
消費者教育の推進と情報提供の	(9)警察との連携 (1)小・中学校等における消費者教育の推進 (2)高等学校・専門学校・大学における消費者教育の推 (3) 大学等との消費者被害防止のための連携の推
消費者教育の推進と情報提供の	(9)警察との連携 の充実 (1)小・中学校等における消費者教育の推進 (2)高等学校・専門学校・大学における消費者教育の推進 (3) 大学等との消費者被害防止のための連携の推 (4)新社会人等への消費者教育の推進
	(9)警察との連携 (1)小・中学校等における消費者教育の推進 (2)高等学校・専門学校・大学における消費者教育の推進 (3) 大学等との消費者被害防止のための連携の推進 (4)新社会人等への消費者教育の推進 (5)成年向け消費者講座の推進 (6)地域における消費者教育の充実 (7)消費生活学習事業の推進
9 ライフステージ別の	(9)警察との連携 (1)小・中学校等における消費者教育の推進 (2)高等学校・専門学校・大学における消費者教育の推進 (3) 大学等との消費者被害防止のための連携の推進 (4)新社会人等への消費者教育の推進 (5)成年向け消費者講座の推進 (6)地域における消費者教育の充実 (7)消費生活学習事業の推進
	(9)警察との連携 (1)小・中学校等における消費者教育の推進 (2)高等学校・専門学校・大学における消費者教育の推 (3) 大学等との消費者被害防止のための連携の推 (4)新社会人等への消費者教育の推進 (5)成年向け消費者講座の推進 (6)地域における消費者教育の充実 (7)消費生活学習事業の推進
9 ライフステージ別の	(9)警察との連携 (1)小・中学校等における消費者教育の推進 (2)高等学校・専門学校・大学における消費者教育の推 (3) 大学等との消費者被害防止のための連携の推 (4)新社会人等への消費者教育の推進 (5)成年向け消費者講座の推進 (6)地域における消費者教育の充実 (7)消費生活学習事業の推進 (8)広域連携による消費者教育の推進
9 ライフステージ別の	(9)警察との連携 (1)小・中学校等における消費者教育の推進 (2)高等学校・専門学校・大学における消費者教育の推 (3) 大学等との消費者被害防止のための連携の推 (4)新社会人等への消費者教育の推進 (5)成年向け消費者講座の推進 (6)地域における消費者教育の充実 (7)消費生活学習事業の推進 (8)広域連携による消費者教育の推進 (9)食育の推進
9 ライフステージ別の	(9)警察との連携 (1)小・中学校等における消費者教育の推進 (2)高等学校・専門学校・大学における消費者教育の推 (3) 大学等との消費者被害防止のための連携の推 (4)新社会人等への消費者教育の推進 (5)成年向け消費者講座の推進 (6)地域における消費者教育の充実 (7)消費生活学習事業の推進 (8)広域連携による消費者教育の推進 (9)食育の推進 (10)食品衛生思想の普及啓発
9 ライフステージ別の	(9)警察との連携 (1)小・中学校等における消費者教育の推進 (2)高等学校・専門学校・大学における消費者教育の推進 (3) 大学等との消費者被害防止のための連携の推進 (4)新社会人等への消費者教育の推進 (5)成年向け消費者講座の推進 (6)地域における消費者教育の充実 (7)消費生活学習事業の推進 (8)広域連携による消費者教育の推進 (9)食育の推進 (10)食品衛生思想の普及啓発 (11)食品口ス削減に係る普及啓発 (12)環境教育(エコライフ)の促進
9 ライフステージ別の	(9)警察との連携 (1)小・中学校等における消費者教育の推進 (2)高等学校・専門学校・大学における消費者教育の推 (3) 大学等との消費者被害防止のための連携の推 (4)新社会人等への消費者教育の推進 (5)成年向け消費者講座の推進 (6)地域における消費者教育の充実 (7)消費生活学習事業の推進 (8)広域連携による消費者教育の推進 (9)食育の推進 (10)食品衛生思想の普及啓発 (11)食品口ス削減に係る普及啓発

	10 消費者教育の担い手の育成	(1)学校における消費者教育の担い手育成【新規】		
		(2)家庭での消費者教育の推進【新規】		
		(3)地域における消費者教育の担い手育成【新規】		
		(4)学校における消費者教育の支援		
		(5)多様な担い手をつなぐコーディネート機能の 強化【新規】		
	11 消費生活情報の提供・啓発	(1)市の広報紙・ホームページにおける消費生活情報の充実		
		(2)消費生活情報紙の作成及び配布		
		(3)メールマガジン等を利用した周知・啓発		
	· · //JJZ/AII/II/WOJZC// A/J	(4)関係機関等と連携した周知・啓発【新規】		
		(5)イベントの実施をとおした周知・啓発		
		(6)街頭キャンペーンによる消費者啓発		
環境に配慮した消費行動の推進				
	12 より良い消費行動の促進	(1)エコライフの促進【再掲】		
		(2)4 R に関する情報発信		
		(3)食品ロス削減に係る普及啓発【再掲】		
	13 環境負荷の低減に向けた基盤の整備	(1)住宅用スマートエネルギー設備の導入促進		
		(2)次世代クリーンエネルギー自動車の普及促進		
		(3)食品ロスの削減(事業者)の促進		
		(4)給食残渣のリサイクルの推進		
		(5)過剰包装、レジ袋等の削減の促進		
		(6)ごみの資源化の拡大【新規】		
消費者意見の反映と連携の強化				
		(1)消費生活相談の分析と施策への反映		
	14 消費者意見の反映	(2)市民に対する意識調査の実施と施策への反映		
		(3)事業アンケートの実施と施策への反映		
	15 消費者団体等との連携及び	(1)消費者団体と連携及び支援		
	育成	(2)生活協同組合との連携		
		(1)事業者団体等との連携による事業の推進【新規】		
	16 事業者団体等との連携	(2)事業者団体等と連携した見守りの推進【新規・再 掲】		
		(3)相模原食品衛生協会との連携		
		(4)包括連携協定による相互連携		
		(5)食の安全·安心に係るリスクコミュニケーション の推進【再掲】		

	(6)警察との連携【再掲】
	(7)広域連携による消費者教育の推進【再掲】
	(8)食に関する団体との連携の推進
	(9)関係機関等と連携した周知・啓発【再掲】

2 具体的な取組

基本施策 「消費者の安全の確保」

施策1 商品・サービスの安全性の確保

<主な取組>

1 危害情報・危険情報の収集及び提供の推進

消費者庁、独立行政法人国民生活センター、神奈川県及び各公的機関との連携により、 商品及びサービスに関する危害情報・危険情報の収集及び公表を行い、危害の未然防止及 び拡大防止を図ります。

中央区弥栄にある国民生活センター相模原事務所の商品テスト施設について、連携して周知を行います。

【推進する組織】 市民局

2 環境衛生営業施設等の監視指導の徹底

旅館業、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所の環境衛生営業6業種について、施設等の衛生管理の徹底を図り、自主管理を促進します。

また、スポーツクラブ等のプールや夏季に一般開放されている学校プール施設について管理運営の徹底を図り、危険防止を図るため、監視指導を実施します。

【推進する組織】 保健所

施策2 食の安全性の確保

めざす姿	食の安全性が確保されている。

<主な取組>

1 危害情報の収集及び提供の推進

厚生労働省、農林水産省、神奈川県及び各公的機関との連携を図り、製品の自主回収情報の収集・公表を行います。

市内で食中毒が発生した際は、報道機関を通じて情報提供を行います。

【推進する組織】 保健所

2 食品衛生関係施設の監視指導の徹底

食品関係営業施設等への立入検査や食品の抜取り検査、監視指導を徹底するとともに、 食品等事業者に対する食品衛生思想の普及啓発や自主的な衛生管理の推進を図ります。

【推進する組織】 保健所

3 飲料水の安全性の確保

飲料水の安全性を確認するため、市民からの依頼により、飲用井戸及び小規模水道等について水質検査を実施します。

【推進する組織】 保健所

4 食の安全・安心に係るリスクコミュニケーションの推進

食の安全・安心に係るリスクコミュニケーション(食品の安全の確保に関する情報及び 意見の交換)を推進するため、消費者団体、食品等事業者、学識経験者、市民で構成する 「相模原市食の安全・安心懇話会」を開催し、情報提供及び意見交換を行います。

【推進する組織】 保健所

施策3 住まいと居住環境の安全性の確保

めざす姿 住まいと居住環境の安全性が確保されている。

<主な取組>

1 建築物の耐震化の促進

地震時における建築物の安全に対する意識の向上を図り、災害に強い安全なまちづく りを推進するため、耐震化に関する相談を実施し、補助制度等の情報提供を行うとともに、 補助制度の運用や普及啓発活動を行います。

【推進する組織】 まちづくり計画部

2 健康的な居住環境の確保

シックハウス症候群や居住環境への不安についての相談を受け付け、情報の提供を行います。

また、大規模公共施設、大型店舗等の不特定多数の市民が利用する建築物について、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく空気環境や水質の維持管理等を指導します。

【推進する組織】 保健所

3 ハザードマップによる情報提供の推進

土砂災害のおそれがある箇所や洪水による浸水想定区域、降雨による住宅浸水被害等の想定区域を記載したハザードマップについて、市ホームページ等を通じた情報提供を行い、避難場所や避難行動の周知を図ります。

【推進する組織】 危機管理局

施策4 消費者取引の適正化

<主な取組>

1 不適正な取引事業者に対する指導

不適正な取引行為を行う事業者に対し調査を行い、不適正等の事実が確認された場合 は相模原市消費生活条例に基づき、指導等の措置を行います。

また、神奈川県との連絡会議において、不適正な取引行為を行う事業者の情報交換や、今後の指導について検討します。

【推進する組織】 市民局

2 事業者等に対する消費生活に係る取組の周知

事業者及び事業者団体に対し、相模原市消費生活条例に定められた責務の周知を図り、 市民が安全で安心できる消費生活の確保に向けた措置を講じるよう求め、条例に則した 取組を促進します。

施策5 表示の適正化

商品の表示が適正である。

めざす姿

虚偽・誇大な広告がされていない。

食品表示を活用している事業者等を支援する。

<主な取組>

1 家庭用品品質表示法及び製品安全4法に基づく適正表示の確保

家庭用品品質表示法及び製品安全4法(消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス 事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)に基づく立入検査を 行い、安全性に係る適正表示の確保を図ります。

【推進する組織】 市民局

2 食品表示の適正化に向けた取組の推進

ア 食品表示に係る相談事例等の情報共有

消費者や事業者からの食品表示に関する相談、立入調査等の情報を関係各課で共有 し、適切な指導や効果的な啓発について協議します。

【推進する組織】 市民局・保健所・経済部

イ アレルギー物質等の食品表示の適正確保

食品等事業者への立入検査、抜取り検査等の実施により、食品表示法に基づくアレルギー物質等の適正表示を指導することで、飲食に起因する健康被害の発生防止を図ります。

【推進する組織】 保健所

ウ 栄養成分表示及び誇大広告等の禁止についての指導

消費者が栄養に関する情報を正しく得て食品を選択できるよう、事業者からの相談 または消費者からの通報に基づき、栄養成分表示の表示方法や表示内容、食品の広告内 容に対する指導を行います。

【推進する組織】 保健所

エ 栄養成分表示の普及啓発

生涯学習センターのまちかど講座や食生活改善推進団体との協力による講習会等の 実施により、栄養成分表示の活用方法を普及することで、消費者が適切な食品選択を行い、健康づくりにつなげることができるようにします。

また、保健機能食品(特定保健用食品・機能性表示食品等)についての情報提供を行います。

【推進する組織】 保健所

オ 産地等にかかる適正表示の確保【新規】

食品表示法に基づく原産地、原材料等の品質事項について、事業者からの表示に関する相談に対応し、また、不適正な表示について指導を行うことにより、消費者が合理的な食品選択ができるよう、食品表示の適正化を図ります。

【推進する組織】 経済部

3 健康づくり応援店の普及推進

栄養成分表示、ヘルシーメニューの提供、ヘルシーサービスの提供、健康栄養情報の提供から1つ以上のサービスを実施する飲食店、惣菜店、コンビニエンスストア等を「健康づくり応援店」として登録し、消費者が外食等の際に自身の健康管理に配慮した食事ができるよう、栄養成分表示や栄養情報の提供等を支援します。

【推進する組織】 保健所

施策6 計量の適正化

めざす姿	計量が適正に行われている。

<主な取組>

1 特定計量器の定期検査の実施による適正な計量表示の推進

計量法に基づき、取引や証明行為に使用される計量器に対する定期検査を実施し、適正な計量表示を推進します。

【推進する組織】 市民局

2 事業者への啓発指導の推進

計量器を使用する事業者に対して立入検査を行い、計量器の使用状況や管理体制の確認及び啓発指導を行います。

また、店頭で販売されている食肉類、魚介類、青果類、惣菜類等を対象に、試買及び店頭での商品抜取りによる量目検査を実施し、適正計量の確認と啓発指導を行います。

【推進する組織】 市民局

3 適正な計量管理の推進

適正な計量管理を推進するため、神奈川県及び県下の計量特定市と連携し、「正量取引強調月間」(年2回)及び「計量管理強調月間」(年1回)に、ポスター等による啓発や適正計量管理事業所に対する管理実態の立入調査等を実施します。

また、神奈川県計量協会等と連携し、計量思想の普及啓発を図る事業を実施します。 【推進する組織】 市民局

基本施策 「消費者被害の未然防止と救済体制の強化」

施策7 消費生活相談の充実

めざす姿

消費生活相談をしやすい状況である。 消費生活相談を受ける体制が整っている。

<主な取組>

1 消費生活相談の推進

市民から消費生活に関する相談や苦情を受け付け、解決のための助言やあっせんを行います。

【推進する組織】 市民局

2 消費生活センターの機能強化

相談窓口体制について、相談時間の拡充や出張相談の実施など、相談者の利便性向上を検討します。

また、関係各課・機関等と連携を図り、消費者の安全確保及び消費者教育の推進に向けた取組を実施します。

消費生活相談の状況を分析し、効果的な啓発活動や迅速な情報提供、消費生活学習事業の実施、事業者指導などを一元的に実施し、消費生活センターの機能強化を図ります。

【推進する組織】 市民局

3 消費生活センター及び相談事業の周知

消費者問題に関する相談窓口である消費生活センターについて、関係機関との連携や 多様な媒体を活用し、市民周知を図ります。

また、消費者被害の未然防止・拡大防止の観点から、消費生活相談の状況を分析し啓発活動を実施します。

【推進する組織】 市民局

4 多重債務相談の推進

多重債務問題の早期解決を図るため、神奈川県弁護士会及び神奈川県司法書士会と連携した多重債務の専門相談を実施します。

5 関係機関との連携による多重債務問題への対処

ギャンブル等依存症対策や自殺対策など、多重債務問題と関係が深い各課の事業について、情報交換等を通じて連携を図ります。

【推進する組織】 市民局・福祉部

6 消費生活相談員の人材育成

新たな消費者問題や高度な消費生活相談に対応していくため、消費生活相談員に対する専門的な研修機会を充実させるなど、消費生活相談員の資質の向上を図ります。

施策8 消費者被害の未然防止と救済

めざす姿

消費者被害の未然防止に係る情報の提供がなされている。 消費者被害の早期発見と被害回復に係る見守りの体制が整っ ている。

<主な取組>

1 成年後見制度の利用支援の推進

成年後見制度の利用により、高齢者や障害者等の判断能力が十分ではない方の消費者被害の未然防止及び救済を図るとともに、制度利用を促進するための取組を実施します。 また、養成研修を実施し、同じ市民としての感覚や立場で活動する市民後見人の育成及び活動支援を行います。

【推進する組織】 福祉部・保険高齢部

2 高齢者に対する見守りの推進

高齢者支援センターや民生委員・児童委員、自治会、老人クラブ、事業者団体などの地域における多様な主体と連携を図り、各種事業を通じて消費者被害の未然防止及び早期発見と救済を図ります。

【推進する組織】 市民局・福祉部・保険高齢部

3 障害者等に対する見守りの推進

民生委員・児童委員、自治会、事業者団体などの地域における多様な主体と連携を図り、 各種事業をとおして消費者被害の未然防止及び早期発見と救済を図ります。

【推進する組織】 市民局・福祉部

4 事業者団体等と連携した見守りの推進【新規】

地域に密着した事業者団体等と連携し、消費者被害の未然防止及び早期発見と救済を 目的とした高齢者、障害者等の見守りを推進します。

【推進する組織】 市民局

5 県内自治体との連携

神奈川県や県内市町村の消費生活相談担当者と相談事例を共有し、消費生活相談の解 決に向けた情報交換や相談処理手法の研究を行います。

【推進する組織】 市民局

6 被害救済部会の運営

相模原市消費生活審議会における被害救済部会をとおして、解決が困難な消費生活相 談に対してあっせん又は調停を行います。 付託案件がない場合は、消費生活相談の分析及び検討を行います。

【推進する組織】 市民局

7 消費者被害救済貸付金制度の運用

消費者被害に遭った人が訴訟を行う際に、所定の要件に該当し、かつ、訴訟費用に困窮する場合は訴訟費用の一部について貸付を行います。

【推進する組織】 市民局

8 消費者団体訴訟への支援

事業者の不当な勧誘行為や契約条項の差止めを求めるため、適格消費者団体等から申 し出を受けた場合は、必要と認められる範囲で情報を提供します。

【推進する組織】 市民局

9 警察との連携の推進

主に高齢者を狙った悪質商法や特殊詐欺などの被害が増加していることから、情報共 有や啓発事業をとおして警察と連携した消費者被害防止対策を検討します。

基本施策 「消費者教育の推進と情報提供の充実」

施策9 ライフステージ別の消費者教育の推進

めざす姿

消費者の行動が社会に与える影響を理解している。 消費者問題を「自分ごと」として認識している。 自立した消費者として判断ができる。

<主な取組>

1 小中学生に対する消費者教育の推進

小学校及び中学校において、家庭科・社会科等の学習内容の中で、消費生活に関する内容についての授業を行います。

また、実習等を通して消費者として必要な知識を身に付ける講座を実施します。

【推進する組織】 市民局・学校教育部

2 高等学校・専門学校・大学における消費者教育の推進

高等学校・専門学校・大学において、悪質商法や消費者問題等についての情報提供を行うとともに、消費者としての自覚や自立した消費者を育成する消費者教育を実施します。 また、若年層に多い消費者トラブルについて、学生窓口等へチラシを配架するなど、周知啓発を行います。

【推進する組織】 市民局

3 大学等との消費者被害防止のための連携の推進

大学及び専門学校の学生担当者と消費生活センター職員及び消費生活相談員による懇談会を実施し、若年層の消費者被害の実態を情報提供し、周知啓発に関する意見交換等を行います。

【推進する組織】 市民局

4 新社会人等への消費者教育の推進

新社会人等を対象として、悪質商法についての情報提供を行うとともに、グローバル経済社会における消費者の役割の自覚を促し、自立した消費者を育成する消費者教育を実施します。

【推進する組織】 市民局

5 成年向け消費者講座の推進

生涯学習センター、公民館等で実施する各種のプログラムにおいて、消費者問題、悪質 商法、食の問題等、消費生活に関する多様な講座を実施します。

【推進する組織】 生涯学習部

6 地域における消費者教育の充実

地域における消費者教育の推進のために、地域団体が開催する「消費生活講座」に消費 生活相談員を派遣し出前講座を行います。

【推進する組織】 市民局

7 消費生活学習事業の推進

市の主催、共催等による市民向けの消費生活学習事業を行います。

【推進する組織】 市民局

8 広域連携による消費者教育の推進

本市周辺にある大学や国民生活センター、消費者団体等の関係機関との協働により、市域を超えた広域連携による消費者教育事業を行います。

【推進する組織】 市民局

9 食育の推進

農業関係者や、食生活改善推進団体等との連携により、収穫体験や地場産物の視点を含んだ食育講座や野菜の普及啓発を実施し、食の選び方や食事のとり方等についての知識の普及を図ります。

【推進する組織】 保健所・こども若者未来局・経済部・学校教育部

10 食品衛生思想の普及啓発

関係団体等と連携して食中毒予防に係る啓発を実施し、被害の発生及び拡大防止を図ります。

【推進する組織】 保健所

11 食品ロス削減に係る普及啓発

まだ食べられるのに捨てられる食品、いわゆる食品ロスの削減に向け、適正量の購入、 食材の使いきりなど消費者に対する普及啓発を推進します。

【推進する組織】 資源循環部

12 環境教育(エコライフ)の促進

消費者が環境にやさしい生活(エコライフ)について考える機会を提供し、環境負荷の 低減、省エネルギー等に配慮した暮らしへの転換を促進します。

【推進する組織】 環境共生部

13 持続可能な社会形成に関する周知・啓発【新規】

SDGs(持続可能な開発目標)やエシカル(倫理的)消費など、持続可能な社会形成 に向けた理念や必要性、具体的行動事例などについて、周知・啓発を行います。

14 計量思想の普及・啓発【再掲】

日々の生活に密接に関わっている計量について、神奈川県及び県下の計量特定市と連携した啓発ポスターの配布のほか、神奈川県計量協会等と連携し、イベント等において普及啓発活動を行います。

【推進する組織】 市民局

15 その他消費生活に関連する教育の推進【新規】

金融、経済、国際理解等、消費者教育の範囲は多岐にわたるため、専門団体等の提供する学習プログラムを積極的に活用し、消費生活講座の多様化と充実を図るとともに、それぞれのプログラムにおける利点を研究し、消費者教育及び啓発に役立てます。

施策10 消費者教育の担い手の育成

めざす姿

消費者教育が日常のさまざまな場面で行われている。

<主な取組>

1 学校における消費者教育の担い手育成【新規】

教職員を対象とした消費者教育に係る国民生活センター等が作成した研修プログラム 等を活用し、教職員の指導力向上を図ります。

【推進する組織】 市民局・学校教育部

2 家庭での消費者教育の推進【新規】

おこづかいの使い方やゲーム等の利用のルール決めなど、家庭が消費者教育の主体となる場面は多いため、保護者が消費生活に関する知識を習得する機会を提供し、家庭での消費者教育を推進します。

【推進する組織】 市民局

3 地域における消費者教育の担い手育成【新規】

地域における多様な主体と連携し、消費者教育を受けた人自身が、消費者教育の担い手となって周囲の人に伝える仕組みを検討し、横断的な展開を図ります。

【推進する組織】 市民局

4 学校における消費者教育の支援

学校における消費者教育の実施にあたり、消費生活相談員の派遣やパンフレット・DVD等の教材の提供など、消費者教育の推進に向けた支援を行います。

【推進する組織】 市民局

5 多様な担い手をつなぐコーディネート機能の強化【新規】

消費者教育は多様な人材が担い手となることから、消費生活センターへの消費者教育コーディネーターの配置などにより、的確な人材と地域や学校現場等をつなぎ、各ライフステージに応じた消費者教育のコーディネート機能を強化することで、さらなる消費者教育の推進を図ります。

施策11 消費生活情報の提供・啓発

めざす姿

消費者情報を迅速かつ正確に伝えることができている。

<主な取組>

1 市の広報紙・ホームページにおける消費生活情報の充実

市の広報紙やホームページを活用し、消費者月間に合わせた特集を組むなど、消費生活情報を随時かつ分かりやすく提供します。

【推進する組織】 渉外部・企画部・市民局

2 消費生活情報紙の作成及び配布

消費生活情報紙「すばいす」を発行し、市内公共施設等に配架します。

【推進する組織】 市民局

3 メールマガジン等を利用した周知・啓発

メールマガジンやSNSなど多様な媒体を利用して、消費生活に係る情報の発信を行います。

【推進する組織】 市民局

4 関係機関等と連携した周知・啓発【新規】

警察や自治会など関係機関・団体が使用している周知・啓発媒体を活用して、消費生活 に係る情報の発信を行います。

【推進する組織】 市民局

5 イベントの実施をとおした周知・啓発

「みんなの消費生活展」、「農業まつり」、「食育フェア」、「さがみはら環境まつり」等の 市民が積極的に参加できるイベントをとおして幅広い対象へ啓発を行います。

【推進する組織】 市民局・保健所・経済部・環境共生部

6 街頭キャンペーンによる消費者啓発

消費者問題や悪質商法に関する啓発のため、街頭で啓発チラシ等の配布を行うキャンペーンを実施します。

基本施策 「環境に配慮した消費行動の推進」

施策12 より良い消費行動の促進

めざす姿

消費者の行動が社会や環境に与える影響について理解している。

環境にやさしい消費行動を選択することができている。

<主な取組>

1 エコライフの促進【再掲】

消費者が環境にやさしい生活(エコライフ)について考える機会を提供し、環境負荷の 低減、省エネルギー等に配慮した暮らしへの転換を促進します。

【推進する組織】 環境共生部

2 4 R に関する情報発信

多くの市民が4R(発生抑制・排出抑制・再使用・再生利用)に関する理解を深め、日常生活でごみの減量化・資源化に取り組んでいくために、様々な機会を捉えて4Rの大切さを発信します。

【推進する組織】 資源循環部

3 食品ロス削減に係る普及啓発【再掲】

まだ食べられるのに捨てられる食品、いわゆる食品ロスの削減に向け、適正量の購入、食材の使いきりなど消費者に対する普及啓発を推進します。

【推進する組織】 資源循環部

施策13 環境負荷の低減に向けた基盤の整備

めざす姿

消費者が環境に配慮した選択をするための基盤が整備されている。

<主な取組>

1 住宅用スマートエネルギー設備の導入促進

再生可能エネルギーの利用や、省エネルギー設備の普及を図るため、住宅用スマートエネルギー設備の導入を促進するための施策を実施します。

【推進する組織】 環境共生部

2 次世代クリーンエネルギー自動車の普及促進

次世代クリーンエネルギー自動車の普及を図るため、電気自動車、燃料電池自動車の購入を促進するための施策を実施します。

【推進する組織】 環境共生部

3 食品ロスの削減(事業者)の促進

食品工場や飲食店、小売店等から廃棄される食品の削減に向け、事業者に対する食品ロス削減の取組を促進します。

【推進する組織】 資源循環部

4 給食残渣のリサイクルの推進

市学校給食センター及び市立小学校から給食残渣を回収し、飼料化する取組を実施します。

【推進する組織】 教育環境部

5 過剰包装、レジ袋等の削減の促進

事業者に対して、過剰な包装を行わないよう求めるとともに、マイバッグやマイボトル の利用促進を図ります。

【推進する組織】 資源循環部

6 ごみの資源化の拡大【新規】

家庭系ごみの更なる資源化に向け、新たなリサイクルシステムの構築に向けた取組を 進めるとともに、使用済小型家電に含まれる有用金属のリサイクルについても、さらに拡 大を図ります。

【推進する組織】 資源循環部

基本施策 「消費者意見の反映と連携の強化」

施策14 消費者意見の反映

めざす姿

消費者の意見を聞き、反映させる仕組みができている。

<主な取組>

1 消費生活相談の分析と施策への反映

日々寄せられる消費生活相談の内容を分析して注意喚起や啓発を行うほか、必要に応じて新たな事業を検討するなど施策に反映させます。

【推進する組織】 市民局

2 市民に対する意識調査の実施と施策への反映

市民を対象に、必要に応じて消費生活に関する調査を実施し、消費生活に関する現状を把握するほか、調査結果を施策に反映させます。

【推進する組織】 市民局

3 事業アンケートの実施と施策への反映

消費生活に関する講座やイベント等の事業において、参加者に対するアンケート調査 を実施し、事業の内容及び施策に反映させます。

施策15 消費者団体等との連携及び育成

めざす姿 消費者団体等を支援し、連携する仕組みができている。

<主な取組>

1 消費者団体との連携及び支援

本市における消費者団体である「さがみはら消費者の会」に対し、事業の共催・後援や消費生活情報の提供等の連携及び活動場所の提供等の支援を行います。

【推進する組織】 市民局

2 生活協同組合との連携

市内の生活協同組合及び相模原市生活協同組合運営協議会が実施する消費生活に関する る啓発事業等について、連携を検討するとともに、後援等の支援を行います。

施策16 事業者団体等との連携

めざす姿

事業者団体等の活動を活用し、連携することでより大きな成果を得ることができている。

<主な取組>

1 事業者団体等との連携による事業の推進【新規】

事業者団体等が実施している取組を活用し、連携した事業を実施します。

また、事業者団体等が行っている消費者市民社会の形成に係る先進的な取組事例等を紹介して、消費者の意識の醸成を図るとともに、意見交換の機会を設けることで、消費者と事業者の情報格差の縮小を図ります。

【推進する組織】 市民局

2 事業者団体等と連携した見守りの推進【新規・再掲】

地域に密着した事業者団体等と連携し、消費者被害の未然防止及び早期発見と救済を 目的とした高齢者、障害者等の見守りを推進します。

【推進する組織】 市民局

3 相模原食品衛生協会との連携

市内の食品等事業者により、食品衛生の向上を目的として設立された相模原食品衛生協会が実施する食品衛生思想の普及・啓発事業への支援・連携を図ります。

【推進する組織】 保健所

4 包括連携協定による相互連携

本市と市内事業者との包括連携協定に基づき、買物環境の整備や大規模災害発生時の食料品・日用品の支援物資調達等様々な分野での連携を実施します。

【推進する組織】 経済部

5 食の安全・安心に係るリスクコミュニケーションの推進【再掲】

食の安全・安心に係るリスクコミュニケーション(食品の安全の確保に関する情報及び意見の交換)を推進するため、消費者団体、食品等事業者、学識経験者、市民で構成する「相模原市食の安全・安心懇話会」を開催し、情報提供及び意見交換を行います。

【推進する組織】 保健所

6 警察との連携の推進【再掲】

主に高齢者を狙った悪質商法や特殊詐欺などの被害が増加していることから、情報共 有や啓発事業をとおして警察と連携した消費者被害防止対策を検討します。

7 広域連携による消費者教育の推進【再掲】

本市周辺にある大学や国民生活センター、消費者団体等の関係機関との協働により、市域を超えた広域連携による消費者教育事業を行います。

【推進する組織】 市民局

8 食に関する団体との連携の推進

農業関係者や、食生活改善推進団体等との連携により、収穫体験や地場産物の視点を含んだ食育講座や野菜の普及啓発を実施し、食の選び方や食事のとり方等についての知識の普及を図ります。

また、食生活改善推進団体の会員の育成・支援を行います。

【推進する組織】 保健所・こども若者未来局・経済部

9 関係機関等と連携した周知・啓発【再掲】

警察や自治会など関係機関・団体が使用している周知・啓発媒体を活用して、消費生活 に係る情報の発信を行います。

3 重点的に取り組む施策

次の2つの施策について、重点的に取り組むべき施策として指定し、各種事業を実施します。

1. 高齢者・障害者等の見守りの強化

今後も高齢化の進行等が想定される中、消費者被害に遭いやすい高齢者等に対し、関係者・団体等による見守りが重要なことから、見守り体制の構築、一層の強化を図ります。

【取組の例】

高齢者等の消費者被害に係る情報の発信

高齢者支援センター、民生委員・児童委員、自治会、福祉事業所等との連携により、見守りを必要とする高齢者等の消費者被害の早期発見と相談対応の実施

見守りに携わる関係者等への積極的な情報提供による消費者被害の未然防止

2 . 若年者の消費者教育の強化

インターネットの普及、I o T の進展、グローバル経済社会の進展等に伴い、 消費行動の変化が著しくなっています。また、令和 4 年度から成年年齢が 1 8 歳に引き下げられます。

そのため、若年者から、消費者の行動が社会に影響を及ぼすことを理解し、 自主的かつ合理的な選択ができる自立した消費者を育成するため、学校等の教 育機関等との連携による若年者への消費者教育の強化を図ります。

【取組の例】

若年者の消費者被害に係る情報の発信

小・中学校、高等学校、専門学校及び大学における消費者教育の実施 学校等の教育機関等との連携による若年者への消費者教育の充実

第6章 計画の推進のために

1 計画の推進体制

(1)計画の推進にあたって

計画の推進にあたっては、相模原市消費生活審議会を開催し、消費者、事業者及び学 識経験者等の立場から、市の消費者施策に対して意見をいただくとともに、相模原市消 費生活推進会議(以下「推進会議」という。)を開催し、関係部局間で情報共有や連絡 調整、相互連携を図りながら効果的かつ効率的に計画の推進を図ります。

また、相模原市人権施策推進指針の基本理念を踏まえて計画を推進していきます。

(2)多様な主体との連携・協働

国、神奈川県、独立行政法人国民生活センターやその他行政機関をはじめ、学校等の教育機関、消費者団体、事業者団体、地域のさまざまな主体等と積極的に連携・協働し、消費者教育や高齢者・障害者等の見守り等を実施することで、計画の円滑な推進を図ります。

2 計画の進行管理と評価

(1)計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、具体的な施策の進捗をもって管理することとし、毎年度、各施策の進捗状況について推進会議で評価・検証を行います。また、その結果を相模原市消費生活審議会へ報告するとともに、ホームページ等を通じて情報提供します。

(2)数値目標の設定

「消費者の利益の擁護及び増進と消費者の自立支援」を目標に、本計画の達成度を図る指標として、「消費生活に関する市民意識調査」の結果を基に、次の5つの項目について数値目標を設定します。

市内の消費生活センターの認知度

消費者被害の未然防止及び早期解決のための相談先として、消費者問題に対する啓発拠点及び相談窓口である消費生活センターの認知度を高めるため、「市内に消費生活センターがあることを知っている」という人の数を増加させる。

H 2 2、H 2 6 年度 調査での数値		平成29年度	令和9年度
H 2 2	H 2 6	調査での数値	までの目標値
64.5%	63.6%	65.8%	7 0 %

消費者トラブルにあった際、「相談できるところ」の有無

消費者被害の未然防止や早期解決を図り、消費者トラブルに遭ったとき、消費生活センターを含む多様な相談先について周知するため、「相談できるところがある」という人の数を増加させる。

H 2 2 、H 2 6 年度 調査での数値		平成29年度	令和9年度
H 2 2	H 2 6	調査での数値	までの目標値
44.5%	43.3%	43.7%	5 0 %

クーリング・オフ制度の認知度

消費者問題について自覚し、消費者トラブルについて自主的に解決ができる消費者を 増やすため、クーリング・オフ制度について「制度も内容も知っている」という人の数 を増加させる。

H22、H26 年度 調査での数値		平成29年度	令和9年度
H 2 2	H 2 6	調査での数値	までの目標値
65.7%	62.5%	60.6%	6 5 %

消費者教育や学習の機会提供の有無

消費生活や消費者問題についての情報や知識について、一層の普及を図り、持続可能な社会形成のための消費活動を促すため、消費者教育や学習の機会について「提供されていると思う」という人の数を増加させる。

H 2 2、H 2 6 年度 調査での数値		平成29年度	令和9年度
H 2 2	H 2 6	調査での数値	までの目標値
2 . 1 %	2 . 5 %	3 . 1 %	1 0 %

消費生活に対する満足度

消費者の権利を擁護するため、市民が安全で安心な消費生活を営むための施策を推進し、消費生活に対し「満足している」という人の数を増加させる。

H 2 2、H 2 6 年度 調査での数値		平成29年度	令和9年度
H 2 2	H 2 6	調査での数値	までの目標値
35.6%	39.2%	42.7%	5 0 %

<資料編>

検討経過

年度	月日	会議等
	6月 8日	関係課長会議 兼相模原市消費生活推進会議(第1回)
	7月13日	相模原市消費生活審議会(第1回)
	7月27日	相模原市消費生活基本計画改定作業部会(第1回)
	8月24日	相模原市消費生活基本計画改定作業部会(第2回)
	8月27日	相模原市消費生活審議会消費生活基本計画検討部会(第1回)
	9月25日	相模原市消費生活基本計画改定作業部会(第3回)
平成30年度	10月29日	相模原市消費生活審議会消費生活基本計画検討部会(第2回)
1 17% 3 0 +1%	11月13日	相模原市消費生活推進会議(第2回)
	11月16日	相模原市消費生活審議会(第2回)
	12月26日	相模原市消費生活基本計画改定作業部会(第4回)
	2月 4日	相模原市消費生活基本計画改定作業部会(第5回)
	2月21日	相模原市消費生活審議会消費生活基本計画検討部会(第3回)
	3月 8日	相模原市消費生活基本計画改定作業部会(第6回)
	3月22日	相模原市消費生活審議会(第3回)
	5月27日	相模原市消費生活審議会消費生活基本計画検討部会(第4回)
	5月31日	相模原市消費生活基本計画改定作業部会(第7回)
	6月 6日	相模原市消費生活推進会議(第1回)
	6月14日	相模原市消費生活審議会(第1回)
令和元年度	7月22日	相模原市消費生活審議会消費生活基本計画検討部会(第5回)
	8月 8日	相模原市消費生活基本計画改定作業部会(第8回)
	8月22日	相模原市消費生活推進会議(第2回)
	9月13日	相模原市消費生活審議会(第2回)
	10月 9日	関係課長会議

	10月29日	事務事業調整会議
	11月 7日	政策調整会議
	12月 日	相模原市議会 部会報告
	12月15日 ~1月21日	<パブリックコメント>

FNo.0・4・8 平成30年7月13日

相模原市消費生活審議会会長 殿

相模原市長 加山 俊夫

第2次相模原市消費生活基本計画について(諮問)

このことについて、次のとおり諮問します。

1 諮問事項

第2次相模原市消費生活基本計画の策定について

2 理由

相模原市消費生活条例(平成 21 年相模原市条例第 65 号)第9条第1項に基づく消費生活基本計画が平成31年度をもって終了し、第2次相模原市消費生活基本計画を策定するにあたり、同条第2項に規定する意見の聴取をするもの。

3 答申希望時期

平成31年9月

以上

令和元年10月4日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市消費生活審議会 会 長 上村 協子

第2次相模原市消費生活基本計画について(答申)

平成30年7月13日付け、FNo.0・4・8をもって諮問のありました標記の件について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり答申します。

以上

相模原市消費生活審議会委員名簿

任期(平成30年7月1日~令和2年6月30日)

会長 副会長

	氏 名	所属等	備考
1	木村 亜友美	公募委員	
2	塚田 久美子	公募委員	
3	石川 冬子	さがみはら消費者の会	
4	田口 めぐみ	相模原市生活協同組合運営協議会	
5	山下 明良	相模原商工会議所金融・保険業部会	H30.9.30 まで
6	若林 浩之	相模原商工会議所金融・保険業部会	H30.10.1 から
7	武内 英雄	相模原商工会議所商業部会	
8	井上 智	津久井地域商工会連絡協議会	
9	浦上 裕史	(一社)相模原市商店連合会	
10	佐々木 敏尚	神奈川県弁護士会	
11	八木 貴弘	神奈川県司法書士会	
12	上村 協子	東京家政学院大学教授	
13	中山 幸二	明治大学専門職大学院専任教授	
14	山口 由紀子	相模女子大学教授	
15	宗林 さおり	(独)国民生活センター	

相模原市消費生活条例

(平成21年12月22日 条例第65号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民の消費生活について、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、消費者の権利の確立及び自立のため、市が実施する施策について必要な事項を定めるとともに、市及び事業者の責務並びに消費者の役割を明確にし、それぞれの責任を果たすことにより、市民が安全で安心できる消費生活を確保し、もって将来にわたりその安定と向上を図ることを目的とする。

(基本理念)

- 第2条 すべての市民が安全で安心できる消費生活を確保するため、消費者の利益の擁護 及び増進に関する市の総合的施策は、消費者の自立を支援するとともに、次に掲げる消 費者の権利を尊重して行われなければならない。
 - (1) 商品又はサービス(以下「商品等」という。)によって消費者の生命、身体又は財産が侵されない権利
 - (2) 適正な表示等により消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利
 - (3) 不適正な取引行為により消費者が被害を受けない権利
 - (4) 消費者被害から適切かつ速やかに救済される権利
 - (5) 消費者に必要な情報が速やかに提供される権利
 - (6) 自立した消費者となるために消費者教育を受ける権利
 - (7) 多重債務問題から救済される権利
 - (8) 消費者の意見が市の施策に反映される権利
- 2 消費者に関する市の施策の推進は、消費者の年齢、経済状況その他の特性、高度情報 通信社会の進展、国際化の進展及び循環型社会の推進等の環境保全に配慮して行わなけ ればならない。

(市の責務)

- 第3条 市は、基本理念にのっとり、市民が安全で安心できる消費生活を確保するため、 地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施しなければならない。
- 2 市は、施策の実施に当たっては、消費者、消費者団体、事業者及び事業者団体と協働 で行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第4条 事業者は、基本理念にかんがみ、次に掲げる措置を講ずるとともに、消費者が安全で安心できる消費生活を確保するため、積極的に市の施策に協力し、又は自ら適切な 措置を講ずるよう努めなければならない。
 - (1)消費者の安全及び公正な取引を確保すること。
 - (2) 消費者に必要な情報を分かりやすく提供すること。
 - (3)消費者の年齢、知識、経験及び経済状況に配慮した取引を行うこと。
 - (4) 消費者の苦情等に適切かつ速やかに対応するための体制づくりに努め、これを的

確に処理すること。

(5) 事業活動に当たって、循環型社会の推進等の環境保全に配慮すること。

(事業者団体の責務)

- 第5条 事業者団体は、事業者の取組を尊重しつつ、関係団体と連携し、苦情等の処理の 体制の整備及び消費者の信頼を得るための自主的な活動の推進に努めなければならない。
- 2 事業者団体は、消費者が安全で安心できる消費生活を確保するため、積極的に市の施 策に協力するよう努めなければならない。

(消費者の役割)

- 第6条 消費者は、自ら進んで消費生活に関する情報を収集し、知識を習得し、及び積極的に意見を述べ、責任を持って自主的かつ合理的に行動するよう努めるものとする。
- 2 消費者は、著作権その他知的財産権の適正な保護に努めるものとする。
- 3 消費者は、商品等を適切かつ安全に使用又は利用するよう努めるものとする。
- 4 消費者は、消費生活において循環型社会の推進等の環境保全に配慮するよう努めるものとする。

(消費者団体の役割)

第7条 消費者団体は、関係団体と連携し、消費生活に関する情報を収集し、それを積極的に提供し、意見を述べ、並びに消費者の権利の拡充及び自主的かつ合理的な行動の推進のための啓発及び教育の支援を行うよう努めるものとする。

(相互理解及び協力等)

- 第8条 市、消費者、消費者団体、事業者及び事業者団体は、この条例の目的を達成する ため、それぞれの責務又は役割を相互に理解し、尊重し、及び協力するものとする。
- 2 市長は、市民が安全で安心できる消費生活を確保するために必要と認める場合は、国、 県及び他の地方公共団体に必要な措置を講ずるよう要請することができる。
- 3 市は、国、県及び他の地方公共団体が実施する消費生活に関する施策について協力を 要請された場合は、その要請に応ずるものとする。

(消費生活基本計画)

- 第9条 市長は、この条例の目的を達成し、消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に 推進するため、消費生活基本計画を策定しなければならない。
- 2 市長は、消費生活基本計画の策定に当たっては、相模原市消費生活審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

第2章 消費者の安全確保

第1節 安全な商品等の供給

(危険な商品等の供給禁止)

- 第 10 条 事業者は、消費者の生命若しくは身体に危害又は財産に損害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品等の供給をしてはならない。
- 2 事業者は、供給する商品等の品質管理及び質の向上を図り、安全な商品等の供給に 努めなければならない。
- 3 事業者は、供給する商品等が適切かつ安全に使用又は利用されるように説明等をするよう努めなければならない。

4 事業者は、供給する商品等が消費者の生命若しくは身体に危害又は財産に損害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合は、直ちにその事実を公表し、速やかに商品等の供給中止、回収等被害防止のために適切な措置を講じなければならない。

(危険な商品等に対する措置)

- 第 11 条 市長は、商品等が消費者の生命若しくは身体に危害又は財産に損害を及ぼすお それがある場合は、当該商品等について必要な調査を行い、又は事業者に対して当該 商品等が安全であることの立証を求めることができる。
- 2 市長は、前項の調査又は立証の結果、商品等が消費者の生命若しくは身体に危害又は財産に損害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める場合は、速やかに商品等の供給中止、回収等被害防止のために適切な措置を講ずるよう事業者に指導又は勧告を行うことができる。

(緊急被害防止措置)

- 第 12 条 市長は、商品等が消費者の生命若しくは身体に重大な危害又は財産に重大な損害を及ぼすことが明確であり、被害の防止のため緊急の必要がある場合は、直ちに商品等の名称、事業者の氏名又は名称その他必要な情報を消費者へ提供するものとする。
- 2 前項に規定する場合において、事業者は、速やかに商品等の供給中止、回収等被害 防止のために適切な措置を講じなければならない。

第2節 表示等の適正化

(適正な表示)

- 第 13 条 事業者は、商品等を供給するに当たり、次に掲げる事項を適正に分かりやすく 表示するよう努めなければならない。
 - (1) 商品等を供給する事業者の住所、氏名又は名称及び連絡先
 - (2) 商品等の価格又は質量若しくは時間等の単位当たりの価格
 - (3) 商品等を適切かつ安全に使用又は利用するための方法
 - (4) 自動販売機等の機械又はテレビ、インターネット等の通信販売により商品等を 供給する場合、取引に必要な事項
 - (5) 商品の保証及び修理に関する事項
 - (6) 商品を廃棄する場合の注意事項及び再利用等の方法

(表示基準)

- 第 14 条 市長は、前条の規定による商品等に表示すべき事項その他事業者が遵守すべき 基準(以下「表示基準」という。)を定めることができる。
- 2 市長は、表示基準を定め、又は変更し、若しくは廃止する場合は、審議会の意見を 聴かなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定により表示基準を定め、又は変更し、若しくは廃止する場合は、その旨を告示するものとする。

(表示基準の違反に対する措置)

- 第 15 条 市長は、事業者が表示基準に違反している疑いがある場合は、必要な調査を行うことができる。
- 2 市長は、前項の調査の結果、事業者が表示基準に違反している場合は、当該事業者

に対して基準を遵守するよう指導又は勧告を行うことができる。

(見積書の発行)

第 16 条 事業者は、商品等の供給に当たり、価格の内訳が分かりにくく、消費者に誤認 を与えるおそれがある場合は、事前にサービスの内容、価格の内訳等重要な事項を説 明し、かつ、分かりやすい見積書を発行するよう努めるものとする。

(包装の適正化)

- 第 17 条 事業者は、商品の内容を誇張し、又は消費者に誤認を与えるような過大又は過 剰な包装をしてはならない。
- 2 消費者は、商品の購入に際して、適正に包装された商品の購入に努めるものとする。 (計量の適正化)
- 第 18 条 市長は、消費者と事業者との間の取引において適正な計量が確保されるよう必要な施策を講ずるものとする。
- 2 事業者は、商品等の供給に当たっては、適正な計量に努めなければならない。 (広告の適正化)
- 第 19 条 事業者は、商品等の広告について、虚偽又は誇大な表現、消費者が選択を誤る おそれのある表現等不適正な表現をしてはならない。

(約款の適正化)

第20条 事業者は、商品等の供給に当たっては、消費者の利益を不当に害する内容の約款を用いてはならない。

第3節 安心できる取引

(不適正な取引行為の禁止)

- 第 21 条 事業者は、消費者との取引に当たっては、次に掲げる不適正な取引行為を行ってはならない。
 - (1)消費者に販売の意図を隠して接近し、商品等の内容等取引を行うための重要な情報を提供せず、又は誤信を招く情報を提供することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
 - (2) 消費者を執ように説得することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
 - (3) 消費者を心理的に不安な状態に陥れ、又は自由な意思決定を妨げることにより、 契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
 - (4) 消費者に不当に不利益をもたらすことが明確な内容の契約を締結させる行為
 - (5) 消費者又はその関係人を欺き、威迫して困惑させる等不当な手段を用いて、消費者又はその関係人に契約(契約の成立又はその内容について当事者間で争いがあるものを含む。)に基づく債務の履行を迫り、又は履行させる行為
 - (6) 契約に基づく債務の完全な履行が無い旨の消費者の苦情に対し、適切な処理をせず、債務の履行を拒否し、若しくはいたずらに遅延させ、又は取引内容を一方的に変更し、若しくは終了する行為
 - (7)消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張に際し、これらを妨げ、契約の成立若しくは存続

を強要し、又は契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契 約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、このことによって生じた債務の 履行を拒否し、若しくはいたずらに遅延させる行為

(8) 消費者が他の事業者から商品等を購入することを条件又は原因として、当該消費者に対して、当該購入に要する資金の貸付けその他信用の供与又は保証の受託をする契約において、消費者の利益を不当に害することが明確にもかかわらず、契約の締結を勧誘し、若しくは契約を締結させ、又は債務の履行を迫り、若しくは履行させる行為

(不適正な取引行為に対する措置)

- 第 22 条 市長は、事業者が不適正な取引行為を行っている疑いがある場合は、当該行為 に対して必要な調査を行うことができる。
- 2 市長は、前項の調査の結果、事業者が不適正な取引行為を行っていると認める場合は、当該事業者に対して当該行為を是正するよう指導又は勧告を行うことができる。 第4節 生活関連商品の安定した供給

(生活関連商品の情報収集と価格の安定)

- 第23条 市長は、日常生活と関連の深い商品(以下「生活関連商品」という。)について 必要がある場合は、価格、需給その他必要な情報を収集し、必要に応じてその情報を 消費者へ提供するものとする。
- 2 事業者は、生活関連商品の円滑な流通及び価格の安定に努めなければならない。 (特定生活関連商品の指定)
- 第 24 条 市長は、生活関連商品の供給が著しく不足し、若しくは価格が著しく高騰し、 又はそのおそれがある場合は、当該生活関連商品を特定生活関連商品として指定し、 事業者に対して当該特定生活関連商品の円滑な流通及び価格の安定に協力するよう要 請することができる。
- 2 市長は、前項に規定する状態が消滅した場合は、同項の規定による指定を解除する ものとする。
- 3 市長は、前2項の規定により特定生活関連商品を指定し、又は解除した場合は、その旨を告示しなければならない。

(特定生活関連商品に対する措置)

- 第 25 条 市長は、特定生活関連商品について事業者が買占め又は売惜しみにより、円滑な流通又は価格の安定を妨げる行為を行っている疑いがある場合は、当該行為に対して必要な調査を行うことができる。
- 2 市長は、前項の調査の結果、事業者が円滑な流通又は価格の安定を妨げる行為を行っていると認める場合は、当該事業者に対して当該行為を是正するよう指導又は勧告を行うことができる。

第5節 事業者への調査及び公表

(調査)

第 26 条 市長は、第 11 条第 1 項、第 15 条第 1 項、第 22 条第 1 項又は第 25 条第 1 項に規定する権限を行使するため、事業者及びその関係者に対して、資料及び商品の

提出、報告、説明等を求めることができる。

- 2 市長は、第11条第1項、第15条第1項、第22条第1項又は第25条第1項に 規定する権限を行使するため必要な限度において、その職員を事業所及び事務所その 他事業に関係のある場所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関 係者に質問させることができる。
- 3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、事業者及びその関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定により事業者から商品の提出があった場合は、事業者及びその関係者に対して正当な補償を行うものとする。
- 5 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

- 第 27 条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者の氏名又は名称その他必要な事項を公表することができる。ただし、当該事業者に正当な理由がある場合は、この限りでない。
 - (1) 第11条第1項の規定による立証に応じない場合
 - (2) 第11条第2項、第15条第2項、第22条第2項又は第25条第2項の規定 による勧告に従わない場合
 - (3) 前条第1項の規定による資料及び商品の提出、報告、説明等必要な調査に応ぜず、又は虚偽の報告等をした場合
 - (4) 前条第2項の規定による調査に応ぜず、又は虚偽の答弁等をした場合
- 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合は、あらかじめ、その理由を当該事業者及びその関係者に通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、緊急を要する場合又は当該事業者及びその関係者の所在が不明で通知できない場合は、この限りでない。
- 第1項の規定による公表をしようとする場合は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

第6節 消費者被害の救済

(苦情及び相談の処理)

- 第 28 条 市長は、消費者から事業者との取引によって生じた苦情又は相談があった場合は、 速やかにこれを解決するために必要な助言、あっせんその他必要な措置を講じなければならない。
- 2 市長は、前項の措置を講ずるため、消費生活センター等での相談体制を充実させなければならない。

(消費生活審議会のあっせん又は調停)

- 第 29 条 市長は、前条第 1 項の措置を講じたにもかかわらず解決が困難であり、公正かつ速やかな解決のために必要であると認める場合は、審議会によるあっせん又は調停に付すことができる。
- 2 審議会は、あっせん又は調停のために必要があると認める場合は、消費者、事業者

又はその関係者に審議会への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(多重債務問題への対応)

第30条 市長は、多重債務問題の未然防止、拡大防止、解決及び再発防止のため、啓発 活動の充実、相談体制の整備等必要な措置を講じなければならない。

(消費者訴訟の援助)

- 第31条 市長は、消費者が事業者との取引で被害を受け、消費者が事業者に訴訟を提起する場合又は事業者に訴訟を提起された場合において、次に掲げる要件を満たすときは、当該消費者に対し、当該訴訟に係る経費の貸付け(以下「貸付金」という。)及び資料の提供等訴訟に対する必要な援助を行うことができる。
 - (1) 同一又は同種の原因による被害が多数発生し、又はそのおそれがあること。
 - (2) 当該消費者が貸付金を受けなければ訴訟の提起、訴訟の維持又は応訴が困難であること。
 - (3) 当該取引が審議会の審議に付されていること。
 - (4) 当該取引発生時に当該消費者が市内に住所を有し、貸付金の申込み時に引き続き市内に住所を有していること。
- 2 貸付金は、無利子とする。
- 3 市長は、訴訟の結果、当該消費者が当該貸付金の額以上の金額を得ることができなかった場合その他貸付金を返還させないことが適当であると認める場合は、当該貸付金の全部又は一部の返還を免除することができる。

第3章 消費者の自立支援

(消費者教育の推進等)

- 第32条 市は、消費者が消費生活に関する知識を習得し、自立した消費者として自主的かつ合理的に行動することを支援するため、消費者教育に関する施策の推進及び学習支援のための環境整備に努めなければならない。
- 2 市は、取引行為について判断能力が十分でない人の消費者被害を防ぐため、必要な 施策の推進に努めなければならない。

(情報の収集と提供)

第33条 市は、消費者の自主的かつ合理的な行動の支援及び消費者被害の防止のため、消費生活に関する情報を収集し、啓発活動に努めなければならない。

(消費者団体の育成)

第 34 条 市は、消費者団体の育成及び自主的な活動の促進を図るため、必要な施策を推進しなければならない。

(消費者意見の反映)

- 第35条 市長は、消費生活に関する施策の策定又は実施に関し、消費者及び消費者団体 の意見を把握し、これを反映させるよう努めなければならない。
- 2 市長は、消費者、消費者団体、事業者及び事業者団体が相互の理解と協力により安全で安心できる消費生活を確保するため、情報及び意見の交換を行う交流の機会を設けるよう努めなければならない。

(市長への申出)

- 第36条 消費者は、事業者がこの条例の規定に違反し、又は市長が必要な措置を講じていないことにより、消費者の権利が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合は、市長にその旨を申し出て適切な措置を講ずるよう求めることができる。
- 2 市長は、前項の規定による消費者からの申出に対し必要と認める場合は、適切な措 置を講じなければならない。

第4章 雑則

(適用除外)

- 第37条 第2章第1節の規定は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保 等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第1項に規定する医薬品につい ては、適用しない。
- 2 第2章の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。
 - (1) 医師、歯科医師その他これらに準ずる者により行われる診療行為及びこれに準ずる行為
 - (2) 法令に基づいて規制されている商品等の価格 (委任)
- 第38条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則(抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成26年10月29日条例第56号)

この条例は、平成 26 年 11 月 25 日から施行する。

相模原市消費生活条例施行規則

(平成22年3月31日 規則第53号)

(趣旨)

第1条 この規則は、相模原市消費生活条例(平成21年相模原市条例第65号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(危険な商品等に対する立証要求)

- 第2条 条例第11条第1項の規定により事業者に対し、立証を求めるときは、立証の期限を付した立証要求書により行うものとする。
- 2 市長は、前項の期限までに立証することが困難である旨の申出があった場合において、 正当な理由があると認めるときは、当該期限の延長をすることができる。

(危険な商品等に対する勧告)

第3条 条例第11条第2項の勧告は、被害防止勧告書により行うものとする。

(緊急被害防止措置)

第4条 条例第12条第1項の規定による情報の提供は、市のホームページ、新聞その他の広報媒体を通じて行うものとする。

(表示基準の違反に対する勧告)

第5条 条例第15条第2項の勧告は、表示是正勧告書により行うものとする。

(不適正な取引行為)

第6条 条例第21条に規定する不適正な取引行為に該当する取引行為は、別表のとおりとする。

(不適正な取引行為に対する勧告)

- 第7条 条例第22条第2項の勧告は、不適正取引行為是正勧告書により行うものとする。 (特定生活関連商品に対する勧告)
- 第8条 条例第25条第2項の勧告は、特定生活関連商品買占め等是正勧告書により行う ものとする。

(調査)

- 第9条 条例第26条第1項の規定により資料及び商品の提出を求める場合は資料等提出要求書により、報告又は説明を求める場合は報告等要求書により行うものとする。
- 2 条例第26条第2項の規定により立入調査を行う職員は、立入調査書(第1号様式) を提示しなければならない。
- 3 条例第 26 条第 3 項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第 2 号様式)とする。
- 4 条例第26条第4項の規定により補償を受けようとするものは、商品補償請求書を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定により請求書が提出された場合は、請求書に基づき補償額を決定 し、商品補償決定通知書により請求者に通知するものとする。

(公表及び意見聴取)

第10条 条例第27条第1項の規定による公表は、市のホームページ、新聞その他の広

報媒体を通じて行うものとする。

- 2 条例第27条第2項の規定により事業者から意見を聴取するときは、意見聴取通知書により当該事業者に通知するものとする。
- 3 事業者からの意見の聴取は、口頭で意見を述べることを市長が認めた場合を除き、意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を提出させて行うものとする。
- 4 事業者は、前項の規定により意見書を提出する際(口頭で意見を述べることを認めた場合にあってはその際)に、証拠書類を提出することができる。
- 5 市長は、公表を行うときは、公表通知書により当該事業者に通知するものとする。 (貸付けの範囲)
- 第 11 条 条例第 31 条第 1 項の規定により貸し付ける経費の対象は、次に掲げる費用と する。
 - (1) 裁判手続費用
 - (2) 弁護士又は司法書士に支払う費用
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、証書作成費用、通信連絡費用等訴訟に要するものと市長が認める費用
 - (4) 権利の保全に要する費用(裁判所が決定した保証金、裁判所が嘱託する登記又は登録につき納める登録免許税並びに執行官法(昭和41年法律第111号)の規定による手数料及び費用に限る。)
 - (5) 強制執行に要する費用(裁判所が嘱託する登記又は登録につき納める登録免許 税並びに執行官法の規定による手数料及び費用に限る。)

(貸付金の額)

第 12 条 条例第 31 条第 1 項に規定する貸付金 (以下「貸付金」という。)の限度額は、 訴訟 1 件につき審級ごとに 1,000,000 円とする。

(貸付けの申請)

- 第 13 条 条例第 31 条第 1 項の規定により貸付けを受けようとする者は、消費者訴訟資金貸付申請書に被害の概要を記載した書類、貸付けを受ける訴訟費用の内訳書、住民票及び印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 条例第31条第1項の規定により貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。

(貸付けの決定)

第 14 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請書の提出があった場合において、貸付けの承認又は不承認について決定したときは、消費者訴訟資金貸付承認・不承認通知書により申請者に通知するものとする。

(貸付契約)

第 15 条 前条の規定により貸付けの承認の通知を受けた者は、通知を受けた日から 2 週間以内に市と契約しなければならない。

(貸付金の返還)

第 16 条 貸付金の返還期限は、訴訟が終了した日から起算して6月以内とする。ただし、 強制執行に係る貸付金については、執行が終了した日から1月以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が正当な理由があると認めるときは、返還期限を延 長することができる。
- 3 貸付金の返還方法は、全額一括返還とする。

(貸付金の即時返還)

- 第 17 条 市長は、条例第 31 条第 1 項の規定により貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)が次の各号のいずれかに該当した場合は、貸付金の即時返還を命ずることができる。
 - (1) 貸付金を目的外に使用した場合又はその目的に使用しない場合
 - (2) 虚偽の申込みをした場合
 - (3) 訴えを取り下げた場合
 - (4) 連帯保証人を欠き新たな連帯保証人を立てられない場合
 - (5) 条例又はこの規則に違反した場合
- 2 市長は、前項の規定により貸付金の即時返還を命ずる場合は、消費者訴訟資金貸付金返還通知書により借受者に通知するものとする。

(貸付金の返還免除)

- 第 18 条 条例第 31 条第 3 項の規定により貸付金の全部又は一部を返還させないことが 適当と認める場合は、次のとおりとする。
 - (1) 借受者が死亡し、訴訟を承継する者がいない場合
 - (2) 借受者が訴訟に敗訴した場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が貸付金を返還させることが適当でないと認めた場合
- 2 条例第31条第3項の規定により貸付金の返還の免除を受けようとする者は、消費 者訴訟資金返還免除申請書に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければ ならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、返還の免除の承認 又は不承認を決定したときは、消費者訴訟資金返還免除承認・不承認通知書により申 請者に通知するものとする。

(届出事項)

- 第 19 条 借受者は、貸付金の返還を完了するまでの間において、次の各号のいずれかに 該当するときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。
 - (1) 訴訟を提起したとき。
 - (2) 訴訟が終了したとき。
 - (3) 訴訟について請求の趣旨を変更したとき。
 - (4) 借受者の住所又は氏名の変更その他重要な変更があったとき。
 - (5) 訴訟の相手方である事業者の氏名若しくは名称、住所若しくは事務所の所在地 又は代表者の変更があったとき。
 - (6) 連帯保証人が死亡したときその他連帯保証人を変更する必要があったとき。
- 2 借受者が死亡したときは、その相続人は速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(訴訟の経過の報告等)

第 20 条 市長は、借受者又はその訴訟代理人に対し、貸付金に係る訴訟の進捗状況、貸付金の使用状況その他必要な事項について、報告、説明又は資料の提出を求めることができる。

(市長への申出)

- 第 21 条 条例第 36 条第 1 項の規定により市長への申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出するものとする。
 - (1) 申出人の住所及び氏名
 - (2) 申出の趣旨及び求める措置の内容

(様式)

第22条 この規則の規定により使用する書類の様式(第1号様式及び第2号様式を除 く。)は、別に定める。

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月26日規則第84号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月25日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第6条関係)

- 1 条例第21条第1号の規定に該当する不適正な取引行為
 - (1) 商品又はサービス(以下「商品等」という。)の販売の意図を明らかにせず、販売 以外のことが主要な目的であるかのように告げて、又はそのような広告等で契約の締 結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (2) 商品等の販売に際し、事業者の氏名若しくは名称、住所又は連絡先について明らかにせず、又は偽って契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (3) 商品等の販売に際し、品質等の内容、価格等の取引の条件又は取引の仕組みその他の取引に関する重要な情報で、事業者が保有し、又は保有し得るものを提供せず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (4) 商品等の販売に際し、契約締結の意思を決定する上で重要な事項について、事実 と異なること若しくは誤信させるような事実を告げて、又は将来において変動が不確 実にもかかわらず、断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結さ せる行為
- (5) 商品等の販売に際し、品質、内容、価格等が実際のものよりも著しく優良又は有利であると誤信させるような表現又は広告等を用いて契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (6) 商品等の購入、利用又は設置が法令等により義務付けられているかのように説明 して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

- (7) 商品等の販売に際し、自らを官公署、公共的団体、著名な法人等の職員と誤信させるような言動等を用いて、又は官公署、公共的団体、著名な法人若しくは個人の許可、認可、後援等の関与を得ていると誤信させるような言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (8) 書面の送付により契約の申込みを受ける場合において、当該書面の送付が申込み となることを分かりやすく表示せず、又は誤信させるような方法で契約の締結を勧誘 し、又は契約を締結させる行為
- (9) 特定商取引に関する法律施行規則(昭和51年通商産業省令第89号)第16条第1項第1号に規定する電子契約の申込みに際し、申込みの方法を分かりやすく表示せず、又は容易に確認及び訂正をすることができるようにせず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (10) 消費者が他の事業者から商品等を購入することを条件又は原因として、当該購入 に要する資金の貸付けその他信用の供与(以下「与信」という。)をする契約(以下「 与信契約」という。)において、与信の条件その他の重要な情報を提供せず、又はそれ らについて誤信させるような表現を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結さ せる行為
- 2 条例第21条第2号の規定に該当する不適正な取引行為
- (1) 消費者を訪問し、消費者の拒絶の意思表示にもかかわらず、又はその意思表示の機会を明示的に与えることなく契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (2) 商品等の販売に際し、電話その他の通信手段を用いて連絡をとり、消費者の意に 反して長時間にわたり又は反復して契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (3) 商品等の購入資金に関して、消費者からの要請がないにもかかわらず、貸金業者 等からの借入れその他の与信を受けることを勧めて、執ように契約の締結を勧誘し、 又は契約を締結させる行為
- 3 条例第21条第3号の規定に該当する不適正な取引行為
- (1) 消費者を訪問し、又は電話その他の通信手段を用いて連絡をとり、威迫して困惑させ、又は迷惑を覚えさせるような方法で契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させ る行為
- (2) 消費者を路上その他の場所において呼び止め、その場又は営業所その他の場所へ 誘引し、消費者の意に反して執ように説得し、威迫して困惑させ契約の締結を勧誘し、 又は契約を締結させる行為
- (3) 消費者の意に反して、早朝、深夜その他消費者が正常な判断をすることが困難な状態のときに電話又は訪問をして契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (4) 消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず、消費者の住居等において商品等の販売を一方的に行い、又は商品を自宅に送ることなどにより、契約が成立したかのように誤信させ、消費者を心理的に不安な状態又は正常な判断ができない状態に陥らせ、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (5) 商品等を販売する目的で、無料検査、親切行為その他の無償又は著しい廉価の商品等の供給を行うことにより、消費者の心理的負担を利用して契約の締結を勧誘し、

又は契約を締結させる行為

- (6) 主たる販売目的以外の商品等を意図的に無償又は著しい廉価で供給を行うことにより、消費者の購買意欲をあおり、正常な判断ができない状態に陥らせ、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (7) 消費者又はその親族等関係者の不幸を予言し、これらの者の健康又は財産その他の生活上の不安等を殊更にあおり、消費者を心理的に不安な状態に陥らせ、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (8) 商品等の販売に際し、消費者の情報又は消費者が従前に関わった取引に関する情報を利用して消費者を心理的に不安な状態に陥らせ、過去の不利益の回復若しくは害悪を受けることの予防又は現在被っている不利益が拡大することが防止できるかのように告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- 4 条例第21条第4号の規定に該当する不適正な取引行為
 - (1) 法律の規定が適用される場合に比べ、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重し、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害する内容の契約を締結させる行為
 - (2) 消費者の契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し又は契約の無効の主張をすることができる権利を制限して、消費者に不当に不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為
 - (3) 契約に係る損害賠償額の予定、違約金又は契約の解除に伴う清算金の定めにおいて、消費者に不当に高額又は高率な負担を求める内容の契約を締結させる行為
 - (4) 消費者が購入の意思表示をした主たる商品等と異なるもの又は年齢、職業、収入 その他の契約を締結する上で重要性を有する事項について事実と異なることを記載し て、消費者に不当に不利益をもたらす内容の契約を締結させる行為
 - (5)消費者にとって不当に過大な量の商品等若しくは不当に長期にわたって供給される商品等の購入を内容とする契約又は消費者の財産の状況に照らして不相応若しくは不要な支出を強いる内容の契約を締結させる行為
 - (6) 消費者に不当に不利益をもたらすこととなる事業者の免責に関する定めがある 契約又は契約条件の変更を事業者が一方的に行うことができる内容の契約を締結させる行為
 - (7) 商品等の購入に際し利用したクレジットカード、会員証、パスワード等が第三者 に不正に使用された場合、消費者に不当に責任を負担させる内容の契約を締結させる 行為
 - (8) 当該契約に関する訴訟について、消費者に不当に不利な裁判管轄を定めた内容の契約を締結させる行為
- 5 条例第21条第5号の規定に該当する不適正な取引行為
 - (1)消費者、その保証人等法律上支払義務のある者(以下「消費者等」という。)を欺 き、威迫して困惑させ、又は正当な理由なく早朝、深夜その他消費者が正常な判断を することが困難な状態のときに電話又は訪問をして債務の履行を迫り、又は債務を履 行させる行為

- (2) 消費者等を欺き、威迫して困惑させ、又は正当な理由なく早朝、深夜その他消費者が正常な判断をすることが困難な状態のときに電話又は訪問をして預金の払戻し、 金銭の借入れ又は生命保険等の解約等をさせることにより、消費者等に金銭を調達させ、債務の履行を迫り、又は債務を履行させる行為
- (3) 消費者等に対して、正当な理由がないにもかかわらず、消費者等に不利益となる 情報を信用情報機関若しくは第三者に通知し、又はインターネットその他の情報伝達 手段を用いて流布する旨の言動等を用い、心理的圧迫を与えて債務の履行を迫り、又 は債務を履行させる行為
- (4) 契約の成立又は有効性について消費者等が争っているにもかかわらず、契約が成立し、又は有効であると一方的に主張して、強引に債務の履行を迫り、又は債務を履行させる行為
- (5)消費者の関係人で法律上支払義務のないものに、正当な理由がないにもかかわらず電話その他の通信手段を用いて連絡をとり、又は訪問等の不当な手段を用いて契約に基づく債務の履行の協力を要求し、又は協力をさせる行為
- (6) 事業者の氏名若しくは名称、住所又は連絡先について明らかにせず、又は偽ったまま、債務の履行を迫り、又は債務を履行させる行為
- 6 条例第21条第6号の規定に該当する不適正な取引行為
 - (1) 履行期限を過ぎても契約に基づく債務の完全な履行をせず、消費者からの履行の 督促に対して適切な対応をすることなく、又は債務の履行を拒否し、若しくは引き延 ばし、商品等を契約の趣旨に従って供給しない行為
 - (2) 継続的に商品等を供給する契約を締結した場合において、正当な理由なく取引内容を一方的に変更し、又は契約の趣旨に従った商品等を提供せず、消費者が締結した契約の履行を終了する行為
- 7 条例第21条第7号の規定に該当する不適正な取引行為
 - (1) 消費者のクーリング・オフの権利(割賦販売法(昭和36年法律第159号)第35条の3の10第1項、第35条の3の11第1項から第3項まで及び第35条の3の12第1項並びに特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第9条第1項、第9条の2第1項、第24条第1項、第40条第1項、第48条第1項及び第58条第1項に規定する契約の申込みの撤回又は契約の解除を行う権利その他これらに類する権利で、法令の規定又は契約により認められたものをいう。以下同じ。)の行使に際して、これを拒否し、若しくは黙殺し、威迫し、又は術策、甘言等を用いて、権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要する行為
 - (2) 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、口頭による行使を認めておきながら、後に書面によらないことを理由として、又は消費者のクーリング・オフの権利の行使を妨げる目的で消費者の自発的意思を待つことなく、商品等の使用若しくは利用をさせて、契約の成立又は存続を強要する行為
 - (3)消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、手数料、送料、サービスの対価その他の法令上根拠のない要求をして、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要する行為

- (4) 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、解除若しくは取消しの申出又は無効の主張に際し、これを不当に拒否して不当な違約金、損害賠償金等を要求し、 又は威迫して困惑させ、契約の存続を強要する行為
- (5) 継続的に商品等を供給する契約を締結した場合において、正当な根拠に基づく中 途解約の申出に対し、これを不当に拒否して解約に伴う不当な違約金、損害賠償金等 を要求し、又は威迫して困惑させ、契約の存続を強要する行為
- (6) 正当な根拠に基づく中途解約の申出に対し、解約の条件として新たに別の商品等の購入の契約を締結させることにより、実質的に契約の存続を強要する行為
- (7) クーリング・オフの権利の行使又は契約の申込みの撤回、解除若しくは取消しの 申出若しくは無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、法律上その義務とされる 返還義務、原状回復義務、損害賠償義務等の履行を正当な理由なく拒否し、又は遅延 させる行為
- 8 条例第21条第8号の規定に該当する不適正な取引行為
 - (1) 与信が消費者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、与信契約の締結を勧誘し、又は与信契約の締結をさせる行為
 - (2) 販売業者等(販売する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者をいう。 以下同じ。)の行為がこの規則で規定する不適正な取引行為のいずれかに該当すること を知りながら、又は与信に係る加盟店契約その他の提携関係にある販売業者等を適切 に管理していれば、そのことを知り得べきであるにもかかわらず、与信契約の締結を 勧誘し、又は与信契約の締結をさせる行為
 - (3) 与信契約において、販売業者等に対して生じている事由をもって正当な根拠に基づき支払を拒絶することができる場合であるにもかかわらず、正当な理由なく電話その他の通信手段を用いて連絡をとり、又は訪問等の不当な手段を用いて、消費者又はその関係人に債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせる行為

〔様式省略〕

(50音順)

あ行

IoT(あいおーてい)

「Internet of things」の略で、モノのインターネットと訳される。あらゆるモノがインターネットに接続され、必ずしも人を介さなくても、モノ同士がインターネットを経由して自律連動をすること。

EC(いーしー)化率

全ての商取引金額(市場規模)に対する電子商取引(EC)市場規模の割合。

エシカル消費

消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮し、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。 SDGsの目標12「つくる責任 つかう責任」に関連する取組。

か行

架空請求

契約した覚えのない商品やサービスをあたかも契約したかのように見せかけ、利用料金 を請求し、金銭をだまし取ろうとすること。

学習指導要領

全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程(カリキュラム)の基準。

協働事業提案制度

公共的な課題について、市民からの事業提案を受け付け、市と協働して事業を実施する制度。市民の知恵と力を活かした協働によるまちづくりのさらなる推進を図るため設置している。

クーリング・オフ制度

訪問販売や電話勧誘販売等の特定の販売方法で契約した際に、契約を再考できるように 消費者に冷静に考え直す時間を与え、一定の期間であれば無条件で契約の申込みを撤回し たり、契約を解除したりできる制度。不意打ち性の高い販売方法に限定され、店舗購入や 通信販売には適用されない。

グローバル経済

資本や労働力の国境を越えた移動が活発化することで、貿易を通じた商品やサービスの 取引、海外への投資が増大し、世界における経済的な結びつきが深まること。

契約

法的責任を伴う約束のことで、当事者同士の合意によって成立する。口頭であっても契約として成立し、いったん成立した契約はお互いに守らなければならず、法律に定められたクーリング・オフ等の例外を除き、一方的に解除することはできない。食品を買う、電車に乗るといった日常的な取引行為も契約にあたる。

国民生活センター

国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的知見から、国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続きを実施する国の独立行政法人。消費者問題・暮らしの問題に取り組む中核的な実施機関として、消費者、事業者、行政をたしかな情報でつなぎ、公正・健全な社会と安全・安心な生活を実現することを使命としている。消費者基本法に基づき、国や全国の消費生活センター等と連携して、消費者問題における中核的機関としての役割を果たす。また、消費生活に関する情報を全国の消費生活センター等から収集し、消費者被害の未然防止及び拡大防止に努めている。

さ行

再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性を有する石油、石炭などの化石燃料に対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。政令においては太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスとされている。

相模原市人権施策推進指針

本市の人権施策に関する基本理念と主要な人権分野における施策の方向性を示す指針。 相模原市消費生活審議会

消費生活基本計画等の意見を答申するとともに、消費生活に関する重要な事項について、 調査審議し、答申又は意見を建議すること等を目的として、消費者、事業者、学識経験者 などを構成員とした組織。

相模原市消費生活推進会議

本市の消費者行政の充実に向けた検討や連絡調整を行うために、関係各課で構成された庁内組織。

持続可能な開発目標(SDGs(えすでぃじーず))

平成13年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12年までの国際目標。17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。

消費者安全法

都道府県及び市町村による消費生活センターの設置や、消費者事故等に関する情報の集 約などについて定め、消費者の安心・安全で豊かな生活を守るための法律。

消費者基本計画

消費者基本法第9条の規定に基づき、国が消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項について定めた基本的な計画。

消費者基本法

「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立支援」を基本理念として、国、地方公共団体 及び事業者の責務と明らかにし、消費者施策の基本となる事項を定め、消費生活の安定と 向上を確保することを目的とした法律。

消費者教育

消費者の利益の擁護及び増進のために自主的かつ合理的に行動し、消費者の権利を実現するよう努め、自ら進んで消費生活に関して必要な知識を修得し、必要な情報を収集するなど、自主的かつ合理的に行動するよう努める自立した消費者の育成をすること。

消費者教育コーディネーター

消費者教育の拠点となる消費生活センターにおいて、効果的な消費者教育を実践できるよう消費者教育を行う担い手と教育現場等の間に立って調整を行い、両者を結ぶ者。また、消費者教育を全般的に企画・調整する役割も担う。

消費者教育の推進に関する基本的な方針

消費者教育の推進に関する法律第9条の規定に基づき閣議決定された、誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けることができる機会を提供し、消費者教育を体系的・総合的に推進するための指針。

消費者教育の推進に関する法律(消費者教育推進法)

消費者の自立を支援する消費者教育を統合的かつ一体的に推進し、消費生活の安定及び 向上を目的とした法律。

消費者市民社会

自分だけでなく周りの人々や、将来生まれる人々の状況、社会経済情勢や地球環境のことを考え、心豊かに暮らすことができるよう、消費者一人ひとりが持続可能な社会形成に 積極的に関与する社会のこと。

消費者市民社会の構築に向けて、消費者の行動が世界に及ぼす影響を理解し、持続可能な社会形成に向けて主体的に社会参画・協働していくことが求められている。

消費者庁

消費者保護に関して、商品やサービスごとに担当省庁が異なる縦割り行政から、消費者行政を統一的・一元的に推進する司令塔・エンジン役として、安心して安全で豊かに暮らすことができる社会を実現するために平成21年9月に発足した組織。

消費者の権利と責任

消費者が持っている8つの権利と5つの負うべき責任。

- ・消費者の権利:安全が確保される権利、選択する権利、知らされる権利、意見が反映 される権利、消費者教育を受けられる権利、被害の救済を受けられる 権利、基本的な需要が満たされる権利、健全な環境が確保される権利。
- ・消費者の責任:商品や価格などの情報に疑問や関心をもつ責任、公正な取引が実現されるように主張し行動する責任、自分の消費行動が社会に与える影響を自覚する責任、自分の消費行動が環境に与える影響を自覚する責任、消費者として団結し連帯する責任。

消費者ホットライン(188)

地方公共団体が設置している身近な消費生活相談窓口につがなる全国共通の電話番号。 消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在や連絡先を知らない消費者に、身近な消費 生活相談窓口を案内することにより、消費生活相談の最初の一歩を手伝う。泣き寝入りは 188(イヤヤ)と覚える。

消費生活センター

商品やサービスに関する苦情や事業者とのトラブルなど、消費生活に関する苦情や問合せを受け付け、一定の資格を持った消費生活相談員が公正な立場で助言やあっせんを行う地方公共団体の相談窓口。

商品一般

消費生活相談について全国消費生活情報ネットワーク・システムに登録する際に使用される分類で、内容を特定できない商品に関する相談のこと。はがき等により架空請求に関する相談が含まれる。

食品表示法

食品を摂取する際の安全性及び消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合した法律。整合性の取れた表示基準や、消費者・事業者双方にとって分かりやすい表示といった食品表示に関する包括的かつ一元的な制度。

食品ロス

本来食べられるにも関わらず廃棄される食品のこと。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由により判断能力が十分でない方を保護し、支援する制度。家庭裁判所が選任した成年後見人は、不動産や預貯金などの財産の管理、介護サービスに関する契約の締結、遺産分割の協議などを行う。

た行

多重債務

すでにある借金の返済に充てるために、ほかの金融業者から借り入れる行為を繰り返し、 借金が雪だるま式に増え続ける状態。

団塊ジュニア世代

1971年から1974年生まれの世代で、第2次ベビーブーム世代とも呼ばれる。

団塊の世代

第 2 次世界大戦後の 1 9 4 7 年から 1 9 4 9 年生まれの世代で、第 1 次ベビーブーム世代とも呼ばれる。

適格消費者団体

不特定かつ多数の消費者の利益を擁護するために、事業者に対して不当な行為への差止請求権を行使することができる内閣総理大臣の認定を受けた法人。全国に21団体ある(令和元年6月現在)。適格消費者団体のうち、新たな認定要件を満たす団体として内閣総理大臣の認定を受けた法人を特定適格消費者団体という。

デジタルコンテンツ

消費生活相談について全国消費生活情報ネットワーク・システムに登録する際に使用される分類で、パソコンやスマートフォン等を介して提供されるゲーム、アダルトサイト、出会い系サイト、ギャンブル、占い等の情報サービスに関する相談のこと。

電子商取引

インターネット上での電子的な情報通信によって商品やサービスを売買すること。 E コマース(EC)やネットショッピングとも呼ばれる。

特定商取引に関する法律

訪問販売や通信販売、連鎖販売取引など、消費者トラブルが生じやすい7つの販売類型を対象に、消費者が受ける損害の防止を図るとともに、商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にすることを目的とした法律。

・7つの販売類型: 訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引、訪問購入

な行

燃料電池自動車

水素と酸素を化学反応させ発生した電気でモーターを回して走る自動車のこと。

は行

4 R

国が提唱しているリデュース(Reduce)・リユース(Reuse)・リサイクル(Recycle) の3Rにリフューズ(Refuse)を加え、4つの頭文字をとったもの。

- ・リデュース (排出抑制): ものを大切に使い、ごみを減らすこと
- ・リユース (再使用): 一旦使用された製品や容器等を繰り返し使うこと
- ・リサイクル (再生利用): ごみを資源として再利用すること
- ・リフューズ (発生抑制): ごみになるものを受け取らないこと

フードドライブ

家庭で余っている食品を持ち寄り、フードバンクや福祉施設などに寄附することで、食べ物を必要としている人に届ける活動。

ま行

未成年者の契約取消権

未成年者は成年と比べ、取引の知識や社会経験が不足していることから、判断能力が未 熟であるため、小遣いの範囲を超えて親権者の同意なく締結した契約について、取り消す ことができる民法で規定された権利。ただし、成年と偽って契約を締結した等の詐術を用 いている場合、契約取消権は適用されない。また、婚姻の経験がある未成年者はこの限り ではない。

申込日 令和元 年 10 月 28 ⊟ 第2次相模原市空家等対策計画の策定について 部 交通・地域安全 課 担当者 内線 所 答 市民 X 榧 要 第2次相模原市空家等対策計画の策定について諮るもの 審議内容 第2次相模原市空家等対策計画(案)について (論点) 施策番号及び 実施計画の あり 施策13 市民生活の安全・安心の確保 空き家対策推進事業 位置付け 実施計画事業名 関係課長会議 令和元 政策調整会議 令和元 年 10 月 10 н 年 5 11 月 日 審議日 局·区政策会議 年 В 政策決定会議 年 月 В 月 なし 議会上程時期 報道への情報提供 条例等の調整 なし 日程等 **パブリックコメント** 時期 令和元年12月~令和2年1月 議会への情報提供 部会 令和元年12月 あり 調整事項 審議会等、協議 なし 個人情報の目的外利用等 なし 会等の設置 関係部局名等 調整項目 調整状況 関係部局との 調整 打合せ・会議の経過 日 会議名等 検討体制及びスケジュールについて H30.6.19 事務事業調整会議 H30.7.3 空家等対策協議会 検討体制及びスケジュールについて H30.10.10 検討会議(担当者) 策定の方向性について H30.10.22 対策調整会議 ______ 策定の方向性について 策定の方向性について H30 11 1 空家等対策協議会 H31.1.25 検討会議(担当者) 全体構成等について 検討経過等 H31.2.5 空家等対策調整会議 全体構成等について H31.4.22 空家等対策協議会 全体構成等について R1.5.13 検討会議(担当者) 素案について R1.5.27 空家等対策調整会議 素案について 空家等対策協議会 素案について R1.6.17 第2次計画(案)について R1.7.1 検討会議(担当者) 第2次計画(案)について R1.7.23 空家等対策調整会議 R1.8.14 空家等対策協議会 第2次計画(案)について 空家等対策協議会から建議書受理 第2次計画(案)について R1.10.9 関係課長会議 兼空家等対策調整会議 第2次計画(案)について R1.10.10 事務事業調整会議 R1.10.24 第2次計画(案)について 備 考 原案を 上部庁議へ付議する。 政策調整会議) 関係課長会議 の結果等 市民局次長 総務法制課長 企画政策課長 資産税課長 環境保全課長 地域福祉課長 高齢政策課長 こども・若者政策課長 関係課長会議 の出席課・ 津久井地域環境課長 資源循環推進課長 建築・住まい政策課長 建築審査課長 機関等 緑区役所地域振興課長 路政課長(代) 中央区役所地域振興課長(代) 南区役所地域振興課長 予防課長(代) 区政支援課長 交通·地域安全課長 【関係課長会議】 ○市が改善に向けた対応を行っても解決に至らない空家等の多くは、市からの情報提供に対して反応がないものとのこと だが、反応を促すため、今後法に基づく措置を行う可能性があることを記載したり、赤・黄色の封筒や用紙で送付するなど の方策を検討したらどうか。 ○即時強制を検討するとあるが、条例の制定を予定しているのか。 制定も含め検討していく。 ○中古住宅の利活用ニーズはある程度あるのか 定量的なデータは示せないが、住生活基本計画の策定作業における事業者調査等の結果からニーズを把握している。 ○適切な管理が行われていない空家等の解決率を成果指標として設定するのみでは、市が空家等対策において管理不 これまでの 全な空家等のみを注視していると捉えられないか。 庁議での 利活用に関する成果指標の設定について空家等対策協議会に意見を伺ったところ、私有財産である空家等の利活用を 主な意見 市の計画における成果指標とすることについては否定的であったことから、第2次計画における成果指標としなかった。 【事務事業調整会議】 ○成果指標「適切な管理が行われていない空家等の解決率」における主訴解決とはどんな定義か。 敷地の草木の繁茂や枝の道路への越境など様々だが、そうした市民等からの通報内容が解消した状態である。 ○第2次計画においても課題としてあげている空家法対象外の事案への対応について、計画期間中、条例制定などを検 討してほしい。

事案の具体的な内容

(1)策定の趣旨

現計画が令和元年度で終了となるが、今後も空家等が増加傾向にあるなか、空家等対策の推進を図る取組は、今後も本市の重要課題であり、引き続き施策推進が必要であることから、第2次計画を策定する。 策定にあたっては、現計画の基本的な方針と基本施策を踏襲しつつ、課題や背景を踏まえて具体的施策の拡充や新規取組を盛り込む。

- (2)第2次計画の位置づけ
 - ○相模原市総合計画の部門別計画
 - ○空家等対策の推進に関する特別措置法に基づ〈空家等対策計画
- (3)計画期間

令和2年度から令和9年度までの8年間

- (4)策定のポイント
 - ○住宅関連計画などの関連計画との整合
 - ○基本施策の見直し(特定空家等解消の推進姿勢を打ち出す)
 - ○利活用促進施策の充実
- (5)基本的な方針
 - ○空家等の増加抑制
 - ○管理不全な空家等の発生予防
 - ○管理不全な空家等の解消
- (6)基本施策

空家等の適切な管理の促進 空家等の利活用促進 特定空家等に対する措置

- (7)重点的に取り組む施策
 - ○増加抑制の周知・啓発
 - ○自主的な改善の促進
 - ○中古住宅としての流通及び活用促進
 - ○特定空家等に対する措置
- (8)成果指標

空家等対策推進の達成度を図るため、成果指標を設ける。

今後も空家等が増加し、これに伴い解決率が下降することが予想される中で、解決率の維持を目指す。 【成果指標】令和元年度の解決率48.6%を令和9年度まで維持する。

(9)今後のスケジュール

令和元年10月~ 庁議

11月下旬 パブリックコメント実施について情報提供(議会、報道機関)

12月 パブリックコメント実施

令和2年 3月 第2次計画策定

4月 第2次計画スタート

(案)

第 2 次 相模原市 空家等対策計画 🏠 🔊 (令和 2 年度 ~ 令和 9 年度)

【目 次】

第1章 計画の基	*本的な考え方	1
1 第 2 次計画策定	の背景	
2 計画の位置付け		
3 計画期間		2
4 計画の対象とする		
(1)空家等		
(2)特定空家等		
5 計画の対象とする	,地域	
	目標(SDGs)との関係	3
公 安 1741年	題	4
	起 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	, 4
1 人口推計		
(1)将来人口	\ 1b 76	_
• •)推移	5
(3)年齢層別住宅		
	総務省 住宅·土地統計調査)	6
(1)全国(平成3		_
	25.30年調査)	
	状況(国土交通省 平成26年空家実態調査)	8
(1)所有者の属性		
• •	- 1- 66	
	[向等	
	に関する調査等	13
` ,	世論調査(平成 28 年度)	
	音等の意向調査(平成 30 年度)	
	付応件数	19
(1)対応件数		
(2)対応件数の推		
		20
(1)項目別の視点		
(2)「空家等対策	計画(第1次)」の取組に関する課題	22
第3章 基本施領	€	24
1 基本的な方針	•	
		25
	な取組	
	「空家等の適切な管理の促進」	20
	「空家等の利活用促進」	31
	「特定空家等に対する措置」	
(-) <u></u> 1 // 00/ 10	11	

4 重点的に取り組むべき施策 ····································	
(4)増加抑制の周知·啓発 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
第4章 空家等対策の体制····································	37
(1)相模原市空家等対策協議会 (2)相模原市空家等対策調整会議	
(3)特定空家等判定検討部会 (4)相談体制	
(5)実施体制のイメージ	
第5章 計画の効果的な推進 ····································	40
2 多様な主体との連携・協働による取組 3 空家等対策の成果指標	
<資料編>	
用語解説	
空家等への対応の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
所有者等の取り得る選択肢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
計画の策定体制及び策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
相模原市空家等対策協議会規則 ····································	
生家寺対東の推進に関する特別指直法 特定空家等の判断基準	

本計画中、2重下線をひいた用語について解説します。



第1章 計画の基本的な考え方

1 第2次計画策定の背景

全国的に<u>空家等</u>が増加傾向にある中で、適切な管理がなされない空家等が防災、衛生、景観面などにおいて多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることが大きな社会問題となっています。

こうした状況に対応するため、平成27年5月に「<u>空家等対策の推進に関する特別措置法</u>(平成26年法律第127号。以下「空家法」という。)」が施行されました。空家法では、所有者等自らの責任による適切な管理を前提としつつも、住民に最も身近な行政主体であり、空家等の状況を把握することが可能な立場にある市町村を空家等に関する対策の実施主体として位置付けています。

本市においても、空家等は増加傾向にあり、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、平成28年4月に「相模原市空家等対策計画」を策定し、「空家等の適切な管理の促進」、「空家等の利活用促進」、「空家等に対する措置など」の基本施策を定め、各種施策を展開してきました。

今後、人口減少が進展していく中で高齢者人口の増加が推計されており、空家等の増加とともに、空家問題の更なる肥大化が予想されます。こうしたことから、空家等対策の推進を図る取組は、今後も本市の重要課題であり、総合的な空家等対策をより一層推進するため「第2次相模原市空家等対策計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、空家法第6条の規定に基づき、本市における空家等に関する基本的な対策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものであり、空家法第4条に定められている市町村の責務(空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるもの)を果たすものです。

また、本計画は、相模原市総合計画の部門別計画として、空家等対策の推進に向けた具体的な取組を明らかにするものです。

あわせて、相模原市住生活基本計画などの関連計画との整合性を図ります。

空家等対策の推進に関する特別措置法 相模原市総合計画

第 2 次
相模原市空家等対策計画 整合 ○住生活基本計画(全国計画)
○神奈川県住生活基本計画

3 計画期間

計画期間は、次期総合計画及び相模原市住生活基本計画の期間と整合性を図るため、令和2年度から令和9年度までの8年間とします。また、計画期間中であっても、相模原市空家等対策協議会の意見を聴いた上で、必要に応じ見直しを行うこととします。



4 計画の対象とする空家等

空家法第2条に規定する空家等及び特定空家等を対象とします。

(1)空家等(空家法第2条第1項)

「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

共同住宅の一室に居住者がいるなど、建築物などの一部でも使用されている場合は、「空家等」に該当せず、空家法の適用の対象外となる。

(2)特定空家等(空家法第2条第2項)

「特定空家等」とは、次のいずれかの状態にあると認められる空家等をいう。

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

そのまま放置すれば著し〈衛生上有害となるおそれのある状態

適切な管理が行われていないことにより著し〈景観を損なっている状態

その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

本市では、「特定空家等」を認定するため、国が示す「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)を踏まえ、別に判断基準を定めています。

5 計画の対象とする地域

市内全域を対象とします。

6 持続可能な開発目標(SDGs)との関係

持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)は、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。

本計画は、SDGsを構成する17の目標のうち、「3 すべての人に健康と福祉を」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」の3目標について特に関連性が強いため、計画を推進することによりこれらの目標を達成し、持続可能な世界の実現に寄与します。



特に関連性が強い目標と達成に資する本計画の取組

【目標3】 すべての人に健康と福祉を 【目標11】 住み続けられるまちづくりを



- ○基本施策 「空家等の利活用促進」-3-(2)まちづくりに繋がる活用の 支援
- 〇基本施策 「空家等の適切な管理の促進」、基本施策 「特定空家等に対する措置」



子育て、高齢者及び障害者支援等を行う福祉活動を行うような空家等の利活用を促進することにより、市民への福祉を推進します。

また、空家等の適切な管理の促進及び特定空家等への措置を行うことにより、安全・安心なまちづくりを推進し、これにより市民の健康的な生活を確保します。

【目標17】 パートナーシップで目標を達成しよう



○第5章-2多様な主体との連携・協働による取組

空家等対策の推進に当たっては、多様な主体と連携・協働し取組を進めます。(第5章 計画の効果的な推進-2 多様な主体との連携・協働による取組)

1 人口推計

(1)将来人口

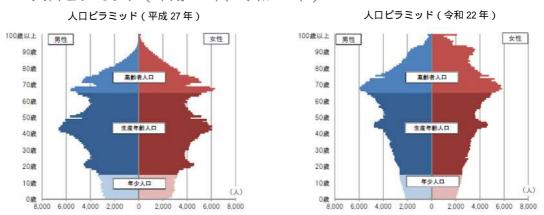
平成27年の国勢調査から推計すると、本市の人口は平成31(令和元)年に最高となり、その後減少に転じると予想されます。65歳以上の高齢者人口については今後も増加し、令和26年に最高となることが予想されます。

また、全人口に占める高齢者の割合については、平成27年に24.0%であったものが、高齢者人口が最高となる令和26年には37.1%まで上昇する見込みです。

総人口ピーク 高齢者人口ピーク 45.0 800,000 H31(R1) 723,056 人 R26 241,048 人 40.0 700,000 35.0 600,000 30.0 500,000 25.0 400,000 20.0 300,000 15.0 200,000 10.0 100,000 5.0 H27 R2 R7 R12 R17 R22 R27 R32 R37 R42 R47 □□年少人口(0歳~14歳) □□生産年齢人口(15歳~64歳) □□□高齢者人口(65歳以上) □

年齢3区分別人口及び高齢化率の推移(平成27年~令和47年)

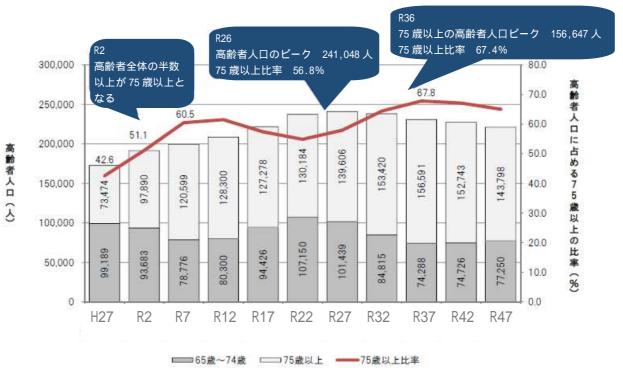
人口ピラミッド(平成27年、令和22年)



資料:相模原市「2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計」(平成29年度)

(2) 高齢者人口の推移

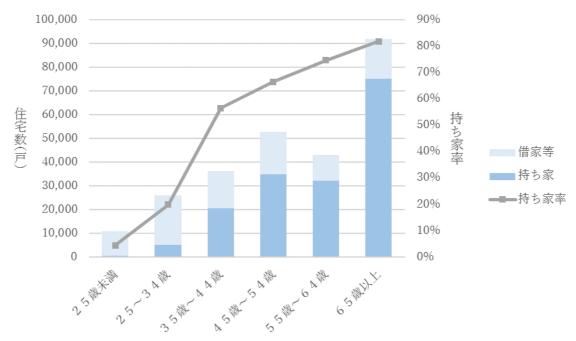
6 5 歳以上の高齢者に占める 7 5 歳以上の高齢者の割合は、平成 2 7 年に 4 2 . 6 % であったものが、令和 2 年には 5 1 . 1 % と全体の半数を超え、高齢者人口が最高となる令和 2 6 年には 5 6 . 8 % となる見込みです。



資料:相模原市「2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計」(平成29年度)

(3)年齡層別住宅所有状況

本市の年齢層別の住宅所有状況は、65歳以上の持ち家率が81.7%と最も高くなっています。



資料:総務省「平成30年住宅·土地統計調査」(令和元年度)

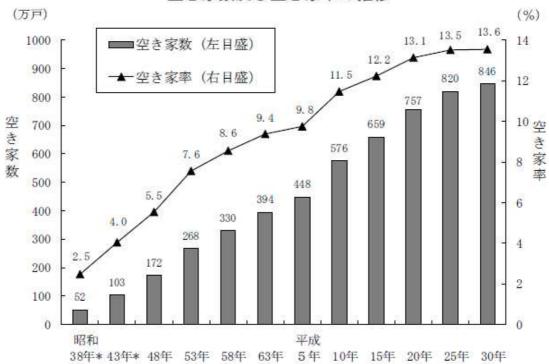
2 空家等の状況(総務省 住宅・土地統計調査)

(1)全国(平成30年調査)

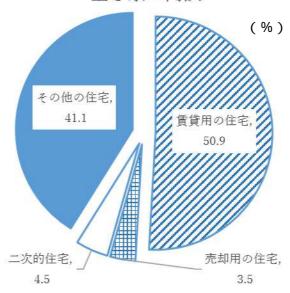
空き家(空家法に規定する空家等に当てはまらない、共同住宅のうちの1つの空き室などを含む)及び空き家率は増加傾向です。

空き家の内訳は、「<u>賃貸用の住宅」</u>が431万戸と全体の約半分を占め、「<u>売却用の住宅」</u>が<math>29万戸、「<u>二次的住宅」</u>が<math>38万戸、「<u>その他の住宅」</u>が<math>347万戸と全体の41.1%となっています。





空き家の内訳



(2)本市(平成25·30年調査)

平成25年の調査では35,920戸であった空き家が、平成30年の調査では36,200戸と増加傾向にあります。総住宅数に占める空き家の割合は、前回調査の10.6%から10.4%に0.2ポイント減少したものの、空き家のうち賃貸用、売却用及び二次的住宅のいずれにも当てはまらないその他住宅(長期不在、取り壊し予定などの住宅)の割合が1.0ポイント増加しています。

平成25年住宅·土地統計調査 (戸)

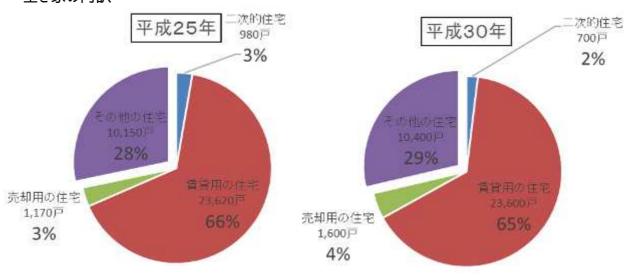
地 域	総 住 宅 数	空 き 家	総数との割合
全 国	60,628,600	8,195,600	13.5%
相模原市	337,640	35,920	10.6%
緑区	77,980	8,500	10.9%
中央区	124,160	13,010	10.5%
南区	135,490	14,410	10.6%

平成30年住宅·土地統計調査 (戸)

地	域	総 住 宅 数	空 き 家	総数との割合
全	国	62,407,000	8,489,000	13.6%
相模	原市	349,700	36,200	10.4%
緑	X	80,600	9,060	11.2%
中步	区乡	130,000	13,920	10.7%
南	X	139,070	13,250	9.5%

各区の数値は四捨五入しているため、各区の合計は相模原市の数値とは必ずしも一致しない。

空き家の内訳



住宅・土地統計調査は5年ごとに総務省が行う抽出調査で、数値は推計値です。

3 全国の空家等の状況(国土交通省 平成26年空家実態調査)

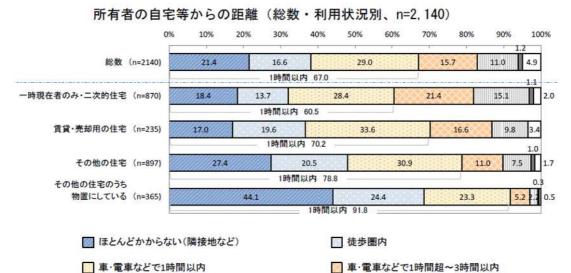
(1)所有者の属性等

空き家の所有者の年齢については、「65歳以上」の高齢者が55.6%を占めます。

0% 10% 50% 60% 70% 20% 30% 40% 80% 90% 100% 総数 (n=2140) 4 5.9 14.7 17.1 25.9 29.7 3.7 65歳以上 55.6 一時現在者のみ・二次的住宅 (n=870) 1.85.5 15.3 19.4 22.8 0.9 65歳以上 56.2 0.4 賃貸·売却用の住宅 (n=235) 2.6 6.4 14.0 16.6 29.4 2.1 65歳以上 570 その他の住宅 (n=897) 1.8 6.9 28.5 15.9 16.5 1.3 65歳以上 57.0 (参考) 居住世帯ありの持ち家の戸建て住宅 0.6 の家計を主に支える者の年齢 14.1 18.4 13.4 (平成25年住宅·土地統計調查) 65歳以上 44.5 29歳以下 30~39歳 40~49歳 ◎ 50~59歳 ■ 60~64歳 65~74歳 75歳以上 不明 無回答

所有者の年齢(総数・利用状況別、n=2,140)

自宅から空き家までの距離については、1時間以内が全体の67.0%を占める一方、「車・電車などで3時間超~日帰りが不可能」の割合は11.0%となっています。



不明

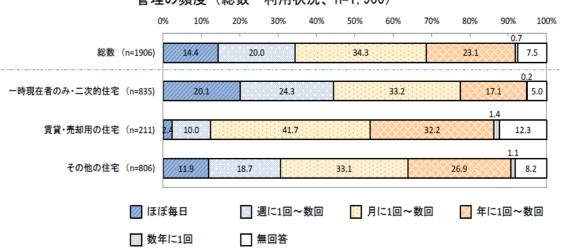
■ 車・電車などで3時間超~日帰りが不可能

(2)管理状況

空き家の主な管理者については、所有者やその親族が81.7%を占め、「不動産業者、建築会社、管理専門業者など」は、2.0%となっています。

主な管理者 (n=2,140) 不明 誰も管理し 21 不動産業者、建築会 ていない 1.0% 社、管理専門業者など 4.0% 43 無回答 2.0% 127 この住宅の近 5.9% 所の人など 48 2.2% 所有者と同居し 自社(法人所 所有者または ていない親族 有の場合) 375 所有者と同居 66 17.5% している親族 3.1% 1374 64.2%

空き家管理の頻度については、年に数回以下のものが23.8%と、全体の約4分の1を占めています。



管理の頻度(総数・利用状況、n=1,906)

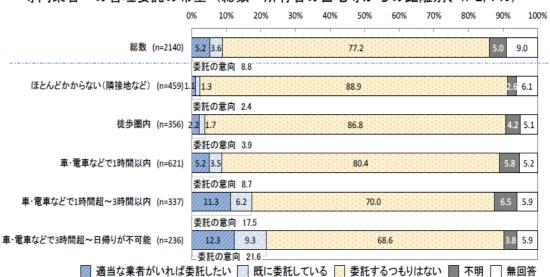
空き家を管理する上での障害・課題については、「管理の作業が大変」が26.3%、「住宅を利用する予定がないので管理が無駄になる」が23.6%、「遠方に住んでいるので管理が困難」が21.4%となっています。

一方で、「障害や課題はない」の割合が28.1%となっており、所有者の自宅などから距離が近いほど、その割合は大きくなっています。

72.0 70% 60% 54.6 50% 33.8 39.3 40% 26.3 27.4 30.1 23.6 25.8 24.0 28.1 21.1 17.4 2 14.2 18.7 30% 22.3 22.0 22.4 20.8 16.9 20% 12.1 10.4 10.6 6.0 - 6.8 10% 0.8 0% 0.7 管理を頼める人や業者が 遠方に住んでいるので管理が 管理の作業が大変 管理費用の負担が重い ので管理が無駄になる仕宅を利用する予定がない 障害や課題はない ■ 総数 (n=2140) ほとんどかからない(隣接地など) (n=459) ○ 徒歩圏内 (n=356) 車・電車などで1時間以内 (n=621) ■ 車・電車などで1時間超~3時間以内 (n=337) ■ 車・電車などで3時間超~日帰りが不可能 (n=236)

管理をする上での障害・課題(総数・所有者の自宅等からの距離別、複数回答、n=2,140)

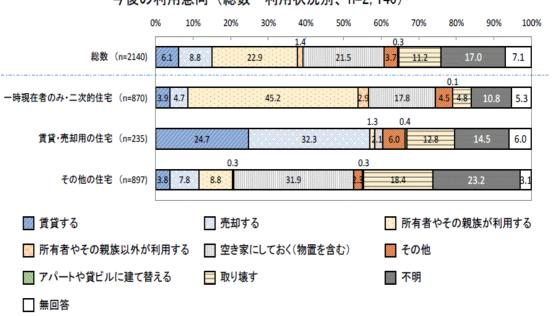
専門業者への管理委託希望については、「適当な業者がいれば委託したい」と「既に委託している」を合わせると8.8%となっている一方で、「委託するつもりはない」は77.2%となっています。



専門業者への管理委託の希望(総数・所有者の自宅等からの距離別、n=2,140)

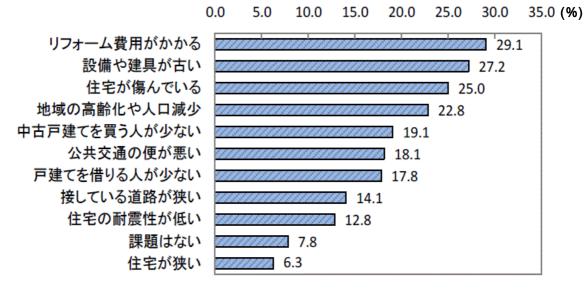
(3)今後の利用意向等

今後5年程度のうちの利用意向については、「所有者やその親族が利用する」が22.9%、「賃貸する」が6.1%、「売却する」が8.8%、「空き家にしておく」が21.5%、「取り壊す」が11.2%などとなっており、その他の住宅では、「空き家にしておく」の割合が31.9%と大きいほか、「取り壊す」も18.4%と割合が大きくなっています。



今後の利用意向(総数・利用状況別、n=2,140)

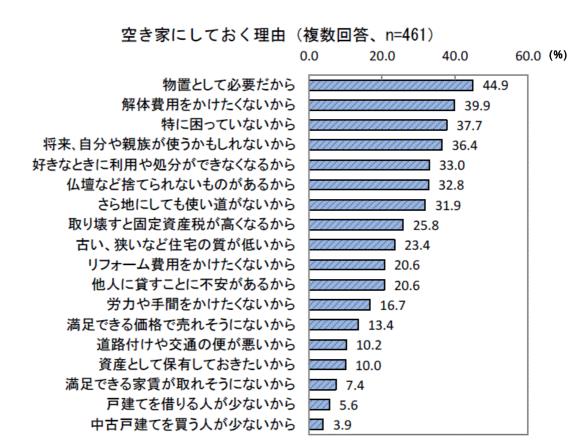
賃貸・売却をする上での課題については、「課題はない」が 7.8%となっている一方で、「リフォーム費用がかかる」が 29.1%、「設備や建具が古い」が 27.2%、「住宅が傷んでいる」が 25.0%となっています。



賃貸・売却する上での課題 (複数回答、n=320)

空き家にしておく理由については、「物置として必要だから」が44.9%、「解体費用をかけたくないから」が39.9%、「特に困っていないから」が37.7%、「将来、自分や親族が使うかもしれないから」が36.4%となっています。

また、「取り壊すと固定資産税が高くなるから」が25.8%と、税制上の理由が挙げられています。



平成26年空家実態調査は、国土交通省が平成25年住宅・土地統計調査の調査対象住宅の戸建て空き家の中から無作為に抽出した空き家の所有者を対象としています。

対 象 者 数:11,163人

有効回答者数: 3,316人(回答率29.7%)

4 本市の空き家に関する調査等

(1)市政に関する世論調査(平成28年度)

ア 調査の目的と対象

市民の市政に対する意識、意見、要望等を統計的手法によって的確に把握し、市政運営の有効な手段とするもの(市内在住 20 歳以上の男女個人 3 , 0 0 0 人を対象として実施し、うち 1 , 5 8 7 人が有効回答)

イ 調査の内容と結果

(ア)問題のある空き家の有無

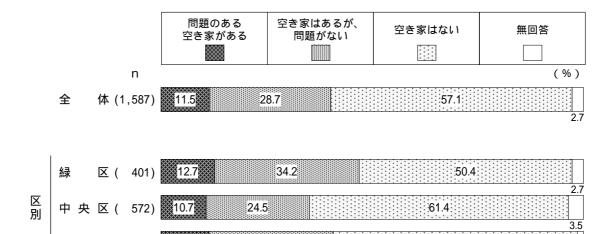
11.4

☒ (588)

南

身近に問題のある空き家はあるかたずねたところ、「問題のある空き家がある」 (11.5%)は1割を超えている。「空き家はあるが、問題がない」(28.7%)は3 割近〈、「空き家はない」(57.1%)が6割近〈となっています。

区別でみると、「空き家はあるが、問題がない」は緑区で3割半ばと高くなっています。「空き家はない」は中央区で6割を超えて高くなっています。



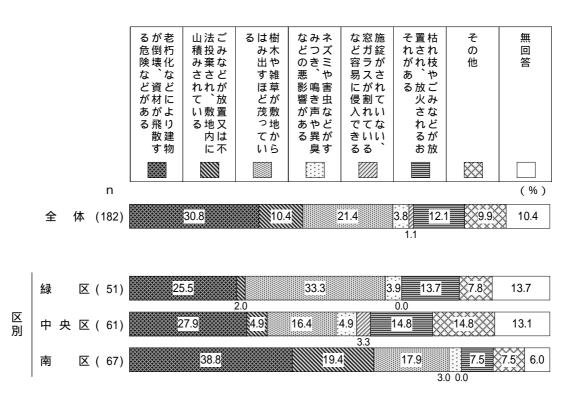
57.7

29.4

(イ)空き家の具体的な内容

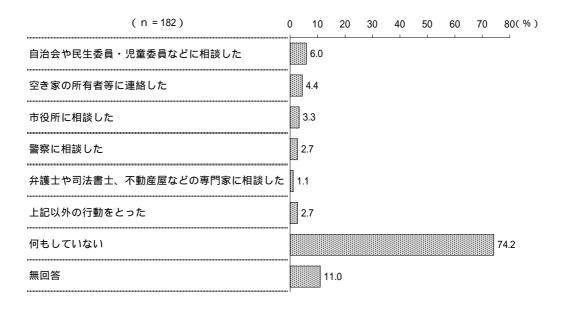
身近に「問題のある空き家がある」と答えた方に、どのような問題のある空き家かたずねたところ、「老朽化などにより建物が倒壊、資材が飛散する危険などがある」(30.8%)が約3割で最も高く、次いで、「樹木や雑草が敷地からはみ出すほど茂っている」(21.4%)、「枯れ枝やごみなどが放置され、放火されるおそれがある」(12.1%)、「ごみなどが放置又は不法投棄され、敷地内に山積みされている」(10.4%)と続いています。

区別でみると、「老朽化などにより建物が倒壊、資材が飛散する危険などがある」は 南区で4割近くと高くなっています。「樹木や雑草が敷地からはみ出すほど茂っている」 は緑区で3割を超えて高くなっています。



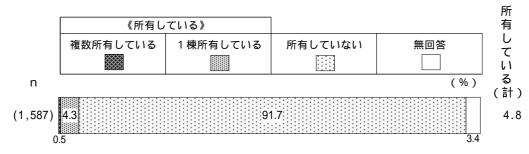
(ウ)問題のある空き家に対してとった行動

身近に「問題のある空き家がある」と答えた方に、問題のある空き家に対してどのような行動をとったかたずねたところ、「何もしていない」(74.2%)が7割半ばで最も高くなっています。行動をとった人の中では、「自治会や民生委員・児童委員などに相談した」(6.0%)が最も高く、次いで、「空き家の所有者等に連絡した」(4.4%)と続いています。



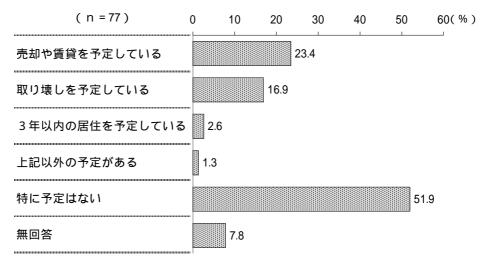
(エ)所有する空き家の有無

あなたやご親族は空き家(問題のある、なしにかからわず)を所有しているかたずねたところ、「複数所有している」(0.5%)と「1棟所有している」(4.3%)の2つを合わせた 所有している(計) (4.8%)は1割未満となっています。一方、「所有していない」(91.7%)が9割を超えています。



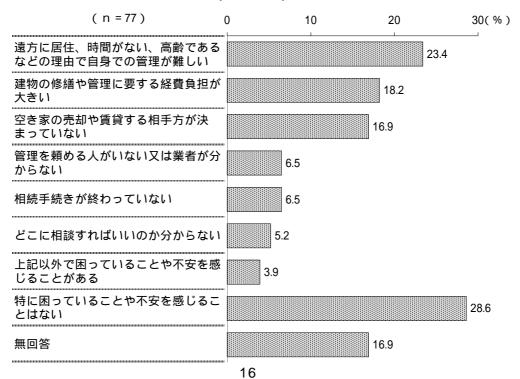
(オ)空き家の今後の予定

空き家を「複数所有している」または「1棟所有している」と答えた方に、空き家の今後の予定をたずねたところ、「特に予定はない」(51.9%)が5割を超えて最も高くなっています。予定がある人の中では、「売却や賃貸を予定している」(23.4%)が2割を超えて最も高く、次いで、「取り壊しを予定している」(16.9%)と続いています。



(カ)所有する空き家で困っていることや不安を感じること

空き家を「複数所有している」または「1棟所有している」と答えた方に、所有する空き家で困っていることや不安を感じることをたずねたところ、「特に困っていることや不安を感じることはない」(28.6%)が3割近〈で最も高〈なっています。また、困っていることや不安を感じることがある人の中では、「遠方に居住、時間がない、高齢であるなどの理由で自身での管理が難しい」(23.4%)が2割を超えて最も高〈、次いで、「建物の修繕や管理に要する経費負担が大きい」(18.2%)、「空き家の売却や賃貸する相手方が決まっていない」(16.9%)と続いています。



(2)空家等所有者等の意向調査(平成30年度)

ア 調査の目的と対象

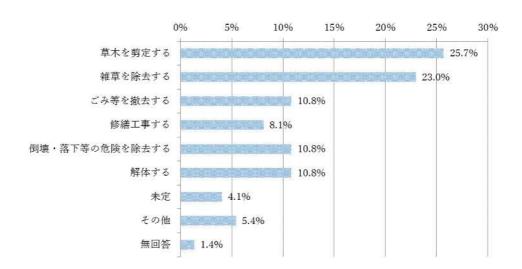
空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)が、当該空家等について将来的にどのように考えているかをアンケート調査し、その結果を今後の空家等対策の検討材料とすること(空家法第12条の規定により情報提供する空家等の所有者等101人を対象に実施し、うち38人が有効回答)

イ 調査内容と結果

(ア)適正管理に向けた対応

所有又は管理する空家等について、今後適正な管理に向けた対応を行う予定のある人は9割弱となっており(89.2%)、その内訳は「草木を剪定する」(25.7%)が最も高くなっています。次いで「雑草を除去する」(23.0%)が2割を占めるほか、「ごみ等を撤去する」、「倒壊・落下等の危険を除去する」、「解体する」(いずれも10.8%)、「修繕工事する」(8.1%)と続いています。

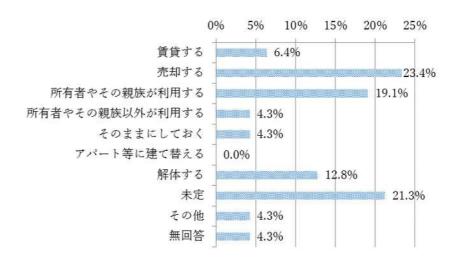
一方、対応を行う予定のない「未定」(4.1%)については、当該空家等がそのまま放置されることによる状態悪化が進み、周辺への悪影響も深刻となっていくことが想定され、今後、予定がない人に対する効果的な情報提供手法の検討が必要です。



(イ)今後の利用意向等

全体のうち、所有又は管理する空家等について、今後売却や利用等の予定がある人は6割を超えており(66.0%)、その内訳は「売却する」(23.4%)が最も高くなっています。次いで「所有者やその親族が利用する」が2割弱となっているほか(19.1%)、「解体する」(12.8%)が1割を占めており、「賃貸する」(6.4%)、「所有者やその親族以外が使用する」(4.3%)と続いています。

一方、売却や利用等の予定がない「未定」(21.3%)が2割を超えており、「(ア)適正管理に向けた対応」の調査結果同様、当該空家等がそのまま放置されることによる状態悪化が進み、周辺への悪影響も深刻なものとなっていくことが想定され、今後、予定がない人に対する効果的な情報提供手法の検討が必要です。



5 空家等に関する対応件数

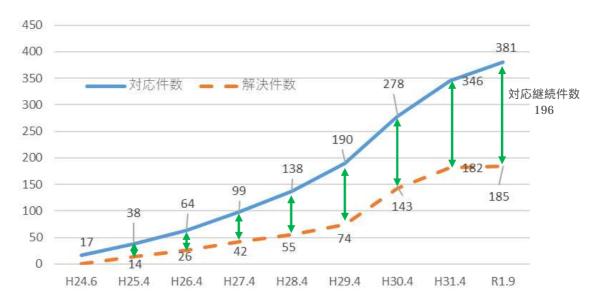
(1)対応件数

本市に寄せられた通報及び相談をもとに対応を行った空家等の件数は、平成24年6月から令和元年9月までに延べ381件となっており、このうち185件は草木の伐採などにより、主訴解決に至っています。

延	延べ対応件数主訴解決対応継続				
		エルカサノス	入づかいが正がし		
市全域	3 8 1件	185件	196件		
緑区	1 2 4件	4 4 件	8 0 件		
中央区	145件	7 5 件	7 0 件		
南区	112件	6 6 件	46件		

(2)対応件数の推移

平成24年6月以降の各年度における対応件数の推移は、次のとおりです。 また、対応件数と解決件数の差分が対応継続件数であり、当初17件であったものが、令和元年9月には196件に増加しています。



6 課題

(1)項目別の視点からの課題

社会情勢の変化、これまでの取組や関連調査等から整理した課題は次のとおりです。

ア 所有者等の視点からの課題

所有者等に売却や利用等の意向がなく空家等の放置によるリスクの認識が十分でないため空家等が放置され、結果として地域住民の生活環境に影響を及ぼすケースや、適正管理のための樹木剪定や空家等の修繕及び解体にかかる資金が工面できない、又は経費をかけたくないと考えている所有者等がいます。

また、所有者等や相続人が遠方に居住しているため空家等の状況把握や維持管理が難しいことや、所有者等が将来の利用や活用を想定し、空家等を残すケースがあります。

所有者等の高齢化が進み、特に単身者世帯においては、施設入所、死亡時の相続放棄などにより所有者等が不在となるケースや、相続登記がされておらず所有者が不明であることにより、空家等が適切に管理されず放置されるケースがあります。

こうしたことから、所有者等に対する空家等の適正管理に関する情報提供や管理意識の醸成、適正に管理するための支援や相談などが適切に行われないことによる所有者不明の空家等への対応が必要であり、所有者等に対して、空家等の適切な管理や利活用方法などの相談支援の充実や、所有者不明とならないよう適切な相続登記ができる仕組みや環境が求められています。

イ 中古住宅の流通・利活用などの視点からの課題

市場性の低い中古住宅は流通・利活用に至らず、結果として適切に管理されない 空家等となり、それが地域住民の生活環境に影響を及ぼす状況となっていますが、流 通・利活用に関する支援が十分ではありません。

中でも、活動の場を必要とする団体があっても空家等の活用意向のある所有者の情報が不足していることなどにより、ニーズを満たす空家等の利活用につながっていない状況があります。

こうしたことから、活用の場を探している団体等の情報や、逆に空家等を利活用したいと思っている所有者等の情報を提供するなどの流通促進を図ることが求められています。

また、空家等の発生を予防する観点から、中古住宅の価値を高める方策に取り組む必要があります。

ウ 法律及び制度の視点からの課題

地域住民の生活環境に影響を及ぼす<u>長屋</u>やマンションの 1 住戸が空き家となった場合は空家法の対象となっていないことや、具体的な危険が迫っている空家等への即時対応について空家法に規定がないことから、対応ができない状況となっています。

空家等が、新耐震基準に適合していない等で<u>既存不適格住宅</u>となっている場合や 建築確認申請が行われていない場合、接道の問題など現行の法制度にそぐわないた め、売却や建て替えが困難となるという課題があります。

また、中には空家等を解体し改善する気持ちがあるが、住宅を解体すると住宅用地に対する<u>固定資産税などの特例措置</u>が適用されなくなり、税額が上がるため、空家等を残すケースも存在します。

こうしたことから、空家法の対象とならない事案や空家等を解体した場合への対応などについて検討する必要があります。

(2)「空家等対策計画(第1次)」の取組に関する課題

基本施策 空家等の適切な管理の促進

適切な管理が行われていない空家等を放置した場合、建物の老朽化を招くほか、環境衛生や景観の悪化など、地域住民の生活環境に深厚な影響を及ぼすことが予測されることから、市政に関する世論調査(平成28年度)や自治会を対象としたサンプル調査(平成28年度から29年度)により空家等の実態把握に努めるとともに、通報等に基づき空家等の現地調査(平成30年度、183件)を行い、所有者等に対して適切な管理の依頼や意向確認を行いました。

また、各区役所において相談(平成30年度、155件)を受け付けるととも に、各専門家団体で設置する相談窓口などについて市ホームページや空家情報紙な どにより周知するとともに、空家等対策に関する講座などにより啓発を行いました。

市内すべての空家の状況が把握できていないことや、関係機関や地域住民からの情報収集においても所有者等が特定できない場合がある中で、空家等の増加抑制を図るためには、相談体制の確保や相談窓口の周知とともに、空家等の適切な管理方法や市の空家等対策の取組について、引き続き市民へ周知を図る必要があります。

基本施策 空家等の利活用促進

空家等について、中古住宅の活用策や流通促進の支援を実施し、空家等の活用を活性化させることで、空家等の増加抑制及び特定空家等の発生予防に努める必要があることから、相模原市緑区地域既存住宅リフォーム・改築推進協議会と連携し、緑区特設サイト「すもうよ緑区」において中古住宅等に関する情報提供の拡充(平成28年度から継続)を図るとともに、空家等相談員派遣制度について、相模不動産団体三支部連絡協議会を構成する団体と覚書を締結(平成30年度)しました。

また、「<u>空き家の利活用マニュアル」</u>を増刷(平成30年度)し、利活用に関する情報提供を推進しました。

こうした中で、中古住宅の活用策や流通促進の支援が十分ではないことや、活動の場を必要とする団体のニーズを満たす空家等の利活用に至っていない状況から、空家バンクの創設などにより中古住宅の流通促進への取組の推進や、空家等の利活用により地域の活性化などに繋がる取組について検討を行うとともに、空家等の利活用に関して、引き続き情報提供に努める必要があります。

基本施策 空家等に対する措置など

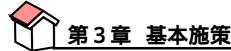
地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空家等に対して、当該空家等の状態やその周辺の生活環境への悪影響の程度などを総合的に勘案し、所有者等に対して状況に応じた指導、勧告、命令などの措置を講じる必要があることから、空家等対策協議会の意見を踏まえ、特定空家等と認める上での基礎資料となる「特定空家等(判定)調査票」のほか、措置の実施等に係る要領を策定しました。

これに基づき、市で4件の空家等を特定空家等と認め、指導を行い、うち1件が 建物解体により問題解決となりました(平成28年度から30年度)。

また、立入調査を7件実施し、うち3件は特定空家等の認定を前に建物解体などにより問題解決となりました(平成28年度から30年度)。

こうした中で、長屋やマンションの1住戸への対応や、具体的な危険が真に迫っている空家等への即時強制の措置など空家法の対象とならない事案があることから、こうした事案への対応を検討するとともに、引き続き、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある空家等の所有者等に対して情報提供を行うほか、特定空家等の所有者等に対しては措置を実施し、適正管理の促進を図る必要があります。

さらに、効果的な所有者支援策について、専門家団体と検討を行っていく必要があります。



1 基本的な方針

- 市は、空家法の目的に基づき、適切な管理が行われていない空家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている状況に鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、併せて空家等の活用促進に向け、対策に取り組みます。
- 空家等の管理は、第一義的には所有者等が自らの責任により、管理しなければなりませんが、所有者等が空家等の管理責任を全うしない場合においては、市は、当該空家等の状態やその周辺への悪影響の程度などを勘案し、私有財産である空家等に対して、どこまで関与すべきであるか判断した上で、適切な対応を図ります。
- 特に、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす特定空家等に対しては、その改善 に向け必要な対応を図ります。
- 地域の活性化などを図る観点から、空家等の有効活用に向けた取組、空家等の流通 促進に向けた支援などについて取り組みます。
- 空家等対策の取組についての周知啓発や、所有者等による自主的な改善を促すほか、 地域との協働により、空家等の増加抑制及び管理不全な空家等の発生予防を図ります。

2 基本施策

基本的な方針に基づき、空家等対策の推進に向け、施策の柱となる3つの 基本施策を定めます。

基本施策 「空家等の適切な管理の促進」

適切な管理が行われていない空家等を放置した場合、建物の老朽化を招く ほか、環境衛生や景観の悪化など、地域住民の生活環境に深刻な影響を及 ぼすことが予想されることから、引き続き市民からの通報窓口や所有者等に対 する相談窓口体制を設けるほか、空家等の適正な管理に向けた情報提供や 意識啓発を行うとともに、地域との協働により自治会などが主体的に取り組む 実態調査の結果に基づき現地調査を行うことで、管理不全な空家等の発生 予防を目指します。

なお、管理不全により、地域住民の生活環境に影響を及ぼしている空家等に対しては、所有者等への情報提供などにより、状態の改善を図ります。

また、空家等が周辺地域にもたらす諸問題及びそれに対処するための市の取組や専門家団体などにおける活動について、市のホームページなどで周知・啓発を行い、所有者等の意識を向上させるとともに、住環境を地域で見守るような市民意識を醸成することにより、空家等の増加抑制に努めます。

基本施策 「空家等の利活用促進」

空家等の増加抑制及び管理不全な空家等の発生予防のため、「空き家バンク」による空家等の売却・賃貸の情報提供を行うとともに、地域のニーズに応じ、地域活動拠点などの住宅以外の用途を含めた利活用を促進する取組を進めます。

また、若年・子育て世帯の移住・定住の誘導促進策を講じ、空家等及び中古住宅の売買等を促進し、利活用の活性化を図ります。

基本施策 「特定空家等に対する措置」

地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空家等に対して、当該空家等の状態やその周辺の生活環境への悪影響の程度などを総合的に勘案し、 所有者等に対して状況に応じた指導、勧告、命令など必要な措置を講じます。

施策の体系

基本施策	具体的施策	施策の内容
	1 空家等の実態把握	(1)実態の把握 (2)市民意識の把握
		(3)通報や相談窓口の連携強化
		(4)地域との協働等による状態及び状
		況の把握
		(5)情報の共有
- 	2 相談体制の充実	(1)相談窓口の充実
		(2)相談窓口の周知
等 の		(3)派遣相談の推進
空家等の適切な管理の促進	3 増加抑制の周知・啓発	(1)相談会や講演会等の支援
切 な		(2)適正管理等の周知・啓発
管理		(3)出張による地域での啓発
で の		(4)高齢者世帯への啓発
促 進	4 専門家団体等との	(1)所有者等への支援に向けた専門家団
	連携 	体等との連携
		(1)所有者等への情報提供
	5 自主的な改善の促進	(2)業務の代行
		(3)解体費の助成
		(4)危険ブロック塀等の撤去の支援
	6 関係法令の運用	(1)関係法令による適切な管理指導
	1 利活用に関する周知・	(1)購入・借用希望者への情報提供
		(2)適正管理等の周知・啓発【再掲】
空	2 中古住宅としての流通	(1)子育て世帯等の活用促進
家 等	及び活用促進	(2)中古住宅の取得促進
の		(3)住宅の品質確保の促進
活		(4)住宅取得時の安心感の醸成
		(5)借用・賃貸希望者への啓発
進	3 地域の活性化やまちづくり	(1)地域活動拠点としての活用促進
	に向けた活用	(2)まちづくりに繋がる活用の支援

#±	1 自主的な改善の促進	(1)所有者等への情報提供【再掲】(2)業務の代行【再掲】(3)解体費の助成【再掲】(4)危険ブロック塀等の撤去の 支援【再掲】
特定空家等に	2 特定空家等に対する 措置	(1)基本的な考え方(対応方針) (2)特定空家等の判断基準 (3)特定空家等への措置
対する措置	3 民法等での対応	(4)空家法等の適切な運用 (1)関係法令による適切な管理指導【再掲】
措置		(2)不在者·相続財産管理人選任の 申立て
	4 専門家団体等との連携	(1)所有者等への支援に向けた専門家 団体等との連携【再掲】

3 各施策の具体的な取組

(1)基本施策 「空家等の適切な管理の促進」

適切な管理が行われていない空家等を放置した場合、建物の老朽化を招くほか、環境衛生や景観の悪化など、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことが予想されることから、引き続き市民からの通報窓口や所有者等に対する相談窓口体制を設けるほか、空家等の適正な管理に向けた情報提供や意識啓発を行うとともに、地域との協働により自治会などが主体的に取り組む実態調査の結果に基づき現地調査を行うことで、管理不全な空家等の発生予防を目指します。

なお、管理不全により、地域住民の生活環境に影響を及ぼしている空家等に対して は、所有者等への情報提供などにより、状態の改善を図ります。

また、空家等が周辺地域にもたらす諸問題及びそれに対処するための市の取組や専門家団体などにおける活動について、市のホームページなどで周知・啓発を行い、所有者等の意識を向上させるとともに、住環境を地域で見守るような市民意識を醸成することにより、空家等の増加抑制に努めます。

1 空家等の実態把握

(1)実態の把握

空家等対策に効果的かつ効率的に取り組むためには、市内の空家等の所在やその 状態などを調査し、実態を把握することが重要ですが、本市は人口規模が大きく、市内 全ての空家等の状態を把握することは物理的及び経費的に難しい面があります。

このため、個別の相談及び通報や各消防署にある火災予防のための空家台帳、水道の利用状況などにより実態の把握に努めるとともに、引き続き、効果的な調査対象の選定や方法について検討を行います。

(2)市民意識の把握

市民を対象とした空家等に関する意識調査のほか、所有者等を対象とした管理の実態、売却や除却などの意向調査を実施し、調査結果を施策に反映させます。

(3)通報や相談窓口の連携強化

各区役所において、適切な管理が行われておらず、地域住民に影響を及ぼしている 空家等に対する相談を受け付けるほか、建築部門において、利活用に関する相談を受け付けます。

今後、こうした相談により的確かつ迅速に対応できるよう関係部署との連携強化を図ります。

(4)地域との協働等による状態及び状況の把握

市民からの通報や、地域との協働により自治会などから提供いただいた情報に基づき、 当該空家等について、その状態を把握するための現地調査を行います。

また、所有者等の特定を行うため、必要に応じ固定資産税の課税情報などのうち、 氏名その他の所有者等に関する情報を利用(空家法第10条1項)するほか、関係機関や地域住民から情報収集します。

(5)情報の共有

空家等及び特定空家等の所有者等への対応記録等について、庁内の関係する部署で共有するとともに、より効果的な共有方法について、システムの導入も含め検討します。

2 相談体制の充実

(1)相談窓口の充実

市が介入できない相隣問題、権利関係に関する問題、土地や建物の売却や賃貸に関する相談などについて弁護士、宅地建物取引士などによる専門的な相談窓口を設けるほか、法務、不動産、建築等の各専門家団体においても、市と締結した「<u>空家</u>等対策に関する協定」に基づき相談窓口を設置しています。市と専門家団体は相互に連携・協力し、市民などのニーズに一層的確かつ迅速に対応できる相談窓口の設置や合同相談会の実施など、効果的な相談体制の充実を図ります。

(2)相談窓口の周知

空家等に関する各種相談窓口について、市のホームページや広報紙のほか、イベントなどの様々な機会を捉え周知します。

(3)派遣相談の推進

空家等の管理方法や利活用に悩む所有者等からの要請を受け、本市<u>に登録</u>する 専門家を相談員として派遣します。

3 増加抑制の周知・啓発

(1)相談会や講演会等の支援

市と「空家等対策に関する協定」を締結した専門家団体が市民に向けて実施する 空家等に関する相談会や講演会などに対し、会場の確保や周知などの協力を行います。

(2)適正管理等の周知・啓発

空家等の適切な管理方法や市の空家等対策についての啓発チラシや利活用に関するマニュアルなどを市のホームページに掲載するほか、市役所や区役所、公共施設の窓口への配架に加え、自治会などへの配布や専門家団体の協力など、様々な機会をとらえた幅広い周知を行います。

(3)出張による地域での啓発

市が実施するまちかど講座、まちづくり会議などの機会を捉え、空家等の適切な管理方法、市の空家等対策の取組について、市民への周知・啓発を行います。

(4) 高齢者世帯への啓発

地域包括支援センター、自治会、老人クラブなどと連携し、高齢者世帯に対する空家等の適正な管理にかかる啓発のほか、専門家団体などと連携し、相続対策や資産の有効活用に関する相談体制の充実を図ります。

4 専門家団体等との連携

(1)所有者等への支援に向けた専門家団体等との連携

所有者等からの相談に対し、解決に向けた方策について、法務、不動産、建築などの専門的立場から助言を行ったり、空家等の管理の代行を請け負うなど、所有者等からの依頼に基づ〈空家等の適正な管理のための必要な支援の方策について、「空家等対策に関する協定」を締結した専門家団体と連携し検討を行います。

5 自主的な改善の促進

(1)所有者等への情報提供

市民からの通報に基づき現地調査を行った結果、適切な管理が行われておらず、 地域住民の生活環境に影響を及ぼしている空家等に対しては、特定空家等の発生を 未然に防止する観点から、空家等の適切な管理促進を図るため、所有者等に対して 当該空家等に関する情報提供、助言その他必要な対応を行い、自主的な改善を促 します。

(2)業務の代行

高齢や居住地が遠方のため、自ら改善措置を講じることが困難な所有者に対し改善措置に係る工事の見積書徴取を代行します。

(3)解体費の助成

地域住民の生活環境に著しい影響を及ぼすおそれがあり、跡地が地域の活性化に供される空家等の除却費用の一部を補助します。

(4)危険プロック塀等の撤去の支援

道路に面し危険性が認められるブロック塀等の撤去費用の一部を補助します。

6 関係法令の運用

(1)関係法令による適切な管理指導

建築基準法(昭和25年法律第201号)、道路法(昭和27年法律第180号)、相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例(昭和47年相模原市条例第12号)、相模原市環境保全に関する条例施行規則(昭和47年相模原市規則第44号)、相模原市火災予防条例(昭和48年相模原市条例第36号)など、関係法令に基づく適正な運用を図ります。

(2)基本施策 「空家等の利活用促進」

空家等の増加抑制及び管理不全な空家等の発生予防のため、「空き家バンク」による空家等の売却・賃貸の情報提供を行うとともに、地域のニーズに応じ、地域活動拠点などの住宅以外の用途を含めた利活用を促進する取組を進めます。

また、若年・子育て世帯の移住・定住の誘導促進策を講じ、空家等及び中古住宅の売買等を促進し、利活用の活性化を図ります。

1 利活用に関する周知・啓発

(1)購入・借用希望者への情報提供

本市に所在する売却・賃貸意向のある空家等の物件情報を「空き家バンク」に登録し、全国の購入・借用希望者に対し情報提供を行います。

(2) 適正管理等の周知・啓発【再掲】

空家等の適切な管理方法や市の空家等対策についての啓発チラシや利活用に関するマニュアルなどを市のホームページに掲載するほか、市役所や区役所、公共施設の窓口への配架に加え、自治会などへの配布や専門家団体の協力など、様々な機会をとらえた幅広い周知を行います。

2 中古住宅としての流通及び活用促進

(1)子育て世帯等の活用促進

子育て世帯等が、市内の中古住宅又は空家等を購入・リフォームすることに対する誘導促進策を検討します。

(2)中古住宅の取得促進

住宅金融支援機構と協定を締結し、「<u>フラット35</u>」の活用により、中古住宅の取得支援を行います。

(3)住宅の品質確保の促進

消費者や事業者等に対して、<u>住宅性能表示制度(新築・既存)</u>の制度趣旨や評価書の取得によるメリット等について情報提供を行います。

(4)住宅取得時の安心感の醸成

耐震性があり、インスペクション(建物状況調査等)が行われた中古住宅である<u>安</u>心R住宅制度の特徴やメリットについて情報提供を行います。

(5)借用・賃貸希望者への啓発

子育て世帯(借主側)及び高齢者世帯(貸主側)に対して、<u>JTIのマイホー</u> <u>ム借上げ制度</u>について情報提供を行います。

3 地域の活性化やまちづくりに向けた活用

(1)地域活動拠点としての活用促進

空家等を活用し、地域のコミュニティ拠点を整備する取組について検討します。

(2)まちづくりに繋がる活用の支援

民間事業者などが子育て支援、高齢者支援、障害者支援等を行う福祉活動や、 文化・芸術活動等のまちづくりに繋がる施設として活用したり、子育て世帯等の住み替 え用の住宅として活用するなどの取組への支援について検討します。

(3)基本施策 「特定空家等に対する措置」

地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空家等に対して、当該空家等の 状態やその周辺の生活環境への悪影響の程度などを総合的に勘案し、所有者等に対 して状況に応じた指導、勧告、命令など必要な措置を講じます。

1 自主的な改善の促進

(1)所有者等への情報提供[再掲]

市民からの通報に基づき現地調査を行った結果、適切な管理が行われておらず、地域住民の生活環境に影響を及ぼしている空家等に対しては、特定空家等の発生を未然に防止する観点から、空家等の適切な管理促進を図るため、所有者等に対して当該空家等に関する情報提供、助言その他必要な対応を行い、自主的な改善を促します。

(2)業務の代行【再掲】

高齢や、居住地が遠方のため自ら改善措置を講じることが困難な所有者に対し当該措置に係る工事の見積書徴取を代行します。

(3)解体費の助成【再掲】

地域住民の生活環境に著しい影響を及ぼすおそれがあり、跡地が地域の活性化に供される空家等の除却費用の一部を補助します。

(4)危険ブロック塀等の撤去の支援【再掲】

道路に面し危険性が認められるブロック塀等の撤去費用の一部を補助します。

2 特定空家等に対する措置

(1)基本的な考え方(対応方針)

空家等の管理については、空家法第3条にも規定されているとおり、所有者等にその責務があります。

このため、適切な管理がなされていない空家等については、その所有者等に対し空家法第12条の規定に基づき、情報の提供や助言等を行い、自主的な改善を促していきます。

しかしながら、改善が図られず、周辺の建築物や通行人等に対する悪影響の程度 や危険度の切迫性などを総合的に判断した上で認定する「特定空家等」については、 その所有者等に対し空家法第14条に基づき行政指導等による是正措置を行って いきます。

なお、同条に基づく是正措置については、所有者等の財産権の制約を伴う行為が含まれることから、庁内の関係部署で構成する相模原市空家等対策調整会議で協議を行い、空家法第7条の規定に基づき設置する相模原市空家等対策協議会の意見を聴いた上で慎重に手続を進めます。

(2)特定空家等の判断基準

特定空家等の認定は、国土交通大臣及び総務大臣が定める『「<u>特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)</u>』の『第2章(1)「特定空家等」の判断の参考となる基準』を踏まえ定めた判断基準により行います。

(3)特定空家等への措置

空家等の状態把握及び是正措置の検討のため、必要に応じ、空家法第9条第2項に基づ〈立入調査を実施します。この調査結果を踏まえ、所有者等に対して必要な措置(助言又は指導、勧告及び命令)を講じます(空家法第14条第1項か6第8項まで)。

また、所有者等が命ぜられた措置を履行しない又は十分に履行されない場合には、 行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところに従い、本来所有者 等が履行すべき措置を代執行します。なお、市は、必要な措置を命ぜられるべき者を 確知できない場合にも代執行する(略式代執行)ことはできますが、相当の期限を 定めてあらかじめ公告を行う必要があります(空家法14条第10項)。

さらに、勧告の対象となった特定空家等に係る土地については、住宅用地に対する 固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の対象から除外されることとなり ます(空家法第15条第2項、地方税法(昭和25年法律第226号) 第349条の3の2)。

【対応の流れ】



(4)空家法等の適切な運用

特定空家等への対応は、所有者等の財産権の制約を伴う行為であることから、法律相談等をもとに対応マニュアルの作成などにより知識の習熟に努め、空家法をはじめ、民法等の円滑な運用を図ります。

3 民法等での対応

(1)関係法令による適切な管理指導【再掲】

建築基準法、道路法、相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例(昭和47年相模原市条例第12号)、相模原市環境保全に関する条例施行規則(昭和47年相模原市規則第44号)、相模原市火災予防条例など、関係法令に基づく適正な運用を図ります。

(2)不在者・相続財産管理人選任の申立て

特定空家等の所有者又は管理者が行方不明であること、相続人がいないことなどにより、当該空家等に対処するための必要な措置を取ることができない場合には、債権対策などで利害関係人となり得る関係部署と連携するなどし、民法に規定される手続により対応を図ります。

4 専門家団体等との連携 [再掲]

(1)所有者等への支援に向けた専門家団体等との連携【再掲】

所有者等からの相談に対し、解決に向けた方策について、法務、不動産、建築などの専門的立場から助言を行ったり、空家等の管理の代行を請け負うなど、所有者等からの依頼に基づ〈空家等の適正な管理のための必要な支援の方策について、「空家等対策に関する協定」を締結した専門家団体と連携し検討を行います。

4 重点的に取り組むべき施策

基本施策に掲げる具体的な施策のうち、重点的に取り組むべき施策について指定し、着実に実現します。また、効果的かつ効率的な施策の推進に向け、関係機関や専門家団体、自治会など地域との連携及び協力の強化を図ります。

(1)増加抑制の周知・啓発

空家等がもたらす諸問題について、市のホームページやチラシなどの多様な媒体を活用して、所有者等に限らず、広く市民に対する意識の向上及び理解の促進に努めます。

(2) 自主的な改善の促進

適切な管理が行われておらず、地域住民の生活環境に影響を及ぼしている空家等に対しては、特定空家等の発生を未然に防止する観点から、所有者等に対し当該空家等に関する情報の提供や支援策を設けることによって自主的な改善を促します。

(3)中古住宅としての流通及び活用促進

若年・子育て世帯の移住・定住の誘導促進策を講じ、空家等及び中古住宅の売買等を促進し、利活用の活性化を図ります。

(4)特定空家等に対する措置

空家等の物的状態やその周辺の生活環境への悪影響の程度などを総合的に勘案し、 地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている「特定空家等」と認められる場合、 所有者等に対して状況に応じた指導、勧告、命令などの必要な措置を講じます。



第4章 空家等対策の体制

1 実施体制

(1)相模原市空家等対策協議会

本協議会は、市長のほか、法務、不動産、建築などに関する学識経験者や自治会関係者で構成され、次の事項について所掌します。

- ・空家等対策計画の作成及び変更に関する協議
- ・空家等対策計画の実施に関する方針、判断などに関する協議
- ·空家等対策の着実な推進に向けた、施策の取組状況についての検証及び 評価

(2)相模原市空家等対策調整会議

空家等がもたらす多岐にわたる問題に対し、空家等対策を効果的かつ効率的に実施するため、関係する部署によって相模原市空家等対策調整会議を設置し、次の事項に取り組みます。

- ・空家等対策の検討及び立案に関すること。
- ・空家等に対する対応又は措置に関する協議
- ・空家等に係る情報交換及び情報共有
- ・空家等の増加抑制又は特定空家等の発生予防に向けた啓発
- ・空家等の利活用に向けた支援策の検討

(3)特定空家等判定検討部会

相模原市空家等対策調整会議に、特定空家等の認定に関し特に関連性が高い部署による部会を設け、認定是非の判定及び是正措置等を検討します。

(4)相談体制

ア 庁内における窓口体制

適切に管理されていない空家等に関する相談に対しては、最初に各区役所が窓口となり、寄せられた内容が複数の部署にまたがる案件については、関係する部署と連携及び協力して対応します。

また、利活用に関する相談については、まちづくり計画部が窓口となるほか、各区役所市民相談室などにおいて、弁護士、宅地建物取引士などによる専門的な相談窓口(法律相談、不動産相談など)を設けています。

相 談 内 容	関係する部署
適切に管理されていない空家等に関すること。	まちづくり計画部 各区役所
空家等の利活用に関すること。	まちづくり計画部
建築物の損傷、腐食その他の劣化などに関すること。	まちづくり計画部
雑草の繁茂に関すること。	環境共生部
敷地内のごみの散乱や堆積などに関すること。	資源循環部
樹木の繁茂等による道路の安全な通行の支障などに関すること。	道路部
火災の予防に関すること(火災の危険性)。	消防局
法律・売買や賃貸などの不動産取引に関すること。	各区役所市民相談室など

イ 専門家団体との連携による相談体制

市と「空家等対策に関する協定」を締結した専門家団体では次のような相談内容を受付しています。今後、市民などが抱える空家等の課題について、より的確かつ迅速に対応できるよう連携及び協力体制の構築について検討します。

相談内容	専門家団体
相続や成年後見など法律に関すること。	神奈川県弁護士会
相続登記や成年後見などに関すること。	神奈川県司法書士会
所有者、相続人の確認などに関すること。	神奈川県行政書士会
	神奈川県宅地建物取引
不動産取引(売買や賃貸)などに関すること。	業協会相模北·南支部
小野性取引(元貞で貞貞)などに関すること。	全日本不動産協会神奈
	川県本部相模原支部
土地・建物の登記、境界などに関すること。	神奈川県土地家屋調査士会
建物の診断や利活用などに関すること。	神奈川県建築士事務所
注例の診例で利力用なこに関すること。	協会相模原支部

(5)実施体制のイメージ

多様な主体と連携・協働し、空家等対策を推進します。

空家等の問題は、所有者個人だけではなく、地域の問題としてとらえることも重要であることから、特に自治会をはじめとした地域住民が主体となる管理・利活用の取組への支援など、市と地域の一層の連携・協働の強化を図ります。

【市】

< 空家等対策所管課、各区役所及び関係 する部署 >

計画に基づ〈取組の実施

< 空家等対策調整会議 > 空家等対策の推進に 関する協議 取組の点検



< 空家等対策協議会 > 計画の作成及び変更並びに 実施に関する協議 取組の検証及び評価

<関係機関>

- ·警察署
- ·水道局
- ・ガス事業者
- ・電気事業者 など 空家等に関する情報 提供 市の空家等対策の取組

中の全家寺対東の取組 への連携及び協力





< 地域 >

- ·自治会
- ・地域包括支援センター
- ・老人クラブ など 空家等に関する情報提供 市の空家等対策の取組への 連携及び協力
- ○住環境の見守り

<専門家団体>

- ·弁護士会
- ·司法書士会
- ·行政書士会
- ·不動産団体
- ·土地家屋調査士会
- ・建築士事務所協会 など 専門的相談(空家等の売買及び賃 貸、相続、権利関係の整理、紛争 解決、登記など) 中古住宅の有効活用及び流通促進 の提案(建物診断、利活用など) 空家等に関する情報提供 市の空家等対策の取組への連携 及び協力

- < 民間事業者 >
- ·不動産事業者
- ·建設事業者
- ·管理事業者
- ・NPO法人 など 中古住宅の有効活用 及び流通促進 空家等の維持管理 空家等に関する情報 提供 市の空家等対策の 取組への連携及び協力



第5章 計画の効果的な推進

1 着実な推進

- 空家等対策所管課を中心とし、区役所や建築、環境、衛生、土木、消防、福祉など、 関係する部署との連携を密にし、横断的な取組を展開します。
- 計画の実効性を確保するため、毎年度、具体的施策の取組状況について点検を行い、 相模原市空家等対策協議会において報告し、施策の有効性、効率性などの検証及び 評価を行い、その結果を次年度の施策に反映させます。
- 各施策の取組状況については、市のホームページにより市民に情報提供します。
- 計画の推進に当たっては、人権施策推進指針の理念を踏まえ施策を実施します。
- 施策の実施に当たっては、相模原市住生活基本計画と整合を図るほか、国、神奈川県及び他の地方公共団体との緊密な連携を図ります。

2 多様な主体との連携・協働による取組

市は、地域、専門家団体、民間事業者等との更なる連携・協働を進めるとともに、今後次の取組を進めます。

- 空家等の発生予防の観点から、居住中の住宅を対象として価値の向上や中古住宅の 流通を促します。
- 区役所が市民や地域に一層身近な窓口となり、より効果的な空家等対策が行えるよう、 実施体制における区役所の役割について検討します。
- 長屋やマンションの 1 住戸への対応や、具体的な危険が真に迫っている空家等への即時強制の措置など空家法の対象とならない事案への対応を検討します。

3 空家等対策の成果指標

○ 本計画に基づき空家等対策を総合的かつ効果的に推進し、その達成度を図るため成果指標を設定します。

今後も空家等が増加し、これに伴い解決率が下降することが予想される中で、解決率を維持することを目標とします。

【指標】適切な管理が行われていない空家等の解決率(%)の維持						
【基準】R 元年度	[基準] R元年度 R2 R3 R4 R5 R6 R7 R8 R9					
48.6	48.6 48.6 48.6 48.6 48.6 48.6 48.6 48.6					

適切な管理が行われていない空家等とは、通報及び相談により把握した空家等のうち、 雑草の繁茂や建物の老朽化などにより地域住民の生活に影響を及ぼしており、空家法に 基づき行政が改善に向け対応するものを指します。(相隣関係は含まない)

解決率の算出方法:延べ主訴解決件数/延べ対応件数

<資料編>

掲載	用語	解説
P 6	空き家	住宅・土地統計調査における定義 ² で、居住世帯のない住宅のうち、一時現在者のみの住宅及び建築中の住宅以外の住宅をいう。状態により、「二次的住宅」、「賃貸用の住宅」、「売却用の住宅」、「その他の住宅」に分類される。
P 1	空家等	空家法における定義で、建築物又はこれに附属する 工作物で居住その他の使用がなされていないことが 常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に 定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公 共団体が所有し、又は管理するものを除く。なお、 「居住その他の使用がなされていないことが常態であ る」とは、例えばおおむね年間を通して建築物などの 使用実績がないことをいう。
P 2 9	空家等対策に関する協定	次の専門家 8 団体と相模原市が締結した協定で、相互に連携・協力をし、市内の空家等に関する総合的な対策を進めることにより、市民生活の安全・安心の確保を図ることを目的としたもの。・県弁護士会・県司法書士会・県行政書士会・県宅地建物取引業協会相模北支部・県宅地建物取引業協会相模市支部・全日本不動産協会神奈川県本部相模原支部・県土地家屋調査士会・県建築士事務所協会相模原支部
P 1	空家等対策の推進に関する特 別措置法 (空家法)	適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要であることから、所有者、市町村の責務を示すとともに、空家等についての情報収集、空家等及びその跡地の活用、特定空家等に対する措置、また財政上の措置及び税制上の措置などを規定したもの。
P 2 2	空き家の利活用マニュアル	相模原市協働事業提案制度において、一般社団法人神奈川県建築士事務所協会相模原支部と相模原市の協働により作成。空き家の利活用の方法及び各種制度の紹介や、空き家に関する問題についての適切な相談先などを掲載するもの。
P 1	空家法第4条に定められている 市町村の責務	『空家等対策計画の作成及びこれに基づ〈空家等に 関する対策の実施その他の空家等に関する必要な 措置を適切に講ずるよう努める』こと
P 6	空き家率	住宅・土地統計調査において、住宅総数に対する空き家数の比率をいう。
P 3 1	安心R住宅制度(特定既存住	国により創設された制度で、耐震性があり、インスペクション(建物状況調査等)が行われた住宅であっ

掲載	用語	解説
	宅情報提供事業者団体登録制度)	て、リフォーム等について情報提供が行われる既存住宅に対し、国の関与のもとで事業者団体が標章(マーク)を付与するし〈みをいう。
P 3 1	インスペクション(建物状況調査 等)	国土交通省の定める講習を修了した建築士が、建物の基礎、外壁など建物の構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分に生じているひび割れ、雨漏り等の劣化・不具合の状況を把握するため行う調査をいう。
P 1	神奈川県住生活基本計画	神奈川県が策定した計画で、魅力あふれ、質の高い住生活の実現をめざし、住まいまちづくりに関する施策を地域の実情に応じて総合的かつ計画的に推進することを目的としたもの。国の住生活基本計画(全国計画)」に即して定めている。
P 2 1	既存不適格住宅	建物を建てた時点では、法令の規定を満たして建て ているものの、法令等が改正されることにより新しい規 定には適合しない住宅をいう。
P 2 1	固定資産税などの特例措置	住宅用地に対する課税標準の特例のこと。住宅用地(専ら人の居住の用に供する家屋の敷地)については税負担を軽減するため、次のとおり課税標準の特例措置が適用される。 小規模住宅用地(住宅1戸あたり200平方メートルまでの部分)は評価額×6分の1一般住宅用地(住宅1戸あたり200平方メートルを超える部分)は評価額×3分の1
P 3 3	相模原市空家等対策協議会	相模原市の附属機関で、空家法第6条第1項に 規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに 実施について、同法第7条第1項の規定に基づき 協議し、又は意見を建議する機関をいう。
P 1	相模原市住生活基本計画	相模原市が策定した計画で、空家等対策を含む住 宅政策を総合的かつ計画的に推進するためのもの。
P 3 1	JTIのマイホーム借上げ制度	一般社団法人 移住・住みかえ支援機構(JTI)が行う制度で、50 歳以上のシニアを対象にマイホームを借上げ、賃貸住宅として転貸することにより、安定した家賃収入を保証するもの。
P 1 3	市政に関する世論調査	相模原市が毎年行う調査で、市民の市政に対する意識、意見、要望等を統計的手法によって的確に把握し、市政運営の有効な資料とするために行うもの。調査には、経年調査項目(「定住意識」・「まちづくり」・「広報」(各項目は3年に1回調査))と随時調査項目がある。
P 2 2	自治会を対象としたサンプル調査	相模原市が行った調査で、近隣住民に悪影響を及ぼし、「特定空家等」の状態であるにもかかわらず、近隣住民から市に相談等がないために、具体的な措置を講じられないといった状況を回避するため、措置を講ずべき状態にある市内の空き家の情報が、これまでに市に寄せられた相談等に反映されているのか、その現状を把握することを目的に実施したもの。

掲載	用語	解説
P 1	住生活基本計画(全国計画)	国が作成した計画で、「住生活基本法」に基づき、 国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な取組を規定したもの。
P 3 1	住宅性能表示制度(新築·既 存)	国により創設された制度で、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、様々な住宅の性能をわかりやす〈表示するもの。
2 0	住宅·土地統計調査	5年ごとに国が実施している調査で、日本の住宅と そこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土 地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにす る統計調査をいう。調査の結果は、住生活基本法 に基づいて作成される住生活基本計画、土地利用 計画等の諸施策の企画、立案、評価等の基礎資 料として利用される。
P 6	その他の住宅	住宅・土地統計調査における定義 ² で、空き家のうち、「二次的住宅、賃貸用及び売却用の住宅」のいずれにも当てはまらない住宅をいう。例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅などをいう。なお、空き家の区分の判断が困難な住宅を含む。
P 6	賃貸用の住宅	住宅・土地統計調査における定義 ² で、空き家のうち、新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅をいう。
P 2	特定空家等	空家法における定義で、次のいずれかの状態にあると認められる空家等をいう。 ・そのまま放置すれば倒壊等著し〈保安上危険となるおそれのある状態・そのまま放置すれば著し〈衛生上有害となるおそれのある状態・適切な管理が行われていないことにより著し〈景観を損なっている状態・その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
P 3 4	「特定空家等に対する措置」に 関する適切な実施を図るために 必要な指針(ガイドライン)	国から示された指針で、市町村が「特定空家等」の 判断の参考となる基準等及び「特定空家等に対す る措置」に係る手続について、参考となる考え方を示 すもの。
P 2 3	特定空家等(判定)調査票	空家法 9 条に基づく立入調査の際に使用し、特定 空家等の判断基準を補完するもの。
P 2 1	長屋(建)	住宅・土地統計調査における定義 ² で、二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているものをいう。
P 6	二次的住宅	住宅・土地統計調査における定義 ² で、空き家のうち、次のいずれかに当てはまるものをいう。 ・別 荘・・・・・週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で,ふだんは人が住んでい

掲載	用語	解説
		ない住宅
		・その他・・・・・ふだん住んでいる住宅とは別に,残業
		で遅くなったときに寝泊まりするなど,たまに寝泊まりし
		ている人がいる住宅
P 6	売却用の住宅	住宅・土地統計調査における定義 2で、空き家のう
		ち、新築・中古を問わず、売却のために空き家になっ
		ている住宅をいう。
P 3 5	不在者·相続財産管理人	·不在者財産管理人
		従来の住所又は居所を去り、容易に戻る見込みの
		ない者(不在者)に財産管理人がいない場合に、
		利害関係人や検察官の申立てに基づき家庭裁判
		所から選任される者をいう。不在者財産管理人は不
		在者の財産を管理、保存するほか、家庭裁判所の
		許可を得た上で、遺産分割、不動産の売却等を行
		う。
		相続財産管理人
		相続人が全くいない場合や相続人全員が相続放棄
		した場合に、利害関係人や検察官の申立てに基づ
		き家庭裁判所から選任される者をいう。相続財産管
		理人は、被相続人(亡〈なった人)の債権者等に
		対して被相続人の債務を支払うなどして清算を行
		い、残った財産を国庫に帰属させる。
P 3 1	フラット 3 5	住宅金融支援機構と提携した民間の金融機関にお
		いて利用できる長期固定金利の住宅ローンをいう。

「空家等」と「空き家」の違い

空家等は使用がなされていない建築物等と同義であり、マンションなどの集合住宅は1棟全体で1つの建築物等であるため、1住戸のみが空いている集合住宅及び当該空き住戸はこれに含まれない。

一方、空き家はマンションなどの完全に区画された建物の一部のうち、居住世帯のない 住戸であるため、集合住宅の空いている1住戸はこれに含まれる。

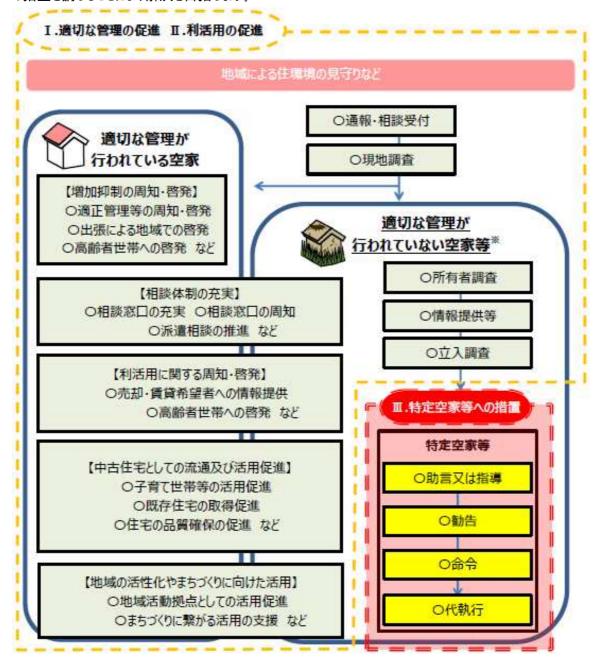
平成30年住宅・土地統計調査における用語の解説(抜粋)



空家等への対応の流れ

市は、適切な管理が行われている空家等に対しては、引き続き適切な管理が行われるよう周知・啓発などを行うほか、管理不全な空家等の発生予防を目的として、利活用の促進に関する取組を行います。

また、通報や相談などをもとに空家等の現地調査を行い、適切な管理が行われておらず、地域住民の生活環境に影響を及ぼしている空家等(相隣関係は含まず)に対しては、当該空家等の状態や利活用について情報提供を行うことなどにより解決に向け対応します。このうち、周辺へ著しい悪影響を及ぼしている特定空家等に対してはまず指導を行い、なお状態の改善が確認できない場合は段階的に勧告や命令などの措置を講じることにより解決を目指します。

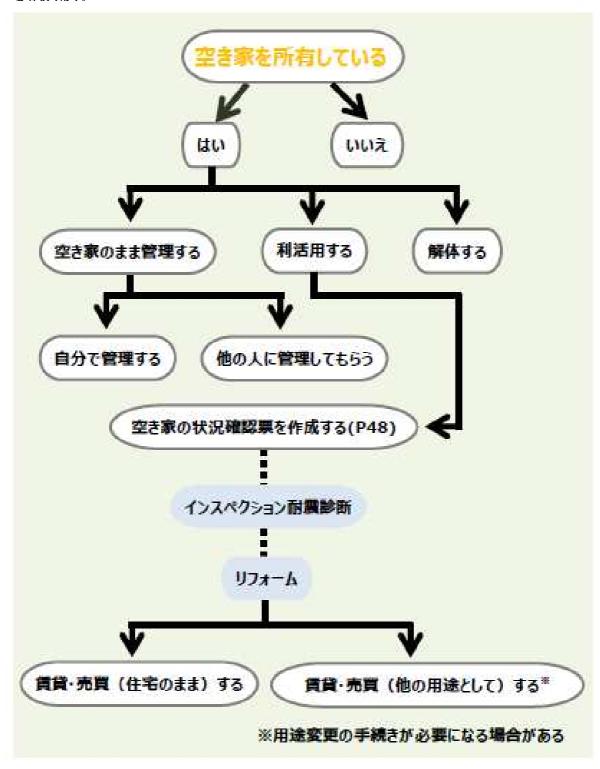


なお、適切な管理が行われていない空家等に対しては、事案に応じ、空家法のほか関係法令での対応 も行います。

雑草の繁茂や建物の老朽化などにより地域住民の生活に影響を及ぼしており、改善に向け行政として対応を図る(相隣関係は含まない)空家等のことで、この解決率の維持を本計画の成果指標とします。

所有者等の取り得る選択肢

空家法で規定されているとおり、空家等の所有者等には周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努める責務があることから、利活用や解体を含め、空家等の処遇について検討する必要があります。



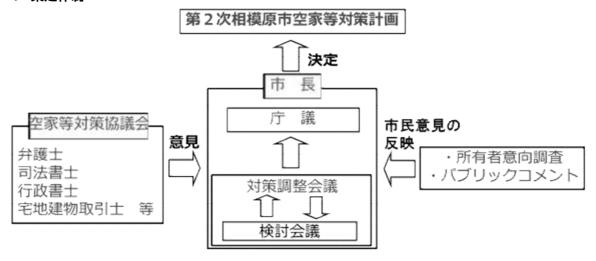
(一般社団法人神奈川県建築士事務所協会相模原支部 編集 『空き家の利活用マニュアル』を編集して作成)

所有者	
氏 名	
佳 斯	▼ —
唱話香写	
住宅の基本情報	
土地所有者	
彦 揽 脐 有 若	
所 在 地	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
機構り駅からの拍離	線 駅から 分(徒歩・バス
教 油 面 積	п
智 策 面 辑	m
近べ床直積	nt
E4 BX	B.
構 遊	木造 ・ 鉄骨道 ・ 鉄筋コンクリート道 ・ その他
建築铸用	S46年より前 ・ S46~54年 ・ S56年以降
曹頻の有無	施施申請書 ・ 挟査済証 ・ その他図面等 (
管理状况	
₹ Ø fb	
相談为書	

(一般社団法人神奈川県建築士事務所協会相模原支部 編集 『空き家の利活用マニュア ル』)

計画の策定体制及び策定経過

1 策定体制



2 策定経過

年 度	月日	会 議 等
	6月 1日	相模原市空家等対策調整会議(第1回) 兼 関係課長会議
	7月 3日	相模原市空家等対策協議会(第1回)
	10月10日	空家等対策計画検討会議(第1回)
平成30年度	10月22日	相模原市空家等対策調整会議(第2回)
	11月1日	相模原市空家等対策協議会(第2回)
	11月28日	相模原市空家等対策協議会から建議
	1月25日	空家等対策計画検討会議(第2回)
	2月 5日	相模原市空家等対策調整会議(第3回)
平成 3 1 年度	4月22日	相模原市空家等対策協議会(第3回)
	5月13日	空家等対策計画検討会議(第3回)
	5月27日	相模原市空家等対策調整会議(第4回)
	6月17日	相模原市空家等対策協議会(第4回)
	7月 1日	空家等対策計画検討会議(第4回)
	7月23日	相模原市空家等対策調整会議(第5回)
令和元年度	8月14日	相模原市空家等対策協議会(第5回)
	10月 9日	相模原市空家等対策協議会から建議
	10月10日	相模原市空家等対策調整会議(第6回) 兼
	10/3100	関係課長会議
	11月 日	市議会総務部会への計画案報告
	12月~1月	パブリックコメント実施

相模原市空家等対策協議会規則

(相模原市規則第123号)

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第 17号)に基づき 設置された相模原市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営等について必要な事項を 定めるものとする。

(協議会)

- 第2条 協議会は、市長のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する者をもって構成する。
- (1)市の住民
- (2)法務に関し学識経験のある者
- (3)不動産に関し学識経験のある者
- (4)建築に関し学識経験のある者
- (5)前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(会長及び副会長)

- 第3条 協議会に会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 協議会の会議は、会長が招集する。
- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 協議会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の招集の特例)

第6条 委員の任期満了後最初の協議会の会議の招集は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、空家等対策事務主管課で処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後最初の協議会の会議は、市長が招集する。

相模原市空家等対策協議会委員名簿

任期(平成30年1月1日から令和元年12月31日まで ただし相模原市長は除く) 会長 副会長

氏名	所属など	備 考
〇根岸 小百合	神奈川県弁護士会	弁 護 士
植木 優子	神奈川県司法書士会	司法書士
石口 美子	神奈川県行政書士会	行政書士
石塚 惠	全日本不動産協会相模原支部	宅地建物取引士
中川 裕久	神奈川県土地家屋調査士会	土地家屋調査士
新村 玲子	一般社団法人神奈川県建築士事務所協会相模原支部	建築士
岩﨑 忠	公立大学法人 高崎経済大学	学識経験者
田代明寬	相模原市自治会連合会	自 治 会 長
加山 俊夫 ¹	相模原市長	市長
本村 賢太郎 2	相模原市長	市長

1 平成31年4月21日まで 2 平成31年4月22日から

任期(令和2年1月1日から令和3年12月31日まで) 会長

会長 副会長

氏 名	所属など	備考		
	神奈川県弁護士会	弁 護 士		
	神奈川県司法書士会	司法書士		
	神奈川県行政書士会	行政書士		
	全日本不動産協会相模原支部			
	神奈川県土地家屋調査士会			
	一般社団法人神奈川県建築士事務所協会相模原支部			
	公立大学法人 高崎経済大学	学識経験者		
	相模原市自治会連合会	自治会長		
本村 賢太郎	相模原市長	市長		

空家等対策の推進に関する特別措置法

(平成26年法律第127号)

(目的)

- 第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村(特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。)による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。(定義)
- 第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地 (立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- 2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著し〈保安上危険となるおそれのある 状態又は著し〈衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著し〈景観 を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると 認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼ さないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する 対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

- 第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。
- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
 - 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

- 第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。)を定めることができる。
- 2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策 に関する基本的な方針
- 二計画期間
- 三 空家等の調査に関する事項
- 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地(以下「空家等の跡地」という。)の活用の促進に関する事項
- 六 特定空家等に対する措置(第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。)その他の特定空家等への対処に関する事項
- 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
- 3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、 技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。 (協議会)
- 第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。 (都道府県による援助)
- 第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

- 第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。
- 2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又は その委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、 当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、 関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (空家等の所有者等に関する情報の利用等)

- 第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏 名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、 その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共 団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。 (空家等に関するデータベースの整備等)
- 第十一条 市町村は、空家等(建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの(周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。)を除く。以下第十三条までにおいて同じ。)に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、 又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のため に必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

- 第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著し〈保安上危険となるおそれのある状態又は著し〈衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除〈。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じよう とする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出する ことができる。
- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその 措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがな いときは、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の定めるところに従い、自ら義務者のなす べき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき(過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総 務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第三項の規定による命令については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章 (第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。
- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省 令で定める。

(財政上の措置及び税制上の措置等)

- 第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ 円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度 の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に 関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。 (過料)
- 第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する
- 2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

特定空家等の判断基準

(平成28年11月 相模原市策定)

1 趣旨

本基準は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「空家法」という。)第2条第2項に規定する「特定空家等」を認定するため、国土交通大臣及び総務大臣が定める『「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)』の『第2章(1)「特定空家等」の判断の参考となる基準』を踏まえ、本市としての判断基準を定めるものです。

特定空家等の認定に当たっては、本基準を基に、庁内の関係する部署で構成される相模原市空家等対策調整会議で協議を行い、空家法第7条の規定に基づき設置する相模原市空家等対策協議会の意見を聴いた上で行います。

2 基本的な考え方(対応方針)

空家等の管理については、空家法第3条にも規定されているように、所有者等にその責務があります。 このため、市では、適切な管理がなされていない空家等については、その所有者等に対し空家法第12 条の規定に基づき、情報の提供や助言等を行い、自主的な改善を促していきます。

しかしながら、改善が図られず、本基準に基づき、「特定空家等」と認定した空家等については、周辺の建築物や通行人等に対する悪影響の程度や危険度の切迫性などを総合的に判断した上で、空家法第14条に基づき、助言又は指導、勧告といった改善に向けた働きかけを段階的に行っていき、それでもなお改善が図られない空家等で、特に必要があると認める場合には、同条に基づく命令、行政代執行による是正措置を行っていきます。

なお、同条に基づく行政指導や是正措置については、所有者等の財産権の制約を伴う行為が含まれることから、慎重に手続を進めていきます。

3 判断基準

空家等が次の状態にある場合、当該空家等を特定空家等として認定する。 そのまま放置すれば倒壊等著し〈保安上危険となるおそれのある状態

状 態	状態区分		状態の例
ア 建築物が倒壊等する	建築物の著しい傾斜		部材の破損や不同沈下 1等、建築
おそれがある。			物に著しい傾斜がみられる。
	建築物の構	基 礎 及	基礎に大きな亀裂、多数のひび割れ、
	造耐力上主	び土台	変形又は破損が発生している。
	要な部分の損		ぎがい 腐食又は蟻害によって土台に大きな断
	傷等		面欠損が発生している。
			基礎と土台に大きなずれが発生して
			Nる。
		柱、は	構造耐力上主要な部分である柱、
		り、筋か	はり、筋かいに大きな亀裂、多数の
		l1 2,	ひび割れ、変形又は破損が発生して
		柱とはり	いる。
		の接合	腐食又は蟻害によって構造耐力上主
		等	要な柱等に大きな断面欠損が発生し
			ている。
			柱とはりにずれが発生している。

イ 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。	屋根ふき材、ひさし又は軒	全部又は一部において不陸 3、剥離、破損又は脱落が発生している。 きんけつ 緊結金具に著しい腐食がある。		
	外壁	全部又は一部において剥離、破損又は脱落が発生している。		
	看板、給湯設備、屋上水	転倒が発生している。		
	槽等	剥離、破損又は脱落が発生している。		
	屋外階段又はバルコニー	全部又は一部において腐食、破損又		
		は脱落が発生している。		
		傾斜が見られる。		
	門又は塀	全部又は一部においてひび割れや破		
		- 損が発生している。		
		傾斜が見られる。		
ウ 擁壁が老朽化し危	遊覧表面に水がしみ出し、	 流出している。		
険 となるおそれがある。	擁壁の水抜き穴につまりが生じている。			
	擁壁にひび割れが発生して	เทอ.		

1 不同沈下:建築物が不揃いに沈下を起こすこと。

2 筋かい: 柱と柱の間に対角線に取りつけられる補強材のこと。

3 不陸:壁面や床面、部材などの表面が平らでないこと。

そのまま放置すれば著し〈衛生上有害となるおそれのある状態

状 態	状態の例
ア 建築物又は設備等の破損等が原因で、地域住民の日常生活に支障を及ぼすおそれがある。	吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状況である。 浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出や臭気の発生がある。 排水等の流出による臭気の発生がある。
イ ごみ等の放置又 は不法投棄等が原 因で、地域住民の日 常生活に支障を及 ぼすおそれがある。	ごみ等の放置、不法投棄等による臭気の発生がある。 ごみ等の放置、不法投棄等により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生 している。

適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

状 態	状態の例
ア 既存の景観に関す	景観法に基づき景観計画を策定している場合において、当該景
るルールに著し〈適	観計画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しく
合しない状態となっ	適合しない状態となっている。
ている。	景観法に基づき都市計画に景観地区を定めている場合におい
	て、当該都市計画に定める建築物の形態意匠等の制限に著しく
	適合しない、又は条例で定める工作物の形態意匠等の制限等に
	著しく適合しない状態となっている。
	地域で定められた景観保全に係るルールに著し〈適合しない状
	態となっている。

イ 周囲の景観と著し 〈不調和な状態にある。	屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大き〈傷んだり汚れたまま放置されている。 多数の窓ガラスが割れたまま放置されている。 看板が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損し、又は汚損したまま放置されている。 立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。 敷地内にごみ等が散乱、山積したまま放置されている。

その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

状 態	状態の例
ア 立木が原因で、地 住民の日常生活に支 を及ぼすおそれがある。	立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や家屋の敷 地等に枝等が大量に散乱している。 立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者や車両等の通行 を妨げている。
イ 空家等に住みつい た動物等が原因で、 地域住民の日常生活 に支障又は生活環境 に悪影響を及ぼすお それがある。	動物の鳴き声その他の音が頻繁に発生している。 動物のふん尿その他の汚物の放置による臭気が発生している。 敷地外に動物の毛又は羽毛が大量に飛散している。 多数のねずみ、はえ等が発生している。 住みついた動物が周辺の土地・家屋に侵入している。 シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来している。
ウ 建築物等の不適切 な管理等が原因で、 地域住民の日常生活 に支障を及ぼすおそ れがある。	門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が建物内に侵入できる状態で放置されている。 屋根の雪止めの破損など不適切な管理により、空き家からの落雪が発生し、歩行者や車両等の通行を妨げている。 周辺の道路、家屋の敷地等に土砂が大量に流出している。

第2次相模原市空家等対策計画

発 行 日 令和 年 月

発 行 者 相模原市

編 集 相模原市 交通・地域安全課

〒252-5277 相模原市中央区中央 2 丁目 11 番 15 号

電話:042-769-8229 FAX:042-757-2941

申込日 令和元 年 10 月 29 ⊟ 案件名 (仮称)第2次相模原市下水道ビジョン及び下水道事業経営戦略の策定について 所 管 都市建設 下水道 部 下水道経営 課担当者 内線 区 平成23年3月に策定した相模原市下水道ビジョンについて、現行の計画期間が終了することから、新たな課題等を踏ま え、今後の施策の方向性や具体的取組を示し、より効率的かつ効果的な下水道事業の推進を図るため、新たに策定するも 要 概 同時に、今後の投資計画と財政計画の整合を示すため、中長期的な経営の基本計画である「下水道事業経営戦略」を策定 し、下水道ビジョンの中に位置付けるもの。 第2次相模原市下水道ビジョン(案)について 審議内容 (論点) 下水道事業経営戦略(案)について 実施計画の 施策番号及び なし 位置付け 実施計画事業名 政策調整会議 令和元 関係課長会議 令和元 10 月 10 11 月 В 5 Н 審議日 局·区政策会議 月 日 政策決定会議 月 日 なし 報道への情報提供 資料提供 条例等の調整 議会提案時期 日程等 パプリックコメント あり 時期 令和元年12月~令和2年1月 議会への情報提供 令和元年12月 部会 調整事項 審議会等、協議 なし 個人情報の目的外利用等 なし 会等の設置 関係部局名等 調整状況 調整項目 関係部局との 調整 打合せ・会議の経過 日 会議名等 H30.7.9 下水道事業審議会 経営戦略について(意見聴取) 検討経過等 H30.11.12 下水道事業審議会専門部会 経営戦略(案)策定方針について(意見聴取) H30.12.3 下水道事業審議会 相模原市下水道ビジョンの改定について(意見聴取) H31.1.21 下水道事業審議会専門部会 相模原市下水道ビジョンの改定について(意見聴取) H31.3.19 下水道事業審議会 相模原市下水道ビジョンの改定について(意見聴取) 相模原市下水道ビジョンの改定について(意見聴取) R1.5.23 下水道事業審議会専門部会 R1.8.20 下水道事業審議会 下水道事業経営戦略の策定について(意見聴取) 借 老 上部庁議へ付議する。 関係課長会議 原案を一部修正し 政策調整会議 の結果等 企画政策課 経営監理課 財務課 廃棄物政策課 関係課長会議 下水道保全課 下水道整備課 津久井下水道事務所 都市建設総務室 の出席課・ 機関等 下水道経営課 【関係課長会議】 「ビジョン」とは日本語でどのように表現するものか。また、「さがみはら下水道ビジョン」は仮称となっているが、最終的にど のような名称とする予定か。 「構想」という語がふさわしいと考える。名称については、部門別計画策定の考え方等を踏まえ、「第2次相模原市下水道ビ ジョン」とするのが妥当と考えている。 本事業を構成する主要な事業の1つとして「長寿命化計画(ストマネ計画)」があるが、H28年3月策定の「下水道維持管理 計画」との関係性はどのようになっているのか。 「下水道維持管理計画」については現在見直しを進めており、長寿命化に関する部分を「ストマネ計画」として改定中であ る。本ビジョンにおける維持管理計画の位置付けについては、この点が分かるよう工夫させていただく。 下水道ビジョンと経営戦略は並列の位置付けと考えてよいのか 下水道事業は公営企業会計を導入しているため、財政的な裏付けとして今回経営戦略を策定し、本ビジョンの中に位置付 6つの重点施策を掲げているが、他の施策の位置付けが無く、すべてが「重点施策」という位置付けでよいのか。 これまでの 本ビジョンに掲載のない施策もあるため、重要なものを掲載しているという考えである。 庁議での 基本方針1「安全・強靭な下水道の確保」について、「安全な下水道」というものをどのように考えたらよいか。 主な意見 管きょの老朽化による道路陥没などの事故を防ぐ意味で「安全」としているが、他市の事例等も参考にし、より良い表現が あれば変更させていただく。 不明水とはどのようなものか 汚水管に浸入する地下水や雨水のことを指しており、老朽化した管きょの隙間からの浸入や誤接続等が原因である。下水 道使用料は上水道の使用料を基に料金の徴収をしているため、不明水が汚水管に流入することによる余分な汚水処理費が 問題となる。 近隣市町等との広域化・共同化とあるが、具体的にどのような自治体を想定しているのか。 相模川流域の8市3町や町田市が想定されている。人員不足の市町による事務の共同化等が課題となっている。 【事務事業調整会議】 経営戦略における財政収支シュミレーションには、今後の改築・更新や耐震化などの経費も含まれているのか。 含まれているが、お示ししている収益的収支の資料のみでは確認できないので、資料を追加させていただく。 老朽化した管きょの更新については、具体的にどのような手法で行う予定か。 既設管の補修か新たな管きょの布設を想定しているが、コストとの見合いで判断していく。

事案の具体的な内容

(1)事案の概要

平成23年3月に策定した相模原市下水道ビジョンについて、新たな課題等を踏まえ、今後の施策の方 向性や具体的取組を示し、より効率的かつ効果的な下水道事業の推進を図るため、新たに策定するもの。 同時に、今後の投資計画と財政計画の整合を示すため、中長期的な経営の基本計画である「下水道事業経 営戦略」を策定し、下水道ビジョンの中に位置付けるもの。

(2)事業スケジュール

令和元年12月 議会への情報提供 パブリックコメント実施

令和2年 3月 策定

(3)市民との合意形成の取組

令和元年12月 パブリックコメント

- (4)事業経費・財源
 - ア 計画期間

令和2年度から令和11年度までの10年間とする

- イ 策定の基本的視点
 - ・持続可能な経営の視点・PDCAサイクルによる視点
 - ・パートナーシップに基づく視点・・新しい取組に挑戦する視点
- ウ 現行計画からの主な変更点
 - ・施策体系の見直し

新たに「基本理念」及びその実現のための「基本方針」を定め、基本方針に沿った6つの 重点施策と14の具体的取組によって構成する。

・「経営戦略」の追加

重点施策である「経営基盤の強化」を実現する具体的な取組として、中長期の経営計画と なる下水道事業経営戦略を策定し、下水道ビジョン内に位置付けることにより、投資計画と 財政計画の整合を示す。

- (5)計画の構成
- < 第1章 > はじめに
- <第2章>下水道の概要
- <第3章>下水道事業の現状と課題
- <第4章>基本理念と基本方針及び施策体系
 - ・基本理念「安全・快適・信頼」の潤水都市を育む下水道
 - ・基本方針 安全・強靭な下水道の確保 快適な環境の創造に貢献

市民から信頼される健全経営

<第5章>重点施策

効率的な維持管理、改築・更新事業の実施 防災・減災の推進 汚水処理システムの最適化 良好な水環境の形成

経営基盤の強化 広報事業の充実

- <第6章>経営戦略
- <第7章>進捗管理
- (6)財源確保の考え方

(単位:百万円,税抜)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
維持管理費	7,163	7,154	6,989	7,018	7,074	7,150	7,234	7,326	7,425	7,477
建設改良費	8,823	9,303	8,362	8,945	8,480	7,019	6,664	6,373	3,577	3,268
企業債償還金	7,054	6,920	6,727	6,298	5,718	5,156	4,969	4,296	4,140	4,201
事業費計	23,040	23,377	22,078	22,261	21,272	19,325	18,867	17,995	15,142	14,946
使用料	8,752	8,767	8,782	8,798	8,813	8,829	8,836	8,839	8,843	8,846
繰入金	4,706	4,682	4,590	4,578	4,579	4,584	4,595	4,603	4,615	4,604
企業債	6,583	6,731	6,534	6,875	6,413	5,872	5,631	5,420	2,889	2,580
国県補助金	1,960	2,292	1,548	1,790	1,787	867	753	673	408	408
その他	1,039	905	624	220	100	96	93	90	87	84
財源計	23,040	23,377	22,078	22,261	21,692	20,248	19,908	19,625	16,842	16,522

【案】

第2次相模原市下水道ビジョン

令和 年 月

相模原市 都市建設局下水道部

目 次

第	1	草に	じめに		
	1	下水	(道ビジ	^ず ョン見直しの趣旨	4
	2	策定	の基本	的視点	4
	3	計画	期間		5
	4	位置	付け		5
第	2	章 下	水道の)概要	
	1	下水	(道のあ	5ゆみ	6
	2	相模	訓流域	でお道の概要	6
第				事業の現状と課題 	
	1	下水	(道ビジ	・ョンの進捗状況 ····································	8
	2	下水	道事業	éを取り巻く環境と課題 ´	1 4
~~		± =	ᅡᆂᅖᄼ	·····	
弗				スと基本方針及び施策体系 	
	1		理念		2 0
	2	基本	方針		2 0
	3	施策	体系		2 0
给	5	章 重	点施策		
ᄽ	が施				2 2
	施施				2
	施				2 8
	施				3 0
	施				3 2
	施	策	広報事	『業の充実	3 3
笋	6	音 经	 営戦略		
ᄭ	1				3 4
	2				34
	/	## =	.		, 4

3 経営の現状と今後の視点	3 5
4 財政収支計画	4 1
5 経営健全化・効率化の取組	4 5
6 事業運営のリスクと対応	4 6
第7章 進捗管理	
1 成果指標の設定	4 8
2 進捗管理方針	4 8
資料編	
資料 1 キャッシュ・フロー計算書	4 9
資料 2 経営指標一覧	5 0
資料 3 収益的収支・資本的収支の見通し	5 2
資料 4 用語解説	5 6

本ビジョンの対象事業は、公共下水道、農業集落排水、市設置高度処理型 浄化槽の3事業とします。

本文中「*」の付いている用語は、「資料編 資料4 用語解説」で説明しています。

第1章 はじめに

1 下水道ビジョン見直しの趣旨

本市の下水道事業(公共下水道、農業集落排水及び市設置高度処理型浄化槽)は、市民の生活環境の改善、公共用水域の水質保全、浸水の防除などを目的として、計画的に事業を推進してきました。

また、市の上位計画である「新・相模原市総合計画」の部門別計画として、「相模原市下水道ビジョン(計画期間:平成23年度~令和2年度)(以下「旧ビジョン」という。)」を平成23年3月に策定し、下水道についての様々な施策の基本的な方向性を示すとともに、個別の事業計画を策定・実行してきました。

しかし、旧ビジョンの策定から約8年が経過し、本市の下水道事業は、大規模地震や局地的集中豪雨などの自然災害への対策、人口減少や節水型社会の進展による使用料収入の減少、施設の老朽化に対する改築・更新需要の増加、水源地域の未普及解消など、多種多様な課題に直面しています。

このため、これらの課題や、官民連携の推進、広域化・共同化の推進など、 近年の国の動向等を踏まえ、今後の施策の方向性や具体的取組を示し、より効 率的かつ効果的な下水道事業の推進を図るため、旧ビジョンの全面的な見直し を実施し、新たに「第2次相模原市下水道ビジョン(以下「新ビジョン」とい う。)を策定しました。

2 策定の基本的視点

新ビジョンの策定に当たっては、次の基本的視点に立って策定しました。

(1)持続可能な経営の視点

下水道を取り巻く様々な環境の変化に対応し、安全で信頼できる下水道事業とするため、持続可能な経営に資する事業展開に努めます。

(2) PDCAサイクルによる視点

施策や取組を検証し、成果に基づいた評価を行い、その結果により明らかになった課題を速やかに事業展開に反映するための仕組み(PDCAサイクル)により、市民満足度の向上に努めます。

(3)パートナーシップに基づく視点

地域における政策課題等に対応するため、住民や企業など多様な主体と協 働を進めます。

(4)新しい取組に挑戦する視点

既成の概念にとらわれず、新しい取組へも柔軟に対応していきます。

3 計画期間

新ビジョンは、本市の下水道事業における中長期的な施策・具体的取組を示した計画であることから、計画期間は令和2年度から令和11年度の10年間とします。

4 位置付け

新ビジョンは、「総合計画」を上位計画とし、「第三次相模原市環境基本計画」「都市計画マスタープラン」などの他の部門別計画と整合を図りながら、国土交通省が示した「新下水道ビジョン」及び「新下水道ビジョン加速戦略」並びに神奈川県が示した「流域下水道中期ビジョン」などの考え方を踏まえて策定しました。

また、同時に、<u>中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、新ビジョン</u>の中に位置付けることにより、各施策・取組の投資効果と財源根拠の整合を示すことで、新ビジョンを経営面からも評価・確認できるよう構成しています。

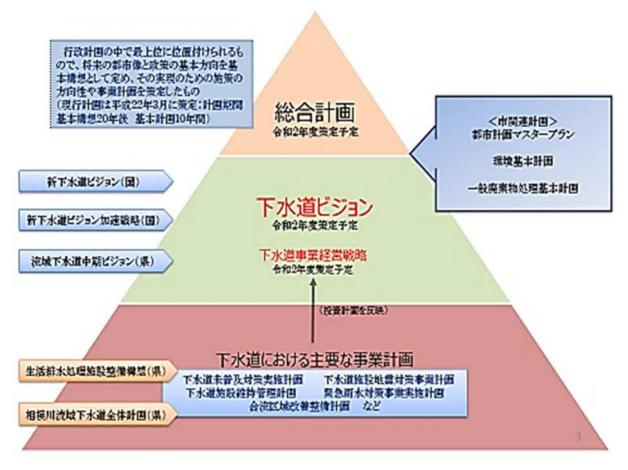


図 1 策定体系図

第2章 下水道の概要

1 下水道のあゆみ

本市の下水道整備は、昭和42年よりJR相模原駅周辺を中心に、汚水と雨水を同一の下水管で排除する合流式として事業に着手しました。その後、神奈川県による相模川流域下水道事業が計画されたことから、同事業への参画と同時に雨水と汚水を別々の下水管で排除する分流式へ事業変更しました。以降、事業の進捗を図り、平成12年度末までに市街化区域のほぼ全域の汚水管整備を完了し、平成14年度からは、市街化調整区域の汚水管整備を進めています。また、平成18年・19年に、津久井湖、相模湖などの水源を抱える津久井町・相模湖町・城山町・藤野町との合併に伴い、4町の下水道整備区域を整理するとともに、新たに浄化槽整備区域を指定し、浄化槽整備を並行して進めることになりました。

さらに、平成22年に全国で19番目の政令指定都市に移行し、平成25年4月からは、経営状況等の実態をより詳細に把握できる「企業会計方式」を導入し、独立採算制の原則にのっとり、効率的・効果的な事業執行に取り組んできました。

平成30年度末時点の本市全体の生活排水処理率は98.0%、水洗化率は99.1%となっています。

一方、雨水対策は、市政施行以来の急激な都市化に伴う排水路整備に始まり、昭和40年代後半に都市下水路整備に着手した後、昭和50年代にピークを迎えました。その間、事業に長期間を要する河川改修や、雨水管の整備を補完するための雨水調整池の整備にも着手し、飛躍的に浸水被害の解消が進みましたが、更なる都市化の進展に伴う流出量の増加と保水機能の低下に起因する新たな浸水被害が発生しています。

このため、平成16年度に「雨水対策基本計画」を策定し、浸水地域の対策に取り組んできましたが、その後の津久井地域との合併や局地的集中豪雨の規模拡大等に対応するため、平成23年度に緊急対策、中期対策及び長期対策の3段階の計画期間を設定した「改定・雨水対策基本計画」を策定し、緊急性の高い事業を優先的に推進しています。

2 相模川流域下水道の概要

本市は下水処理場を有しておらず、県が事業主体となり、市町が整備する公共下水道の汚水を集約して処理する流域下水道事業に接続することにより、汚水処理を行っています。

本市が接続している相模川流域下水道は、昭和44年に相模川流域内の9市2町の区域を対象として事業に着手し、昭和48年6月に右岸処理場(四之宮水再生センター)、昭和52年12月に左岸処理場(柳島水再生センター)で一部の市町の下水処理を開始しました。

その後、区域を拡大し、現在は流域内の9市3町(相模原市、平塚市、藤沢市、茅ケ崎市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町、愛川町)で事業を実施しています。

平成30年度末の相模川流域下水道内の人口普及率は96.8%です。

流域下水道の建設や改築に要する費用は、国からの補助のほかに、県と関連 市町が負担しており、関連市町での負担割合は、計画汚水量に比例し、本市は 約33%です。

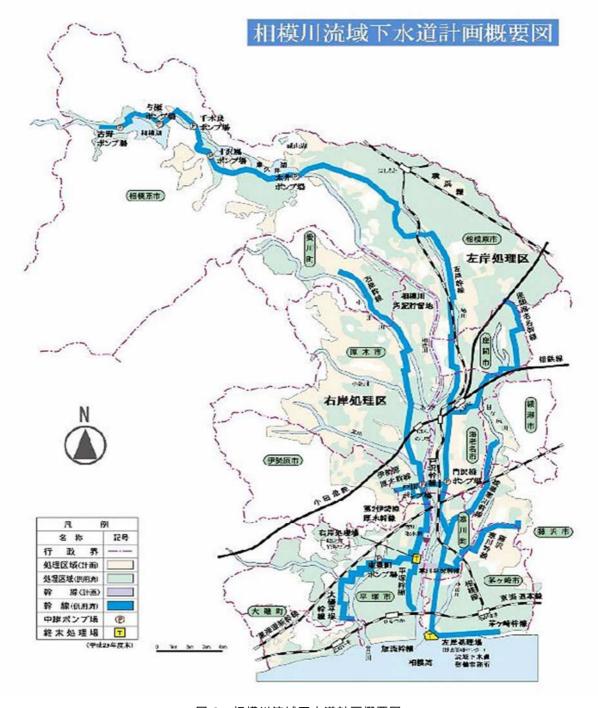


図 2 相模川流域下水道計画概要図

第3章 下水道事業の現状と課題

1 旧ビジョンの進捗状況

新ビジョンの策定に当たっては、これまで旧ビジョンで掲げてきた施策や取組の進捗状況を評価するとともに、現在の下水道事業を取り巻く事業環境を整理し、現状と課題を把握します。

(1)基本方針と重点施策

旧ビジョンでは、本市の下水道事業における様々な課題を効率的に解決していくために、7つの基本方針と10の重点施策により対応していくことを示していました。

である。 できる ない ない こうしん こうしん こうしん こうしん こうしん こうしん こうしん はんしん こうしん こうしん こうしん こうしん こうしん こうしん こうしん こ	刀到及び里忠旭束
基本方針	重点施策
安全で安心して暮らせる社会をつくる	○浸水対策
	〇地震対策
恵み豊かな自然環境を守り育てる	〇生活排水処理対策
	○水循環の形成
人にやさしい快適な生活環境をつくる	〇合流式下水道の改善
公共施設の効率的な配置及び維持管理の推	〇改築・更新
進	〇不明水侵入対策
次世代につなぐ持続可能な社会をつくる	〇地球温暖化対策
地方分権改革を踏まえた歳入確保対策と歳	○経営健全化
出抑制対策	
行政サービスの質の向上を図る	○市民への情報提供

表 3-1 旧ビジョンにおける基本方針及び重点施策

(2)重点施策の進捗状況

旧ビジョンで掲げた各重点施策の進捗状況を整理し、新ビジョンの施策体系・成果指標に反映しました。

施策1 浸水対策

【施策の概要】

雨水対策基本計画に基づいた計画的な雨水対策を進めるとともに、市民の避難誘導のほか市民自らの防災活動・避難行動を促すよう、浸水シミュレーションなどを実施し、浸水想定区域の把握・情報提供を行います。

【取組の進捗状況】

雨水管整備

平成26年度に策定した「緊急雨水対策事業実施計画(平成27年度~令和6年度)に基づき、緊急性の高い24箇所において浸水対策事業を推進しており、平成30年度末現在で15箇所の整備を完了しました。

浸水想定区域図の作成

平成20年8月29日に記録した1時間あたり96.5mmの降雨量を用いて、浸水が広がる範囲とその深さを想定した「浸水(内水)ハザードマップ(浸水想定区域図)」を作成し、市民に公開するとともに、防災情報も併記することなどにより、浸水への備えを呼びかけています。



ハザードマップ

施策2 地震対策

【施策の概要】

ポンプ場、被災者が集まる避難所・公共施設周辺道路及び緊急輸送路下の下水管を優先的に耐震化し、被害を最小限にする減災対策を進めます。 また、地震発生時の下水道施設への被害を想定し、早急に下水道の機能確保ができるよう、復旧体制の整備を進めます。

【取組の進捗状況】

ポンプ場の耐震化

市内ポンプ場における耐震診断及び耐震補強を進め、平成30年度末までに完了しました。

下水管の耐震化

重要な下水管の耐震化を図るため、平成25年度に「下水道総合地震対策計画(計画期間:令和4年度まで)」を策定し、緊急輸送道路下にある耐震性能が不足する下水管を対象に、順次耐震化を行っています。

地震時の復旧体制

下水道 B C P (事業継続計画)を平成28年度に策定し、大規模地震発災 後の職員の行動計画等を定め、下水道サービスの復旧体制を構築するととも に、定期的な検討会の開催及び職員訓練等を実施しています。

施策3 生活排水処理対策

【施策の概要】

水源地域の公共下水道の人口普及率は約55%といまだに低い状況にあ るため、市設置浄化槽など、最適な汚水処理手法による整備を進めます。 また、既に下水道が整備されている区域内の下水道未接続家屋について、

普及啓発活動を実施し、下水道への接続促進を図ります。

【取組の進捗状況】

水源地域の下水道整備推進

水源地域の市設置浄化槽の整備推進

市街化調整区域の下水道整備推進

効率的な汚水処理施設の整備を推進するため、各種汚水処理施設の特性等 を踏まえ、建設費と維持管理費を合わせた経済比較を基本としつつ、水質保 全効果等の地域特性や地域住民の意向等を総合的に勘案した上で、各地域に おける整備の優先順位を十分検討し、各種汚水処理施設の整備事業を実施し ています。

施策 4

水循環の形成

【施策の概要】

雨水の地下浸透を進める取組を実施し、地下水や河川水の確保による自 然環境の保全を図ります。

また、降雨後、雨水管や河川にそのまま放流してしまう貯留水について、地 下浸透や再利用の方策を研究します。

【取組の進捗状況】

宅地における雨水浸透施設設置促進

開発事業における指導や、雨水浸透ます設置助成金制度の活用を行ってい ます。

雨水調整池などの貯留水利用

貯留水の有効利用先などについて、ニーズの把握を進めています。

施策5 合流式下水道の改善

【施策の概要】

合流式下水道の分流化を進め、公共用水域の水質を守り、水辺空間の保全を図ります。

【取組の進捗状況】

分流式下水道の推進

平成7年から合流式下水道の分流化の計画策定を進め、平成11年からは 汚水幹線整備を、平成17年からは面整備を開始しています。平成30年度 末時点において、合流式区域約393haのうち約242haの整備が完了 しています。

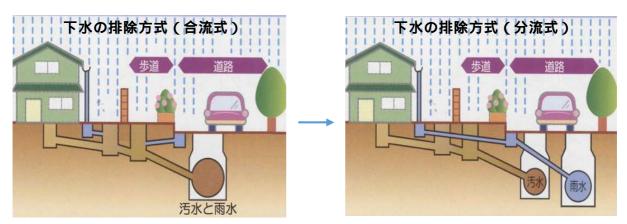


図 3-1 下水の排除方式のイメージ

施策6 改築・更新

【施策の概要】

下水道施設について、その耐用年数や機能の重要度を勘案し、長寿命化に向けた計画的な改築・更新を進めます。

【取組の進捗状況】

下水道施設維持管理計画策定

「下水道施設維持管理計画」を平成25年度に策定し、これまでの対症療法的維持管理から予防保全的維持管理へ手法を転換することにより、長寿命化を図るとともに、管理目標の設定や改築事業量の予測などを行いました。

下水道施設維持管理システムの充実

平成28年度に、既存の維持管理システムに管きょの点検調査結果を蓄積する機能を追加しました。

不明水侵入対策

【施策の概要】

汚水管の整備済区域では、雨どいの誤接続による雨水の侵入や、汚水管のつぎ目やひび割れなどから地下水が流入してしまいます。下水管に流入した不明水は、処理場に過大な負担をかけるばかりでなく、余分な下水処理費用が掛かることになります。

テレビカメラや目視による下水管調査を行い、不明水侵入箇所の特定を行った後、改築・更新を進めます。

【取組の進捗状況】

侵入水箇所の改築・修繕

定期的に下水管の送煙調査等を行っていますが、効率的に業務を進めるため、「雨天時侵入水対策実施計画」を策定しました。



テレビカメラによる侵入水の調査

施策8

地球温暖化対策

【施策の概要】

ポンプ場を中心に電力消費量の削減や自然エネルギーの活用による施設使用電力の自給推進に努めるとともに、敷地緑化や建物緑化を進め、ヒートアイランド対策に取り組みます。

【取組の進捗状況】

電力消費量の削減

ポンプ場長寿命化計画に基づき、 ポンプ場設備の改築・更新時に併せ て、LED照明など省エネタイプの 設備を導入しています。

施設緑化

既存の緑地を保全・活用し、住宅 地の中の希少な緑地として地域緑化 を補っています。



ポンプ場

施策9 経営健全化

【施策の概要】

今後、下水道施設の改築・更新への投資額が確実に増大することや、将来人口の減少による使用料収入の減少などが予想されるため、確かな経営計画に裏打ちされた下水道経営を進めます。

【取組の進捗状況】

経営計画策定

事業を安定的かつ持続的に進めるため、客観的な視点から、下水道事業の財務分析及び財政・投資計画を取りまとめた「下水道事業経営戦略」を策定しました。

企業会計への移行

下水道事業をより効率的かつ自立的に事業運営するため、平成25年4月から地方公営企業法(昭和27年法律第292号)を適用し、企業会計方式に基づいた経理を行っています。

施策10 市民への情報提供

【施策の概要】

下水道が重要なライフラインであることについての市民の理解を深め、整備や維持管理を円滑に進めるため、下水道事業のPRと適切な情報提供を進めます。

【取組の進捗状況】

下水道事業PRの拡充

下水道展や市環境まつり等のイベントへ出展し、下水道の役割や仕組みについてPRを行いました。また、マンホールカード等の新たなツールを活用した広報にも取り組んでいます。

小学校教材用下水道解説資料の作成

小学生向けの下水道解説資料を新たに 作成し、「まちかど講座(出前講座)」 の資料として活用しています。



まちかど講座

2 下水道事業を取り巻く環境と課題

今後の本市下水道事業の推進に大きく影響を及ぼす事項について、組織の外部環境と内部環境に分けて整理します。

<外部環境>

(1)人口減少、少子高齢化社会の到来

本市の将来人口推計では、平成27年の約72万1千人から令和元年をピーク(約72万3千人)に減少に転じ、令和21年には約67万人まで減少する見込みであり、使用料収入の減少に伴う収支の悪化が懸念されます。

また、本市の総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合が、平成30年では約24%でしたが、令和22年には約34%まで上昇する見込みです。

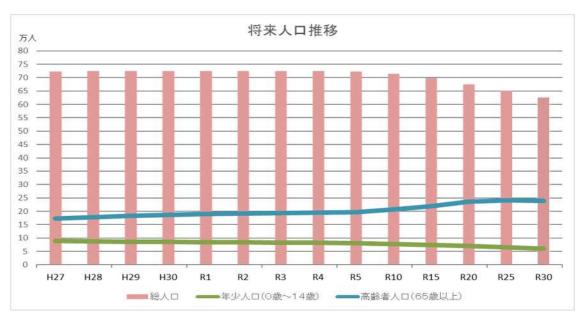


図 3-2 人口推計

(2)大規模な自然災害の発生 大規模地震

近年、各地で大規模地震が発生しており、本市が被災した場合にも、下水管の破損、ポンプ場の機能停止などにより流下機能の著しい低下やトイレが使用できなくなるなど、多大な影響を及ぼす可能性があります。



平成 28 年熊本地震

局地的豪雨

近年の気候変動に伴い、大型台風の接近や短時間に局地的な雨をもたらす集中豪雨などの異常気象が見受けられるとともに、市街地では宅地開発や道路のアスファルト舗装化が進んだことで、雨水が地中へ浸透する力が弱まり、「都市型水害」による浸水等につながることもあります。



大雨による浸水被害

(3)水源地域の生活排水処理対策

公共下水道の整備について、市街化区域の概ね全域が完了しましたが、水源 地域は整備途上にあり、今後さらなる整備の推進が求められます。

(4)国の動向

国土交通省「新下水道ビジョン加速戦略」(平成29年8月~)

下水道をめぐる社会情勢の変化等を踏まえ、国が早急に実施すべき6つの政策テーマ(重点項目 ~)と、各施策の円滑な推進の観点から社会状況の変化等に対応し得る下水道産業の育成及び国民理解に向けた情報の発信に関する2つの政策テーマ(重点項目 、)を「新下水道ビジョン加速戦略」の基本方針として選定しています。

(a)新たに推進すべき項目

重点項目 : 官民連携の推進

重点項目 : 下水道の活用による付加価値向上

(b) 取組みを加速すべき項目

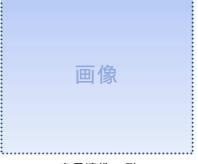
重点項目 : 汚水処理システムの最適化 重点項目 : マネジメントサイクルの確立

重点項目 : 水インフラ輸出の促進 重点項目 : 防災・減災の推進

(c) 各施策の円滑な推進のための項目

重点項目 :ニーズに適合した下水道産業の育成

重点項目 : 国民への発信



官民連携の例

広域化・共同化

持続可能な下水道事業の運営に向けて、「経済・財政再生計画改革工程表2017改定版」(平成29年12月決定)において、全ての都道府県に対し、令和4年度までの「広域化・共同化計画」策定及び全市町村等が参加する検討体制を構築するよう要請があったことを受けて、本市においても、広域化・共同化に向けた検討を開始することが求められています。

S D G s (Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標(SDGs)は、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。

SUSTAINABLE GALS



SDGsのGOAL6、11、13に下水道分野に関連するターゲットが設定されています。







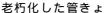
<内部環境>

(1)下水道施設の老朽化の進行

本市の公共下水道の管路は、昭和42年に事業着手し、昭和52年から平成11年に建設のピークとなり、平成30年度までに総延長2,872kmとなっています(農業集落排水は除く)。平成29年度より、法定耐用年数の50年を超える管路が発生しており、今後は改築更新需要がますます高まることになります。

また、ポンプ場施設は、汚水中継ポンプ場として6施設が稼働しており、ストックマネジメント計画、維持管理計画に基づき、計画的な点検・調査及び改築更新事業を実施しています。





画像

(2)人材確保と技術継承 職種別職員数の推移

本市で下水道事業に従事する職員数は、平成25年度から28年度まで増加傾向にありましたが、平成30年度は若干の減少となりました。職種別では、土木職が全体の半数を占めており、その他は事務職と化学職で構成されています。

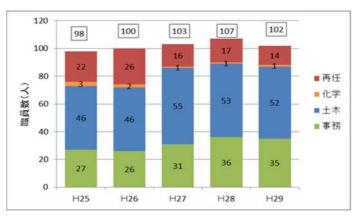


図 3-3 職種別職員数の推移

年齢構成

下水道事業に従事する職員の年齢構成は、新規採用職員の増加により、経験年数の少ない職員の割合が増えるとともに、経験豊富な職員の退職に伴い、中堅職員の負担増が予想されます。さらに、今後は施設の改築更新による業務量の増加が予想されるため、事務の効率化や人員配置を適正に行うことが求められています。

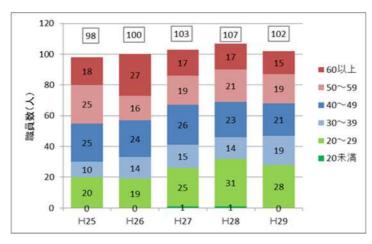
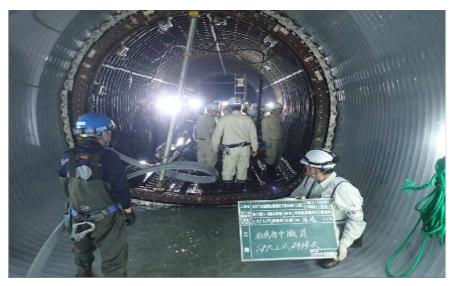


図 3-4 年齢別職員数の推移

職員の研修と技術継承

経験豊富な職員の退職が続く中、集積した技術やノウハウを継承するため、「市技術職員研修実施方針」を策定し、人材育成の研修の充実を図っています。具体的には、専門的な知識・技術の習得のために、国土交通大学校や全国建設研修センターへの職員の派遣、コンプライアンス研修、OJTをはじめとする庁内研修等を行い、技術力の維持・向上に努めています。



技術研修の様子

(3)継続的な健全経営

経費回収率とは、汚水処理費をどの程度使用料収入で賄えているかを表すものであり、経営の健全性を示す代表的な指標になります。一般的に高いほど望ましいとされており、100%を下回る場合、汚水処理費が使用料収入以外の収入(一般会計繰入金等)で賄われることを意味しています。

平成25年度に使用料の値上げ(平均改定率10.4%)を行った影響により、使用料収入が増加し、経費回収率は平成25年度から26年度は100%を超えていました。しかし、平成27年度以降は汚水処理費が増加した影響で、100%程度の水準で推移しています

また、事業別でみると、公共下水道は平成25年度以降100%以上で推移している一方で、農業集落排水及び市設置高度処理型浄化槽は、汚水処理費を使用料収入で賄えていない状況にあります。

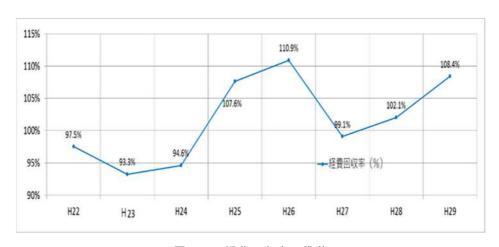


図 3-5 経費回収率の推移

第4章 基本理念と基本方針及び施策体系

1 基本理念

安全・快適・信頼の潤水都市を育む下水道

本市は、相模川の豊かな流れや道志川の清流、相模湖や津久井湖、宮ヶ瀬湖など首都圏の水がめを有しており、清らかな水・豊かな自然に恵まれ、市民の心も潤いに満ちた「潤水都市」です。

この「潤水都市さがみはら」に相応しい快適な水環境を創出するとともに、市民が安全・安心に暮らせるよう、浸水や地震といった災害に強く、将来にわたって持続可能な、市民から信頼される下水道を目指します。

2 基本方針

基本理念を実現するため、次の3つの基本方針を掲げます。

(1)安全・強靱な下水道の確保

「事業継続、防災・減災」を推進するための政策を展開します。

(2)快適な環境の創造に貢献

「良好な水環境」を維持するための政策を展開します。

(3)市民から信頼される健全経営

「市民に理解・信頼される強固な経営基盤」を構築するための政策を展開します。

3 施策体系

新ビジョンでは、基本理念「安全・快適・信頼の潤水都市を育む下水道」に 基づき、基本理念を実現するための3つの基本方針を掲げました。

これら3つの基本方針に基づき、6つの重点施策、14の具体的取組を体系的に構成しました。この施策体系をもとに、基本理念実現のための事業を推進していきます。

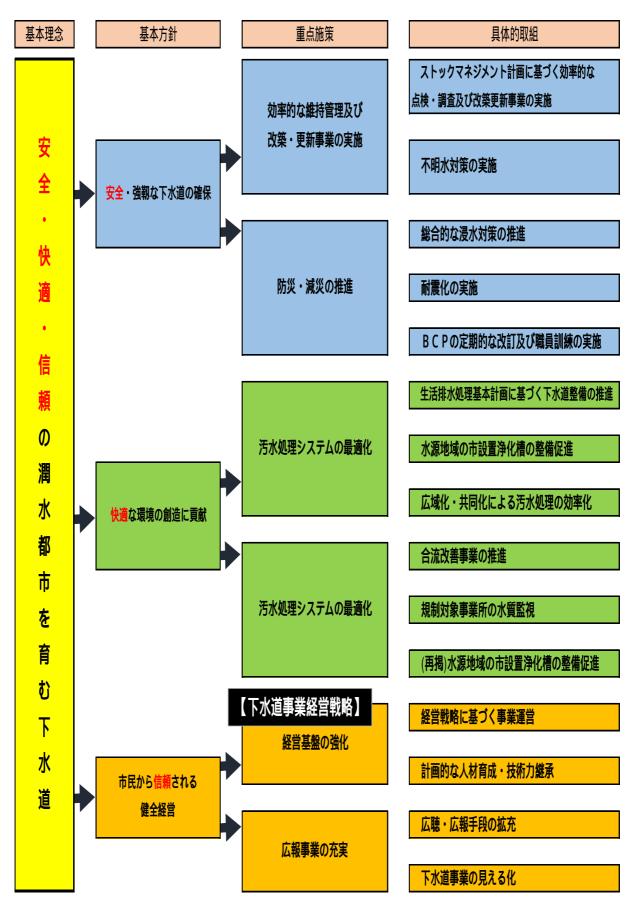


図 4 下水道ビジョン体系図

第5章 重点施策

施策 効率的な維持管理及び改築・更新事業の実施

<施策の方向性>

本市では、昭和42年から下水道整備に着手しましたが、今後は耐用年数である 50年を経過していく下水道管きょが増加することから、効率的な点検・調査手法を確 立し、適切なストックマネジメントを行います。

また、不明水対策は、効率的に業務を進めるための計画に基づき、対策を進めます。

具体的取組

ストックマネジメント計画に基づく効率的な点検・調査及び改築 更新事業の実施

下水道施設のストックが増大し、今後、これらの施設の長寿命化対策や地震対策に膨大な費用と労力を要することとなっていく中で、持続的に下水道事業を進めるため、各下水道施設の管理に必要となる状況の把握、評価を行い、中長期的な状態を予測しながら、計画的かつ効率的に維持管理していきます。

管路施設については、リスク評価に基づく優先順位や点検調査の頻度等を設定し、点検調査を行い、緊急度判定の結果を用いて改築修繕対策を実施します。

ポンプ場施設については、電気設備等の時間計画保全管理等の設備を除き、状態監視保全管理のための点検調査を行い 緊急度判定の結果を用いて改築更新・長寿命化を実施します。



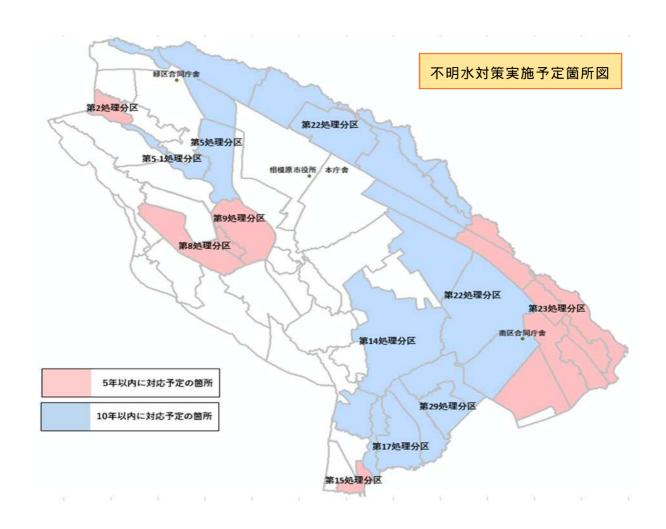
老朽化した管きょ

具体的取組

不明水対策の実施

分流式下水道においても、雨天時や地下水位上昇に伴い、マンホールの蓋穴や下水管の破損、汚水管への誤接続などに起因する侵入水が下水管の流量を増加させ、下水管等からの溢水や宅内への逆流等が発生しております。

このような、雨水時に侵入してくる不明水の対策が課題となっており、「雨 天時侵入水対策実施計画」に基づき、流量調査による対象箇所の絞り込み、誤 接続調査、取付管調査などにより不具合箇所を特定し、効率的に不明水対策を 実施します。



成果指標

指標名	単位	基準値[2018年度]	中間目標 [2024年度]	最終目標 [2029年度]	
管きよ調査率	%	0	50	100	
【指標の説明】ストックマネジメントに基づく老朽管きょの調査実施状況を示した指標 (管きょ調査延長÷主要管きょ延長×100)					

指標名	単位	基準値[2018年度]	中間目標 [2024年度]	最終目標[2029年度]		
ポンプ場主要設備の調査率	%	0	50	100		
【指標の説明】ストックマネジメントに基づくポンプ場主要設備の調査実施状況を示した指標 (調査設備数 ÷ 主要機械設備数×100)						

指標名	単位	基準値[2018年度]	中間目標 [2024年度]	最終目標 [2029年度]		
不明水対策実施面積	ha	0 (0 処理分区)	1199 (5 処理分区)	3363 (11処理分区)		
【指標の説明】不明水対策の具体的な実施状況を示した指標調査実施面積						

施策 防災・減災の推進

<施策の方向性>

近年の局地的集中豪雨や台風による浸水被害の懸念があることから、雨水管の整備等のハード対策を推進するとともに、「浸水(内水)ハザードマップ」などにより、浸水の危険性を市民に周知し、自主的な浸水対策の強化を促すためのソフト対策を進めていきます。

また、大規模地震による社会経済活動への影響を軽減するため、緊急輸送路下などの重要な下水道管きょの耐震化を進めると共に、被災時に下水道機能を速やかに 復旧させるため、定期的にBCP職員訓練を実施します。

具体的取組

総合的な浸水対策の推進

「改定・相模原市雨水対策基本計画」に基づき、浸水被害が発生している箇所に雨水管の整備、貯留・浸透施設整備、雨水ますの増設等のハード対策を実施します。

早期に浸水被害の軽減、解消の必要がある24の区域において、平成27年度に「緊急雨水対策事業実施計画」を策定し、計画的に雨水管等の整備に取り組んでいます。

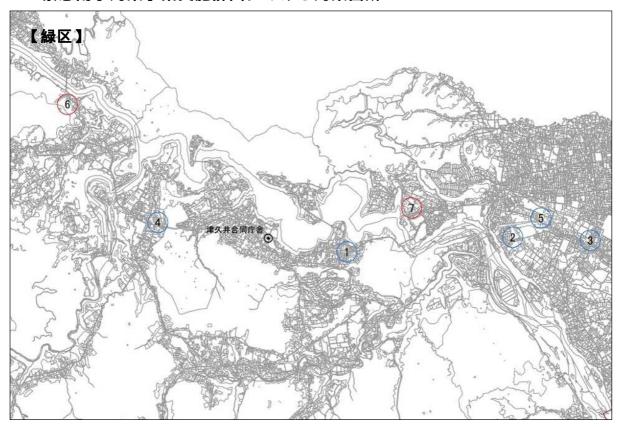
近年発生している局地的な集中豪雨や大型の台風に対応するためには、ハード対策とソフト対策の両面から検討を進める必要があり、雨水調整池や雨水浸透施設など、雨水の流出を抑える施設への浸水ハザードマップの適宜見直しを行い、浸水想定区域や自助・共助で可能な浸水対策を周知していきます。

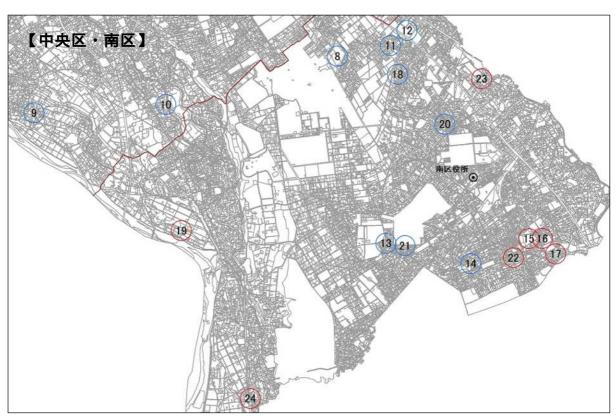
また、家庭用の雨水浸透ます設置助成制度等の活用を図り、宅地の雨水浸透を一層促進します。



雨水管の整備

<緊急雨水対策事業実施計画における対策箇所>





= 対策済 = 未対策

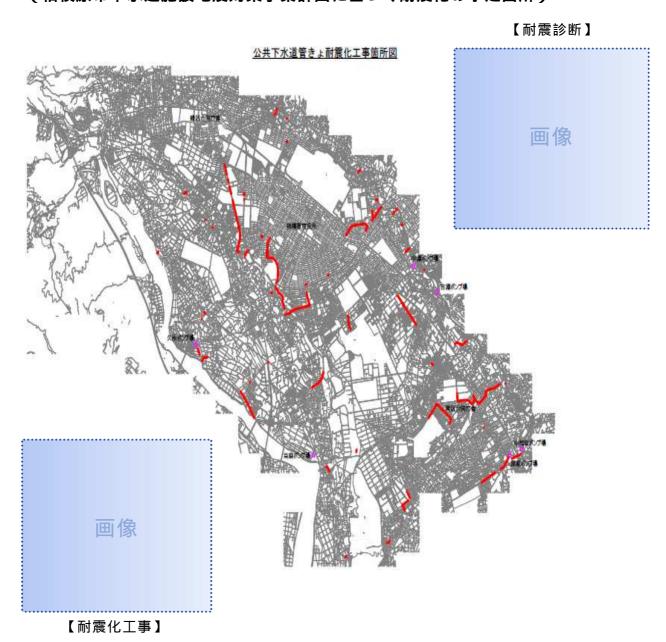
具体的取組

耐震化の実施

下水道施設のうち重要度の高い「重要な幹線等」と「その他の施設」と位置付け、「重要な幹線等」に対してはレベル2地震動においても下水の流下能力は確保できないものの、管路として上流から下流へ流せる状態を確保することを目標とし、耐震性能が不足している箇所の耐震化を図ります。

耐震化工事については、重要度と施工性等で評価した優先順位に基づき実施します。

(相模原市下水道施設地震対策事業計画に基づく耐震化の予定箇所)



具体的取組

BCPの定期的な改訂及び職員訓練の実施

現在運用している下水道BCP(事業継続計画)では、災害発生から下水道機能復旧までの職員の行動計画が示されており、予測される事象に対して机上訓練や行動訓練などを実施します。

今後、訓練を重ねていく上で発生する新たな課題等に対して、行動計画を見直し、定期的な改訂を行うとともに、見直し結果に基づく職員訓練を継続的に 実施します。

BCP訓練における未達成項目

他の部局と連携した机上・実施訓練 市内関連団体と連携した机上訓練 大都市と連携した机上訓練 近隣自治体と連携した机上訓練 相模川流域下水道左岸処理場と連携した机上訓練 非常時情報伝達訓練



BCP訓練の様子

成果指標

指標名	単位	基準値 [2018年度]	中間目標 [2024年度]	最終目標 [2029年度]
重点浸水対策地区整備実施箇所数	箇所	13	21	24
【指標の説明】重点浸水対策地区の整備実施状況を示した指標				

指標名	単位	基準値[2018年度]	中間目標 [2024年度]	最終目標 [2029年度]
管きょ耐震化実施率	%	0	50	100
【指標の説明】管きょ耐震化の実施状況を示した指標 (耐震化済み管きょ延長・耐震化が必要な主要管きょ延長×100)				きょ延長×100)

指標名	単位	基準値[2018年度]	中間目標 [2024年度]	最終目標 [2029年度]	
BCP職員訓練の拡充	項目	6	2	0	
【指標の説明】危機管理訓練に係る未達成項目の進捗状況を示した指標					

施策 汚水処理システムの最適化

<施策の方向性>

水源地域の下水道普及率が低いことから、地域特性や経済性を総合的に検討し、 最適な汚水処理手法の選択と整備事業を実施します。

また、スケールメリットを生かして汚水処理の効率化を図るため、近隣市町等と事業の共同化へ向けた検討を進めます。

具体的取組

生活排水処理基本計画に基づく下水道整備の推進

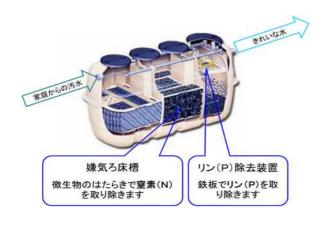
下水道施設のストックが増大していく 中で、今後、施設の長寿命化対策や地震 対策に膨大な費用と労力を要することか ら、効果的な汚水処理手法を設定した生 活排水処理基本計画に基づき、公共下水 道と浄化槽の建設費と維持管理費を合わ せた経済比較を再度行い、公共下水道に て整備すべき区域について、令和8年度 までに公共下水道(汚水)整備を実施し ていきます。



具体的取組

水源地域の市設置浄化槽の整備促進

水源地域の浄化槽整備区域については、公共下水道に代わる施設として、窒素・リンが除去できる高度処理型浄化槽の整備を進めます。



高度処理型浄化槽の構造



高度処理型浄化槽

具体的取組

広域化・共同化による汚水処理の効率化

スケールメリットを生かして汚水処理の効率化を図るため、近隣市町等との広域化・共同化の連携方策について検討します。

<mark>成果指標</mark>

指標名	単位	基準値[2018年度]	中間目標 [2024年度]	最終目標 [2029年度]
生活排水処理率	%	98.0	99.0	99.9
【指標の説明】生活排水処理の進捗状況を示した指標 (下水道・農業集落排水・合併浄化槽整備済み人口 - 行政人口×100)				

指標名	単位	基準値 [2018年度]	中間目標 [2024年度]	最終目標 [2029年度]	
汚水処理に係る事業間連携の実施			方策の決定	実施	
【指標の説明】汚水処理に係る広域化・共同化による連携の実施を目標として設定するもの					

施策 良好な水環境の形成

<施策の方向性>

河川の水質保全や生活環境の向上を図るため、引き続き、公共下水道合流区域の分流化を進めていきます。

また、終末処理場での適正な汚水処理及び処理水の水質確保のため、規制対象事業場の水質監視を継続します。

具体的取組

合流改善事業の推進

合流区域改善整備計画に基づき、平成17年度より分流化事業を実施してきましたが、事業を進める国道16号以北の区域は商業地域が集積し、一方通行などの交通規制も多くなることから、地域に配慮した施工が必要となってきました。

そのため、適度な施工範囲や早期に効果発現できる施工順序等を見直し、効率的な改善事業の実施に向けて、平成30年度に「相模原市公共下水道第10処理分区分流化実施計画」を策定し、令和12年度を目標に事業を進めています。

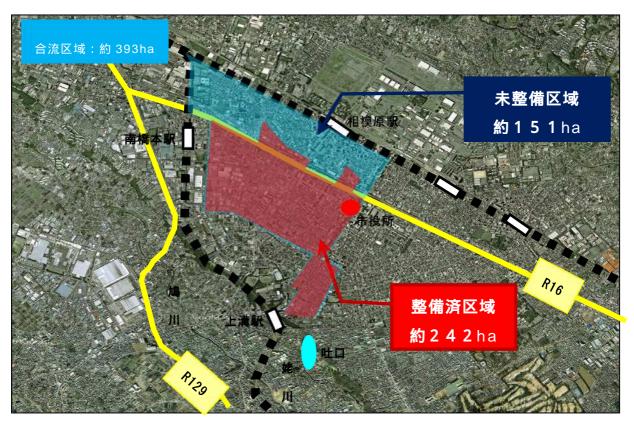


図 5-3 合流改善事業の整備予定

具体的取組

規制対象事業場の水質監視

下水道法(昭和33年4月24日法律第79号)及び相模原市下水道条例(昭和43年条例第26号)により、公共下水道への接続に際し排出する汚水の水質が規制されている事業場に対して、水質監視を実施し、排除する汚水の適正な水質管理を指導します。

【事業場の水質監視】



市内の特定事業場及び除害施設設置事業場に対して、汚水の水質監視を行うことで、下水の排除基準に適合しているかを検査しています。

【事業場密集地での広域監視】



市内の特定事業場及び除害施設設置事業場に対する個別の水質検査だけではなく、事業場が密集しているエリアにおいて、様々な汚水が合流している汚水管きょにおいても、異常がないか広域的に監視を行います。

具体的取組

水源地域の市設置浄化槽の整備推進(再掲)

水源地域の浄化槽整備区域については、公共下水道に代わる施設として、窒素・リンが除去できる高度処理型浄化槽の整備を進めます。

成果指標

	指標名	単位	基準値[2018年度]	中間目標 [2024年度]	最終目標 [2029年度]
	合流式下水道の分流化実施率	%	61.7	76.6	91.0
【指標の説明】合流式下水道の分流化への改善状況を示した指標 (分流式への改善済み面積(ha)÷合流区域面積(ha)×100]				· 域面積(ha)×100)	

指標名	単位	基準値[2018年度]	中間目標 [2024年度]	最終目標 [2029年度]
水質監視実施率	%	30	60	100
【指標の説明】特定事業場の水質監視を行っていることを示す指標 (水質検査(広域監視を含む)実施事業場数÷計画件数×100)				奺÷計画件数×100)

施策 経営基盤の強化

<施策の方向性>

継続して安定的な事業サービスを提供するためには、個別施策の具体的な実施だけでなく、適切な事業環境を分析した上で、戦略的な経営を行うことが必要となることから、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」に基づき、事業運営を行っていきます。

また、必要な人材の確保や技術力の継承のため、計画的な取組を進めます。

具体的取組

経営戦略に基づく事業運営

新ビジョンで掲げた各施策・事業取組の投資効果と財源根拠との整合を図った「下水道事業経営戦略」を策定し、定期的に検証・見直しを行います。

また、3年に1度下水道使用料改定の必要性を検証し、財務面の健全性の確保に努めます。

具体的取組

計画的な人材育成・技術力継承

事業運営に必要な技術や知識を確保するため 継承すべき技術の選定や継承するための仕組み を検討し、人材育成と技術力継承に向けた取組 を計画的に進めます。



技術力の継承

<mark>成果指標</mark>

指標名	単位	基準値[2018年度]	中間目標 [2024年度]	最終目標 [2029年度]	
経費回収率	%	102.1	100以上	100以上	
【指標の説明】汚水処理費をどの程度使用料で賄えているかを表す指標 (使用料収入÷汚水処理費×100) 計画期間中の平均値					

指標名	単位	基準値[2018年度]	中間目標 [2024年度]	最終目標 [2029年度]
人材育成指針に基づく取組の実施		未実施	実施	実施
【指標の説明】人材育成指針に基づき、技術力継承に向けた取組の実施を目標として設定するもの				

施策 広報事業の充実

<施策の方向性>

下水道の重要性を認識してもらうことや、利用者とのコミュニケーションの機会となるイベントや出前講座の開催のほか、マンホールカードなどの新たな広報ツールも活用しさらなる下水道の普及啓発に努めていきます。

具体的取組

広聴・広報手段の拡充

マンホールカードの配布や、出前講座、下水道イベント、学校教育との連携等を通じて市民に下水道の重要性を発信するとともに、ニーズの把握に努め、利用者との双方向コミュニケーションを図ります。





マンホールカード

具体的取組

下水道事業の見える化

広報紙や市ホームページを通じて、下水道事業内容、進捗状況、財務状況等が分かるように情報発信を積極的に行います。

成果指標

	指標名	単位	基準値[2018年度]	中間目標 [2024年度]	最終目標 [2029年度]
	啓発事業の拡充	回/年	4	30	40
【指標の説明】下水道展などのイベントへの参加、出前講座の実施など、啓発事業を行った回数を目標として設定するもの				して設定するもの	

指標名	単位	基準値[2018年度]	中間目標 [2024年度]	最終目標 [2029年度]	
マンホールカードの配布枚数	枚/年	1500	3000	4000	
【指標の説明】広報ツールであるマンホールカードの配布枚数の増加を目標として設定するもの					

第6章 経営戦略

1 経営戦略策定の趣旨

近年の下水道事業を取り巻く状況は、人口減少・高齢化社会、水需要の停滞 に伴う使用料収入の減少、下水道施設の老朽化に対する改築・更新需要の増加、 水源地域の未普及解消など、厳しい経営環境が続いています。

さらに、大規模地震や局地的集中豪雨など自然災害への危機管理対策、下水 道職員の技術継承、官民連携需要の高まりなど、多種多様な課題に直面してい る状況です。

本市下水道事業は、平成25年4月から地方公営企業法を適用し、企業会計方式に基づいた効率的かつ自立的な事業運営を行ってきましたが、平成26年8月に総務省から、地方公営企業の経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むための「経営戦略」を策定するよう要請がありました。

このような状況を踏まえ、本市では、新ビジョンの重点施策である「経営基盤の強化」を実現する具体的な取組として、令和2年度から10年間を計画期間とする「下水道事業経営戦略」を策定し、新ビジョン内に位置付けることにより、ビジョンにおける投資計画と財政計画の整合を示すこととしました。

2 経営理念

経営戦略の策定に当たっては、今後の事業経営に関する次の4点の考え方を 理念として策定しました。

(1)経済性を発揮した経営

下水道事業を継続的かつ安定的に運営するため、地方公営企業法の趣旨 を踏まえて、企業としての経済性を十分に発揮した事業運営を行う。

(2)適正な会計に基づく経営

適正な会計処理及び正確な財務諸表により、下水道事業の財政状態及び 経営成績を明らかにし、透明性及び公正性の高い事業運営を行う。

(3)独立採算による経営

企業としての自立性を確保するため、一般会計との負担区分を明確にして、独立採算による事業運営を行う。

(4)使用者の理解を得られる経営

投資計画と財政計画の最適化に基づく経営を進め、適正な使用料を算定し、使用者に理解を得られる事業経営を行う。

3 経営の現状と今後の視点

(1)経営指標による現状分析

主要な経営指標を用いて、類似団体*との比較分析を行い、本市下水道事業の経営状況を整理します。

類似団体 公共下水道…指定都市等21団体

農業集落排水…供用開始経過年数15年以上の法適用101団体 市設置高度処理型浄化槽…供用開始経過年数15年未満の法適用23団体

		指標	望まい方向	計算式	単位
	±	下水道普及率		現在処理区域内人口 / 行政区域内人口	%
	事業	水洗化率		現在水洗便所設置済人口 / 現在処理区域内人口	%
	X	有収率		年間有収水量 / 年間汚水処理水量	%
		(1)職員1人あたり処理区域内人口		現在処理区域内人口/損益勘定所属職員数	人
	人	(2)職員給与費対営業収益比率		職員給与費 / (営業収益・受託工事収益)	%
		(3)職員1人あたりの建設改良費+維持管理費		(建設改良費+維持管理費)/損益勘定所属職員数	刊
	ŧ	(1)管路(管渠)老朽化率		法定耐用年数(50年)超管路延長/下水道布設延長	%
	J	(2)有形固定資産減価償却比率		有形固定資産減価償却累計額/償却対象資産の帳簿原価	%
		(1)経費回収率		下水道使用料 / 汚水処理費	%
		(2)経常収支比率		経常収益 / 経常費用	%
	健	(3)累積欠損金比率		当年度未処理欠損金 / (営業収益・受託工事収益)	%
	全	(4)流動比率		流動資産 / 流動負債	%
カ カ	性	(5)更新投資充当可能資金対建設改良費比率		更新投資充当可能資金 / 当年度建設改良費	%
ネ		(6) 営業収益対経常利益比率	-	経常損益/営業収益	%
		(7)繰入金		基準内繰入金+基準外繰入金	百万円
	放 性 率	(8) 汚水処理原価		汚水処理費(維持管理費+資本費) / 年間有収水量	円/m³
	状債	(9)処理区域内人口1人あたりの企業債残高		企業債現在高/処理区域内人口	千円
	況務	(10)企業債残高対事業規模比率	-	(企業債現在高合計-一般会計負担額) / (営業収益-受託工事収益-雨水処理負担金)	%

表 6-1 経営指標一覧

経常収支比率

経常収支比率は、使用料収入や一般会計繰入金等の収益で、維持管理費や 支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標であり、100%を超 えていれば、単年度の収支が黒字であることを示しています。

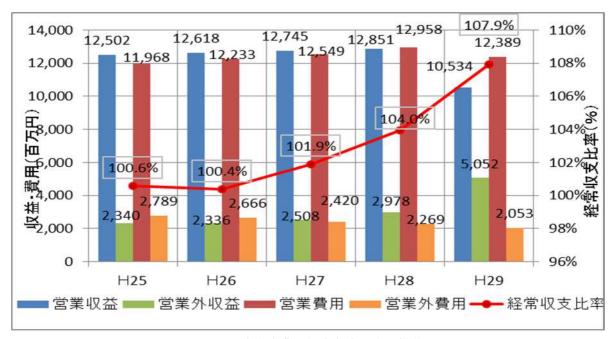


図 6-1 下水道事業の経常収支比率の推移

本市の場合、地域の特性に合わせて「公共下水道」「農業集落排水」「市設置高度処理浄化槽」の3事業を効果的に組み合わせ、一体的な事業運営を行うことにより、100%を超える水準を維持継続しています。

	H25	H26	H27	H28	H29	類似団体
下水道事業	100.6%	100.4%	101.9%	104.0%	107.9%	-
公共下水道	101.0%	100.9%	102.4%	104.6%	108.7%	109.1%
農業集落排水	83.4%	77.6%	80.9%	79.0%	92.1%	99.7%
市設置高度処理浄化槽	46.1%	47.2%	54.7%	51.9%	58.2%	85.7%

表 6-2 各事業の経常収支比率の推移

経費回収率

経費回収率は、汚水処理費(公費負担分を除く)を使用料収入でどの程度 賄えているかを表す指標であり、100%を超えていれば、使用料で回収す べき経費をすべて使用料で賄えている状況を表します。

本市の場合、適正な費用負担の観点から、平成25年度に使用料の改定を 行い、現在まで概ね100%を超える水準を維持継続しています。

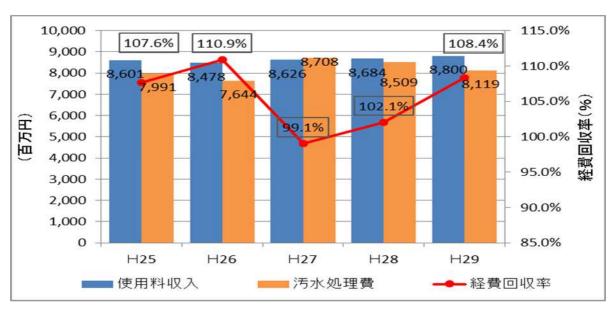


図 6-2 下水道事業の経費回収率の推移

公共下水道	H26	H27	H28	H29	H30	類似団体
使用料収入	8,458	8,603	8,658	8,768		26,063
汚水処理費	7,561	8,587	8,389	7,990		22,996
経費回収率	111.9%	100.2%	103.2%	109.7%	%	113.3%

農業集落排水	H26	H27	H28	H29	H30	類似団体
使用料収入	2,896	2,868	2,824	2,823		72,111
汚水処理費	11,615	27,372	12,737	13,086		116,863
経費回収率	24.9%	10.5%	22.2%	21.6%	%	61.7%

市設置高度処理浄化槽	H26	H27	H28	H29	H30	類似団体
使用料収入	16,504	19,614	22,278	28,799		13,951
汚水処理費	71,194	93,047	107,140	115,830		31,112
経費回収率	23.2%	21.1%	20.8%	24.9%	%	44.8%

表 6-3 各事業の経費回収率の推移

繰入金

繰入金は、雨水処理に係る費用など、一般会計(税金)が負担すべき費用である「基準内繰入金」と、事業経営が困難な場合にやむを得ず投入する「基準外繰入金」で構成されます。

本市の場合、基準内繰入金*のみを繰り入れており、このことは、本市下水 道事業が経費負担区分の原則に基づいた独立性の高い経営がなされているこ とを表しています。



図 6-4 下水道事業の繰入金の推移

汚水処理原価

汚水処理原価とは、有収水量 1 ㎡あたりの汚水処理に要した費用であり、 汚水資本費及び汚水維持管理費を含めた汚水処理に係るコストを表す指標で す。経年比較や類似団体との比較等による状況把握、分析、説明が求められ ます。

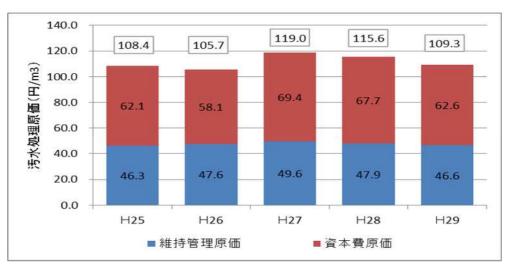


図 6-5 汚水処理原価の推移

本市の場合、原価水準は類似都市と比較して低い水準に抑えられていますが、これは、市単独で汚水処理場を持たず、県が広域で実施する相模川流域 下水道事業に参加していることが大きな要因と考えられます。

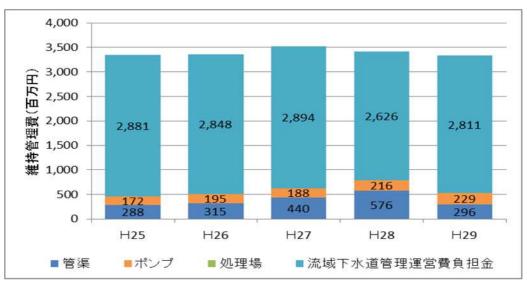


図 6-6 公共下水道維持管理費の推移

企業債残高

本市の処理区域内人口1人あたりの企業債残高は、減少の方向にありますが、これは、人口が急増した昭和50年代から集中的に進めた建設事業に対して発行した企業債の返済が進んでいる状況を表しています。

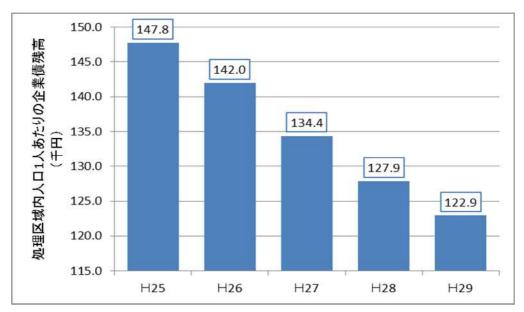


図 6-7 処理区域内人口 1 人あたりの企業債残高

管路(管きょ)老朽化率

管路(管きょ)老朽化率は、法定耐用年数(50年)を超えた管路(管きょ)延長の割合を表す指標です。本市の場合、現時点では低くなっていますが、布設後すでに40年以上経過している管路が約250kmあるため、近い将来、管きょの更新が必要になる時期が到来します。

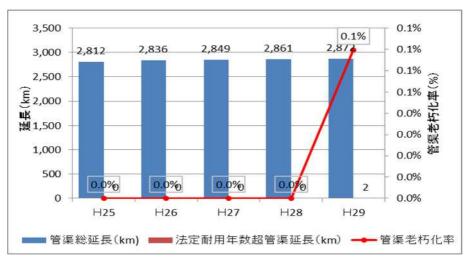


図 6-8 管路(管きょ)老朽化率の推移

(2)分析から見た今後の視点

今後は、人口減少の時代を迎えることに加え、下水道施設の老朽化への対応が本格化することから、計画的な建設改良、民間委託、アセットマネジメント等を取り入れた効率的な維持管理の組合せにより、効率的・効果的な施設機能の維持を行う必要があります。

維持管理費の大部分を占める流域下水道管理運営負担金は、事業運営に大きな影響を及ぼすことから、関連市町と連携して事業に積極的に関わることが必要です。

本市の下水道事業経営を将来にわたり継続的かつ安定的に行うため、投資計画と財政計画を双方向から検討し、本市に最適な事業経営を目指すことが必要です。

4 財政収支計画

(1)投資計画

下水道事業における今後の投資計画については、表 6-4 のとおり経営戦略計画期間における主要5事業の計画事業費を見込みます。

(単位:百万円)

事業	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
浸水対策	657	1,082	318	413	1,052	315	315	315	315	315
地震対策	3,820	3,750	3,570	3,900	3,140	2,400	2,890	2,970	0	0
維持管理	1,378	1,235	1,590	1,590	1,590	1,590	1,201	1,201	1,179	1,179
未普及対策	1,199	1,385	1,048	1,132	1,016	963	656	0	0	0
合流改善	483	569	430	494	383	637	418	544	704	395
計	7,537	8,021	6,956	7,529	7,181	5,905	5,480	5,030	2,198	1,889

表 6-4 主要 5 事業の計画事業費

(2)財政収支シミュレーション

今後の計画期間内における投資試算(維持管理費、職員給与費、起債償還費など)及び財源試算(使用料収入、他会計繰入金など)により、計画期間内の財政収支シミュレーションを行いました。

財政収支計画は資料編に掲載しています。

<投資>設定条件

項目	公共下水道	農業集落排水	高度処理浄化槽
事業計画	主要5事業の事業費を計上	改築更新費用を計上	未普及解消費用を計上
維持管理費	流域下水道負担金 + 過年度実 績に基づく費用を計上	改築更新費用を計上	改築更新費用を計上
職員給与費	現況固定	現況固定	現況固定
減価償却費	予定減価償却一覧表に基づき計上	予定減価償却一覧表に基づき計上	予定減価償却一覧表に基づき計上
企業債償還	過年度起債分+新規起債分を	過年度起債分+新規起債分	過年度起債分 + 新規起債分
支払利息	計上	を計上	を計上

<財源>設定条件

	= 17 1 1		
項目	公共下水道	農業集落排水	高度処理浄化槽
国・県補助金	補助対象事業費分を計上	なし	補助対象事業費分を計上
企業債	投資計画に基づき計上	事業計画に基づき計上	事業計画に基づき計上
使用料収入	水洗化人口に基づく有収水量	水洗化人口に基づく有収水	水洗化人口に基づく有収水
	×使用料単価により計上	量×使用料単価により計上	量×使用料単価により計上
長期前受金戻入	各年度の減価償却費に対する	各年度の減価償却費に対す	各年度の減価償却費に対す
皮别别文金庆八	割合を乗じて計上	る割合を乗じて計上	る割合を乗じて計上
他会計繰入金	基準内繰入金を計上	│ │基準内繰入金を計上	基準内繰入金を計上

収益的収支の推移

収入については、公共下水道の区域において、計画期間中の人口減少があまり進まないこと、生活排水処理対策事業が進むこと、浄化槽の設置数が増加することなどの要因により、使用料収入の微増傾向が見込まれます。

支出については、施設の老朽化が進むことに伴い、流域下水道維持管理負担金など維持管理費の増加が見込まれます。

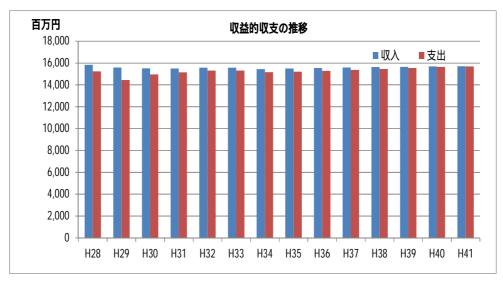


図 6-9 収益的収支の推移

収益的収支全体としては、計画期間中、毎期、純利益の計上を見込んでいます。



図 6-10 当年度純利益の推移

資本的収支の推移

資本的収支においては、国庫補助金、公営企業債及び繰入金などの収入が建設改良費及び企業債償還金などの支出を下回ることから、その不足を企業内に留保している資金により補填します。

計画期間中の資本的収支については、建設改良費や企業債償還金の額の減少に伴い、資本的収支の均衡に必要となる補填財源の額も減少を見込んでいます。

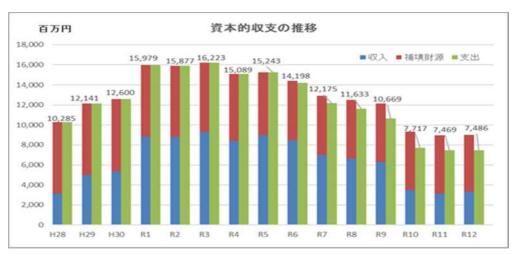


図 6-11 資本的収支の推移

繰越利益剰余金の推移

計画期間中は、毎期、安定的に一定の純利益の計上が続きますが、資本的 収支の財源とするため、企業の留保利益である繰越利益剰余金の処分を行う 必要があることから、令和5年度まではその減少を見込んでいます。

令和6年度以降は企業債の償還が進むことなどに伴い、繰越利益剰余金の 処分が不要となり、増加に転じる見込みです。



図 6-12 繰越利益剰余金の推移

(3)計画期間中の全体収支

以上のシミュレーションの結果等から、計画期間中の全体収支についても黒字を見込んでおり、<u>下水道ビジョンに掲げる投資計画と財源試算の乖離が無く、健全な事業運営が行われる見通しである</u>ことがわかります。



図 6-13 全体収支の推移

5 経営健全化・効率化の取組

(1)取組の趣旨

下水道ビジョンに掲げる基本理念の実現のためには、将来にわたって、安全・快適で信頼できる下水道事業を安定的に継続する必要があります。

これまでの試算により、計画期間中の投資の所要額と下水道使用料などの財源の均衡は図られる見通しですが、今後、下水道施設の耐震化や長寿命化などの投資事業には、多額の資金が必要となることから、さらなる徹底した経営健全化・効率化に取り組む必要があります。

(2)具体的取組

計画的な投資

老朽化した管きょやポンプ場等の更新を計画的・効率的に進めるためには、 更新時期を分散することにより、将来見込まれる更新投資額を平準化する必要があります。

このため、ストックマネジメント計画を策定し、効率的な点検・調査手法 を確立することにより、適切な維持管理を行います。

民間活力の活用

公共施設等の建設、維持管理、運営 等を民間の資金、経営能力及び技術的 能力を活用して行うPFIの他都市で の導入事例を参考に、課題や効果を研 究し、具体的に導入の検討を行うなど、 民間活力を活用します。



下水道事業におけるPFIの事例

広域化・共同化の推進

スケールメリットを生かし、下水道施設の維持管理や汚水処理事業の効率 化を進めるため、近隣市町との広域化・共同化の連携方策について検討を進 めます。

6 事業運営のリスクと対応

(1)リスクマネジメントの必要性

財政収支計画において、今回の計画期間中における財政収支は均衡することが確認できました。

一方で、この収支計画は、過去の実績、事業計画等を十分に踏まえて推計したものでありますが、将来に対する不確実性(=リスク)を考慮しつつ、結果を予測しながら今後の対応方針を設定しておく必要があります。

そこで、経営リスク(=財政収支計画の推計値から乖離する要因とその影響) が顕在化した場合であっても、安定した市民サービスを提供可能にする経営体 制を確保する観点から、本市下水道事業を取り巻く経営リスクを抽出し、その 対応方針について検討を行います。

(2)経営リスクの特定

将来的に経営に悪影響を及ぼす要因・事象を、組織の内部・外部環境ごとに抽出し、その影響(リスク)を特定します。

分類	要因・事象	経営リスク		
	業務・事業の多様化	内部	職員の業務量・負荷の増大及び	
ヒト	職員数の減少	内部	世代間の技術継承	
	施設・設備の老朽化	内部	下水道の機能停止、道路陥没	
モノ	大規模自然災害の発生	外部	災害復旧による投資額の増大	
	施行環境の悪化・高機能化	外部	建設改良費の高騰	
	流域下水道維持管理負担金の高騰	外部	維持管理費の高騰	
カネ	人口減少、節水の促進、多量排出者の転出		使用料収入の減少	
	国庫補助金の削減による代替投資財源の確保	外部	投資財源の減少	

表 6-4 経営に悪影響を及ぼす要因・事象及び経営リスク

(3)対応方針の策定

特定したリスクに基づき、各リスクの要因・事象等に応じたリスクを修正するための対応方針を設定します。

一般的に、リスク対応の種類には、リスクの度合いに応じて、「回避」「低減」「移転」「保有」などがあります。

回避	リスクの発生を回避するための取組
低減	リスクの影響度、発生確率を低減させ、リスクレベルをリスク保有領域まで下げる。
移転	リスクが顕在化した場合の損失補償(保険)を準備する、又はリスクを他者と分割する。
保有	リスクを受容し、対策を何もしない。

特定した経営リスクの取組方針を、以下のとおり設定します。

リスク	職員の業務量、負荷の増大及び世代間の技術継承
要因	職員数の減少
対応方針	低減・移転
取組	計画的な人材育成・技術力維持継承、包括的民間委託の導入、官民連携の推進
リスク	下水道の機能停止、道路陥没
要因	施設・設備の老朽化
対応方針	低減
取組	ストックマネジメント計画に基づく効率的な点検・調査及び改築更新事業の実施
リスク	災害復旧による投資額の増大
要因	大規模自然災害の発生
対応方針	移転
取組	地方公営企業法第17条の2により、公費で対応すべき経費のため
リスク	建設改良費、維持修繕費の高騰
要因	施行環境の悪化、高機能化
対応方針	低減
取組	新技術の導入、建設資材価格の確認と反映
リスク	維持管理費の高騰
要因	流域下水道維持管理負担金の高騰
対応方針	低減
取組	負担金に対する県との折衝
リスク	使用料収入の減少
要因	人口減少、節水の促進、多量排出者の転出
対応方針	低減
取組	定期的な使用料改定の必要性の検討
リスク	投資財源の減少
要因	国庫補助金の削減による代替投資財源の確保
対応方針	低減
取組	経営健全化に向けた方策検討と定期的な検証

第7章 進捗管理

1 成果指標の設定

施策及び具体的な取組に対して、進捗状況などをより定量的に比較・評価し そのパフォーマンスを継続的に改善することが必要となります。

また、近年は地震・浸水等に対する危機管理、増大した下水道施設の老朽化対策、市民サービスの向上、そしてそれらを支える健全な経営など、下水道事業に対するニーズの範囲は広がりを見せており、その内容も高度化してきています。

そこで、本ビジョンの策定に当たり、下水道事業に対するニーズの変化に応じた業務指標が必要と考え、定量的又は定性的な成果指標を設定し、進行管理を定期的に実施します。

2 進捗管理方針

(1)進行管理と実施状況の公表

本ビジョンで掲げた施策・取組の評価・進行管理は、PDCAサイクルに基づき、毎年度事業指標に基づく進行管理・評価(内部評価・外部評価)と、その結果に基づく継続的な改善を行います。

さらに、取組の実施状況とともに、評価結果や改善状況をホームページに公表し、市民に向けて情報発信・情報共有を行います。

(2)中間見直し

計画期間の中間年次(令和6年度)に、それまでの施策・取組の進捗や財務 状況等を踏まえて、取組の方向性・進捗を十分に検証し、必要な見直しを実施 します。

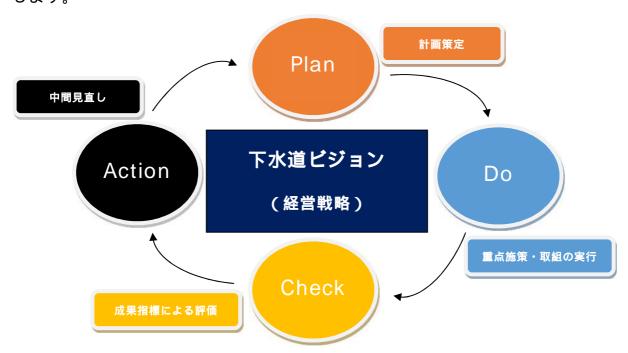


図7 下水道ビジョンのPDCAサイクル

資料編

資料 1 キャッシュ・フロー計算書

	H25	H26	H27	H28	H29
業務活動によるキャッシュ・フロー		71 P. C. S.	A 7 5 GA GA TANDA TA		
当年度純利益	47,146	55,170	292,060	613,092	1,149,072
減価償却費	8,055,103	8,114,172	8,120,223	8,140,721	8,192,941
引当金の増減額	55,148	50,314	19,308	14,093	11,185
長期前受金戻入額	△ 4,534,241	△ 4,637,464	△ 4,759,077	△ 4,788,033	△ 2,314,864
受取利息及び受取配当金	Δ 207	△ 73	△ 151	Δ9	Δ 11
支払利息	2,764,611	2,587,482	2,410,125	2,188,555	1,980,636
有形固定資産除却損	26,476	0	12,959	495,328	21,705
有形固定資産売却損益	△ 2,355	32,530	8,568	0	0
前納報奨金	0	0	o	8,941	7,478
未収金の増減額	210,631	△ 37,007	△ 87,698	26,234	21,894
未払金の増減額	257,789	98,672	235,741	601,632	134,338
その他流動負債の増減額	0	△ 334	5,022	△ 7,255	△ 1,385
小計	6,880,102	6,263,462	6,257,080	7,293,300	9,202,988
利息及び配当金の受取額	207	73	151	9	11
利息の支払額	△ 2,764,611	△ 2,587,482	△ 2,410,125	△ 2,188,555	△ 1,980,636
業務活動によるキャッシュ・フロー	4,115,698	3,676,053	3,847,106	5,104,753	7,222,363
投資活動によるキャッシュ・フロー		20 - 20 - 1	2 4	24 15	10 To 10
有形固定資産の取得による支出	△ 2,907,273	△ 4,068,253	△ 4,280,646	△ 3,984,809	△ 4,152,949
有形固定資産の売却による収入	2,355	588	0	0	0
無形固定資産の取得による支出	△ 316,487	△ 189,810	△ 122,250	△ 124,738	△ 147,525
その他投資による支出	0	△ 219	Δ 26	ol	0
その他投資による収入	o	388	102	0	0
国庫補助金等による収入	1,004,564	1,612,592	1,653,059	718,574	1,254,276
受益者負担金等による収入	60,337	49,558	70,073	69,568	53,158
一般会計又は他の特別会計からの					
繰入金による収入	2,631,608	2,727,252	2,819,777	2,807,130	283,600
その他資本的収入	0	6,302	4,492	4,777	7,904
投資活動によるキャッシュ・フロー	475,103	138,396	1 44,581	△ 509,498	△ 2,701,536
財務活動によるキャッシュ・フロー	2				
一時借入による収入	2,096,000	1,300,000	0	0	1,300,000
一時借入金の返済による支出	△ 2,096,000	△ 1,300,000	0	0	△ 1,300,000
建設改良費等の財源に充てるための 企業債による収入	2,303,300	3,114,500	2,228,500	2,499,800	4,002,700
建設改良費等の財源に充てるための 企業債の償還による支出	△ 6,528,224	△ 6,707,092	△ 6,901,018	△ 7,041,534	△ 7,114,411
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 4.224.924	△ 3,592,592	△ 4,672,518	△ 4,541,734	△ 3,111,711
育金増加額	365,877	221,857	△ 680,831	53,521	1,409,116
→ 並	274,122	639,999	861,857	181,025	234,546
全	639,999	861,857	181,025	234,546	1,643,662

キャッシュ・フロー計算書の推移

業務活動によるキャッシュ・フローは、使用料収入の増加や支払利息の減少等に伴う当年度純利益の増加により、増加の傾向を示しました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、投資の増加と、国庫補助金等による 収入計上時期の影響でマイナスが拡大しています。

財務活動によるキャッシュ・フローは、企業債の償還による支出が増加の傾向を示すため、安定的にマイナスが発生しています。

以上により、業務活動によるキャッシュ・フローが、投資活動によるキャッシュ・フローと財務活動によるキャッシュ・フローのマイナスをカバーしていることがわかります。

今後は、改築更新の増加により、投資活動によるキャッシュ・フローと財務活動によるキャッシュ・フローのマイナスがさらに拡大して資金が減少に転じる可能性があります。

資料 2 経営指標一覧

(1)「事業」に関する指標

【下水道普及率】 (%)

	H26	H27	H28	H29	H30	指定都市
下水道事業	96.4	96.8	96.4	96.9		-
(公共下水道)	96.2	96.5	96.0	96.6		96.6
(農業集落排水)	0.0	0.0	0.0	0.0		4.5
(市設置高度処理型浄化槽)	0.2	0.2	0.3	0.3		0.5

【水洗化率】 (%)

	H26	H27	H28	H29	H30	指定都市
下水道事業	98.9	98.7	99.0	99.1		-
(公共下水道)	98.9	98.7	99.0	99.1		98.9
(農業集落排水)	91.9	94.0	96.2	96.2		86.3
(市設置高度処理型浄化槽)	100.0	100.0	100.0	100.0		99.0

【有収率】 (%)

	H26	H27	H28	H29	H30	指定都市
下水道事業	87.2	86.3	89.4	89.3		ı
(公共下水道)	87.1	86.3	89.4	89.3		78.6
(農業集落排水)	100.0	100.0	100.0	100.0		87.3
(市設置高度処理型浄化槽)	100.0	100.0	100.0	100.0		100.0

(2)「人」に関する指標

【職員給与費対営業収益比率】

(千円)

	H26	H27	H28	H29	H30	指定都市
職員給与費	462,306	505,640	498,954	463,659		2,551,425
営業収益	12,618,121	12,744,557	12,850,987	10,534,201		43,433,751
職員給与費対営業収益比率	3.7%	4.0%	3.9%	4.4%		5.9%

【職員1人当たりの建設改良費+維持管理費】

(千円)

	H26	H27	H28	H29	H30	指定都市
損益勘定所属職員	67 人	71 人	70 人	65 人		284 人
資本勘定所属職員	32 人	31 人	37 人	37 人		122 人
建設改良費	5,166,057	3,655,660	3,243,758	5,026,809		24,815,363
維持管理費	4,146,861	4,436,399	4,401,731	4,249,236		14,560,367
建設改良費 + 維持管理費	94,070	79,334	71,453	90,942		96,848

(3)「モノ」に関する指標

【有形固定資産減価償却費比率】

(%)

	H26	H27	H28	H29	H30	指定都市
下水道事業	6.1	9.1	11.9	14.6		-
(公共下水道)	6.1	9.1	12.0	14.7		44.5
(農業集落排水)	7.9	9.2	13.0	16.6		23.5
(市設置高度処理型浄化槽)	4.5	6.4	8.1	9.6		16.2

(4)「カネ」に関する指標

【累積欠損金比率】

(%)

	H26	H27	H28	H29	H30	指定都市
下水道事業	0.0	0.0	0.0	0.0		-
(公共下水道)	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
(農業集落排水)	514.4	833.1	1160.2	1279.0		196.0
(市設置高度処理型浄化槽)	696.5	906.3	1187.5	1220.7		124.2

【流動比率】 (%)

	H26	H27	H28	H29	H30	指定都市
下水道事業	35.9	27.7	32.7	46.0		-
(公共下水道)	35.8	28.2	33.4	47.8		59.4
(農業集落排水)	-87.8	-1.8	-138.5	-178.7		29.6
(市設置高度処理型浄化槽)	60.9	6.1	16.2	-39.4		180.1

【更新投資充当可能資金対建設改良費比率】

(%)

	H26	H27	H28	H29	H30	指定都市
下水道事業	16.9	5.3	7.7	33.0		-
(公共下水道)	22.8	14.9	36.5	54.9		58.3
(農業集落排水)	-543.8	-38.8	0.0	-3458.6		345.3
(市設置高度処理型浄化槽)	-50.6	-50.8	-123.1	-89.2		12.2

【営業収益対経常利益比率】

(%)

	H26	H27	H28	H29	H30	指定都市
下水道事業	0.4	2.2	4.7	10.9		1
(公共下水道)	1.0	2.8	5.4	11.8		10.7
(農業集落排水)	-301.0	-313.7	-314.2	-118.3		-1.6
(市設置高度処理型浄化槽)	-370.7	-332.3	-368.9	-302.1		-48.8

資料3 収益的収支・資本的収支の見通し

(1)下水道事業の収益的収支計画

下水道事業(収益的収支)

	_	事業(以盆り以又)		年		度	参考	参考	 参考	参考	
	X	分					平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度	令和2年度
		1. 営 業	ЦΣ	1	益	(A)	12,850,987	10,534,201	10,609,073	10,192,461	10,220,348
	収	(1) 料	 金		<u>皿</u> 収	λ	8,683,568	8,799,628	8,752,850	8,734,061	8,751,575
	1/	(2) 受託	 工 事	ЦΣ	<u>¼ </u> 益	(B)	0,000,000	0,100,020	0,102,000	0,7 04,001	0,701,070
	益	(3) その他				担金)	4,167,419	1,734,573	1,856,223	1,458,400	1,468,773
収		2. 営業		<u>,、 </u>	工 収	」 並	2,977,729	5,052,028	4,914,105	5,317,710	5,349,947
48	的	(1) 補	•	<u>/-</u> 助	1/1	金	690,423	2,732,932	2,581,424	3,057,842	3,084,693
	_		他		計補	助金	532,477	2,732,445	2,580,938	3,057,842	3,084,693
	収		. ح		也補	助金	157,946	487	486	, ,	, ,
		(2) 長期	前	受		戻 入	2,281,846	2,314,864	2,328,978	2,259,868	2,265,254
益	λ	(3) そ		0		他	5,460	4,232	3,703		
_		収	λ	į	計	(C)	15,828,716	15,586,229	15,523,178	15,510,171	15,570,295
		1. 営	業		費	用	12,957,926	12,389,349	13,100,447	13,384,595	13,619,791
		(1) 職	員	給	与	弗貝	498,954	463,659	515,202	504,318	504,318
	収		基		本	給	276,238	254,042	223,529	7,970	7,970
的			退	職	給	付 費					
נם			そ		0	他	222,716	209,617	291,673	6,348	6,348
	益	(2) 経				弗貝	2,054,789	1,280,736	1,506,662	1,667,691	1,821,440
			動		力	弗貝	39,543	44,957			
	l		修		繕	弗貝	197,293	147,992			
収	的		材		<u>料</u> 託	典貝					
ЧХ			<u>委</u>			費	762,582	494,898			
	L				<u>の</u>	<u>他</u>	1,055,371	592,889			
	支		価	償	却	費	8,140,721	8,192,941	8,381,335	8,164,885	8,155,071
		(4) 流域下		<u>維持</u>			2,263,462	2,452,013	2,697,248	3,047,701	3,138,962
+		2. 営業		外	費	用	2,268,823	2,052,877	1,864,641	1,769,666	1,693,856
支	出	(1) 支	払		利	息	2,187,475	1,979,635	1,853,641	1,769,666	1,693,856
		(2) ₹	ılı	<u></u>	<u>- 1</u>	<u>他</u>	81,348		11,000		45.040.047
		支	出	i	<u></u>	(D)	15,226,749	14,442,226	14,965,088	15,154,261	15,313,647
	経	常損	益	(C)-(D)	(E)	601,967	1,144,003	558,090	355,911	256,648
特		別	利		益	(F)	11,124	5,069			
<u>特</u> 特		別	損		失	(G)					
特		別損	益	(F)-(G)	(H)	11,124	5,069			
	年	度純利益()	ては純	損失) (E)+(H)	613,091	1,149,072	558,090	355,911	256,648
繰		利益剰余金		累積		金 (1)	1,501,205				

(単位:千円,%)

						1	\	<u> 半世, 十口, %)</u>
令和3年	度 令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
10,229,	220 10,192,572	10,220,926	10,243,257	10,264,506	10,281,343	10,293,621	10,308,266	10,312,358
8,766,	- ' '		8,813,171	8,828,568	8,836,243	8,839,389	8,842,535	8,845,681
1,462,	249 1,410,205	1,423,164	1,430,086	1,435,938	1,445,100	1,454,232	1,465,731	1,466,677
5,345,	018 5,244,748	5,278,364	5,300,620	5,317,982	5,344,738	5,366,289	5,394,740	5,396,842
3,076,	652 2,974,393	3,006,513	3,026,127	3,043,224	3,066,974	3,090,580	3,119,201	3,125,858
3,076,	652 2,974,393	3,006,513	3,026,127	3,043,224	3,066,974	3,090,580	3,119,201	3,125,858
2,268,	366 2,270,355	2,271,851	2,274,493	2,274,758	2,277,764	2,275,709	2,275,539	2,270,984
15,574,	<u> </u>	1	15,543,877	15,582,488	15,626,081	15,659,910	15,703,006	15,709,200
13,671,		13,590,578	13,641,502	13,688,505	13,748,420	13,791,737	13,843,114	13,880,299
504,			504,318	504,318	504,318	504,318		
7,	970 7,970	7,970	7,970	7,970	7,970	7,970	7,970	7,970
	348 6,348		6,348		6,348			
1,834,	078 1,669,717	1,682,355	1,694,994	1,707,633	1,719,869	1,731,869	1,743,868	1,755,868
0.405	000 0440700	0.007.005	0.000.040	0.007.444	0.040.000	7,000,004	7.050.704	7,000,000
8,135,			8,066,810	8,037,114	8,018,890 3,505,343	7,982,094	7,950,784	7,903,380
3,196, 1,647,		1	3,375,380 1,641,065	3,439,440 1,677,567	1,712,534	3,573,456 1,755,998	3,644,144 1,812,018	3,716,733 1,820,247
1,647,		 	1,641,065	1,677,567	1,712,534	1,755,998	1,812,018	1,820,247
1,047,	1,021,100	1,010,017	1,041,000	1,077,007	1,7 12,004	1,100,000	1,012,010	1,020,247
15,318,	811 15,163,453	15,205,595	15,282,567	15,366,072	15,460,954	15,547,735	15,655,132	15,700,546
10,010,	10,100,400	10,200,000	10,202,001	10,000,012	10,000,001	10,071,100	10,000,102	
255,	427 273,867	293,696	261,311	216,416	165,128	112,176	47,874	8,654
255,	427 273,867	293,696	261,311	216,416	165,128	112,176	47,874	8,654
455,			360,632	577,048			902,225	

(2)下水道事業の資本的収支計画

下水道事業(資本的収支)

1.0	<u>/烂</u> 手 /_	業(貧本的収支) 	4 ±	4 ±	4 ±	4 ±	
		年 度	参考	参考	参考	参考	△ 5∏○左座
		区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度	令和2年度
		1. 企業債	2,499,800	4,002,700	7,875,700	6,811,452	7,654,260
	`/17	うち資本費平準化債	164,000	221,600	237,900	578,497	496,818
	資	2. 他 会 計 出 資 金					
資		3. 他 会 計 補 助 金	10,480				
	本	4. 他 会 計 負 担 金	2,796,651	283,600	263,233	144,935	148,281
		5. 他 会 計 借 入 金					
		6. 国(都道府県)補助金	977,416	1,316,074	2,540,854	2,628,000	1,960,000
本	的	7. 固定資産売却代金					
		8. 工 事 負 担 金	84,012	68,100	62,429	109,126	114,112
	収	9. その他	9,109	10,496	9,000		
	ЧХ	計 (A)	6,377,467	5,680,970	10,751,216	9,693,513	9,876,653
的	λ	(A)のうち翌年度へ繰り越さ れる支出の財源充当額 (B)	508,280	243,764			
		前年度同意債等で今年度収入分	209,600	449,800			
		純計 (A)-(B) (C)	5,659,587	4,987,406	10,751,216	9,693,513	9,876,653
収	資	1. 建 設 改 良 費	3,049,142	4,815,177	9,752,603	8,424,000	8,287,000
	貝	う ち 職 員 給 与 費	259,585	257,978	315,504	267,590	267,590
	本	2. 企業債償還金	7,041,535	7,114,411	7,198,537	7,110,382	7,041,042
	的	3. 他会計長期借入返還金					
支	נם	4. 他 会 計 へ の 支 出 金					
	支	5. 流域下水道建設負担金	194,616	211,632	351,016	1,295,552	1,607,360
	出	6. その他			12,580		
	Щ	計 (D)	10,285,292	12,141,220	17,314,736	16,829,934	16,935,402
	い と する	ス入額が資本的支出額に 額 (D)-(C)	4,625,706	7,153,814	6,563,520	7,136,421	7,058,749
Ř	#	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	3,791,168	5,956,845	6,052,357	5,905,017	5,889,817
т <u>і</u>		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額		243,353	356,578	1,083,337	1,023,479
		3. 繰 越 工 事 資 金	245,536	562,199			
ļ.		4. その他	589,002	391,417	154,585	148,067	145,453
)	京	計 (F)	4,625,706	7,153,814	6,563,520	7,136,421	7,058,749
補	塡	財源不足額 (E)-(F)					
補	填販	†源 繰 越 金 残 高	921,853	2,264,245	2,264,245	2,264,245	2,264,245

			ı					<u>(単位:千円)</u>
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
7,795,485	7,845,389	8,207,733	7,511,746	6,599,716	6,499,309	6,606,652	4,146,744	3,837,744
343,165	128,936							
148,577	222,108	177,418	165,135	158,635	144,898	129,442	113,551	106,607
2,292,000	1,548,000	1,790,000	1,787,000	867,000	753,000	673,000	408,000	408,000
111,131	107,078	103,230	99,574	96,099	92,800	89,665	86,687	83,858
10,347,193	9,722,575	10,278,381	9,563,455	7,721,450	7,490,007	7,498,759	4,754,982	4,436,209
10,347,193	9,722,575	10,278,381	9,563,455	7,721,450	7,490,007	7,498,759	4,754,982	4,436,209
8,771,000	7,706,000	8,279,000	7,931,000	6,655,000	6,230,000	5,780,000	2,948,000	2,639,000
267,590	267,590	267,590	267,590	267,590	267,590	267,590	267,590	267,590
6,906,755	6,713,252	6,209,157	5,677,793	5,142,378	4,988,063	4,348,739	4,234,364	4,339,542
1,596,585	1,967,489	1,998,833	1,647,846	1,091,816	1,302,409	1,779,752	1,886,844	1,886,844
17,274,340	16,386,741	16,486,990	15,256,639	12,889,194	12,520,472	11,908,491	9,069,208	8,865,386
6,927,147	6,664,166	6,208,609	5,693,184	5,167,744	5,030,465	4,409,732	4,314,226	4,429,177
5,867,633	5,842,383	5,815,784	5,547,817	5,023,458	4,887,419	4,268,065	4,174,216	4,290,354
914,065	676,958	246,825						
145,449	144,825	146,000	145,367	144,286	143,046	141,667	140,010	138,823
6,927,147	6,664,166	6,208,609	5,693,184	5,167,744	5,030,465	4,409,732	4,314,226	4,429,177
2,264,245	2,264,245	2,264,245	2,508,745	3,247,643	4,101,350	5,539,671	7,040,700	8,382,742

資料4 用語の解説

【ア 行】

アセットマネジメント

下水道事業が所有する資産(管・施設等)の状態・健全度を適正に評価し、中長期的な視点で資産の状態を予測した上で、財政面の見通しも踏まえた計画的かつ効率的な管理を行うこと。

一般会計繰入金

地方公営企業の経営に要する経費 のうち、その性質上企業の経営に伴 う収入をもって充てることが適当と ない経費、その公営企業の性質上能 率的な経営を行ってもなおその経営 に伴う収入のみをもって充てること が客観的に困難であると認められ 経費について、補助金、負担金、出 資金、長期貸付金等により一般会計 が負担するもの。

雨水調整池

降雨時に雨水を一時的に溜め、晴 天時などに放流する施設。大規模な 調整池は晴天時野球、サッカーなど のスポーツ利用もされる。

汚水処理人口普及率

行政区域内の総人口に対して、汚水処理施設(下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽など)により 汚水を処理できる人口の割合。

【力 行】

合併処理浄化槽

家庭や事務所などのトイレのみならず、台所などの全ての汚水を処理する浄化施設。

企業債

管・施設の新規整備、改築・更新などの費用に充てるために、国等から長期で借り入れる借金のこと。

緊急輸送路

災害時の復旧・物資輸送活動に最低限必要な国道などの主要道路や鉄道のこと。

減価償却費

使用等による固定資産の経済的価値の減少額を、当該固定資産の耐用年数期間中にわたり各事業年度の費用として配分する手続きを減価償却といい、減価償却費とは、この減価償却によって各事業年度に配分される費用のこと。

合流式下水道

汚水と雨水を同一の管渠で集め下 水処理場で処理する方式の下水道。

【サ 行】

事業継続計画(BCP)

災害や事故などで被害を受けても 優先度の高い業務の中断を回避、も しくは中断されたとしても早期に復 旧するための計画。

資本的収支

資産の取得(建設・購入)の財源 となる企業債、国庫補助金等の収入 と、資産の取得、改良のための経費 や、資産の取得に要した企業債の元 金償還金等の支出。

収益的収支

当該年度の企業の経営活動で発生する収入と、それに対応する支出のこと。収入はサービスの提供の対価としての使用料収入が主体で、支出はサービス提供に要する施設の維持管理費、人件費、支払利息、減価償却費等を計上している。

浸水(内水)ハザードマップ

大雨が降った場合に発生する浸水 想定区域と避難場所を明示したもの

ストックマネジメント

持続的に下水道事業を進めるため、 膨大にある下水道の各施設の管理に 必要となる状況を把握、評価し、中 長期的な施設の状態を予測しながら、 下水道施設を計画的かつ効率的に管 理・運用すること。

【タ 行】

地方公営企業

地方公共団体が経営する企業の組織、財務、その他企業経営に関する 事務処理等を定めた法律を適用した 事業。

都市型水害

都市化に伴って起こる水害のこと。 地面の大半がコンクリートやアスファルトで覆われているため、雨水が 浸透しにくく、大量の雨水が下水道 や河川に流れ込むために、雨水が処 理しきれずにオーバフローすること で起こる水害などをいう。

【八行】

ヒートアイランド

都市部の気温がその周辺の地域に 比べて異常な高温を示す現象。

PDCAサイクル

典型的なマネジメントサイクルの 1つで、計画 (plan)、実行 (do)、 評価 (check)、改善 (action)のプロセス順に実施する。

不明水

下水道使用料などで把握することができる水量以外の下水量のこと。

分流式下水道

汚水と雨水を別々の管渠で集め、 汚水は下水処理場で処理し、雨水は 河川などに放流する方式の下水道。

ポンプ場

汚水を管渠で自然の勾配で流せない場合、一旦くみ上げて再度流すための「中継ポンプ場」と、雨水を強制的にくみ上げて川や海に流す「雨水ポンプ場」のこと。

【マ 行】

マンホールカード

各自治体がデザインして実際に設置しているマンホールの蓋をカード化したもので、下水道施設を直接訪れた方にのみ配布される。本市においても、あじさい柄と旧相模湖町のデザインのカード2種類を発行している。

【ヤ行】

有収水量

使用料徴収の根拠となる下水道へ 排出される水の量。

予防保全

点検・調査などにより施設の劣化 状態を把握し、不具合が発生する前 に対応を行うこと。

【ラ 行】

ライフライン

電気、ガス、水道などの人が日常生活を送る上で必要な施設のこと。

1 第2次相模原市市民協働推進基本計画の策定について

(説明者:市民局次長)

(1)主な意見等

○ 本計画9ページ「多様な主体が連携するイメージ図」について、記載されている6つの主体の横のつながりが見えにくい。また、「柔軟に参加」とするのではなく「課題に応じて参加、連携」と表記してはどうか。

表現を工夫させていただきたい。

- 本計画11ページ「協働による活動の発展事例」について、(1)の取組から直接 (3)の取組につながるルートがないと理解して良いか。 直接ではなく、段階的に進んでいくものと考えている。
- 庁内では、「市民協働」と「シビックプライド」が混同していると思われる。しっかりと色分けしながら、全庁的な周知啓発を図ってもらいたい。また、渉外部門とも連携し、計画策定に合わせた対外的なPRにも取り組んでもらいたい。 承知した。
- 協働について、市民による活動と認識との間でギャップがあると感じるが、どの ように捉えているか。

市民の普段の行動が協働であることに気付いていないケースもあるので、例えば表彰制度を設けるなど、気付きの機会をつくることで協働に参加する人を増やしていかなければならないと考えている。

○ 「協働」という言葉は、これまで市民と市の間で使われることが多かったが、市 民同士や様々な主体同士による協働も重要な要素と考える。理解してもらえるよう 積極的にPRしてもらいたい。

(2)結果

原案のとおり承認する

(3)特記事項

なし

2 第3次さがみはら男女共同参画プランの策定について

(説明者:市民局次長)

(1)主な意見等

○ 他都市において、DV被害者の個人情報が洩れる事案が発生したこともあったため、そういった事案が生じないよう、職員がDVに係る情報の取り扱いについて高い意識を持つような研修などが重要である。

他都市の事案などを踏まえ、各区民課や各まちづくりセンターをはじめ、福祉や税などの部署も含め、DV被害者支援及び被害者の個人情報を取扱う業務に携わる職員を対象とした研修を定期的に実施している。今後も引き続き、全庁的に研修を実施していく必要があると認識している。

(2)結果

原案のとおり承認する

(3)特記事項

なし

3 第2次相模原市消費生活基本計画の策定について

(説明者:市民局次長)

(1)主な意見等

○ 本計画11ページ「悪質商法の複雑化・多様化」については、消費生活基本計画 がカバーするものなのか。

例えばオレオレ詐欺というと犯罪の範疇となり警察がカバーするものと考えているが、金銭を搾取されることに対する予防策の点では、警察と消費生活行政の それぞれで取り組む必要があると考えている。

○ 特殊詐欺自体が犯罪の範疇であり、本計画で焦点を当てているところに違和感が ある。

特殊詐欺のうち架空請求等の一部事案については消費生活相談においても多くの相談が寄せられているので、切り離せない事情もあるが、全体として消費生活へ焦点を当てるよう説明やデータの示し方を考えたい。

- 本計画には関連部門別計画についての記載がないが、関連するものはないのか。 環境や資源循環、子育てなど、関連計画は多いと考えている。他の部門別計画 との関連が分かるよう整理させていただく。
- 「自立した消費」とはどのようなことか。

日々消費生活を送る中で、悪質業者に騙されないことやモノを買うときに生産 過程を考慮するなど、しっかりとした考えを持って生活をすることが「自立した 消費」であると考えている。

- 「エシカル消費」という言葉も本計画に出てくるか。 計画に記載している。従来から誰もが取り組んでいるエコや地産地消、被災地 産のものを買うこと、できるだけ公正なもの買うこともエシカル消費と言える。
- 重点的な取り組みとして「若年者の消費者教育の強化」が挙げられているが、高 校生に対する取組はどのように行うのか。

高校の校長会とも協議しており、消費生活相談員が出前講座を始めたところである。また、協働事業提案制度を通じて、県のファイナンシャルプランナーズ協同組合と連携してライフプランや奨学金などについての教育も行っている。

○ 他の部門別計画との関連や、特殊詐欺に関する部分の指摘事項について適宜整理 してもらいたい。

(2)結果

原案のとおり承認する

(3)特記事項

なし

4 第2次相模原市空家等対策計画の策定について

(説明者:市民局次長)

(1)主な意見等

○ 自主的に空家等の点検調査を行っている地域もあるが、点検の視点や書式について共通のフォーマットなどがあると運用しやすいとの声があったので、検討してもらいたい。

空家等の実態把握は課題と認識しているので、検討していきたい。

○ 「子育て世帯等の中古住宅の取得やリフォームへの誘導促進策を検討」とはどのようなことか。

住宅購入に際しては新築住宅を選択することが多いが、その一方で既存の住宅ストックが増えてしまい、空家等の増加にもつながっている。その既存ストックの購入を促進するという方向性で、補助制度を検討していきたいと考えている。

○ 「適切な管理が行われていない空家等の解決率」という指標だけでなく、空家等 の利活用を含めた指標の設定は難しいのか。

空家等対策協議会からは、利活用ができる状態の空家等は私有財産でもあることから行政の指標とすべきでないとの意見があったことを踏まえ、このような指標設定としている。

○ 現在、空家等対策は市民局が所管しているが、住宅政策とも密接に関わることから、在り方を検討する必要があるのではないか。

来年度から都市建設局の建築・住まい政策課に業務移管する方向で調整している。

○ 空家等の対策に関する条例制定については議会等からも要望されているが、条例 制定を見据えると指標の目標値が低いと感じる。今後、条例制定する場合に見直す 考えはあるのか。

毎年度の成果を協議会に報告しているので、条例制定の状況等を勘案しながら中間地点で見直すことは考えられる。

(2)結果

原案のとおり承認する

(3)特記事項

なし

5 (仮称)第2次相模原市下水道ビジョン及び下水道事業経営戦略の策定について

(説明者:下水道部長)

(1) 主な意見等

○ 本計画 2 3 ページ「不明水対策実施予定箇所図」について、 5 年以内と 1 0 年以内に対応するという分け方の基準はなにか。

雨天時の下水管への雨水流入量を基準としている。

○ 不明水対策として実施する内容は。

配管の誤接続など、不明水の流入には様々な要因が考えられるため、雨天時に 管の中に流量計やカメラを設置して調査することに加え、広報等で、汚水管に雨 水を流し込まないよう啓発していく。

○ 相模川流域下水道事業においても設備の老朽化により更新に莫大な費用が掛かる ことが想定され、流域自治体に費用負担を求めてくることも考えられるが、経営シ ミュレーションではどこまで見込んでいるか。

将来負担は本計画にも反映している。

○ 本計画でいう「人材育成指針」とは、下水道事業に特化したものか。それとも、 市の人材育成基本指針を差しているのか。

市の人材育成基本指針を差している。

(2)結果		
原案のとおり承認する		
(3)特記事項		
なし		
į:	汄	上